

平成 26 年度
包括外部監査結果報告書

委託契約に係る財務事務の執行について

平成 27 年 3 月
大分県包括外部監査人
首藤 慶史

目次

第1部 外部監査の概要	1
第1. 外部監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 特定の事件として選定した理由	1
第7. 監査の着眼点	2
第8. 主な監査手続	2
第9. 監査対象契約の選定基準及び報告対象契約の基準	2
第10. 監査従事者の資格及び氏名	3
第11. 利害関係	3
第2部 委託契約の概要	10
第1. 一般会計における総歳出決算額及び委託料の推移等	10
第2. 委託契約の性質別分類	14
第3. 委託契約に係る契約方法の状況	16
第3部 外部監査の結果及び意見（要約）	19
第1. 選定契約	19
第2. 外部監査の結果及び意見一覧表	19
第3. 外部監査の結果及び意見の概要	31
1. 外部監査の結果の概要	31
2. 意見の概要	34
第4部 大分県全庁における全般的な委託契約事務に関連する状況	45
第1. 委託契約事務・会計審査制度とその機能	45
1. 委託の内容と目的	45
2. 委託契約事務の基本的な流れ	45
3. 会計審査制度とコンプライアンス	47
第2. 随意契約	49
1. 随意契約の基本的な考え方	49
2. 随意契約結果の公表	50
第3. 競争入札	59
1. 競争入札の状況	59
2. 予定価格公表制度	60

第4. 委託契約の変更契約	65
1. 変更契約事務の概要	65
2. 各所属における増額変更の状況	65
第5. 再委託の状況	67
1. 再委託の本質	67
2. 再委託の状況	67
第6. 庁舎等管理における委託契約状況	69
1. 庁舎等の管理における委託契約状況	69
第7. 土木設計等の委託業務に関する成績評定通知制度	76
1. 土木設計等の委託業務に関する成績評定通知制度の概要	76
2. 成績評定の状況	76
第5部. 個別の選定委託契約の外部監査の結果	80
1. 総務部	80
2. 企画振興部	101
3. 福祉保健部	124
4. 生活環境部	155
5. 商工労働部	164
6. 農林水産部	180
7. 土木建築部	200
8. 企業局	232
9. 病院局	239
10. 教育庁	250
11. 警察本部	256

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

委託契約に係る財務事務の執行について

第3. 監査対象年度

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成26年度の一部についても監査の対象とした。

第4. 監査対象部局

総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、土木建築部、会計管理局、企業局、病院局、教育庁、警察本部

第5. 監査実施期間

平成26年6月2日から平成27年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

地方自治体が特定の事務等の事業を民間事業者に委託することは、民間のノウハウを活用するとともに民間との協働を一層促進することにより、行政運営における経済性、効率性を追求する有効な手法であり、厳しい財政状態が続く地方自治体では行財政改革の一環として推進されているところである。

大分県では、「大分県行財政高度化指針」に基づいて、持続可能な行財政基盤を構築するためのさらなる行財政改革に取り組んでいるところであり、その中でも「多様な主体とのパートナーシップの構築」を重点施策として掲げ、民間との協働やアウトソーシングの推進を図っているところである。また、事務事業のさらなる見直しや入札・契約制度の適正な運用、並びに団体との随意契約の検証という主要な取組み項目についても、委託契約に係る財務事務の執行と密接に関連する重要な項目である。

さらに、大分県における委託料は、平成24年度で約263億円となっており、一般会計歳出決算額5,695億円のうち約4.6%を占める重要な歳出項目である。

以上のように、公共サービスの向上と行政の効率性の追求という観点から、業務内容及び所管部局が多岐にわたる事務事業の委託契約は大分県にとって重要な位置づけとなっている。

大分県においては、平成17年度の包括外部監査で委託契約の財務事務に関する監査を実施したことはあるが、それから10年近くの時が経過し、社会経済情勢の変化等によるニーズの多様化により、NPO等の民間との連携・協働及び指定管理者制度といったアウトソーシングが更に推進されているところである。

そこで、事務事業の委託契約について全庁横断的に合規性、経済性、効率性並びに有効性を検討することは、過去からの委託契約事務事業の評価及び見直しや新たな事務事業の委託の採択等に関する有用な情報を提供しうるものであると考え、本年度の監査対象事件とした。

第7. 監査の着眼点

- (1) 県全体の委託契約管理は適切に行われているか。
- (2) 所管各部局における委託契約管理は適切に行われているか。
- (3) 委託契約の事務手続が法令等に準拠して適正に行われているか。
- (4) 委託した業務の履行確認は適切に行われているか。
- (5) 委託の目的は公共サービスの向上に寄与する有効なものであるか。
- (6) 委託契約の業務仕様は経済的かつ効率的であるか。
- (7) 委託契約金額の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか。
- (8) 委託先の選定は客観的で、経済性及び有効性を追求するものであるか。
- (9) 委託契約の入札制度や随意契約手続は適正に履行されているか。
- (10) 委託契約の実績及び成果に関する有効性の評価が適切に行われているか。

第8. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、制度の趣旨及び事務の手続の流れ等を把握した。
- (2) 業務委託契約の全般的な管理方法について質問及び関連資料の閲覧を実施した。
- (3) 個別の業務委託契約について質問及び関連資料の閲覧を実施した。
- (4) その他、監査の実施過程で必要と認められる監査手続を実施した。

第9. 監査対象契約の選定基準及び報告対象契約の基準

分析調査対象となる契約は、県全所属から悉皆（しっかい）的に定期監査調書記載の委託料支出調書部分の提出を求めた結果 7,583 件存在した。そのうち、下記の基準

(1) (2) (3) により選定した契約について基準 (4) (5) により調整を行い、監査手続を実施する「個別の業務委託契約」240 件（約 3.2%）を選定した。

- (1) 金額的重要性の高い契約
- (2) 専門性が高い特定分野の契約（施設管理、情報システム等）
- (3) 分析調査において非定型的な要素が認められる契約（契約方法、委託料の固定等）
- (4) 契約内容のバランス
- (5) 部局、本庁と地方機関等とのバランス

また、監査手続を実施した結果、軽微な事項を除き、指摘事項又は意見のある委託契約について、「第5部 個別の選定委託契約の外部監査の結果」を作成した。なお、

個別の報告事項の概要を「第3部 外部監査の結果及び意見（要約）」に記載している。

第10. 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士	首藤慶史
補助者	公認会計士	内藤真一
補助者	公認会計士	宮寄健
補助者	公認会計士	甫立昌彦
補助者	公認会計士	菅豪邦
補助者	公認会計士	目久美将
補助者	公認会計士	持田千佐恵
補助者	公認会計士	貝ヶ石大輔
補助者	公認会計士試験全科目合格者	鈴木卓也
補助者	システム監査技術者	梶屋博史

第11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

・「外部監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する外部監査の結果である。

「意見」…同法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、大分県の組織及び運営の合理化に資するため、外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

・略称

本報告書で用いている略称は次のとおりである。

略称	正式名称及び内容等
自治法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）のこと。国と地方公共団体の役割分担の原則や地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則等の他、地方公共団体の財務会計についての一般的なルール等が定められている。
自治法施行令	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）のこと。地方自治法の規定により随意契約によることができる場合や入札参加資格に関するルール等を定めている。
会計規則	大分県会計規則（昭和 49 年大分県規則第 10 号）のこと。民法や自治法等に定めているものを除くほか、大分県の会計事務について必要な事項を定めている。
契約事務規則	大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）のこと。上記の他、大分県の売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めている。

・「委託契約」業務に係る記載表示

報告書においては、担当課やそれぞれの契約における呼称の使い方は様々であるため、原則として「委託契約」に係る記載表示の統一は特に行っていない。

したがって、「委託事業」「事業委託」「委託業務」「業務委託」「管理委託」などの記載はほぼ同義で使用している。

・用語

専門用語については、可能な限り本文中で解説することに努めた。その他の本報告書で扱う用語の意味を以下に示す。なお、本報告書で使用されている用語について本文の内容の理解を助けるために作成したものであり、学術的・専門的な用語の定義を厳密に示したものではない。

よみ	用語	定義
いっば んきょ うそう にゅう さつ	一般競争入札	<p>一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者に入札参加を呼びかけ、その中で一番有利な金額を入札した者と契約する方法のこと。</p> <p>機会均等・公平・最も低廉な金額で契約できるとされ、県の契約の方法のなかで一番理想的と考えられている。</p> <p>県の契約の相手方の選定は、原則一般競争入札によることとされている。</p>
えすい ー	S E	<p>システムエンジニアの略。</p> <p>通常、コンピューター・システムやコンピュータ・ソフトウェアの設計等に携わる人という意味で使用されている。システムエンジニアという言葉の意味を明確に定義するものは存在せず、その職務範囲は企業や団体によってまちまちである。</p> <p>そのため、その語の指す範囲は広く、一概にS Eといっても、求められるスキルや熟練度、役割等が大きく異なる。</p>
かい	かい（廨）	<p>本庁だけでは県内全域の支払い事務等をカバーすることが難しい場合がある。よって、地方に県の機関を設置し、契約（支出負担行為）や支払い（支払決定）ができる能力を与えている。この機関をかい（廨）と呼ぶ。</p> <p>廨という漢字は役所のことを表すが、行政用語で「かい」というと、地方公共団体の出先機関のうち、会計事務ができる機関として指定されたものをいう。</p> <p>かいの指定、廃止は本庁等の各部局長や、警察本部長、教育長だけが手続をすることができる。</p> <p>かいの指定又は廃止する場合は、会計管理局長あてに、その手続を行うよう依頼する。審査・指導室では、会計規則の別表を改正する手続を行う。</p>
かいけ い かん り しゃ	会計管理者	<p>地方自治法第 170 条の規定により、現金、有価証券、物品等の出納及び保管、県から債権者へ支払いをするための支出手続の審査確認などの会計事務が主な職務である。</p> <p>会計管理者は、知事の補助機関の一つであり、知事の会計監督権に服すが、出納そのほかの会計事務の執行については独立の権限を有す。</p> <p>知事、副知事又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない（地方自治法第 169 条第 1 項）。前述の関係が生じた時は失職する（第 169 条第 2 項）。</p> <p>会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員が置かれる（地方自治法第 171 条）。</p>
がい さん ばら い	概算払	<p>精算払の対義語であり、地方公共団体が、法規に従って、支出金額の未確定な債務について概算金額を支払うこと。</p> <p>支払又は事業完了後に精算を行う必要がある。</p>

きかく ていあ んほう しき	企画提案(プロポーザ ル)方式	高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする業務 について、価格競争によらず、複数の業者から企画提案や 技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務 遂行能力が最も優れた者と契約する方式。審査過程で競争 に付しているため、随意契約の方法で契約締結する。
けっさ い(び)	決裁(日)	決裁とは、組織の意思を決定する権限を有する者が、回 議を経た発案について、承認や決定等を行うことによって、 地方公共団体の意思を最終決定すること。 決裁日とは、組織の意思を最終決定したその日のこと。 組織として意思を最終決定した重要な日であるから決裁 が終了すると、起案文書の所定欄に、決裁年月日を明らか にすることとなる。決裁日付の記載は、単に、形式的な問 題にとどまらず、決裁日という事実関係を証明するものと して、漏れなく記述することが必要であり、また、改竄(か いざん)できないように記入する必要がある。
さいい たく	再委託	業務委託について業務を引き受けた業者がその業務をさ らに別の業者に委託すること。 一次委託先の再委託を容認すると、 ①一次委託先に対しては県が契約書・仕様書によって直接 の業務指示や検査確認ができるのに対して、再委託される と、業務指示や検査確認が間接的になったり、中間搾取、 業務の質の低下、労働条件の悪化、実際の業務の責任の不 明確化等が発生するリスクがあること、 ②随意契約による場合、発注者が受注者となる業者を選定 するに当たっては、過去の実績、能力、経営管理能力、資 力、社会的信用等様々な角度から業者の評価をした上で実 施するものであり、その受注者が受注した業務を一括して 他人に再委託することは、発注者が委託契約を締結するに 際して当該業者に寄せた信頼を裏切ることになる、 等の問題点がある。 そのため、一般的に発注者である県の承諾なしに、再委 託をすることは禁止されている。
さんこう みつも り	参考見積	予定価格の積算の参考資料として、業者から徴取した見積 書のこと。
ししゅ つふた んこう い	支出負担行為	支出負担行為とは、支出を負担する行為＝将来の支払を 約束する行為のことで、契約等のことを指す。契約締結行 為といえば分かりやすいが、県が支出をする原因は契約だ けでなく補助金のように契約に拠らず支出するものがある ため、支出の原因となる行為のことをまとめて支出負担行 為と呼ぶ。 契約を締結するには契約書に相互に押印するが、県で は、押印の前に契約書に押印してよいか決裁権者に伺う。 この時に使う伺文書のことを「支出負担行為決議書」とい う。

ししゅ つめい れい	支出命令	支出命令とは、支出負担行為に続く予算の執行の第二段階目の行為である。支出負担行為において契約することや補助金の交付決定など支出の意思決定を行った後に、支出命令を会計管理者又はかいの出納員に発すると、会計管理者又はかいの出納員は支払手続を開始する。会計管理者又はかいの出納員は出納機関として支出に関する命令機関から独立した権限をもつものであるが、支払行為は支出命令がないと行うことができない。大分県では、支出命令書の作成は、財務会計システムを使って行っている。
してい かんり しゃせ いど	指定管理者制度	平成15年度の地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により創設された「公の施設」の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。 議会の議決を得て、施設の管理に関する権限を指定管理者に包括的に委任して管理を行わせるもので、一定の権限を委ねることが可能となり施設の使用許可等も指定管理者が行うことができる。
しめい きょう そうに ゆうさ つ	指名競争入札	指名競争入札とは、入札する者を県が多数選び、入札させ、一番有利な価格を入札した者と契約する方法である。 競争の原理を働かせ、なおかつ一般競争入札にかかる手間や経費を浮かせるという、一般競争入札と次に述べる随意契約との中間的な方法として設けられたものである。
ずいい けいや く	随意契約	随意契約とは、契約の相手を、競争の方法によらないで任意に特定の者を選んで締結する契約方式のことである。 競争入札と比べて、早期の契約締結、手続の簡素化、小規模事業者でも参入可能等のメリットがある。 契約の相手方が、1者しかない場合や緊急の必要により競争入札に付すことができないときなど、特定の場合一つのみ認められる。
ずいい けいや くしっ こうし しん	随意契約執行指針	大分県では、随意契約の一層の透明性、公正性の推進を図り、県民の信頼の向上を得ることを目的として、平成19年11月16日に随意契約執行指針を策定している。 この指針のなかで、随意契約ガイドラインとして、随意契約の方法による契約を締結することができる場合を定めており、また、同指針により随意契約情報の公表を平成20年度から大分県ホームページで行っている。価格が一定額以下のものや他の契約情報の公開で別途公開済み等の例外を除き、このガイドラインにより全ての随意契約の締結理由等が公表される。
すいと ういん	出納員	会計事務のうち、現金及び物品の出納、保管を担当する者のこと。大分県会計規則では、一 会計管理局长 二 会計課長、用度管財課長及び審査・指導室長 三 会計課出納決算班及び審査・指導室審査班の班総括 四 用度管財課物品調達班の班総括 の他、振興局等の完全かいに1名置くとされている。
せいさ んばら い	精算払	概算払の対義語であり、事業が完了し支払金額が確定された後に地方公共団体が支払うこと。

たんか けいや く	単価契約	<p>物または役務の給付について、その規格及び単位当たりの価格だけを決定し、金額は、その給付の実績によって算定するものこと。</p> <p>契約の内容上、数量を事前に確定できない場合等に使われる。</p>
ちょう きけい ぞくけ いやく	長期継続契約	<p>長期継続契約とは、予算の単年度主義に対する特例で、各会計年度における経費の予算の範囲内において給付を受けることを前提に、複数年にわたって締結することができる契約のこと。</p> <p>契約期間が複数年となるため、受託者は長期的視野に基づいたサービス供給が可能となり、県も契約期間中安定したサービスを享受できるようになることが期待できるとされている。</p>
とくて いちょう うたつ けいや く	特定調達契約	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）は、WTO 協定を受けて、金額の大きな工事や物品の調達をする場合は、日本の中だけ業者を捜すのではなく、海外も視野に入れて業者を選定するよう規定している。海外の業者を排斥するような条件や、分りにくい手続を取り払うことが目的とされる。県においても、大きな金額の契約を締結するときは特例政令に従わなければならない。一般競争との大きな違いは、入札までにより時間がかかること、公告を外国語でも行わなければならないことなどがあげられる。手続をするのは難しいので、現在特定調達契約は本庁のみでしか行えないことになっている。例としては、県庁本館の警備委託や、電気供給契約が考えられる。</p>
みつも りしよ	見積書	<p>随意契約を行うときは、「見積書」を徴する。</p> <p>見積書とは、契約の目的物の価格の算定書のこと。単に、品目、数量、単価等を明示した簡単なものが多く使われている。</p> <p>見積書は、なるべく2者以上の者から徴取することになっている。これは、なるべく競争の原理を働かせ、随意契約といっても少しでも有利な金額で契約を締結すべきという考えからであるとされる。</p>
みつも りあわ せ	見積合わせ	<p>随意契約時に、競争性を確保するため複数者へ見積書の提出を依頼し、比較検討した結果、契約の相手方を決定すること。</p>

よていかか	予定価格	<p>予定価格とは、契約金額を決定する基準として、契約担当者が入札をする前に前もって作っておく見積価格のこと。</p> <p>入札金額がこの予定価格を上回っていれば、その価格が、参加者の中で一番低い金額であっても、その業者と契約することはできない。予定価格の算定は、大変重要である。</p> <p>予定価格は、契約担当者のみが決め、誰にも見られないように封筒に入れ、落札まで取っておき、職員であっても、契約担当者以外は誰も知ることは許されていない。もし予定価格が外部にもれてしまえば、それを知った業者は他の業者より、落札に関して有利になるからである。</p> <p>予定価格は公開されるべきではないと考えられているが、現在、義務ではないが落札決定後であれば公表してもよいことになっている。</p> <p>また、入札前の予定価格の公表については、法令上の制約がないため、予定価格を公表することもでき、大分県では、工事に関する請負契約等に限って入札前に公表することになっている。</p>
-------	------	---

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

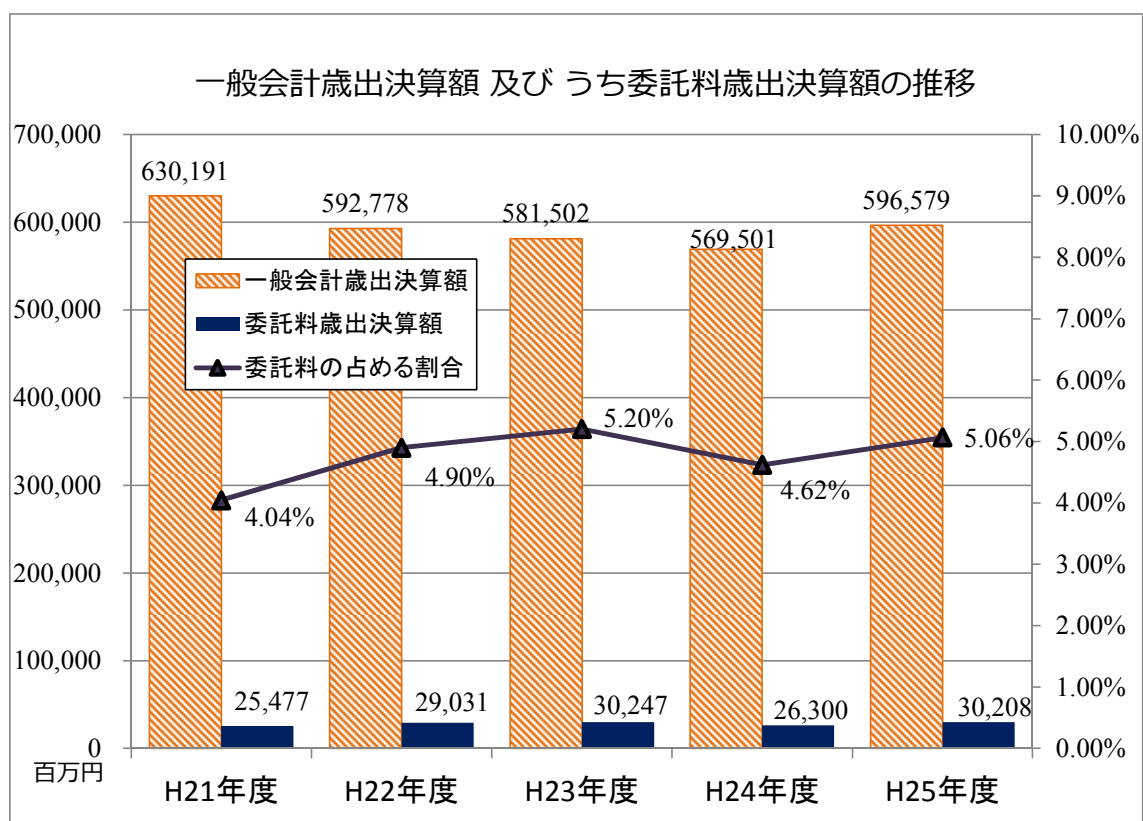
報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

ただし、大分県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

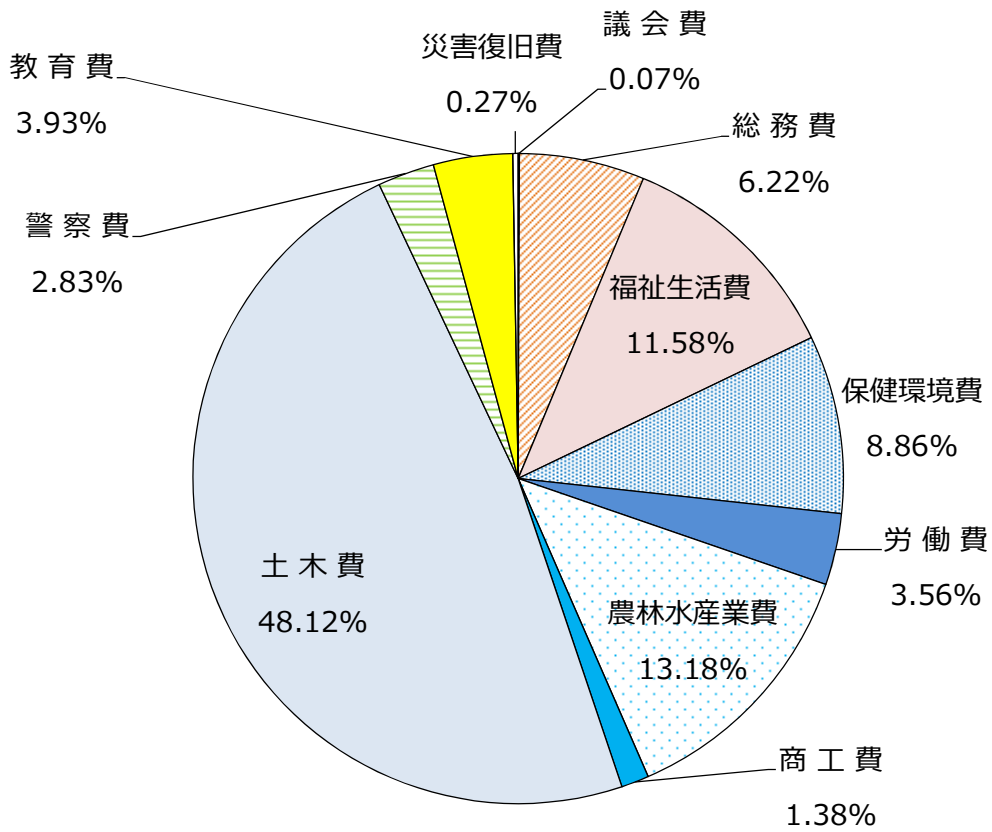
第2部 委託契約の概要

第1. 一般会計における総歳出決算額及び委託料の推移等

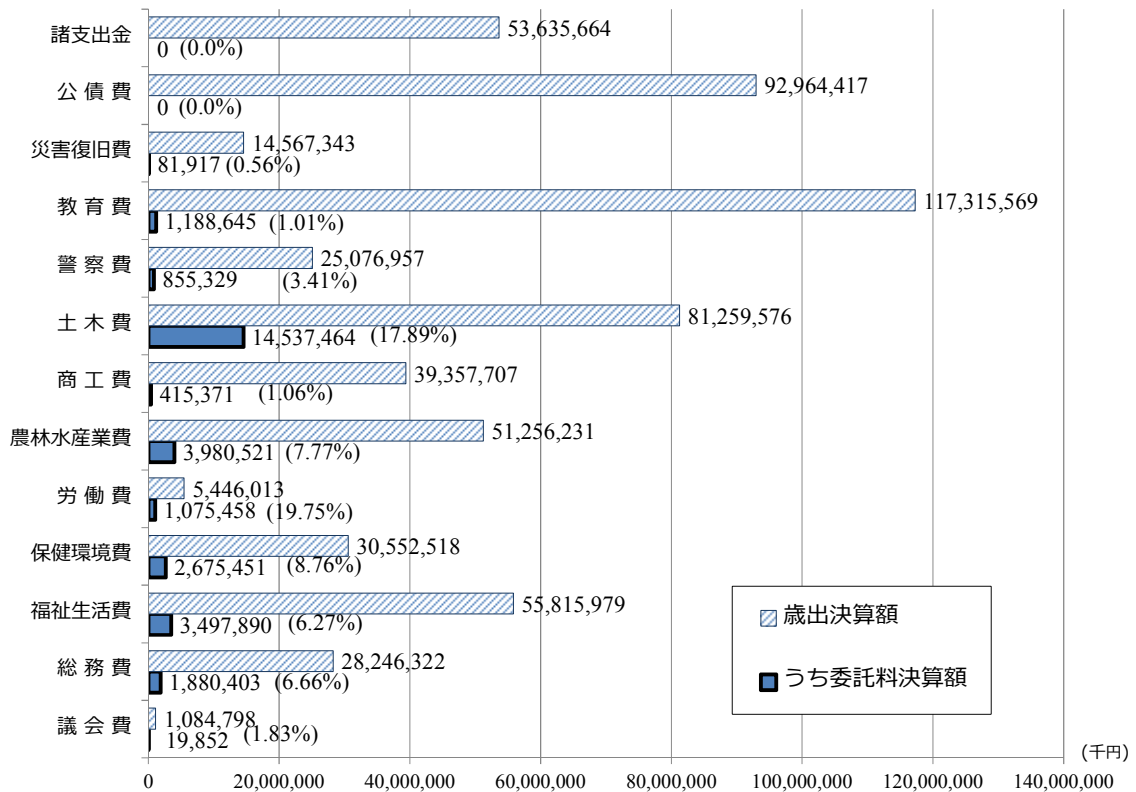
平成21年度から平成25年度の5年間の一般会計における委託料歳出決算額の推移は下図のとおりである。



平成25年度 委託料歳出決算額款構成比(一般会計)

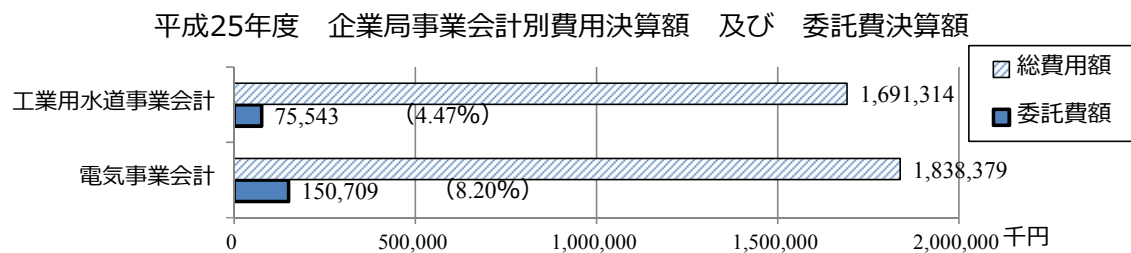
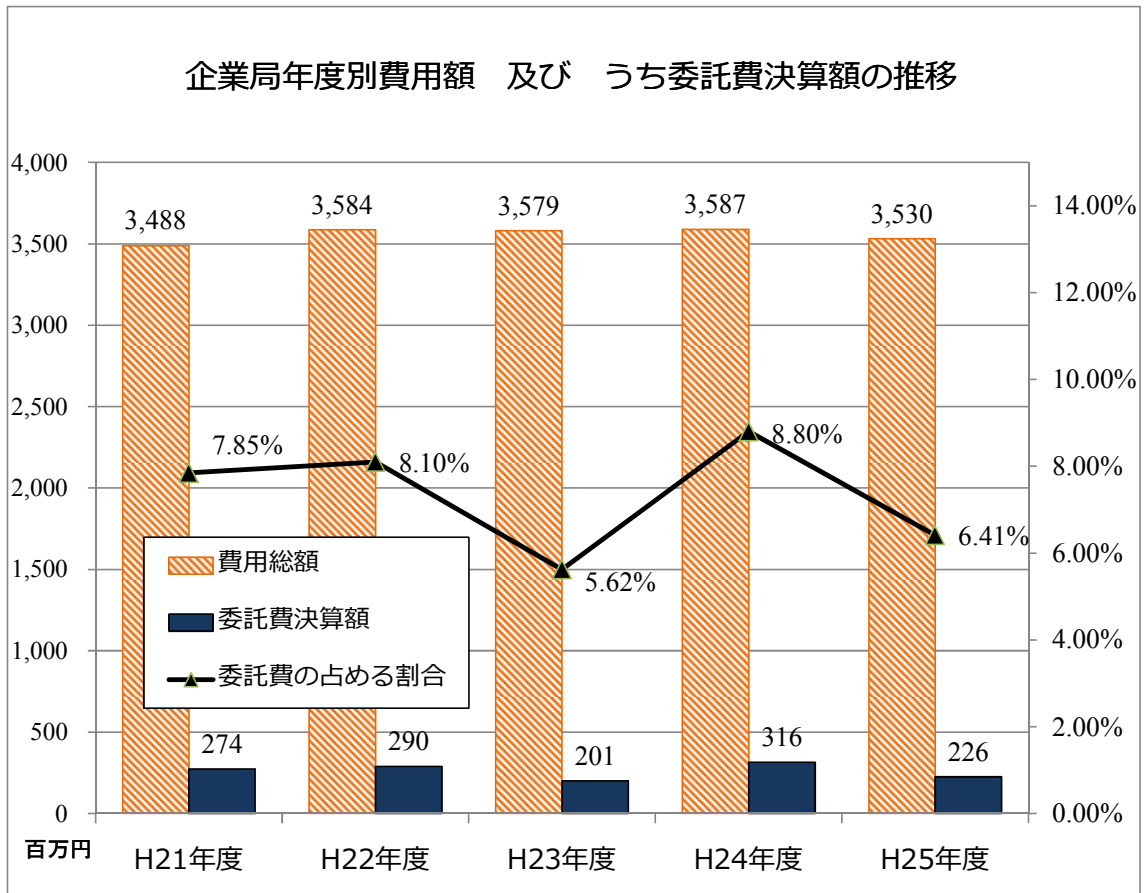


平成25年度 一般会計款別歳出決算額 及び 委託料歳出決算額



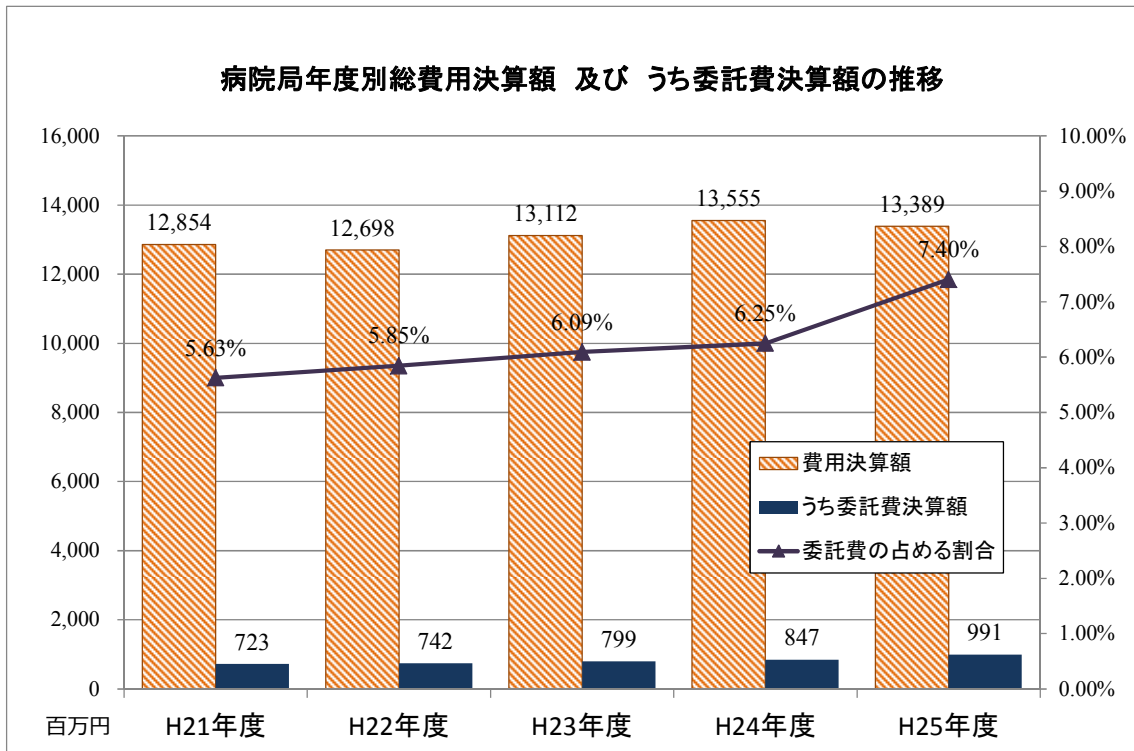
企業局における委託費歳出決算額の推移等

平成21年度から平成25年度まで5年間の企業局歳出費用決算額における委託費歳出決算額の推移は下図のとおりである。



病院局における委託費歳出決算額の推移等

平成 21 年度から平成 25 年度まで 5 年間の病院局歳出決算額における委託費歳出決算額の推移は下図のとおりである。



第2. 委託契約の性質別分類

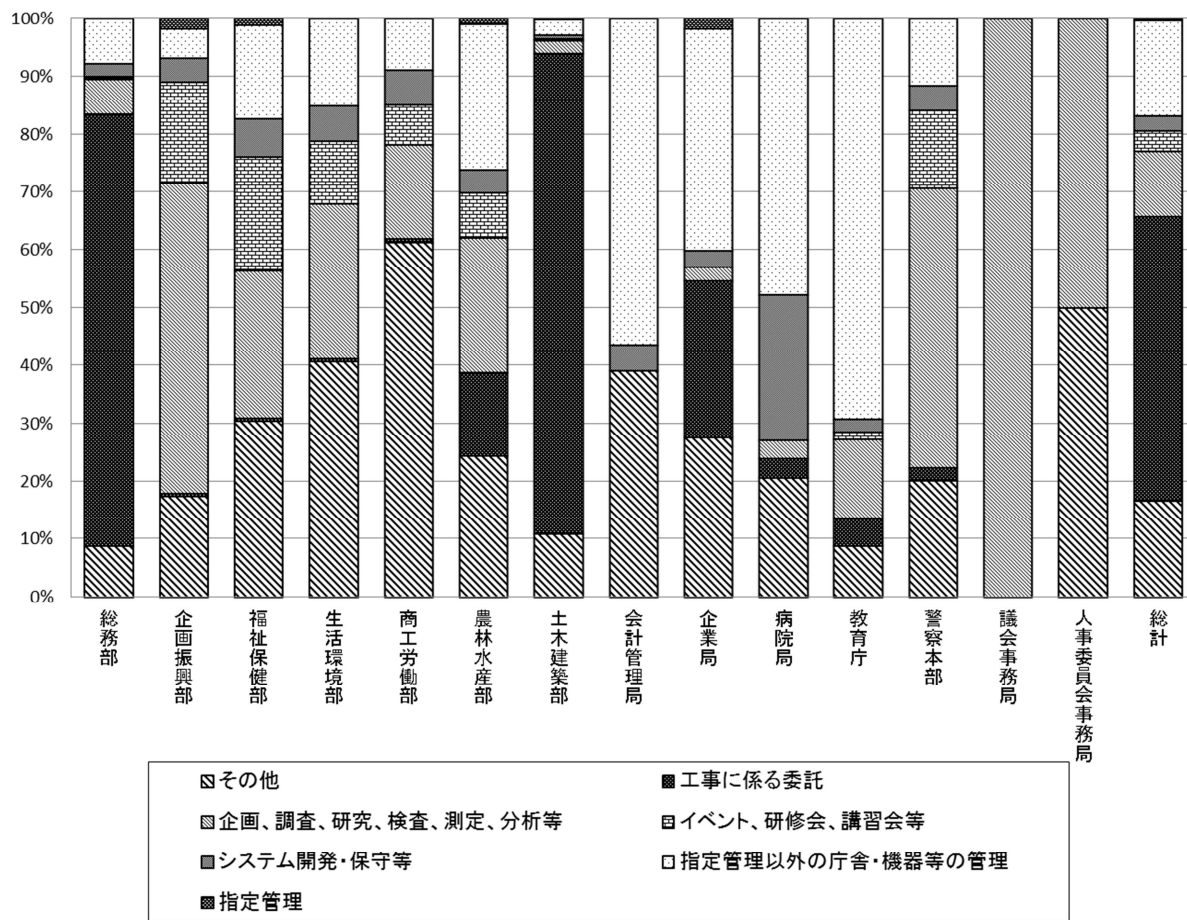
下図のとおり、委託契約のうち、工事に係る委託契約（国庫補助事業や県独立事業）が49%と最も多く、件数・金額ともに約半数を占めている。

委託契約の件数

(単位: 件数)

部局名	指定管理	指定管理以外の 庁舎・機器等の 管理	システム 開発・保守 等	イベント、 研修会、 講習会等	企画、調査、 研究、検査、 測定、分析等	工事に係る 委託	その他	総計
総務部	—	67	19	4	52	638	75	855
企画振興部	3	9	7	30	93	1	30	173
福祉保健部	4	61	25	74	95	2	114	375
生活環境部	—	35	14	25	62	1	94	231
商工労働部	—	34	23	26	62	2	233	380
農林水産部	4	102	16	32	94	58	99	405
土木建築部	6	95	23	8	79	2,909	382	3,502
会計管理局	—	13	1	—	—	—	9	23
企業局	3	64	5	—	4	45	46	167
病院局	—	44	23	—	3	3	19	92
教育庁	—	697	23	13	138	48	88	1,007
警察本部	—	42	16	48	175	8	73	362
議会事務局	—	—	—	—	9	—	—	9
人事委員会事務局	—	—	—	—	1	—	1	2
総計	20	1,263	195	259	867	3,715	1,263	7,583
比率	0%	17%	3%	3%	11%	49%	17%	100%

各部局ごとの業務割合



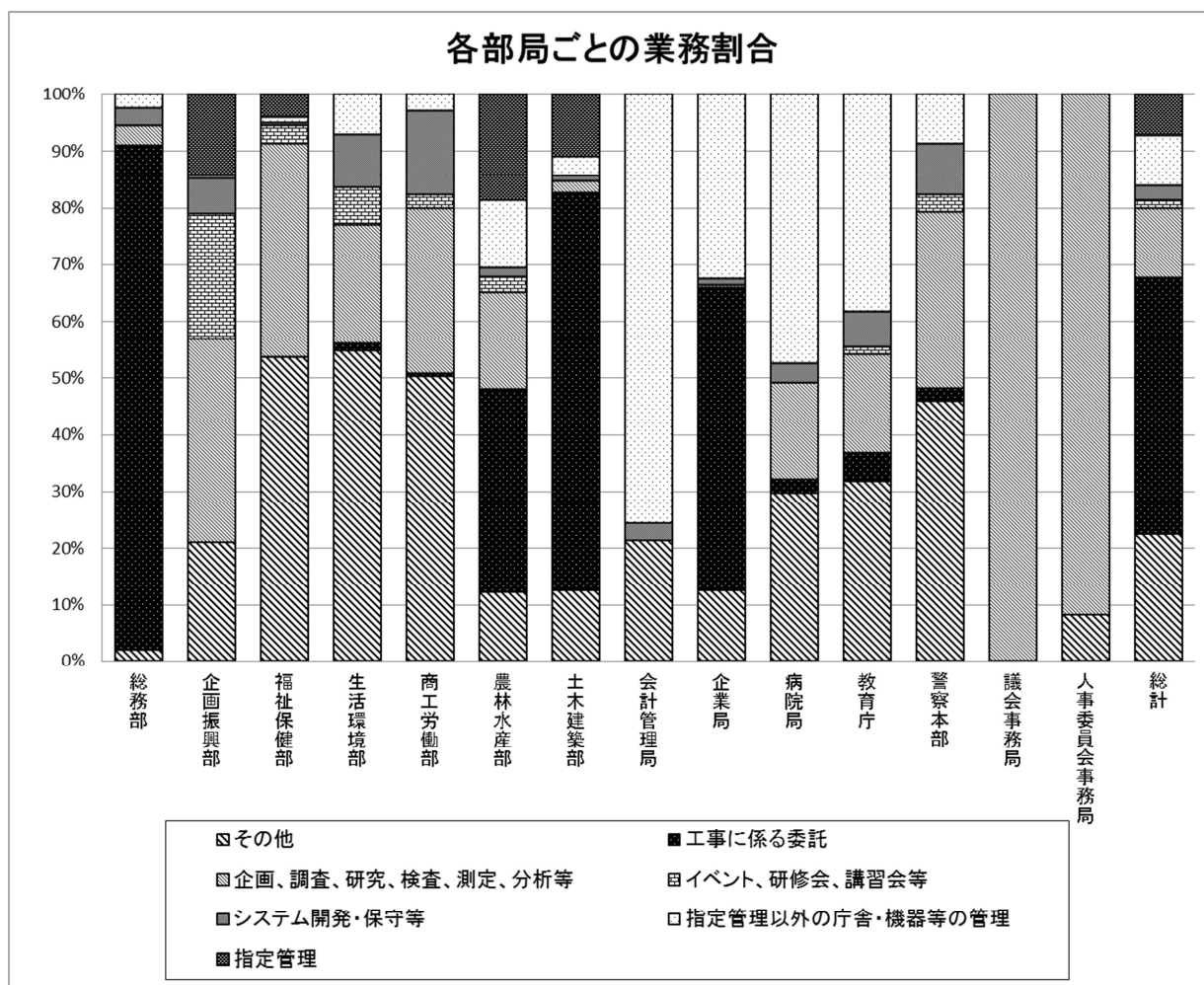
委託契約の金額

(単位:千円)

部局名	指定管理	指定管理以外の 庁舎・機器等の管 理	システム 開発・保守等	イベント、 研修会、 講習会等	企画、調査、 研究、検査、 測定、分析等	工事に係る 委託	その他	総計
総務部	—	77,846	102,091	1,225	114,928	2,957,136	66,724	3,319,950
企画振興部	184,820	6,089	80,221	281,535	461,640	436	271,331	1,286,072
福祉保健部	231,643	54,206	25,269	181,035	2,122,814	1,377	3,044,220	5,660,564
生活環境部	—	65,995	85,794	60,518	194,277	11,550	509,394	927,528
商工労働部	—	45,743	239,830	40,510	471,782	6,937	816,531	1,621,333
農林水産部	302,600	192,306	24,536	45,736	274,902	582,016	198,978	1,621,074
土木建築部	2,427,045	743,810	203,257	8,799	463,357	15,476,318	2,777,445	22,100,031
会計管理局	—	22,320	908	—	—	—	6,345	29,573
企業局	176	145,463	4,707	—	2,215	239,753	56,534	448,847
病院局	—	1,631,833	117,783	—	586,838	78,481	1,029,353	3,444,288
教育庁	—	756,322	125,151	23,901	345,159	98,101	632,310	1,980,944
警察本部	—	58,258	61,375	20,060	209,047	15,681	310,637	675,058
議会事務局	—	—	—	—	19,398	—	—	19,398
人事委員会事務局	—	—	—	—	2,431	—	218	2,649
総計	3,146,283	3,800,189	1,070,924	663,318	5,268,788	19,467,786	9,720,019	43,137,308
比率	7%	9%	2%	2%	12%	45%	23%	100%

※金額は最終契約金額を集計している。

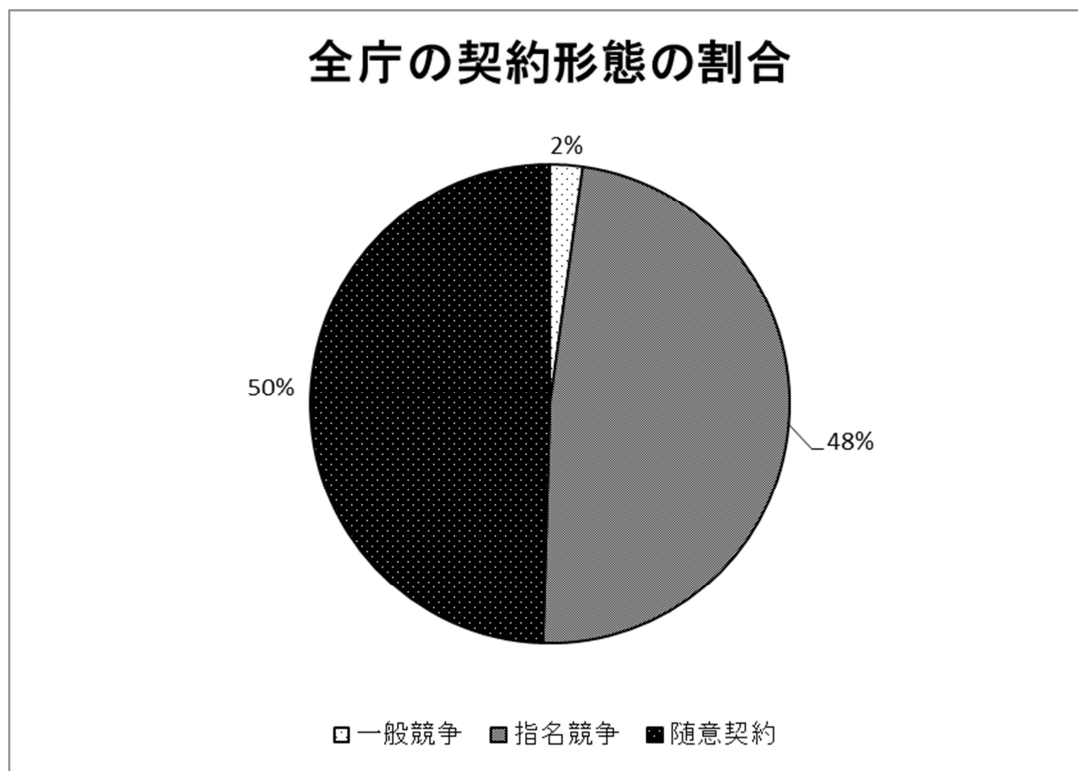
各部局ごとの業務割合



第3. 委託契約に係る契約方法の状況

下図のとおり、全庁の委託契約のうち、随意契約が50%、指名競争入札が48%と大部分を占めている。

随意契約が最も多いのは教育庁（22.8%）であり、指名競争入札が最も多いのは土木建築部（77.7%）となっている。

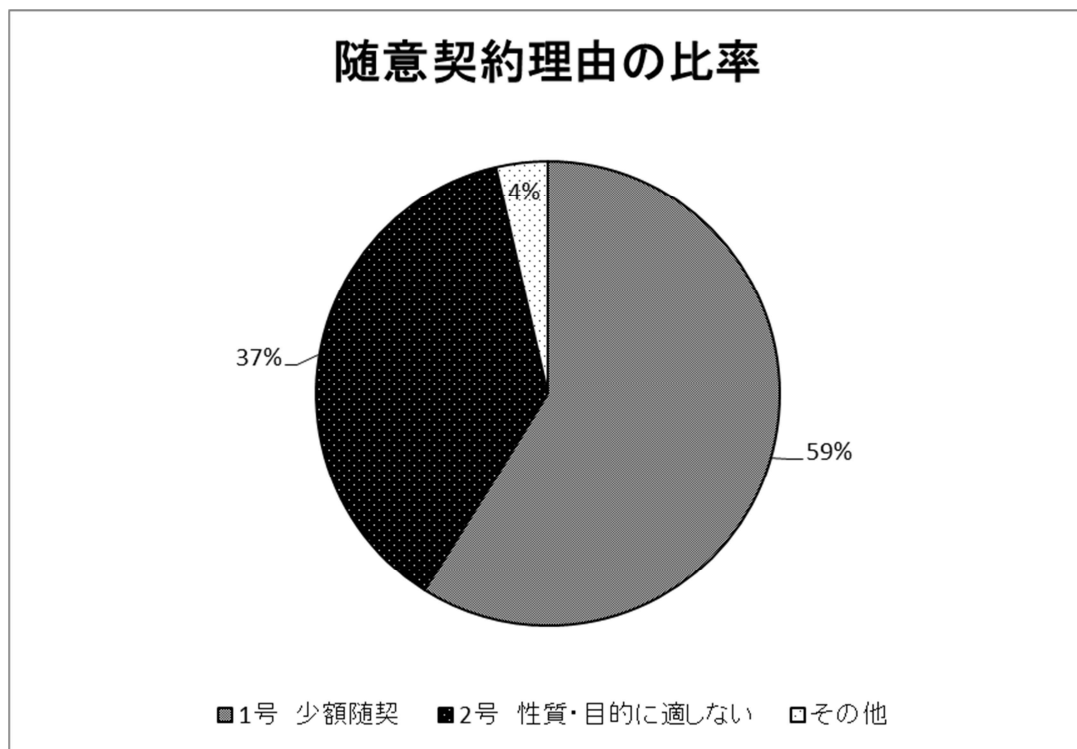


各部局別契約形態

部局名	一般競争		指名競争		随意契約		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
総務部	9	5.4%	508	13.9%	338	9.0%	855	11.3%
企画振興部	8	4.8%	2	0.1%	163	4.3%	173	2.3%
福祉保健部	4	2.4%	21	0.6%	350	9.3%	375	4.9%
生活環境部	12	7.2%	16	0.4%	203	5.4%	231	3.0%
商工労働部	8	4.8%	17	0.5%	355	9.4%	379	5.0%
農林水産部	3	1.8%	68	1.9%	334	8.9%	405	5.3%
土木建築部	14	8.4%	2,845	77.7%	643	17.1%	3,502	46.2%
会計管理局	14	8.4%	—	—	9	0.2%	23	0.3%
企業局	2	1.2%	52	1.4%	113	3.0%	167	2.2%
病院局	21	12.7%	5	0.1%	66	1.8%	92	1.2%
教育庁	30	18.1%	120	3.3%	857	22.8%	1,007	13.3%
警察本部	41	24.7%	5	0.1%	316	8.4%	362	4.8%
議会事務局	—	—	1	0.0%	8	0.2%	9	0.1%
人事委員会事務局	—	—	—	—	2	0.1%	2	0.0%
総計	166	100.0%	3,660	100.0%	3,757	100.0%	7,583	100.0%

全庁の委託契約のうち、50%を占める随意契約の理由としては、下表のとおり、自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号(予定価格が 100 万円以下の場合)を理由とするものが最も多い。

次に、自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号（性質又は目的が競争入札に適しない場合）を理由とするものが多くなっている。



部局名	1号 少額随契		2号 性質・目的		その他		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
総務部	191	8.6%	146	10.4%	1	0.7%	338	9.0%
企画振興部	40	1.8%	122	8.7%	1	0.7%	163	4.3%
福祉保健部	154	7.0%	193	13.7%	3	2.2%	350	9.3%
生活環境部	99	4.5%	103	7.3%	1	0.7%	203	5.4%
商工労働部	68	3.1%	286	20.3%	1	0.7%	355	9.4%
農林水産部	189	8.5%	132	9.4%	13	9.7%	334	8.9%
土木建築部	396	17.9%	173	12.3%	74	55.2%	643	17.1%
会計管理局	7	0.3%	1	0.1%	1	0.7%	9	0.2%
企業局	63	2.8%	31	2.2%	19	14.2%	113	3.0%
病院局	8	0.4%	55	3.9%	3	2.2%	66	1.8%
教育庁	771	34.8%	75	5.3%	11	8.2%	857	22.8%
警察本部	227	10.3%	83	5.9%	6	4.5%	316	8.4%
議会事務局	-	-	8	0.6%	-	-	8	0.2%
人事委員会事務局	1	0.0%	1	0.1%	-	-	2	0.1%
総計	2,214	100.0%	1,409	100.0%	134	100.0%	3,757	100.0%

平成 25 年度の委託契約において、全庁の平均落札率は 93.0%であった。

部局別に見ると、最も落札率が低かったのは教育庁であり、最も落札率が高かったのは企画振興部である。企画振興部の落札率が高い要因の 1 つとして、委託契約に占める随意契約の割合（件数ベース）が 94.2%と最も高いことが考えられる。

部局別落札率の状況

(単位:件数)

部局名	95%以上	90%以上 95%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	70%未満	総計	平均落札率
総務部	374	368	29	20	45	836	93.13%
企画振興部	151	6	5	4	2	168	98.09%
福祉保健部	238	15	11	7	27	298	93.74%
生活環境部	189	12	5	7	8	221	95.90%
商工労働部	340	8	8	3	12	371	97.75%
農林水産部	254	44	25	12	36	371	92.67%
土木建築部	1,111	2,095	120	65	97	3,488	93.91%
会計管理局	11	-	3	2	3	19	87.47%
企業局	89	42	11	8	13	163	93.45%
病院局	67	10	5	1	6	89	94.62%
教育庁	405	98	115	60	164	842	84.35%
警察本部	225	21	17	13	15	291	94.66%
議会事務局	2	-	-	-	-	2	100.00%
人事委員会事務局	1	-	-	-	-	1	100.00%
総計	3,457	2,719	354	202	428	7,160	93.00%

※単価契約を締結しているため、落札率を明らかにすることができない契約は対象から除外している。

※落札率＝当初契約金額÷予定価格

契約形態別落札率の状況

		95%以上	90%以上 95%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	70%未満	総計
一般競争	件数	75	13	18	14	26	146
	比率	51%	9%	12%	10%	18%	100%
指名競争	件数	836	2,464	135	77	141	3,653
	比率	23%	67%	4%	2%	4%	100%
随意契約	件数	2,546	242	201	111	261	3,361
	比率	76%	7%	6%	3%	8%	100%
総計	件数	3,457	2,719	354	202	428	7,160
	比率	48%	38%	5%	3%	6%	100%

※単価契約を締結しているため、落札率を明らかにすることができない契約は対象から除外している。

※落札率＝当初契約金額÷予定価格

第3部 外部監査の結果及び意見（要約）

監査対象として選定した240件の委託契約（選定契約）の財務事務は、以下の事項について改善の必要はあるが、全体的には関係諸法令等に基づき、概ね適正に、かつ、合理的に執行されていると認められる。

第1. 選定契約

部局名	分析調査対象契約		選定契約		選定率	
	契約数	金額 (千円)	契約数	金額 (千円)	契約数	金額
総務部	855	3,319,949	37	258,391	4.3%	7.8%
企画振興部	173	1,286,071	32	1,076,748	18.5%	83.7%
福祉保健部	375	5,660,563	24	2,093,556	6.4%	37.0%
生活環境部	231	927,527	18	521,914	7.8%	56.3%
商工労働部	380	1,621,332	12	334,583	3.2%	20.6%
農林水産部	405	1,621,073	17	699,161	4.2%	43.1%
土木建築部	3,502	22,100,030	44	4,829,160	1.3%	21.9%
会計管理局	23	29,573	-	-	-	-
企業局	167	448,847	11	157,862	6.6%	35.2%
病院局	92	3,444,287	17	1,737,504	18.5%	50.4%
教育庁	1,007	1,980,943	12	456,804	1.2%	23.1%
警察本部	362	675,058	16	316,016	4.4%	46.8%
議会事務局	9	19,397	-	-	-	-
人事委員会事務局	2	2,649	-	-	-	-
合計	7,583	43,137,308	240	12,481,704	3.2%	28.9%

※金額は主に当初契約金額を集計しているが、単価契約等は精算金額を集計している。

第2. 外部監査の結果及び意見一覧表

外部監査の結果及び意見は、以下の項目に分類している。

「外部監査の結果及び意見一覧表」の「外部監査の結果及び意見」欄には、下記項目（1）～（6）に対応して、外部監査の結果については「結」、意見については「意」を記載している。

その内容の概要は「第3. 外部監査の結果及び意見の概要」に、詳細は選定契約ごとの個別報告「第5部. 個別の選定委託契約の外部監査の結果」に記載している。

なお、選定契約のうち、外部監査の結果及び意見がない委託契約については、監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（「外部監査の結果」の分類項目）

（1）事務手続の合规性

- ① 伺い書や支出負担行為決議の記載または押印
- ② 契約書等の文書の記載事項
- ③ 適用した税率または税額の誤り

- ④ 事務手続の遵守
 - ⑤ 実施変更計画書の提出と承認及び記載内容
 - ⑥ 徴取した見積書の編綴（へんてつ）
- (2) 委託対象事業・委託契約の有効性
- ① 委託契約の有効性
- (3) 委託契約の効率性・経済性
- ① 積算または予定価格の根拠の明確化
 - ② 変更契約時点における積算方法の変更
- (4) 履行の適正性
- ① 履行の確認手続
- (5) 再委託
- ① 再委託先の申請承認手続

（「意見」の分類項目）

- (1) 事務手続の合規性
- ① 契約書の記載事項
 - ② 文書起票の取扱いや簿冊の編綴
 - ③ 委託内容変更時の手続
 - ④ その他
- (2) 委託対象事業・委託契約の有効性
- ① 委託対象事業の有効性
- (3) 委託契約の効率性・経済性
- ① 仕様・積算の妥当性
 - ② 経済的・効果的な他の方法や指定管理範囲の検討
 - ③ 長期継続契約の検討及び根拠の明確化
 - ④ 成果報酬（委託料）配分方法の検討
 - ⑤ 事務手続の効率化
 - ⑥ 契約金額の妥当性の明確化
 - ⑦ 効率的な事業の実施のための市町村との連携
- (4) 履行の適正性
- ① 精算の妥当性
 - ② 履行の确实性
 - ③ 履行の確認
 - ④ 適切な履行のための管理
 - ⑤ 業務履行の客観性と検証可能性の担保

(5) 再委託

- ① 再委託先の管理状況の確認
- ② 再委託の有無の確認

(6) その他

- ① 書類の作成・修正・保管
- ② 財務実績報告の方法
- ③ 前払金の請求根拠の徴取
- ④ 消費税の課税事業者の確認手続
- ⑤ 情報セキュリティ
- ⑥ 反社会的勢力に係る検討手続
- ⑦ 運用保守審査書の記載内容
- ⑧ 出来高確認通知書のチェック
- ⑨ 書類の決裁日欄新設の検討
- ⑩ 有効な内部牽制（けんせい）組織のあり方

外部監査の結果及び意見一覧表

部局名	番号	委託業務名	外部監査の結果及び意見					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
総務部	A1	大分県知事公舎樹木等管理委託						
	A2	大分県知事公舎植栽業務委託						
	A3	知事公舎土流防止植栽業務	結					
	A4	旧日田産業工芸試験所 自家用電気工作物保安管理業務委託						
	A5	旧大分県立三重病院 自家用電気工作物保安管理業務委託	結・意					
	A6	旧大分県立三重病院 機械警備業務委託						
	A7	旧日田産業工芸試験所機械警備委託						
	A8	大分県知事公舎機械警備委託						
	A9	公文書等補修業務						
	A10	マイクロフィルムによる公文書等複製本作成業務						
	A11	公文書館文書管理システム保守・運用支援業務						
	A12	県報PDFファイル作成委託	結・意					
	A13	県報PDFファイル作成委託	結・意					
	A14	特殊業務健康診断委託						
	A15	独身・単身者住宅管理業務委託				意		

総務部	A16	大分県職員健康管理システム開発業務委託						
	A17	健康管理システム運用支援委託						
	A18	特殊業務健康診断委託						
	A19	H25 参院選 啓発用テレビ広報業務委託				意		意
	A20	H25 参院選 啓発用新聞広告業務委託						
	A21	総務事務システム改修委託		結	意			
	A22	国東総合庁舎機械警備業務			意			
	A23	2 5 ストマネ東部施設機能診断（調査）委託業務	意					
	A24	2 4 経通基幹奈狩江 3 工区用地測量委託業務					意	
	A25	2 5 障害宇佐水車井路頭首工測量設計委託業務	結					
	A26	2 5 障害宇佐亀山井路頭首工測量設計委託業務	結					
	A27	2 5 地すべり花合野第 1 水理調査解析委託業務						
	A28	2 5 地ため宮河内測量設計委託業務						
	A29	H25 中局治山第 8 号佐土原地区測量設計委託業務						
	A30	2 5 集基弥生排水細田測量設計委託業務						
	A31	H 2 4（補正）南局治山第 4 号測量・設計業務						
	A32	2 4 繰地ため竹田南部計画書作成委託業務						
	A33	H25 豊局農振第 4 号 県営林素材生産事業委託（搬出間伐）	結・意				意	
	A34	2 4 経通一般大原野第 2 道路設計計画委託業務						
	A35	2 5 経通基幹大原野第 2 2 工区用地測量委託業務						
A36	2 4 繰中山間両院 2 期有徳原パイプライン測量委託契約	結						
A37	2 4 繰中山間両院 2 期有徳原パイプライン設計委託契約	結						
企画振興部	B1	旅券申請受付、作成及び交付等業務委託			意			
	B2	海外プロモーション等実施事業委託						
	B3	県政広報テレビ番組制作放送委託業務						
	B4	県政広報テレビ番組制作放送委託業務						
	B5	平成 2 5 年度めじろん放送局運営管理委託			意			

企画振興部	B6	県政広報テレビ番組制作放送委託契約			意			
	B7	おおいた安心県政情報番組制作放送業務委託契約			意			
	B8	平成25年度おおいた地域ブランド力アップ推進事業業務委託						
	B9	「県政だより」作成掲載委託（大分合同新聞）						
	B10	「県政だより」作成掲載委託（西日本新聞）						
	B11	緊急雇用地域密着型 プロスポーツ普及促進事業委託業務						
	B12	緊急雇用地域密着型 プロスポーツ普及促進事業委託業務						
	B13	緊急雇用地域密着型 プロスポーツ普及促進事業委託業務						
	B14	緊急雇用地域密着型 プロスポーツ普及促進事業委託業務						
	B15	OASISひろば21管理委託業務	意					
	B16	大分県立総合文化センター管理委託業務						
	B17	国東半島アートプロジェクト 2013事業委託業務	意					
	B18	大分銀行ドームを活用したがん検診受診率向上啓発事業委託業務			意			
	B19	大分銀行ドームを活用した自殺予防広報啓発事業委託業務	結		意			
	B20	緊急雇用アート活用ブランド創出事業委託契約	意					
	B21	大分県立総合文化センター及び県立美術館管理委託業務						意
	B22	緊急雇用しいきアルゲリッチハウス開館準備事業委託	結					
	B23	県立美術館情報システム構築事業						
	B24	県立美術館屋内展示作品製作及び設置業務委託						
	B25	県立美術館屋外展示作品及び設置業務委託						
	B26	県立美術館屋外展示作品及び設置業務委託						
	B27	ツーリズム戦略総合対策事業						
	B28	ツーリズム戦略総合対策事業						
	B29	海外観光客誘致対策事業						
	B30	国内圏域別誘客促進事業委託契約	意		意			
	B31	緊急雇用おんせん県パワーアップ事業委託契約	結・意		意			
	B32	おんせん県おおいた元気発信事業						

福祉保健部	C1	大分県社会福祉介護研修センター管理業務業務		意			意	
	C2	地域生活定着支援事業						
	C3	大分あったか・はーと駐車場利用証制度事業(安心おでかけユニバーサルデザイン推進事業)						
	C4	おおいた地域医療支援システム構築事業	結・意	意	結			
	C5	歯科在宅当番医制事業運営委託	意		意			
	C6	急性心筋梗塞医療調査研究事業委託	結				意	
	C7	地域医療教育・研修推進事業委託				意		
	C8	大分県ナースセンター事業委託契約	意			意		
	C9	特定疾患治療等委託						
	C10	明るい長寿社会づくり推進事業委託			意	意		
	C11	地域ケア会議多職種派遣事業委託						
	C12	地域介護実習・普及センター運営事業委託契約				意		
	C13	児童養護施設退所者等相談支援事業(退所児童等アフターケア事業)	結・意					
	C14	児童相談情報管理システム改修業務委託事業						
	C15	児童家庭支援センター運営事業委託契約	結			意		
	C16	児童家庭支援センター運営事業						
	C17	母子家庭等就業・自立支援センター事業		意	意	意		
	C18	給食業務委託	結・意		意			
	C19	冷暖房設備保守業務						
	C20	発達障がい者支援センター運営事業委託業務		意				
	C21	身体障害者福祉センター運営委託						
	C22	精神科救急医療システム事業委託						
	C23	第33回大分国際車いすマラソン大会開催事業委託契約	結					
	C24	精神科身体合併症救急医療体制整備事業委託						

生活環境部	D1	大分県内の地形・地質調査委託	結	意	結・意			意
	D2	大分県の地域遺産普及啓発支援委託業務						
	D3	大気汚染自動測定装置保守管理業務						
	D4	緊急雇用省エネ診断活用促進事業委託						
	D5	大分県使用済小型家電回収モデル事業委託						
	D6	幼児向け環境劇巡回公演業務委託						
	D7	NPO総合支援体制強化事業委託契約		意				
	D8	狂犬病予防・動物愛護業務（動物管理所）						
	D9	平成25年度水質保全対策事業にかかる水質調査委託						
	D10	平成25年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務	結	意	意	意		
	D11	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託						
	D12	平成25年度不法投棄廃棄物撤去委託業務						
	D13	防災行政無線新設中継局建設業務						
	D14	県民安全・安心メール配信業務委託			結・意			
	D15	大分県防災情報システム更新工事現場技術業務委託						
	D16	大分県防災情報システム更新工事現場技術業務委託						
	D17	防災ヘリコプター運航管理業務						
	D18	大分県高度情報ネットワークシステム点検業務						
商工労働部	E1	豊栄鉱山坑廃水処理業務委託						
	E2	花きグループにおける地熱エネルギー利用状況調査事業委託業務						意
	E3	緊急雇用ロボットスーツ関連産業振興支援事業委託業務	結					意
	E4	地域コミュニティ情報化推進業務						
	E5	豊の国ハイパーネットワーク運用管理業務委託			意			
	E6	行政情報システム維持管理及び電算システム維持管理支援業務委託			意			
	E7	大分県情報システムクラウド化移行設計・計画策定業務						
	E8	ファイヤウォールの監視及び保守に関する業務						
	E9	大分県ヘルプデスク運営委託			意			

商工労働部	E10	首都圏での県産品イメージアップ強化企画委託契約	意					
	E11	緊急雇用輸入ワインを通じた地域活性化事業						
	E12	おおいた産業人財センター運営委託		意	意			意
農林水産部	F1	大分県農業文化公園管理運営事業		意	意		結	
	F2	平成 25 年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務						意
	F3	緊急雇用農業法人経営強化事業業務委託		意				意
	F4	2 5 耕基小富士測量設計委託業務						
	F5	2 4 繰震災対策大分第 2 農業用ダム耐震一次診断委託契約	結					
	F6	2 5 震災対策ため池緊急一斉点検委託業務						意
	F7	森林GISデータ作成委託事業						
	F8	森林GISデータ作成委託事業(2)			意			
	F9	森林づくりボランティア支援センター事業			意			
	F10	県民の森施設管理業務委託						
	F11	県営林立木調査委託						
	F12	県民有林事業委託						
	F13	県民有林事業委託契約	結					
	F14	大分県マリンカルチャーセンター運営事業委託契約				意		
	F15	大分県漁業指導監督用海岸局業務委託						
	F16	種苗生産等事業委託						
	F17	入津湾漁場改善工法調査業務委託	結					
土木建築部	G1	道維環単国委第 1 - 1 3 号 道路維持補修業務委託						
	G2	交防堰改委第 1 号 維持管理計画策定委託						
	G3	道維環単別委第 2 4 - 1 1 号 道路維持補修業務委託						
	G4	道維環単別委第 2 4 - 1 8 号 大分空港道路交通管理業務委託契約	結					
	G5	道維環単大委第 2 4 - 2 2 号 道路維持補修業務委託	意					意
	G6	道改単大委第 2 - 4 号 設計委託						
	G7	交防通砂委第 1 0 号 解析業務委託						
	G8	交付国改白委第 1 - 1 4 号 建物等調査委託	結		意			

土木建築部	G9	道改単債佐委第12号 設計委託						
	G10	道改単債佐委第10-5号 調査委託						
	G11	交付地改野委第10号 測量委託					意	
	G12	道維環単野委第25-10号 道路維持補修業務委託	意					
	G13	道維環単玖委第22-5号 道路環境整備委託	意					
	G14	道維環単玖委第25-6号 道路環境整備委託	意					
	G15	砂改玖委第4-2号 砂防施設改修事業測量委託	意		意			
	G16	道維環単中委第1-11号 道路維持補修業務委託	結					意
	G17	道維環単中委第1-15号 道路維持補修業務委託						
	G18	土木積算システム運用業務委託			意			
	G19	土木積算システム運用業務委託						
	G20	大分県共同利用型電子入札システム 改修業務委託						
	G21	電子入札システムサービス提供業務 委託						
	G22	工事委託 別府挾間線浜脇跨線橋新 設工事 (H25年度実施協定)						
	G23	H25 用地取得事務委託国道212号 (日田拡幅)			意	意		
	G24	工事委託 大分挾間線踏切拡幅工事	意					
	G25	豊肥本線 朝地～緒方間98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工 事	結・意			意		
	G26	治ダ委第2-27号 玉来ダム水理模型実験委託						
	G27	治ダ委第2-45号 玉来ダム地質総合解析業務委託						
	G28	治ダ委第2-54号 玉来ダム本體工関連全体実施設計委 託						意
	G29	治ダ委第2号 玉来ダム低角度節理設計対応本検討 他評価業務委託						
	G30	治ダ委第2-45号 玉来ダム岩盤調査掘削業務委託						
	G31	大分港国際海上 VHF 大分海岸局通信 業務委託						
	G32	大分港港湾監視業務委託						
	G33	大分港大在コンテナターミナル(指定 管理)						

土木建築部	G34	H25 港管測単湾委第 1 号大分県沿岸設計津波高検討業務委託						
	G35	平成 2 4 年度 地特街連都委第 1 号 鉄道残存敷利活用検討プロセス支援業務委託						意
	G36	平成 2 5 年度 都交調委第 1 号 総合都市交通計画策定業務						
	G37	スポーツ公園管理運営委託				意		
	G38	ハーモニーパーク管理運営委託				意		意
	G39	県営住宅管理システム開発業務委託						
	G40	県営住宅等管理委託					意	
	G41	施第 1 2 - 3 0 号 大分県庁舎本館耐震化事業						
	G42	施委第 8 8 - 2 4 号 本館耐震化工事監理等業務委託						
	G43	施委第 6 - 2 4 号 県立美術館工事監理等業務委託			意			
	G44	施委第 5 6 - 2 1 号 教育センター大規模実施設計委託	結・意					
企業局	H 1	水路工作物維持管理委託						
	H 2	平成 25 年度北川ダム、北川水系発電所及び関連施設除草・維持管理業務委託	結					
	H 3	平成 25 年度北川ダムへい死に伴う状況等調査委託	結	意				
	H 4	ポリ塩化アルミニウム購入						意
	H 5	大津留浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託						
	H 6	判田浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託						意
	H 7	66 kV 県電大野川大南線No.10~29 間 鉄塔改良工事詳細設計業務委託						
	H 8	基幹施設耐震設計業務委託(判田浄水場)						
	H 9	基幹施設耐震設計業務委託(判田浄水場 2)						
	H 10	平成 25 年度玖珠町玖珠工業団地電気探査・ホーリング及び揚水試験業務委託						
	H 11	大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託			結・意			
病院局	病院局全体に共通した事項							意
	I 1	病院総合情報システム運用保守業務委託			意			
	I 2	血液検査支援システム保守委託			意			
	I 3	磁気共鳴断層撮影装置保守委託			結	意		意

病院局	I 4	院内保育園業務						
	I 5	全身用 X 線コンピューター断層撮影装置	意					意
	I 6	薬剤管理搬送業務						
	I 7	薬剤管理搬送業務						
	I 8	診療材料調達業務及び物品管理業務						
	I 9	診療材料調達業務及び物品管理業務						
	I 10	施設維持管理業務	意		意			
	I 11	施設維持管理業務	意		意			
	I 12	保安警備業務						
	I 13	保安警備業務						
	I 14	清掃等業務						
	I 15	医事業務等	意					
	I 16	患者給食業務委託	意					
	I 17	大規模改修工事実施設計等業務委託						
教育庁	J1	重油等汚濁水処理業務等委託契約						
	J2	緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託	結・意	意				
	J3	津久見理科棟他内部大規模改造工事設計委託						
	J4	子ども科学体験推進事業						
	J5	平成 25 年度学校図書館活用教育支援事業学校 図書館機能アップ支援業務委託					意	
	J6	大分県立図書館サービス業務委託				意		
	J7	設備等維持管理保安業務						
	J8	東九州自動車道（県境-宇佐間・諫山第 6 次調査）埋蔵文化財発掘調査支援業務						
	J9	臨港道路中津港線（定留鬼塚跡第 2 次調査）及び東九州道（県境-宇佐間・諫山第 7 次調査）埋蔵文化財発掘調査支援業務						
	J10	県道庄の原佐野線（旧万寿寺跡第 7 次調査）埋蔵文化財発掘調査支援業務						

教育庁	J11	風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃	結		意	結		
	J12	風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃						
警察本部	K1	大分東警察署庁舎建設に伴う地質調査委託						
	K2	警察独身寮管理業務委託						
	K3	緊急雇用初動捜査強化対策事業委託契約	結					
	K4	捜査支援（緊急配備支援）システム保守点検委託契約	結					
	K5	捜査支援（緊急配備支援）システム改修業務委託						
	K6	安全運転管理者等講習業務委託						
	K7	放置車両確認事務委託						
	K8	交通管制システム等設備保守管理業務委託						
	K9	大型標識点検整備委託						
	K10	交通安全施設設計システム開発委託						
	K11	免許センター設備保守	結					
	K12	運転者管理システム改修委託			意			
	K13	運転者管理システム改修委託						
	K14	更新時講習業務委託			意			
	K15	更新時講習業務委託			意			
	K16	庁舎設備等運転管理業務委託契約					意	

第3. 外部監査の結果及び意見の概要

1. 外部監査の結果の概要

(1) 事務手続の合規性

以下の委託契約については、事務手続の一部が関係する条例及び規則に準拠していないと認められるため、改善が必要である。

① 伺い書や支出負担行為決議の記載または押印

部局	番号	事業名
総務部	A 3	知事公舎土流防止植栽業務委託
	A 2 5	2 5 障害宇佐水車井路頭首工測量設計委託業務
	A 2 6	2 5 障害宇佐亀山井路頭首工測量設計委託業務
	A 3 3	2 5 豊局農振第4号 県営林素材生産事業委託（搬出間伐）
	A 3 6	2 4 線中山間両院2期有徳原パイプライン測量委託契約
	A 3 7	2 4 線中山間両院2期有徳原パイプライン設計委託契約
企画振興部	B 3 1	緊急雇用おんせん県パワーアップ事業委託契約
福祉保健部	C 1 8	給食業務委託
生活環境部	D 1 0	平成25年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務
農林水産部	F 5	2 4 線震災対策大分第2農業用ダム耐震一次診断委託契約
土木建築部	G 4	道維環単別委第24-18号大分空港道路交通管理業務委託契約
	G 8	交付国改白委第1-14号 建物等調査委託
	G 2 5	豊肥本線 朝地～緒方間 98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事
	G 4 4	施委第56-21号 教育センター大規模実施設計委託
企業局	H 2	平成25年度北川ダム、北川水系発電所及び関連施設除草・維持管理業務委託
	H 3	平成25年度北川ダムへい死に伴う状況等調査委託
教育庁	J 1 1	風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃
警察本部	K 3	緊急雇用初動捜査強化対策事業委託契約
	K 4	捜査支援（緊急配備支援）システム保守点検委託契約
【外部監査の結果】 ・事業実施伺や支出負担行為決議書等の決裁日付が記載されていない、または出納員の審査印の押印漏れが見受けられ、県の契約事務規則に従った事務手続の実施状況が不明確になっている。県の契約事務規則に従った事務手続の実施状況を適切に記録・保管するため、決裁日付の記載や押印は確実にされる必要がある。等		

② 契約書等の文書の記載事項

部局	番号	事業名
総務部	A 5	旧大分県立三重病院自家用電気工作物保安管理業務委託
	A 1 2	県報PDFファイル作成委託
	A 1 3	
福祉保健部	C 4	おおいた地域医療支援システム構築事業
	C 6	急性心筋梗塞医療調査研究事業委託
	C 1 5	児童家庭支援センター運営事業委託契約
生活環境部	D 1	大分県内の地形・地質調査委託
	D 1 0	平成25年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務
商工労働部	E 3	緊急雇用ロボットスーツ関連産業振興支援事業委託業務

農林水産部	F 1 3	県民有林事業委託契約
	F 1 7	入津湾漁場改善工法調査業務委託
土木建築部	G 1 6	道維環単中委第 1 - 1 1 号道路維持補修業務委託
	G 2 5	豊肥本線 朝地～緒方間 98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事
教育庁	J 2	緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託
【外部監査の結果】 ・契約事務に係る各種書類（事業実施伺、契約書、支出負担行為決議書、完了報告書、検査調書）に、様式や取扱いの誤り、記載誤りや記載漏れ、不適切な修正といった不備が発見された。等		

③ 適用した税率または税額の誤り

部局	番号	事業名
企画振興部	B 2 2	緊急雇用しいきアルグリッチハウス開館準備事業委託
【外部監査の結果】 ・平成 25 年度の精算事務において適用した消費税率が誤っている場合や、委託契約書に貼付された印紙税額が過大の契約が見受けられた。		

④ 事務手続の遵守

部局	番号	事業名
企画振興部	B 1 9	大分銀行ドームを活用した自殺予防広報啓発事業委託業務
福祉保健部	C 2 3	第 3 3 回大分国際車いすマラソン大会開催事業委託契約
警察本部	K 1 1	免許センター設備保守
【外部監査の結果】 ・事務処理の遅れにより、県の契約事務規則に規定されている委託費の確定処理が遅延しているケースや、契約書に記載された支払期日（いずれも請求書日付から一定の期日後に支払日が設定されている。）が遵守されていないケースが見受けられた。今後は、県の契約事務規則に則った事務手続の確実な遂行又は契約書に記載された支払期日を遵守する必要がある。		

⑤ 実施変更計画書の提出と承認及び記載内容

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 4	おおいた地域医療支援システム構築事業
	C 1 3	児童養護施設退所者等相談支援事業（退所児童等アフターケア事業）
【外部監査の結果】 ・実施変更計画書の提出が必要である場合、実施変更計画書が提出されていないため承認手続が行われていない、またはその変更内容が具体的で、かつ客観性・合理性に問題がないか、また変更内容の記載が網羅されているかどうかを厳密にチェックし、その変更計画の承認を行うことが必要である。		

⑥ 徴取した見積書の編綴

部局	番号	事業名
生活環境部	D 1	大分県内の地形・地質調査委託
【外部監査の結果】 ・積算の基礎とするために業者から入手した参考見積が簿冊に編綴されておらず、積算の根拠や基礎とした文書はもれなく編綴する必要がある。		

(2) 委託契約の有効性

以下の委託契約については、委託の対象となったシステム改修の内容・金額についてITに知見がある者の客観的な評価を受けておらず、委託契約の効果が十分に検討されたとは考えにくいため、改善が必要である。

① 委託契約の有効性

部局	番号	事業名
総務部	A 2 1	総務事務システム改修委託
【外部監査の結果】 ・改修が決まってから改修に取り掛かるまでに時間がなかったことを理由に、情報システム構築部会の事前レビューを受けていない。改修内容や委託金額の妥当性についてITに知見がある者の客観的な評価を受けておらず、このような事態が続くと、不適切な内容や金額でシステム改修が行われてしまうおそれがある。システム改修を行う場合は、情報システム構築部会の事前レビューを受けることができるような日程で作業を進めるべきである。		

(3) 委託契約の効率性・経済性

以下の委託契約については、事業の積算方法を見直すことにより、委託契約の効率性・経済性をより高めることが可能である、または当初積算方法として採用した算定方法を変更契約時に変更したことによって経済的に問題があると考えられるため、改善が必要である。

① 積算または予定価格の根拠の明確化

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 4	おおいた地域医療支援システム構築事業
生活環境部	D 1 4	県民安全・安心メール配信業務委託
企業局	H 1 1	大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託
病院局	I 3	磁気共鳴断層撮影装置保守委託
【外部監査の結果】 ・積算方法が直近の実績とその年度の仕様に基づいて毎年積上げにより算定することが必要である。 ・見積書・積算書の詳細な内訳等が不明であることや、委託金額の積算が十分かつ合理的な根拠をもとに、または十分に知見のある者によって算定されたかどうか不明確である。等		

② 変更契約時点における積算方法の変更

部局	番号	事業名
生活環境部	D 1	大分県内の地形・地質調査委託
【外部監査の結果】 ・この委託契約では、当初積算方法として採用した諸経費率の算定方法を変更契約時に変更したことによって、同一契約内では一定とすべき設計積算の算定方法がみだりに変更される結果となっているため、契約事務の経済性アプローチが疑問である。		

(4) 履行の適切性

下記の委託契約は業務の履行確認を確実に行うことにより、業務の履行の適正性をより高めることが可能であり、改善が必要である。

① 履行の確認手続

部局	番号	事業名
教育庁	J 1 1	風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃
【外部監査の結果】 ・委託業務全体の完了を確認するため、年次委託業務完了届の確実な提出を求め保管する必要がある。		

(5) 再委託

再委託においても基本的に県の直接委託と同様の手続が必要であり、下記の委託契約は事業の再委託に係る事務手続を改善する必要がある。

① 再委託先の申請承認手続

部局	番号	事業名
農林水産部	F 1	大分県農業文化公園管理運営事業
【外部監査の結果】 ・再委託先の管理にあたり、必要な再委託の申請承認手続が一部で行われておらず、必ず申請承認の手続を確実にを行う必要がある。		

2. 意見の概要

(1) 事務手続の合規性

以下の委託契約については、契約事務手続上、規定での取扱いが不明瞭なものやどの程度まで深度ある手続を実施すればよいか、といった点で、明確な取扱いが示されていないものがある。したがって、委託契約の公平性を確保しつつも行政運営における経済性、効率性を追求するためには、以下の事項について、手続を見直すことが望まれる。

① 契約書の記載事項

部局	番号	事業名
総務部	A 5	旧大分県立三重病院自家用電気工作物保安管理業務委託
福祉保健部	C 4	おおいた地域医療支援システム構築事業
	C 1 3	児童養護施設退所者等相談支援事業（退所児童等アフターケア事業）
土木建築部	G 5	道維環単大委第24-22号道路維持補修業務委託
病院局	I 5	全身用X線コンピューター断層撮影装置
	I 1 0	施設維持管理業務
	I 1 1	
【意見】 ・契約書に必要と認められる事項を明記することが望ましい。 ・契約書の日付について、適切にチェックすべきである。等		

② 文書起票の取扱いや簿冊の編綴

部局	番号	事業名
総務部	A 1 2	県報PDFファイル作成委託
	A 1 3	
土木建築部	G 2 4	工事委託 大分挾間線踏切拡幅工事
	G 2 5	豊肥本線 朝地～緒方間 98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事
病院局	I 5	全身用X線コンピューター断層撮影装置
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な事業による場合でも、年度ごとの委託事業の開始に当たっては必ず実施伺を起票することが望ましい。 ・簿冊の一覧性を高めるため、書類の編綴方法を統一するなどの工夫をすることが望ましい。等 		

③ 委託内容変更時の手続

部局	番号	事業名
総務部	A 3 3	2 5 豊局農振第 4 号 県営林素材生産事業委託（搬出間伐）
企画振興部	B 1 7	国東半島アートプロジェクト 2 0 1 3 事業委託業務
	B 2 0	緊急雇用アート活用ブランド創出事業委託契約
	B 3 1	緊急雇用おんせん県パワーアップ事業委託契約
土木建築部	G 1 5	砂改玖委第 4 - 2 号砂防施設改修事業測量委託
	G 2 5	豊肥本線 朝地～緒方間 98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事
病院局	I 1 6	患者給食業務
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更契約をひとつの契約とみなし、変更契約額を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定しているが、変更契約を含めた契約額全体を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定することが望ましい。 ・契約前に金額等の変更があった場合は、契約書とともに契約書と合致した見積・積算書を編綴することが望ましい。契約金額の変更の場合には、理由・内容等を明確に記載し、その理由が合理的であるか、内容が妥当であるか検討したうえで決裁する必要がある。 ・変更契約手続を行う必要がないように、契約事務の効率性と事業期間の短縮について常に念頭に置いたうえで、効率的に事業と事務の実施を行えるような業務の進め方を再確認する必要がある。等 		

④ その他

(ア) 事務手続の規定化・見直し

部局	番号	事業名
企画振興部	B 1 7	国東半島アートプロジェクト 2 0 1 3 事業委託業務
	B 3 0	国内圏域別誘客促進事業委託契約
病院局	I 1 5	医事業務等
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案書についてマニュアルは整備されているが、県として規定化されていないため、起案書に係る規定を整備し、上席者のチェックなどの手続について適切に運用していくことが望ましい。 ・同一業務を複数業者（委託契約先）に変更契約等で追加する場合には、部局内で協議し、統一的に変更契約事務を行うことが望ましい。 		

(イ) 文書の明瞭記載

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 5	歯科在宅当番医制事業運営委託
	C 1 8	給食業務委託
教育庁	J 2	緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託
【意見】 ・実施伺に記載されている委託事業目的のうち一部の業務は、現に事業を行っていると言えず、一定の役割を終えているため、委託する事業目的から削除することが必要である。 ・異なる内容の支出負担行為決議書の表現が混同しやすい状況にあるため、客観的かつ容易に区別できる記載方法に改めたり、内訳書の金額を合理的かつ明瞭に把握するための記載方法に改めることが望ましい。等		

(ウ) 競争入札における指名業者の選定方法の見直し

部局	番号	事業名
総務部	A 2 3	2 5 ストマネ東部施設機能診断（調査）委託業務
土木建築部	G 1 2	道維環単野委第 2 5 - 1 0 号道路維持補修業務委託
【意見】 ・指名業者の顔ぶれが固定化しやすい可能性があるため、機械的なローテーションにより選定することは好ましくない。 ・落札率が高い特定の契約については、指名基準の見直しや仕様範囲の見直しなど契約事務を工夫することが望ましい。		

(エ) プロポーザル方式の見直しや事務上の取扱いの明確化

部局	番号	事業名
土木建築部	G 1 3	道維環単玖委第 2 2 - 5 号 道路環境整備委託
	G 1 4	道維環単玖委第 2 5 - 6 号 道路環境整備委託
	G 4 4	施委第 5 6 - 2 1 号 教育センター大規模実施設計委託
【意見】 ・一定期間 1 者のみが参加するプロポーザルを採択して契約することが継続する場合、競争原理が充足されないことで、プロポーザルの意義が減殺される結果となるため、その場合一般競争入札への移行を検討することが望ましい。 ・プロポーザル方式の参加者が 1 者のみとなった場合の契約事務の取扱いの判断基準を明確化することが望ましい。		

(オ) 予定価格公表対象判断の適否

部局	番号	事業名
総務部	A 3 3	2 5 豊局農振第 4 号 県営林素材生産事業委託（搬出間伐）
【意見】 ・予定価格は公表していないが、工事に係る委託として整理しているのに予定価格を公表しないのは論理的に矛盾があるため、工事に関する委託の定義に合致するかどうかを再度確認したうえで、必要な整理と対応を検討されたい。		

(カ) 入札書の記載文言の統一化

部局	番号	事業名
総務部	A 3 3	2 5 豊局農振第 4 号 県営林素材生産事業委託（搬出間伐）
【意見】 ・入札書に記載されている誓約文が入札者によって異なっているため、入札書のフォームの統一的な運用を図る必要がある。		

(キ) 見積書の徴取

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 8	大分県ナースセンター事業委託契約
【意見】 ・精算を伴う委託契約で見積書等を徴取しないケースであっても、例外的な対応と考えられるため、その理由等について事業実施伺等で明確に記載したうえで決裁を受けるべきである。		

(ク) 検査内容の充実

部局	番号	事業名
商工労働部	E 1 0	首都圏での県産品イメージアップ強化企画委託契約
【意見】 ・単に委託業務内容の履行検査を行うのではなく、翌年度以降の取組改善のための課題等についても必要な書類を入手・検討することにより、翌年度の委託業務の仕様書に反映させることが望ましい。		

(ケ) 委託料の支払時期

部局	番号	事業名
企画振興部	B 1 5	OASIS ひろば 21 管理委託業務
【意見】 ・履行確認手続完了前に委託料のすべてを概算払により支払うことは、履行担保の観点から望ましいものではないため、少なくとも一部は履行確認手続完了後に支払うことが望ましい。		

(コ) 全額概算払時に提出が求められる確認調書

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 5	歯科在宅当番医制事業運営委託
【意見】 ・委託業務履行完了前に全額の概算払を行う場合に確認調書の提出が必要とされているが、現状では確認調書に併せて提出すべき説明資料等の文書添付要件がないため、業務完了時点において業務履行が確実に完了する根拠を説明する文書を添付するように改善することが望まれる。		

(カ) 照合確認の証跡

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 1 8	給食業務委託
【意見】 ・日々の業務の有効性を担保するため、事実に基づく原始記録の数量と、請求書記載の数量の一致確認を行った業務履歴を明確にするため、照合したチェックの証跡を残すことが望ましい。		

(2) 委託対象事業・委託契約の有効性

以下の委託契約については、委託の対象となった事業の効果や事業を外部委託することによる効果が十分とはいえず、事業またはその効果測定方法について、見直すことが望まれる。

① 委託対象事業の有効性

(ア) 委託事業の有効性評価のための目標指標等の設定や今後のあり方

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 1	大分県社会福祉介護研修センター管理業務
	C 1 7	母子家庭等就業・自立支援センター事業
	C 2 0	発達障がい者支援センター運営事業委託業務
農林水産部	F 3	緊急雇用農業法人経営強化事業業務委託
【意見】 ・事業評価のための目標指標を新たに設定、またはより有効と認められる目標指標評価となるように見直しされる方が望ましい。 ・事業の有効性を高められるような文書とするために、実施報告書における報告数値と実施計画書に記載された計画数値との関連づけが行われることが望ましい。等		

(イ) 委託事業の有効性を高めるためのマネジメントや応用展開のあり方

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 4	おおいた地域医療支援システム構築事業
	C 1 7	母子家庭等就業・自立支援センター事業
生活環境部	D 1 0	平成 2 5 年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務
商工労働部	E 1 2	おおいた産業人財センター運営委託
農林水産部	F 1	大分県農業文化公園管理運営事業
企業局	H 3	平成 25 年度北川ダムへい死に伴う状況等調査委託
教育庁	J 2	緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託
【意見】 ・委託事業の有効性を高めるため、事業の結果や報告書等の成果物等に従って、P D C A マネジメントサイクルやナレッジの活用により、事業の有効性や地域社会への効果的な波及がもたらされるような計画への反映、手法やアクションを綿密に検討することが望ましい。 ・今後の事業のあり方や遊休資産の有効活用等の方法を継続的に検討することが望ましい。等		

(ウ) 仕様と成果物の対応関係の明瞭化

部局	番号	事業名
生活環境部	D 1	大分県内の地形・地質調査委託
【意見】 ・仕様に記載されているプロセスの可視化がなされていないため、仕様に対応するプロセスと成果との対応関係の把握と特定が困難である。仕様と成果物の対応関係がより明瞭となるような業務範囲と成果物の業務完了要件を客観的かつ具体的に分かりやすく仕様設計書に整理したうえで、十分な成果物の受領による業務完了を行う必要がある。		

(エ) 広報等の充実

部局	番号	事業名
生活環境部	D 7	N P O 総合支援体制強化事業委託契約
【意見】 ・N P O 法人を支援するため、運営アドバイザーの派遣を行っているが、その利用状況は、予算額に対して低いものとなっている。運営アドバイザーに対する知名度がまだ高いとはいえないことが一因と考えられることから、その利用度を増やすためにも広報等に力を入れるべきである。		

(3) 委託契約の効率性・経済性

下記の委託契約は、委託の対象となった事業の効果、事業を外部委託することによる効果が十分とはいえず、事業の効果測定方法等について見直しが望まれる。

① 仕様・積算の妥当性

部局	番号	事業名
総務部	A 2 1	総務事務システム改修委託
	A 2 2	国東総合庁舎機械警備業務
企画振興部	B 1	旅券申請受付、作成及び交付等業務委託
	B 5	平成25年度めじろん放送局運営管理委託
	B 6	県政広報テレビ番組制作放送委託契約
	B 7	おおいた安心県政情報番組制作放送業務委託契約
	B 3 1	緊急雇用おんせん県パワーアップ事業委託契約
福祉保健部	C 5	歯科在宅当番医制事業運営委託
	C 1 0	明るい長寿社会づくり推進事業委託
	C 1 8	給食業務委託
生活環境部	D 1	大分県内の地形・地質調査委託
	D 1 0	平成25年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務
商工労働部	E 6	行政情報システム維持管理及び電算システム維持管理支援業務委託
農林水産部	F 8	森林GISデータ作成委託事業(2)
	F 9	森林づくりボランティア支援センター事業
教育庁	J 6	大分県立図書館サービス業務委託
	J 1 1	風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃
警察本部	K 1 4	更新時講習業務委託
	K 1 5	
<p>【意見】</p> <p>・仕様書・積算の方法やその前例となる基本的な考え方を整理し、また、仕様・積算に含める業務・費用の範囲を厳密に区分する、あるいはより実態に即した合理的な算定方法に改めることで、委託料（予定価格）を適切に算定する必要がある。等</p>		

② 経済的・効果的な他の方法や指定管理範囲の検討

部局	番号	事業名
企画振興部	B 1 8	大分銀行ドームを活用したがん検診受診率向上啓発事業委託業務
	B 1 9	大分銀行ドームを活用した自殺予防広報啓発事業委託業務
福祉保健部	C 1 7	母子家庭等就業・自立支援センター事業
<p>【意見】</p> <p>・委託業務や指定管理範囲について、他の方法についても比較・検討を行い、より経済的・効果的な方法を採用することが望ましい。等</p>		

③ 長期継続契約の検討及び根拠の明確化

部局	番号	事業名
総務部	A 2 2	国東総合庁舎機械警備業務
商工労働部	E 9	大分県ヘルプデスク運営委託
<p>【意見】</p> <p>・委託業務について、長期継続契約期間の見直しを行い、より経済的・効率的な契約方法に変更することが望ましい。</p> <p>・長期継続契約とする根拠を公的に確認できる文書で明示することが望ましい。</p>		

④ 成果報酬（委託料）配分方法の検討

部局	番号	事業名
商工労働部	E 1 2	おおいた産業人財センター運営委託
【意見】 ・委託料の成果報酬を配分する際の数値基準について見直しを検討することが望ましい。		

⑤ 事務手続の効率化

部局	番号	事業名
企画振興部	B 3 0	国内圏域別誘客促進事業委託契約
農林水産部	F 1	大分県農業文化公園管理運営事業
土木建築部	G 8	交付国改白委第1-14号 建物等調査委託
	G 2 3	H25 用地取得事務委託国道212号(日田拡幅)
	G 4 3	施委第6-24号 県立美術館工事監理等業務委託
病院局	I 1 0	施設維持管理業務
	I 1 1	
【意見】 ・業務の効率性を高めるために、業務調整や事務の進め方を工夫し、できるだけ変更契約事務の回数を削減したり、実績情報等を時系列で一覧性のある統計的な整理を行うことが望ましい。 ・事業完了後の実績報告書の扱いを契約書に記載するなどして、県及び委託者双方の事務手続を効率化すべきである。等		

⑥ 契約金額の妥当性の明確化

部局	番号	事業名
総務部	A 2 1	総務事務システム改修委託
生活環境部	D 1 4	県民安全・安心メール配信業務委託
商工労働部	E 5	豊の国ハイパーネットワーク運用管理業務委託
	E 6	行政情報システム維持管理及び電算システム維持管理支援業務委託
土木建築部	G 1 8	土木積算システム運用業務委託
企業局	H 1 1	大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託
病院局	I 1	病院総合情報システム運用保守業務委託
	I 2	血液検査支援システム保守委託
警察本部	K 1 2	運転者管理システム改修委託
【意見】 ・契約金額の妥当性についての根拠が、第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。等		

⑦ 効率的な事業の実施のための市町村との連携

部局	番号	事業名
土木建築部	G 1 5	砂改玖委第4-2号砂防施設改修事業測量委託
【意見】 ・効率的かつ経済的に事業を遂行できるように、市町村との十分な連携を通じて国土調査による測量成果を十分に活用することが望ましい。		

(4) 履行の適切性

下記の委託契約は業務の履行管理を見直すことにより、業務の履行の適正性をより高めることが可能であり、改善が望まれる。

① 精算の妥当性

部局	番号	事業名
総務部	A 1 5	独身・単身者住宅管理業務委託
福祉保健部	C 7	地域医療教育・研修推進事業委託
	C 8	大分県ナースセンター事業委託契約
	C 1 0	明るい長寿社会づくり推進事業委託
	C 1 7	母子家庭等就業・自立支援センター事業
【意見】 ・精算額の妥当性を十分に検討し、その結果を書面により適切に保管したり、精算内容の客観性を高めるために収支明細書の提出を求めるなどの方法によることが望ましい。等		

② 履行の確実性

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 1 2	地域介護実習・普及センター運営事業委託契約
	C 1 5	児童家庭支援センター運営事業委託契約
農林水産部	F 1 4	大分県マリンカルチャーセンター運営事業委託契約
土木建築部	G 3 7	スポーツ公園管理運営委託
	G 3 8	ハーモニーパーク管理運営委託
教育庁	J 5	平成 25 年度学校図書館活用教育支援事業学校図書館機能アップ支援業務委託
【意見】 ・委託先が事業を確実に履行できるかどうかについて、委託先の財務書類を入手して検討すべきである。等		

③ 履行の確認

部局	番号	事業名
総務部	A 1 9	H 2 5 参院選 啓発用テレビ広報業務委託
土木建築部	G 2 3	H25 用地取得事務委託国道 2 1 2 号(日田拡幅)
病院局	I 3	磁気共鳴断層撮影装置保守委託
【意見】 ・履行が適切に実施されたかどうかの確認がなされていない、または確認方法が適切でなかった。このため、適切な方法で履行確認を行う必要がある。等		

④ 適切な履行のための管理

部局	番号	事業名
生活環境部	D 1 0	平成 2 5 年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務
【意見】 ・業務目的を満たす適切な業務の履行が行われるように、個別に顛末管理が必要な事象については適切な管理手法を構築し対処することが望ましい。		

⑤ 業務履行の客観性と検証可能性の担保

部局	番号	事業名
土木建築部	G 2 5	豊肥本線 朝地～緒方間 98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事
【意見】 ・委託業務の履行の適切性を担保するため、協議の透明性を確保し、業務に対応する必要な文書の入手が確実に行われることが望ましい。		

(5) 再委託

再委託においても県の直接委託と同様の改善が必要であり、下記の委託契約は事業の再委託方法を改善することが望まれる。

① 再委託先の管理状況の確認

部局	番号	事業名
福祉保健部	C 1	大分県社会福祉介護研修センター管理業務
	C 6	急性心筋梗塞医療調査研究事業委託
土木建築部	G 4 0	県営住宅等管理委託
警察本部	K 1 6	庁舎設備等運転管理業務委託契約

【意見】

- ・再委託先との契約状況を適切に把握することにより、再委託する根拠や相手先が妥当であるかどうか、また再委託先との契約が経済的に行われているかどうかなどについて検討を確認することが望ましい。
- ・再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の実地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。等

② 再委託の有無の確認

部局	番号	事業名
総務部	A 2 4	2 4 経通基幹奈狩江 3 工区用地測量委託業務
	A 3 3	2 5 豊局農振第 4 号県営林素材生産事業委託（搬出間伐）
土木建築部	G 1 1	交付地改野委第 1 0 号測量委託

【意見】

- ・再委託の有無について確認が十分に行われておらず、委託先に対して、契約時点における口頭での再委託の確認と事後的な有無の確認を確実に行う必要がある。等

(6) その他

以下の委託契約については、委託契約の事務手続において、主に公平性・中立性を確保するために改善が望まれる。

① 書類の作成・修正・保管

部局	番号	事業名
総務部	A 1 9	H 2 5 参院選 啓発用テレビ広報業務委託
商工労働部	E 2	花きグループにおける地熱エネルギー利用状況調査事業委託業務
農林水産部	F 6	2 5 震災対策ため池緊急一斉点検委託業務
土木建築部	G 1 6	道維環単中委第 1 - 1 1 号道路維持補修業務委託
	G 2 8	治ダ委第 2 - 5 4 号玉来ダム本体工関連全体実施設計委託
	G 3 5	平成 2 4 年度 地特街連都委第 1 号 鉄道残存敷利活用検討プロセス支援業務委託
	G 3 8	ハーモニーパーク管理運営委託
病院局	I 3	磁気共鳴断層撮影装置保守委託
	I 5	全身用 X 線コンピューター断層撮影装置

【意見】

- ・これらの委託契約では、審査委員の審査表が鉛筆で記載されていたが、不正防止や審査の透明性を高めるために、ペン書きすることが望ましい。
- ・完了報告書等の修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正印を押すなど、明瞭性の高い運用を心掛けるべきである。等

② 財務実績報告の方法

部局	番号	事業名
企画振興部	B 2 1	大分県立総合文化センター及び県立美術館管理委託業務
【意見】 ・決算の実績報告に際しては、指定管理に係る事業だけではなく、その他の事業も含めた全体の事業別収支報告書の報告を受けることにより、財務報告数値の透明性を高めることが望ましい。		

③ 前払金の請求根拠の徴取

部局	番号	事業名
生活環境部	D 1	大分県内の地形・地質調査委託
【意見】 ・委託事業の遂行のために重要性が認められる前払金の請求に当たっては、その根拠となる合理性や真実性を挙証する文書を徴取することが望ましい。		

④ 消費税の課税事業者の確認手続

部局	番号	事業名
商工労働部	E 3	緊急雇用ロボットスーツ関連産業振興支援事業委託業務
農林水産部	F 3	緊急雇用農業法人経営強化事業業務委託
【意見】 ・新設後間もない法人と委託契約を締結する場合、県様式の「課税事業者届」のほか、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」の提出を受けることにより課税事業者であることを確認する手続とすることが望ましい。		

⑤ 情報セキュリティ

部局	番号	事業名
商工労働部	E 1 2	おおいた産業人財センター運営委託
【意見】 ・現在の情報セキュリティの状況では、万が一の事態に対する予防的手段としての管理状況が問題となる可能性があるため、必要なセキュリティの方針や手続を再度確認し、厳格に徹底した運用の検討を行うことが望まれる。		

⑥ 反社会的勢力に係る検討手続

部局	番号	事業名
企業局	H 4	ポリ塩化アルミニウム購入
	H 6	判田浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託
【意見】 ・一般競争入札参加者が反社会勢力でないことを事前に検討すべきである。		

⑦ 運用保守審査書の記載内容

部局	番号	事業名
農林水産部	F 2	平成 25 年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務
【意見】 ・契約額を全て機械的に「固定費」とするのではなく、例えば、ベンダーの説明会での資料等をもとに「運用保守状況」欄所定の運用保守項目に係る対応時間が把握でき「固定費」と「固定費外」を区別できる場合は、当該数字を記載したチェックリストを作成することが望まれる。		

⑧ 出来高確認通知書のチェック

部局	番号	事業名
土木建築部	G 5	道維環単大委第24-22号 道路維持補修業務委託
【意見】 ・出来高確認通知書の請求可能額の記載を誤ると請求支払事務の判断を誤る可能性があるため、委託先に発送する前に適切にチェックを行うことが望まれる。		

⑨ 書類の決裁日欄新設の検討

部局	番号	事業名
病院局		病院局全体に共通した事項
【意見】 ・病院局においては、委託何等に決裁日欄がないため、決裁日が記載されていない。事前にいつ決裁を受けているかを明示する根拠となることから、決裁の時点の確定的な証跡を明示するために、決裁日の記載欄を設けることを検討することが望ましい。		

⑩ 有効な内部牽制組織のあり方

部局	番号	事業名
病院局		病院局全体に共通した事項
【意見】 ・契約担当課等が会計管理課となっている委託契約については、承認機関と審査機関と支出機関とが一致するため、実質的に内部牽制が機能しづらい組織構造となってしまうため、物品管理班と施設管理班を会計管理課から分離するなどにより、組織を見直すか、代位決裁者を定めるなどの方法により内部牽制機能の有効性を担保する仕組みづくりが必要と考えられる。		

第4部. 大分県全庁における全般的な委託契約事務に関連する状況

大分県では、「大分県行財政高度化指針」において、「3. 透明性の高い県政運営」を目指すため、「(4) 入札・契約制度の適正な運用」を行うこととし、次のとおり記載されている。

入札・契約事務においては、透明性・公正性・競争性を確保するとともに、品質の確保を図るなど、引き続き、入札・契約制度の適正な運用を行います。

加えて、随意契約による場合でも、「随意契約執行指針」に基づく適正な事務手続とあわせて、引き続き、契約情報の公表による透明性の確保を図ります。

また、契約前の事前指導を行うとともに、会計実地検査における事後確認の徹底などに取り組みます。

地方公共団体としては当然遵守すべきことを述べているのであるが、改めて行財政改革の中の重要な取組みとして取り上げ、加えて随意契約等の透明性確保等に独自に取り組んでいるところが当県の一つの特徴といえる。

大分県全庁における全般的または共通の委託契約事務に関連する状況を以下のとおり検討している。

第1. 委託契約事務・会計審査制度とその機能

1. 委託の内容と目的

地方公共団体は様々な事務事業を行っているが、本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものを除いて、それ以外の事務事業については他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

委託には、法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託、例えば自治法または同施行令に根拠を置く、歳入の徴収又は収納の委託、支出事務の委託、公の施設の管理委託、事務の委託などと、それ以外の一般的に委任契約と呼ばれるものなどの私法上の委託がある。

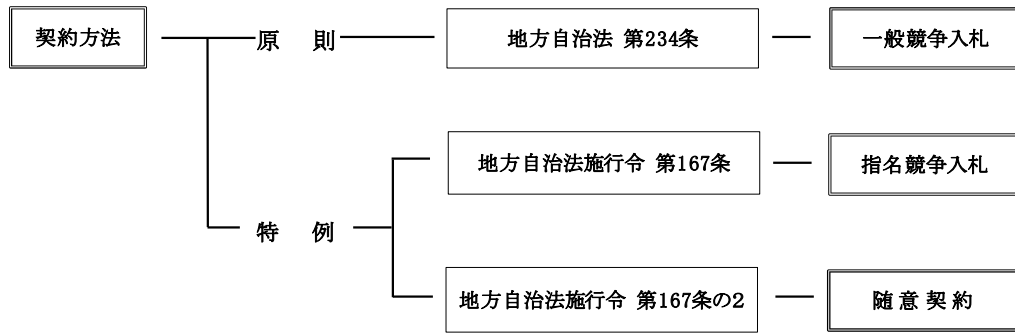
これらは、地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、特殊の技術等を必要とするもの、高度の専門的な知識や経験を必要とする事務事業、調査などが該当する。昨今は、地方公共団体が自ら内部で直接事業を行うよりも、民間の専門的なノウハウや経験をより活用し、経済的、効率的かつ有効に事務事業を実施する、つまりアウトソーシングをより推進する傾向にある。

大分県においても、「大分県行財政高度化指針」において、「1. 民間等との協働」によって「(7) アウトソーシングの推進」をすることとしている。すなわち、行政運営の効率化や民間活力の導入という観点から、民間との協働を一層促進するため、民間が担うことがより効果的・効率的な分野・事業について、引き続きアウトソーシングを推進することとしているのである。

2. 委託契約事務の基本的な流れ

契約方法の体系と委託契約事務の基本的な流れを示すとおおむね次のとおりとなる。

【契約方法の法体系】 -大分県会計管理局作成 「委託契約事務必携」から抜粋一部改編-



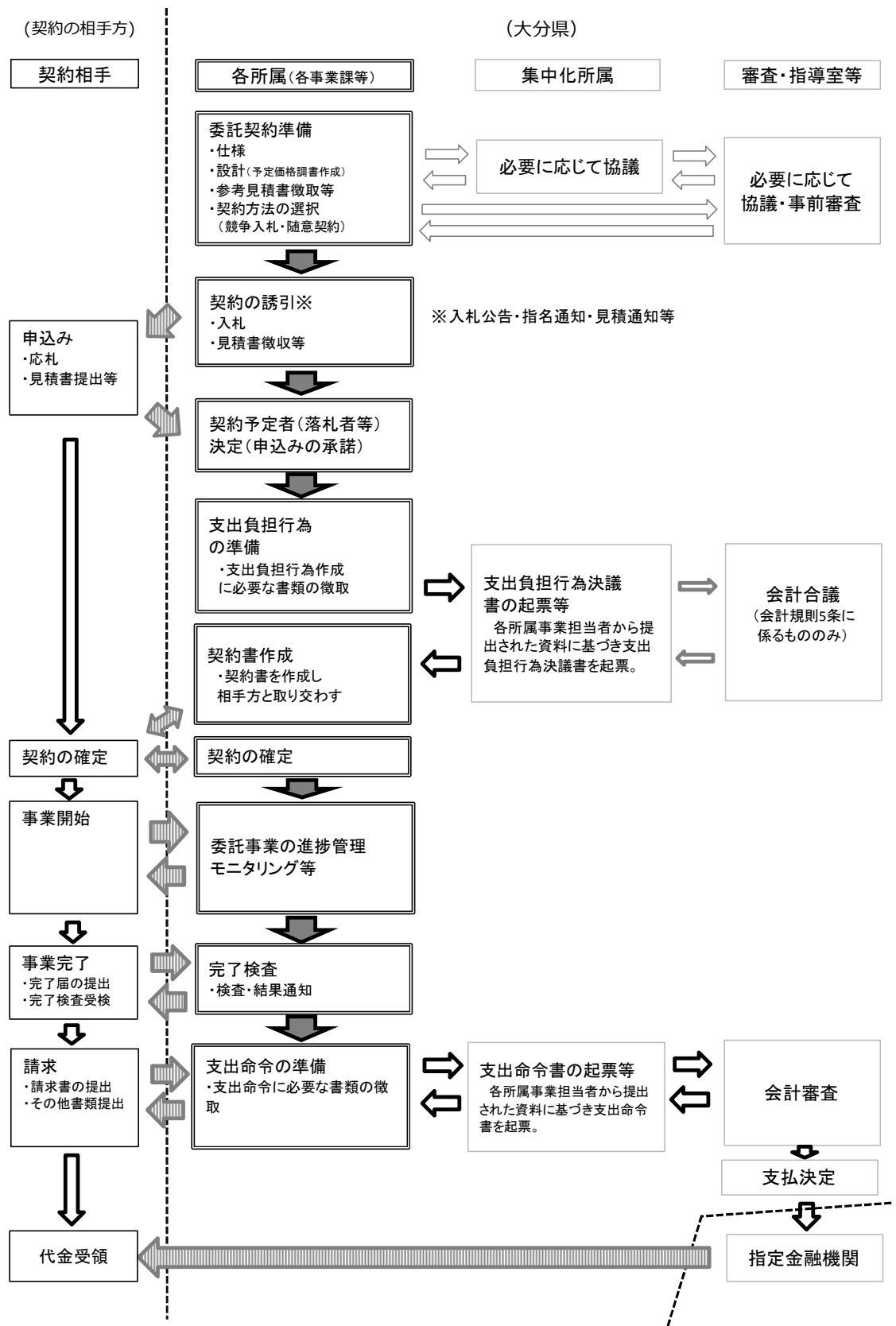
【一般的な契約事務のフロー】

(事務のフロー)	(主な内容)	(根拠規定等)
事務執行に関する伺い	・委託(工事起工)伺い ・決裁伺い	—
↓		
予定価格の決定	決定するのは知事、かい長	契約事務規則第22条
↓		
入札保証金の徴収	見積金額の5/100以上 免除規定あり	契約事務規則第20条
↓		
入札	一般競争入札 指名競争入札 など	契約事務規則第25条など
↓		
落札	落札者以外の入札保証金の返還	契約事務規則第29条
↓		
契約保証金	契約金額の10/100以上の金額 免除規定あり	契約事務規則第5条
↓		
契約の締結 (支出負担行為)	債務の発生	契約事務規則第3条など
↓		
契約内容完了 (履行) の届出	契約の目的物を引き渡そうとするとき	契約事務規則第14条
↓		
検査	検査員が検査調書を作成	契約事務規則第15条及び16条
↓		
成果物 (目的物) の引渡し	検査結果が合格ならば引渡しを受ける	契約事務規則第17条
↓		
請求	債権者からの請求書	契約事務規則第14条 会計規則第51条など
↓		
支払	支出命令者から会計管理者等に支出命令書を発する	会計規則第51条及び52条など

3. 会計審査制度とコンプライアンス

(1) 会計審査制度の基本的な流れ

財務会計事務及び契約審査制度の基本的な流れは次のとおりである。



(2) 会計管理のためのコンプライアンス

前述した「大分県行財政高度化指針」において、適正な事務執行を行ううえで「4. 職員の能力向上・意識改革」に必要な職員の能力向上を図る一環として、「コンプライアンス（法令遵守）意識の徹底」「適正な会計管理体制の充実」のために、職員研修等の充実を重要な項目と位置づけている。

すなわち、前者は、職務の公正な執行と公務に対する県民の信頼を確保するため、綱紀粛正を徹底するとともに、階層別研修や職場研修において「公務員倫理」の充実を図り、法令遵守意識を徹底するとし、後者は、事前合議を含む会計相談体制の充実を図るとともに、重点を置いた効率的な会計実地検査や効果的な研修を実施することにより、適正な会計処理等を徹底することとしている。

(意見)

① 会計審査のノウハウ等の活用による効率的なマネジメントへの応用

原契約の担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践とともに、審査・指導する側が、そのために必要なスキルやノウハウを他の職員も活用可能な知的財産としてデータを蓄積・整理・分析し、全庁的に共有化する仕組みを構築すること等で、担当課の事務の効率化や業務品質の向上によって審査・指導する側の事務の軽減・効率化にもつなげ、更に高度なコンプライアンス体制が整えられるような好循環を生む仕掛けを継続的に工夫していく必要がある。

【意見 全般－1】

総務系事務を一元化した所属のチェック並びに審査・指導室及び出納員等が、文字どおり会計上のコンプライアンスの要として、限られた時間で大量の案件の処理に苦慮しながらも、精力的に契約や支出等の事務手続に関するチェックや審査を行っている結果、想定されている内部統制の役割を基本的にしっかり果たしているものと評価される。

しかし、事務手続の後工程ともいえるチェックや審査の専門性や効率性をいくら高度化しても、事務全体の効率性の向上やコンプライアンス確保については限界がある。チェックや審査の専門性を高めることも必要であるが、原契約担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践が何よりも重要であろう。

そのためには、現在でも審査・指導室によって、契約手続の多くを担う原契約担当課に対する個別の指導・助言・情報提供及び研修等が行われているようであるが、さらに会計書類をチェックする側の職員が保持する経験・スキル・ノウハウなどを他の職員も活用可能な知的財産として集積・整理・分析し、庁内に展開することで共有化する仕組みを構築し、日常的に職員が利用できるよう工夫する必要がある。例えば、事務上の誤りやすい事例や説明添付資料の有用事例をナレッジとして積み重ね、有用実務事例集や誤りやすい事務手続の事例集などを作成し、審査・指導する側の専門知とするのではなく、一般知識として共有するといった方法が考えられる。

担当課の事務の効率化や業務品質の向上に努めることが、結果として会計に関して審査・指導する立場の職員の事務の軽減・効率化にもつながるであろう。よって、前述したナレッジの積み重ねを表現した文書やツールが、職員にとって有用なものとな

るよう不断の努力によりアップデートされ、担当課からの意見もフィードバックとして反映する形でブラッシュアップされることの継続性が期待される。

② あるべき会計事務の実践に必要な意識レベルの向上

会計審査の高度化も必要であるが、まずは、原契約の担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践が重要であるため、会計上のコンプライアンスに必要な行動規範を広く全庁的な総意で策定し、全職員に求められる会計上の共通的な意識を「会計コンプライアンスのための行動規範」といった形で具体的に示すなどして、広く職員に会計上のコンプライアンスに関する意識の浸透を図ることが望まれる。【意見 全般－２】

審査・指導室では、事務の基本的な手引きと位置づけられる「委託契約事務必携」のほか、契約基礎コーステキスト、財務事務に関する研修レジュメなどを作成し、法令や規則だけでなく実際の実務の抛り所や研修による職員の能力向上を図っている。前述したとおり、実務プロセスにおけるチェックや審査の過程を通じたアプローチでも職員の能力向上に寄与している。これらは、もちろん結果的に職員の会計アプローチにおいてコンプライアンスの実践につながるものである。

一方で、会計や契約事務に必要なコンプライアンスの実践を下支えする「行動規範」のようなものは作成されていない。

契約事務や支出命令事務などの財務事務については、遵守されて当然の領域であるが、もし事務の脱漏や見落とし等による重大な瑕疵（かし）があった場合には重要な問題を惹起（じゃっき）しかねないものであるため、職員により慎重かつ正確な法令等や倫理の遵守が求められる。

そのためには、行動としての規範意識を高める必要があると考えられることから、全庁的な総意により、原契約担当課に求められる会計上の共通的な意識を「行動規範」として具体的に文書化することで明示し、意識の浸透を図ることも重要であると思われる。原契約担当課、総務系事務を一元化した所属及び会計管理者等の権限と責任の明確化、共通理解と共通認識を図るため、広く意見を聴取して、会計上のコンプライアンスに必要な行動規範を全庁的な総意で策定し、職員全体の意識の共通化と規範意識の向上が図られることが望ましい。

第２． 随意契約

１． 随意契約の基本的な考え方

（１） 随意契約の意義

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。

この長所は、競争入札に比べ事務手続が簡単であるため、事務経費の面での負担が少なく済み、しかも業者選定においては資力、信用、技術、経験等の能力を勘案のうえ特定の者を選定することができることから、より適正な履行が期待できることや、緊急時に対応でき、事務の効率化を図ることができることなどが挙げられる。一方で、

競争原理が働きにくいことから、業者選定において運用を誤ると、相手方が固定化するなどの短所がある。

(2) 随意契約の要件

随意契約とすることができる場合の要件は、自治法施行令第167条の2第1項の各号に掲げられており、随意契約により委託する場合は概ね次のとおりである。

- ① 予定価格が契約事務規則第33条で定める額を超えないとき（消費税等を含む）。
委託の場合は、同規則同条第6号に定める「その他のもの」に該当し、100万円を超えない少額の場合とされている。
- ② 性質又は目的が競争入札に適しないとき。
例えば、契約の目的となる役務の性質が特殊であるため特定の者でなければ実施することができない場合、業務の性質から特定の者に依頼する必要があるとき、試験問題の作成など県の行為を秘密にする必要があるとき、提案競技を経て契約の相手方を特定するときなどが該当する。
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
災害などの突発的な要因により、住民の生活に影響を及ぼす緊急の事象などが発生した場合や早期に原状に復する必要がある場合などが該当する。
- ④ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- ⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑦ 落札者が契約を締結しないとき。

大分県においては、自治法施行令第167条の2第1項第2号等の規定により、随意契約を締結することができる場合の具体的な判断基準を明確化するため、「随意契約ガイドライン」を策定して運用している。また「随意契約執行指針」において、契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その随意契約理由について別に定めるガイドライン、すなわち随意契約ガイドラインに従い適正に判断しなければならないものとする事務執行の指針が明記されている。

2. 随意契約結果の公表

前述した「随意契約執行指針」において、契約は一般競争入札による契約が原則であるとの基本に立ち、随意契約について調査検討した結果、大分県の契約事務に対する県民の信頼を向上させることを目的として、随意契約事務のより一層の透明性・公正性の推進のために取組むこととされており、その一環として平成20年4月1日以降に締結した随意契約について「随意契約情報の公表」を行っている。

(1) 随意契約情報の公表の概要

① 公表内容

契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表しなければならないとされている。

- ・ 契約担当課・所名
- ・ 契約の名称及び内容
- ・ 契約年月日
- ・ 契約の相手方の所在地及び名称
- ・ 契約金額
- ・ 随意契約理由及び自治法施行令適用条項

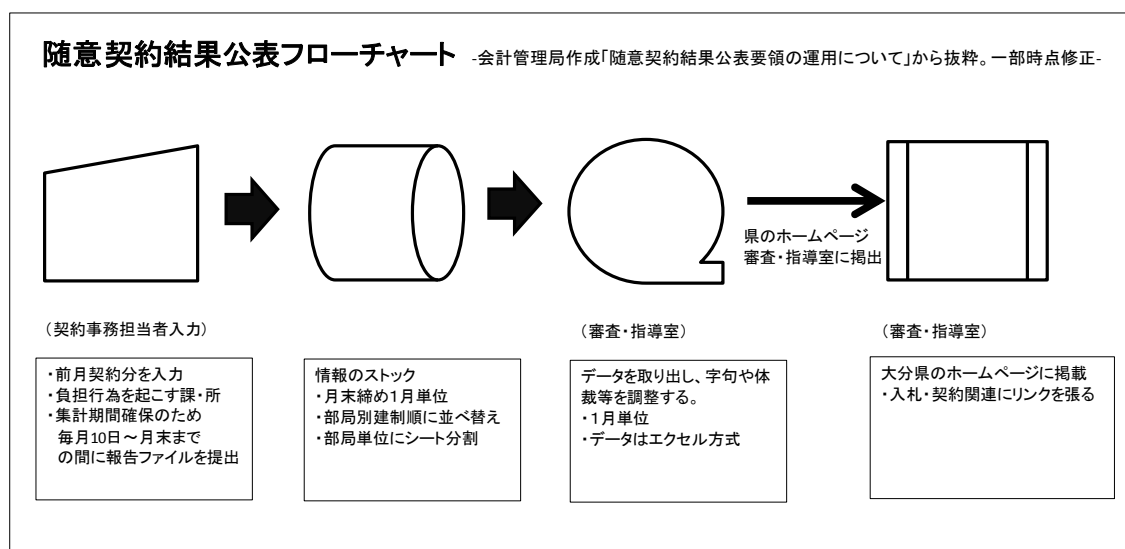
ただし、上述した少額の随意契約、既に情報公開することとされているものや大分県情報公開条例において非公開情報とされているものは、当該公表の対象外となっている。

② 公表方法及び期間

公表は、別に定める公表要領により、大分県のホームページに掲載することで行い、その期間は、翌会計年度終了までの期間とされている。

③ 公表事務の流れ

随意契約結果公表に関する事務のフローチャートは、次のとおりである。



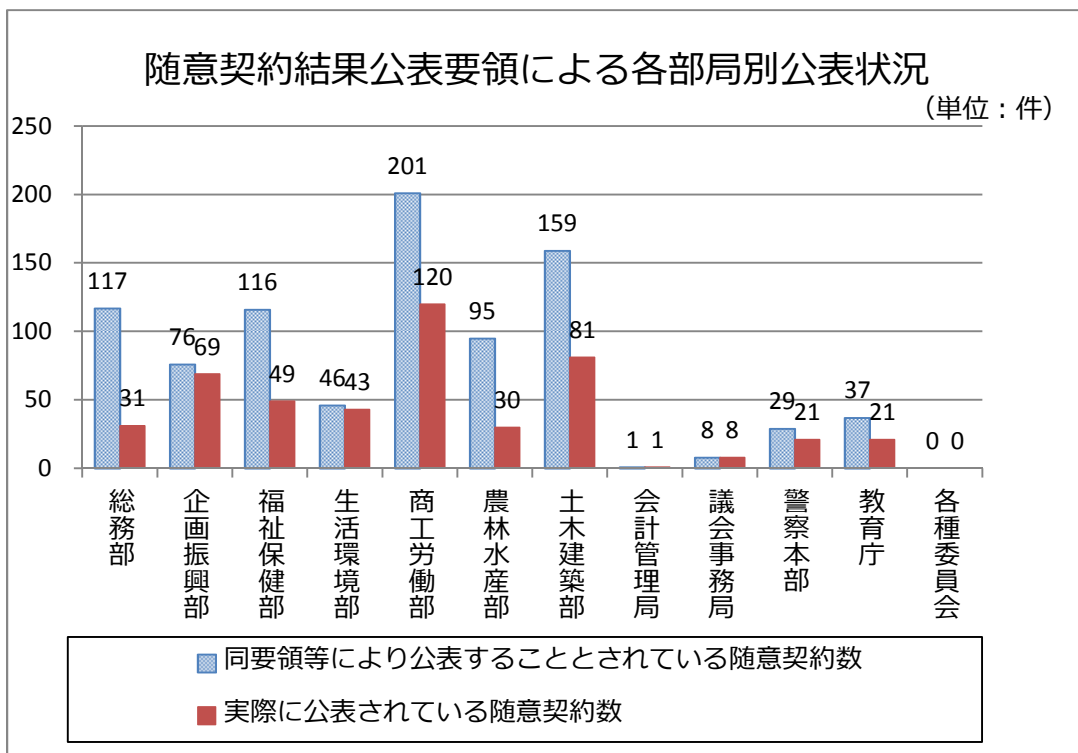
(2) 平成 25 年度の公表状況

平成 25 年度の随意契約結果公表要領による公表状況のうち、委託料に係るものについて、全庁悉皆調査を行った結果、現状は次のとおりとなっている。

① 各部局別公表状況

部局	同要領等により公表することとされている随意契約数	実際に公表されている随意契約数	公表率
総務部	117	31	26.50%
企画振興部	76	69	90.79%
福祉保健部	116	49	42.24%
生活環境部	46	43	93.48%
商工労働部	201	120	59.70%
農林水産部	95	30	31.58%
土木建築部	159	81	50.94%
会計管理局	1	1	100.00%
議会事務局	8	8	100.00%
警察本部	29	21	72.41%
教育庁	37	21	56.76%
各種委員会	0	0	—
計	885	474	53.56%

今回の県庁全体の公表率（53.56%）をみると、とても定着した制度とはいえない。



② 各部局の本庁と出先機関別の公表状況

部局	本庁			出先機関		
	同要領等により公表することとされている随意契約数	実際に公表されている随意契約数	公表率	同要領等により公表することとされている随意契約数	実際に公表されている随意契約数	公表率
総務部	21	15	71.43%	96	16	16.67%
企画振興部	74	69	93.24%	2	0	0.00%
福祉保健部	109	49	44.95%	7	0	0.00%
生活環境部	36	33	91.67%	10	10	100.00%
商工労働部	91	56	61.54%	110	64	58.18%
農林水産部	71	28	39.44%	24	2	8.33%
土木建築部	60	40	66.67%	99	41	41.41%
会計管理局	1	1	100.00%	—	—	—
議会事務局	8	8	100.00%	—	—	—
警察本部	29	21	72.41%	—	—	—
教育庁	27	21	77.78%	10	0	0.00%
各種委員会	0	0	—	0	0	—
計	527	341	64.71%	358	133	37.15%

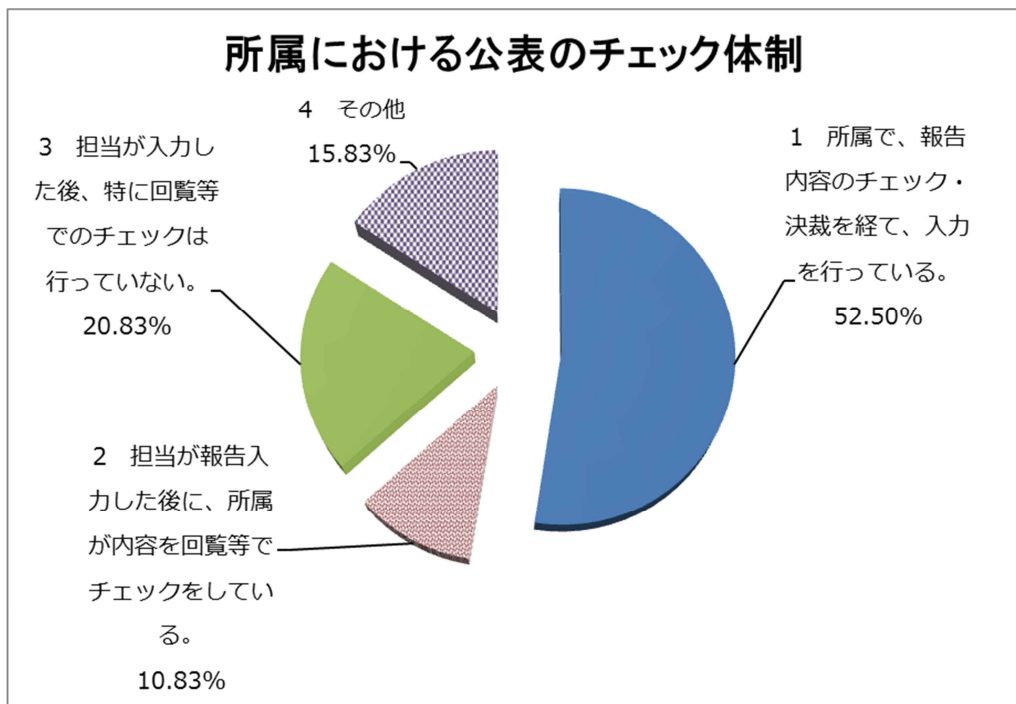
本庁での公表率 64.71%、出先機関での公表率 37.15%と、全体の傾向は、出先機関での公表率が低い傾向にあるといえるが、生活環境部・商工労働部などでは本庁よりも出先機関での公表率が高かったり差がなかったりする等、同じ部内でも所属間の差があり一様ではない。

③ 各部局別公表状況（公表が100%だった所属の割合）

部局	公表すべき随意契約があった所属	公表が100%だった所属	公表率
総務部	16	4	25.00%
企画振興部	6	3	50.00%
福祉保健部	8	0	0.00%
生活環境部	12	10	83.33%
商工労働部	10	1	10.00%
農林水産部	19	5	26.32%
土木建築部	24	7	29.17%
会計管理局	1	1	100.00%
議会事務局	1	1	100.00%
警察本部	10	6	60.00%
教育庁	13	3	23.08%
各種委員会	0	0	—
計	120	41	34.17%

④ 各所属における公表のチェック体制（公表対象となる随意契約があった所属のみ）

部局	1 所属で、報告内容のチェック・決裁を経て、入力を行っている。	2 担当が報告入力した後に、所属が内容を回覧等でチェックをしている。	3 担当が入力した後、特に回覧等でのチェックは行っていない。	4 その他
総務部	12	1	2	1
企画振興部	4	0	2	0
福祉保健部	3	1	2	2
生活環境部	7	2	3	0
商工労働部	7	1	1	1
農林水産部	6	2	2	9
土木建築部	11	5	7	1
会計管理局	1	0	0	0
議会事務局	1	0	0	0
警察本部	5	0	3	2
教育庁	6	1	3	3
各種委員会	0	0	0	0
計	63	13	25	19



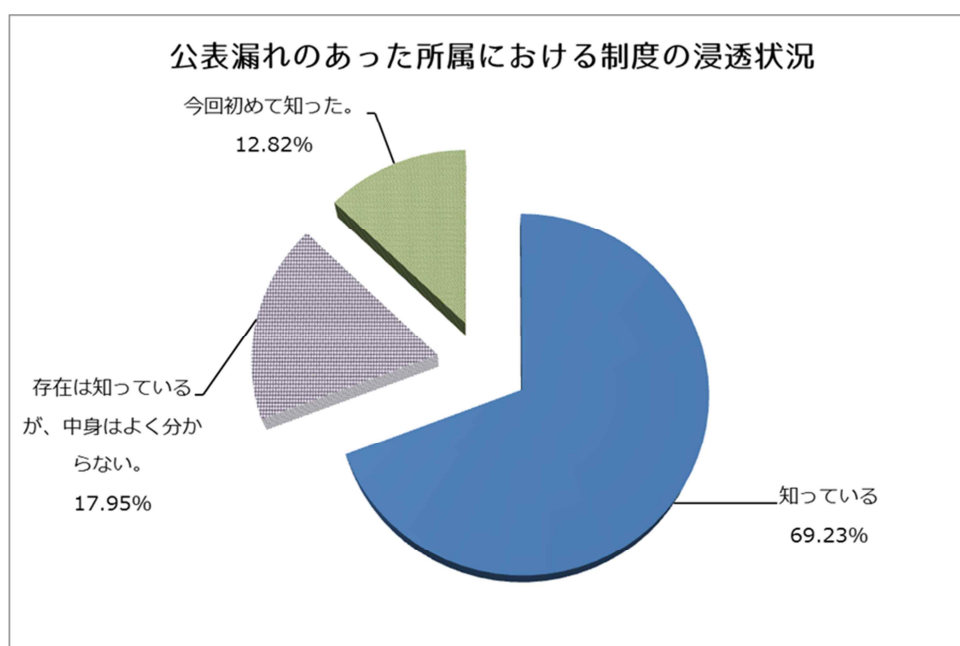
「随意契約結果公表要領」では特に所属における随意契約結果公表のチェック体制を定めていないためか、公表すべき随意契約の実績がある所属のうち、随意契約の情報の公表について「担当」が入力し、それについて事前・事後いずれも「所属」でのチェックを行っていないとする所属が20.83%にも上った。

また、「担当」の情報の入力に際して、何らか所属でのチェック体制があった所属は、63.33%という結果であるが、実際に公表率が100%であった所属は、全

体の 34.17%の所属しかなく（41 所属／120 所属）、所属でのチェック方法も不完全であることが推測される。

⑤ 公表漏れがあった所属における制度の浸透状況

部局	知っている	存在は知っているが、中身はよく分からない	今回初めて知った
総務部	12	0	0
企画振興部	1	1	0
福祉保健部	4	3	1
生活環境部	1	1	0
商工労働部	6	1	1
農林水産部	7	3	4
土木建築部	13	1	3
会計管理局	—	—	—
議会事務局	—	—	—
警察本部	2	2	0
教育庁	7	2	1
各種委員会	—	—	—
計	53	14	10

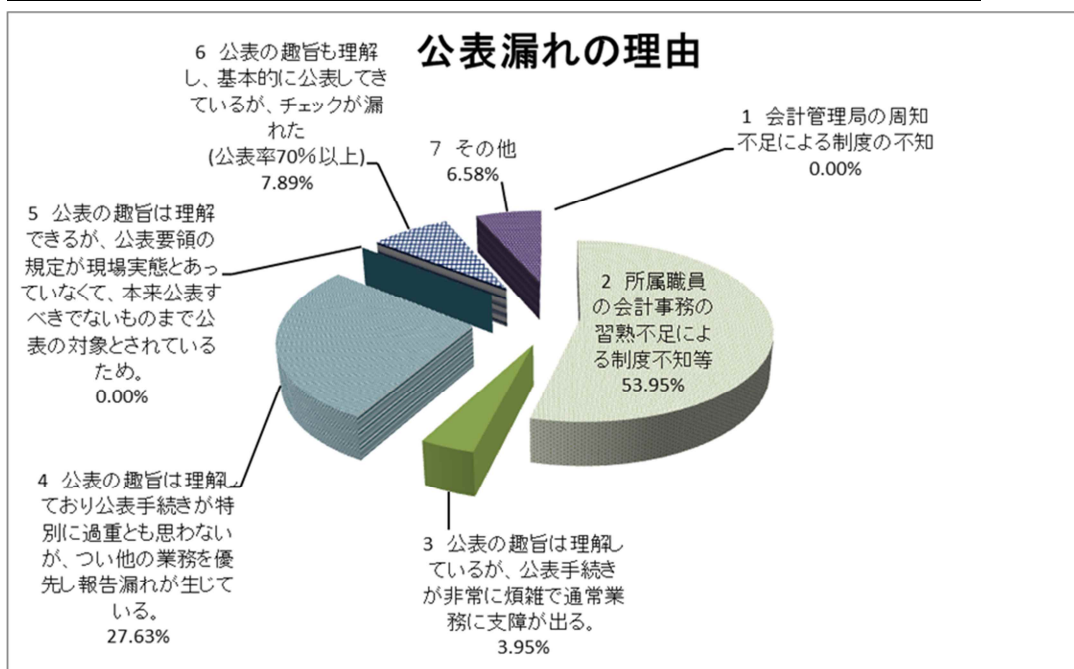


平成 21 年度の本格実施開始から 5 か年を経過しているが、今回の調査によれば、随意契約結果公表漏れがあった所属のうち、12.82%の所属が今回の調査で「初めて、随意契約結果公表制度を知った」とのことであり、「存在は知っているが、中身は良く分からない。」とする所属を含めると、30.77%にのぼった。

制度を所管する課（審査・指導室）による当該制度の周知及び浸透、日常的な指導、チェック及びモニタリングは十分に機能していなかったと推察される。

⑥ 公表漏れの理由

部局	1 会計管理局の周知不足による制度の不知	2 所属職員の会計事務の習熟不足による制度不知等	3 公表の趣旨は理解しているが、公表手続きが非常に煩雑で通常業務に支障が出る。	4 公表の趣旨は理解しており公表手続きが特別に過重とも思わないが、ついで他の業務を優先し報告漏れが生じている。	5 公表の趣旨は理解できるが、公表要領の規定が現場実態とあっていないため、本来公表すべきでないものまで公表の対象とされているため。	6 公表の趣旨も理解し、基本的に公表しているが、チェックが漏れた(公表率70%以上)	7 その他
総務部	0	2	0	8	0	0	1
企画振興部	0	1	0	0	0	1	0
福祉保健部	0	5	1	0	0	2	0
生活環境部	0	1	0	0	0	0	1
商工労働部	0	4	0	2	0	2	1
農林水産部	0	12	0	0	0	1	0
土木建築部	0	9	1	6	0	0	1
会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	1	1	2	0	0	0
教育庁	0	6	0	3	0	0	1
各種委員会	0	0	0	0	0	0	0
計	0	41	3	21	0	6	5



「所属職員の会計事務の習熟不足による制度不知」を理由とするものが53.95%と最も多かったが、職員の習熟不足に対して、個人の熟度に頼らず組織やシステムでカバーする方法がなかったのか気になるところである。もともと、随意契約結果公表要領では「誰が入力を行い誰がチェックする」というルールもなく、①②の結果等からも、「担当」個人に頼るシステムになってしまっているのではないかと懸念される。

(外部監査の結果)

① 随意契約公表制度の不遵守

随意契約事務のより一層の透明性・公正性の推進のため、「随意契約執行指針」に基づく随意契約情報の公表を行うこととしているが、平成 25 年度の公開率は 53.56% と全庁的に低く、制度趣旨が達成されていないため不適切である。【結果 全般－1】

大分県の契約事務に対する県民の信頼を向上させることを目的として、随意契約事務のより一層の透明性・公正性の推進のため、「随意契約執行指針」に基づく随意契約情報の公表を平成 20 年度の試行期間を経て、平成 21 年度の本格実施開始から 5 か年を実施しているが、上表のとおり今回の公開率 (53.56%) をみると、とても定着した制度とはいえないのが現状である。

全庁的に見ても、遵守されている部局もあるが、多くの部局で公表の遵守が達成されていない状況である。しかも、公表の要否や公表したものについて、担当者に任せきりになっている事例も多く見受けられるし、公表漏れがあった所属部署のうち 30.77% もの部署が「初めて、随意契約結果公表制度を知った」または「存在は知っているが、中身は良く分からない」と回答するなど、制度の周知及び浸透不足が浮き彫りとなっている。さらに、職員の習熟不足が主な理由とされているが、本来は個人の習熟度のみならず、当該担当課や審査指導システムでカバーすることが適切であり、担当課における内部牽制機能や審査・指導室の指導性の発揮が不十分であったといえる。

法的な義務ではなく、大分県の自主的な取組みとはいえ、このような状況では、県民の信頼を向上させることを目的として、随意契約事務のより一層の透明性・公正性の推進に向け取組むために一定の随意契約を公表する積極的な情報公開という制度趣旨が達成されず、県民等の負託に応えることはできない。

したがって、まずは当該公開制度の周知徹底を図り、担当者の習熟度を上げるとともに、担当課におけるチェック体制を明確にしたうえで、審査・指導室がチェック機能を担保するという業務権限責任フローを明確化して、公表の脱漏がない業務のあり方を再構築しなければならない。

(意見)

① 随意契約等に関する内部規定の継続的かつ定期的な見直し

「随意契約執行指針」及び各部局作成の随意契約等に関するガイドライン等についてはその内容・運用等について継続的にチェックを行い定期的に見直す仕組みを構築することが望ましい【意見 全般－3】

「随意契約執行指針」及び随意契約に関するガイドラインや過去の監査の措置対応として策定した各部局の内規等については、当時の状況の中で事務を適正に進めるために、議論を重ねて策定等されており、組織のコンプライアンス上重要かつ活用されるべきものである。

しかしながら、前述のとおり今回の随意契約の公表状況については十分なチェックが行われてはおらず、適正に運用されているとはいえない状況であった。

策定時には、十分議論を重ね調整した結果、当時としてはベストなものだったとしても、運用していく過程の中での必要な改良を継続的に行わないと、その制度は前時代的なものや実情とそぐわないものになるし、そもそも、そのような状況になっているか否かの判断をするための継続的なチェックが必要なことはいうまでもない。「随意契約執行指針」及びその他指針等についてはその策定をゴールとせず、PDCAサイクルを回しその存続を含めて継続的な見直しを図っていくことが必要である。

② 随意契約公表の網羅性を担保する仕組みの検討

担当課において当該随意契約を公表することが「通常実施すべき重要な業務」であることを十分に認識したうえで、担当者が主体的に当該取組みを実践するとともに、担当課の上席者がレビュー機能を担い、かつ審査・指導室が制度を補完する取組みを行うべきである。また、具体的に補完する手段として、書面によるチェックリストを活用したり、会計システムを見直して支出負担行為決議書に公表の要否が自動的に出力され、適切にフォローされるような仕組みづくりを行うことが望ましい。【意見 全般－４】

上述のとおり公開率は約半分と、十分に遵守されている状況ではなかった。

現状では、制度の趣旨そのものが十分理解されてなく、あるべき業務の一つとして浸透していないうえ、他の業務に忙殺されると置き去りにされるような優先順位の低い業務という位置づけとされる傾向にあるといえ、現状ではとても情報開示する趣旨が達成されず、県民の負託に応えるような信頼性の向上に寄与する制度とはとても言えない状況にある。

よって、まずは担当課において「通常実施すべき重要な業務」であることを十分に認識したうえで、担当者が主体的に当該取組みを実践することがまずは一義的に肝要であるが、担当者個人のみはその結果が委ねられることは適当とは言えず、その規範意識が低下する、または必要な業務プロセスから脱漏するという現実的な問題に対処するための一定の担保が必要である。

まずは担当課、次に審査・指導室がチェック機能と指導性を発揮して、業務を適切に牽制・補完することが望ましい姿と考えられる。一方で、現実的には審査・指導室の主体的な関与により網羅的にカバーするのは現実的に困難であるかもしれない。

したがって、審査・指導室は定期的な周知の取組みを行い、全庁的な協力を得ながら同執行指針を所管する所属として、工夫・仕掛け作りを主導していく必要がある。具体的には、「随意契約業務チェックリスト」のようなフォームを作成し、契約締結段階において、当該文書上で必ずフォローされる仕組みにしたり、会計システムを改修して、随意契約の支出負担行為決議書に自動抽出によって随意契約の公表チェック欄が出力のうえ適切にフォローされるような仕組みを設けることが望ましい。

第3. 競争入札

1. 競争入札の状況

平成25年度の大分県における委託契約の競争入札の状況を一般競争入札と指名競争入札の別に落札率の分布状況を見てみると、次のとおりとなっている。

① 工事に係る委託以外の通常の委託のうち一般競争入札のもの

落札率	契約件数	全体に占める割合	90%以上の件数に占める割合
～70%	14	16.5%	—
70%～80%	10	11.8%	—
80%～90%	10	11.8%	—
90%～91%	1	1.2%	2.0%
91%～92%	1	1.2%	2.0%
92%～93%	1	1.2%	2.0%
93%～94%	2	2.4%	3.9%
94%～95%	2	2.4%	3.9%
95%～96%	2	2.4%	3.9%
96%～97%	4	4.7%	7.8%
97%～98%	6	7.1%	11.8%
98%～99%	10	11.8%	19.6%
99%～100%	22	25.9%	43.1%
計	85	100.0%	100.0%

② 工事に係る委託以外の通常の委託のうち指名競争入札のもの

落札率	契約件数	全体に占める割合	90%以上の件数に占める割合
～70%	19	8.4%	—
70%～80%	13	5.7%	—
80%～90%	29	12.8%	—
90%～91%	3	1.3%	1.8%
91%～92%	0	0.0%	0.0%
92%～93%	6	2.6%	3.6%
93%～94%	7	3.1%	4.2%
94%～95%	23	10.1%	13.9%
95%～96%	8	3.5%	4.8%
96%～97%	13	5.7%	7.8%
97%～98%	31	13.7%	18.7%
98%～99%	32	14.1%	19.3%
99%～100%	43	18.9%	25.9%
計	227	100.0%	100.0%

③ 工事に係る委託のうち指名競争入札のもの

平成 25 年度における工事に係る委託のうち一般競争入札のものは 2 件のみとなっているため、表の記載を省略している。

落札率	契約件数	全体に占める割合	90%以上の件数に占める割合
～70%	58	1.8%	—
70%～80%	45	1.4%	—
80%～90%	98	3.1%	—
90%～91%	30	0.9%	1.0%
91%～92%	30	0.9%	1.0%
92%～93%	59	1.9%	2.0%
93%～94%	210	6.6%	7.0%
94%～95%	2,086	65.4%	69.8%
95%～96%	201	6.3%	6.7%
96%～97%	132	4.1%	4.4%
97%～98%	78	2.4%	2.6%
98%～99%	41	1.3%	1.4%
99%～100%	120	3.8%	4.0%
計	3,188	100.0%	100.0%

(注) 1. 上記は、国庫補助のものと県単費のものが含まれている。

上記の①②における工事に係る委託以外の通常の委託契約の競争入札の状況は、およそ 97%以上の高落札率の契約数が多くなっているものの、全体的に見ると相対的に落札率に極端な偏りはないといえるが、③工事に係る委託のうち指名競争入札のものについては、非常に狭い 94%から 95%の範囲における落札件数が突出しており、通常想定される競争性の範疇（はんちゆう）における分布としては、①②と比べてもかなりの偏りが見られる状況になっている。

2. 予定価格公表制度

大分県においては、契約事務規則第 22 条第 2 項の規定により、契約担当者は、競争入札により工事の請負契約又は工事に関する試験、研究、測量若しくは設計の委託、若しくは道路等の維持管理に関する委託の契約をしようとする場合には、予定価格を当該工事又は当該工事に関する委託等に係る入札期日の前に公表するものと定めており、工事に関する委託は予定価格公表制度の対象となっている。

つまり、予定価格の事前漏えいの不正回避などの観点から、入札に付する建設工事を対象に、予定価格の事前公表を平成 13 年度から試行、平成 14 年度から本格実施し、その後、建設コンサルタント業務等に係る予定価格の事前公表を平成 15 年度から試行し、平成 16 年度から本格施行している。

一般的に予定価格の事前公表におけるメリットとして、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること、デメリットとして、①談合が一層容

易に行われる可能性があること。②積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること等が挙げられる。

平成23年8月25日付で国から総務省・国土交通省連名で「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」を各都道府県あて等に通知し、予定価格の事前公表によって「適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうる」こと等の問題があるため、「事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする」とする通知がなされている。

そのため、全国的には予定価格等を事前公表から事後公表に移行している地方公共団体が増加している状況にある。

(意見)

① 予定価格の事前公表制度の見直しの検討

県では予定価格事前漏えいの不正回避など入札の透明性向上を図るため、工事等の入札において予定価格の事前公表を行っているが、指名競争入札について、予定価格を事前に公表することにより、通常期待される競争原理や適切な積算努力を阻害する等の弊害も生じうることから、予定価格の事前公表継続の是非を検討する必要がある。

また、事前公表を継続する場合においても、公共事業発注者の責務として、弊害発生未然防止等の方策を検討すべきである。【意見 全般－5】

工事に係る委託のうち指名競争入札のものについては、(1)③に見られるとおり、特定の範囲の落札率が突出している状況にある。

全国的に昨今から工事等の発注手続に当たって、談合や汚職事例の問題は後を絶たないため、公正かつ適正な工事(工事に関する委託を含む。以下、「工事等」という。)の発注事務における競争性の確保については、どの官公庁においても経年様々な工夫と努力を重ねてきたところである。しかし、平成27年1月に、県ではなく、県下の市町村における事例であるが、職員が土木工事の発注をめぐり、業者に便宜を図る見返りに飲食接待を受けたとして収賄の疑いで逮捕されたことは記憶に新しく、官公庁としての組織やルールのあるあり方とそれに携わる人の綱紀などの重要性を再確認する必要があるとともに、県という組織にとっても継続的に取り組むべき重要な課題の一つである。

まず、県としては、公正かつ適正な工事等の発注を行いつつ、不正や汚職防止の努力が重要である。その方策の一つとして、県では予定価格事前漏えいの不正回避など入札の透明性向上を図るため、工事等の入札において予定価格の事前公表を行っている。

しかしながら、予定価格の事前公表は、民間企業の適切な積算を行う努力を阻害し、適切な積算を行わずに入札を行った企業が受注する事態が生じるなど、企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうる。

そこで、適正な見積りによって競争を行うという本来あるべき入札の姿を損なうという状況が生じていないかどうかを慎重に検討したうえで、継続的なモニタリングを実施し、定期的な評価・分析により、当該予定価格の事前公表制度の継続の是非を検討する必要がある。

また、事前公表を継続する場合においても、公共事業発注者の責務として、弊害発生未然防止等の方策を検討すべきである。

なお、具体的には、次の視点や手法が挙げられるので、再確認のうえ十分に検討されたい。

(ア) コンプライアンスのための倫理研修の強化や定期的な確認書の入手

前述したとおり、法令等に基づいた適正な事務執行により、不正防止の努力、恣意性や業者との癒着の排除が常に必要である。万が一でも汚職が発生すると、一義的には個人の問題であるにせよ、組織としてそれを未然に防止する方策が十分であったのかが問われることになる。

すなわち、職員としては、まず公務員として当然に要求される高い規範意識と倫理観の高揚に努めるとともに、公正不偏の立場を保持して、適正な契約・入札事務の執行に当たり不正防止等の努力を怠ることがないように再認識することが必要である。一方で、組織としてコンプライアンス規範のための啓発や定期的な研修等により、いかに個の意識や行動の質を担保していくのか、という側面も重要である。

この点、県では前述の「コンプライアンス（法令遵守）意識の徹底」のための研修は定期的開催されているが、更にそれを強化して、全職員に年に一定時間の「倫理」や「綱紀」に関する研修の単位義務を課すといった強化策が考えられる。

また、工事等に係る起工・発注・入札等の事務手続に関係している全職員にあっては、コンプライアンスの履行状況や独立性の宣誓に関する文書を定期的に確認書として提出させるといった方法も考えられる。これによって、個人の現状を再確認し、その宣誓を行う機会を作ることで、規範意識の確認など一定の事前抑止力の牽制効果が見込まれると考えられる。

(イ) モニタリング状況の可視化と情報公開

県では、工事等に係る予定価格の事前公表を行っているが、予定価格をなぜ事前公表しているかという点や、その実施状況の分析結果については、それらの情報を公開していない。事前公表を継続している理由を明確に可視化した文書は存在せず、また現在の入札・落札状況の分析については、土木建築部公共工事入札管理室で執行しているが、内部的な分析にとどまっており、透明性確保のための情報の可視化というアプローチは弱い状況にある。

情報公開によって直接的に競争性が促進される訳ではないものの、県としての予定価格事前公表制度を採用している理由やそのモニタリング状況を公開することは、県としての方針や落札結果等の事務執行状況の透明性を確保する取組みを明らかにすることにつながるため、一定の意義が見出せる。

予定価格の事前公表制度をなぜ継続的に採用しているか、工事と工事に関する委託の別に分類した落札状況の分析結果はどうか、もし予定価格の事後公表に移行した場合の移行理由は何を根拠としているか、当該移行後の分析結果は従前と比較してどうであるか、などを可視化したうえで、大分県の契約事務に対する県民の信頼を向上させ、より一層の透明性・公正性の推進のために取組む一環として、これらを情報公開することも一案である。

(ウ) 競争入札の事務執行をより適正化するための手法の導入

県では、適正な契約事務に関する努力を継続的に行っているところであるが、前述した予定価格の事前公表の是非の検討のほか、以下の方法も検討の余地があると考えられるため、メリットとデメリットを十分に勘案して、適正な契約事務執行の促進に努められたい。

(i) 指名競争入札に必要な参加者数を増やす。

県では、契約事務規則第31条や指名基準の規定に基づいて、金額に応じて指名競争入札の参加者数を定めている。一定の競争性の担保と推進のため、当該指名業者数を増やすものである。

指名基準の見直しが必要となるが比較的实施しやすく、相対的に競争性が促進される一方、指名業者数だけ増やしても上記のような問題点の直接的な解決方法になり得ない点が挙げられる。

(ii) 指名業者名の事後公表を実施する。

県では、指名競争入札執行通知書において、予定価格のほか、指名業者名の事前公表を行っているが、指名業者を事後公表に変更するものである。

指名業者の事前公表は談合を助長するおそれがあるので、落札価格の低下や談合防止に有効と考えられる一方、非指名に係る苦情申し立て機会を担保する必要性が生じる点や、他の指名業者を探る動きを誘発する可能性が考えられる。

(iii) 指名候補者から無作為な選定を行うランダム・カット式指名選考を実施する。

県では、全庁的な指名基準に合致する指名候補者リストから、発注者毎の指名委員会の協議により、恣意性を廃しながら、契約内容やそれぞれの優位性などを考慮し、契約毎にふさわしい指名業者を選択しているが、無作為な選定を行うランダム・カット式指名選考が実施されたことはない。

指名業者の選定に当たって乱数表を用いる等により恣意性が排除されることで、落札価格の低下や談合防止に有効である。

一方で、指名機会の均等化が図られないおそれがある点や、指名を受けられる件数がランダムに決まることで、業者にとって年間計画を立てにくいといった点を指摘されることもある。

(iv) 不落札時における随意契約を原則として廃止する。

指名競争入札において、再度の入札でも落札者がいない場合は、緊急を要するとき等を除き、改めて競争入札を実施することを原則とするものである。

自治法施行令第 167 条の 2 第 8 号において、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには随意契約によることができるとされている。

県では工事に係る委託について競争入札に付し入札者がいないときには、まずは仕様に問題がなかったのか、工期等発注条件に問題がなかったのか、設計単価等は適正であったか、等を調査し、必要に応じて見直しを行ったうえで、特に問題がなかった場合は、指名換えを行って再度競争入札に付しているが、最終的にはいわゆる不落随契による事務を執行する例も見受けられる。

不落の場合に競争入札を実施することを原則とすることで、一定の競争性の担保に資するものの、事務手続が過重になることが短所である。

(v) 工事に係る委託の場合の工事費内訳書の提出を義務付ける。

入札参加者が真摯な見積もりを行っているかどうかを確認する一助として、工事に係る委託の場合においても、全て工事費内訳書の提出を義務付けるものである。

県では土木建築部長の通知に基づいて、予定価格が 4 千万円以上の工事については、工事費内訳書の提出を義務付けており、平成 27 年 4 月以降は全て提出義務化が執行される予定となっている。

工事に係る委託の場合、予定価格が 2 千万円以上の時に工事費内訳書の提出が義務付けられているが、今後は適正な積算に基づく入札根拠の明確化の観点から、全てについて工事費内訳書の提出を義務付けることも検討することが望ましい。一方でこの方法によると、入札者側のコストが増大することが短所である。

第4. 委託契約の変更契約

1. 変更契約事務の概要

契約者は、履行期限までに履行できそうにないときは、履行期限の延長を申し出なければならない（契約事務規則第9条第1項）。この申し出について、契約担当者がやむを得ないと認めたときは、履行期限を延長することができる（同条第2項）。

これらの処理をせずに履行期限を過ぎてしまうと、履行遅滞となり損害賠償を請求することになるため、進捗状況について注意を払う必要が生ずる。

また、契約期間中に契約の目的を変更しない限りにおける設計変更、賃金や物価の著しい変動により契約金額を変更する必要があるときは、契約当事者が協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる（同規則第12条第1項）。

2. 各所属における増額変更の状況

部局	委託契約総数	うち増額変更があるもの	うち増額変更額が25%を超えるもの	うち増額変更額が50%を超えるもの
総務部	382	165	33	5
企画振興部	161	0	0	0
福祉保健部	354	16	1	0
生活環境部	174	8	1	0
商工労働部	352	12	3	1
農林水産部	385	37	3	0
土木建築部	3,488	1,486	308	54
会計管理局	2	0	0	0
議会事務局	9	0	0	0
警察本部	335	8	4	1
教育庁	949	28	7	3
各種委員会	2	0	0	0
企業局	177	23	4	1
病院局	89	2	0	0
計	6,859	1,785	364	65

委託契約総数7,583件中、実際に平成25年度に支出実績のあった6,859件のうち、増額変更があるものが1,785件（26.02%）あるが、長期継続契約や翌年度以降の債務負担行為があるような年度をまたぐ契約のものは、消費税増税による変更契約が必要となるため、当該影響を受け例年より多い状況にある。

また、総務部のうち各振興局や、土木建築部、特に各土木事務所においては、測量等の委託が多く、それらは委託業務の対象となる延長が変動する可能性が高いなどの理由で、相対的に変更契約をする可能性が高くなっている。

(意見)

① 大幅な仕様変更の事務手続のあり方の検討

建設工事に係る変更契約以外の委託契約における仕様の大幅な変更を検討する場合、変更契約によるか、別契約として起案すべきかどうかを明確に区別するための客観的な基準はないため、当初設計における競争性の担保等の観点から、一定の重要な変更割合となる契約については、原契約と分離することが著しく困難であり、かつ合理性を欠くことが明白である場合を除き、新しい契約によることが相当であると等々の客観的な基準を設けることが望ましい。【意見 全般－6】

大分県では、建設工事については「建設工事に係る変更契約の取扱いについて(通知)」(最終改正 平成24年7月2日)により、設計変更として認められる追加工事の範囲に関する客観的な基準が明確化され、原則として、次のとおりとされている。

- ・ 変更請負増減額の累計が当初契約額の3割以内のもの。
- ・ 変更請負増減額の累計が当初契約額の3割以上の場合、暫定断面上の追加工事等のように、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なもの。

なお、上記を満たす場合であっても、現設計を根本から変えるような変更については、契約の同一性を失うこととなるため、契約を打ち切り、別途工事として発注すること。

しかし、上記、建設工事に係る変更契約以外の委託契約に係る変更契約の取扱いについては、必ずしも明文の規定が存在しない。

委託契約に関して仕様の変更が必要である場合、契約事務規則で定める契約の目的を変更しない限りにおける設計変更については、変更契約により対応することができるとされる。つまり、当初の契約と一体不可分である等と契約担当者が認める場合には、変更契約で対応することとなる。

この方法によると、当初の契約と一体不可分であるとする判断は、新規の事業起案をする方が事務手続上煩雑であることが多いため、変更契約事務の過程においては弾力的な解釈により変更契約事務で対応することになりがちであると考えられる。もちろん一定割合の範囲でかつ当初契約との一体不可分の性質があれば、変更契約により対応することが相当であるとする考え方に異論はないものの、変更割合が著しく大きいものについては、当初契約の事務判定の基礎が大きく変動することから、例えば指名競争入札参加者数、事前合議といった経済的な競争性や審査の有効性の前提条件が損なわれる可能性が懸念されるところである。

したがって、仕様の大幅な変更を検討する場合において、変更契約によるか、別契約として起案すべきかどうかを明確に区別するための客観的な基準はないため、当初設計における競争性の担保等の観点から、一定の重要な変更割合となる契約については、原契約と分離することが著しく困難であり、かつ合理性を欠くことが明白である場合を除き、新しい契約によることが相当であると等々の客観的な基準を設けることが望ましい。

第5. 再委託の状況

1. 再委託の本質

報告書7ページに記載の用語解説のとおり、業務委託について業務を引き受けた業者がその業務をさらに別の業者に委託することを再委託といい、①業務の責任の不明確化や②更に第三者への一括再委託等、業務履行面の問題の観点から、原則として県の承諾なしに、再委託をすることは禁止されている。

そこで契約事務規則第8条「履行委託等の禁止」の第1項において、「契約者は、第三者に契約の履行を委託し若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し若しくは契約による義務を引き受けさせてはならない。ただし、契約担当者の承認を受けた場合は、この限りでない。」と定め、原則として再委託を禁止するとともに、再委託を行う場合は必ず委託先からの申請と県の承認が必要とされている。

2. 再委託の状況

部局	委託契約総数	うち再委託があるもの	うち委託契約額に対する再委託契約額が50%を超えるもの(額に抛りがたいものは、その事務量)	うち委託契約額に対する再委託契約額が75%を超えるもの(額に抛りがたいものは、その事務量)
総務部	382	7	6	6
企画振興部	161	19	7	3
福祉保健部	354	7	1	0
生活環境部	174	1	1	0
商工労働部	352	16	8	6
農林水産部	385	18	6	6
土木建築部	3,488	31	3	1
会計管理局	2	0	0	0
議会事務局	9	1	0	0
警察本部	335	3	1	1
教育庁	949	5	1	1
各種委員会	2	0	0	0
企業局	177	5	3	1
病院局	89	21	21	21
計	6,859	134	58	46

委託契約総数7,583件中、実際に平成25年度に支出実績のあった6,859件のうち、再委託があるものが、134件(約1.95%)である。この件数はあくまでも担当課が、業者からの事前協議があって県が把握している数である。そのため、協議により認められる再委託の範囲を明確に相手方に示しており、かつ事前の再委託申請手続が行われることによって県が承認していることが前提となっているが、契約書で再委託禁止の文言が明記されていても、そもそも事前協議が必要な「再委託」の説明と履行時点での確認手続をもれなく実施しているかどうかの現実性が担保される仕組みは必ずしも明確でない。

(意見)

① 再委託手続のあり方の検討

現状では再委託の協議が必ずしも徹底されておらず、協議により認められる再委託とは何かという質・量・額等の明確な基準が設定されていないことから、契約担当者及び委託先の再委託の可否の判断を、合理的かつ客観的に行うために必要な再委託の実効性を担保する仕組みにかかる基準や指針を、事前に明文化するなどの整備を行うことが望ましい。【意見 全般－7】

上表に対するコメントのとおり、再委託の事前協議は必ずしも徹底されておらず、また協議により認められる再委託とは何かという質・量・額等の明確な基準が設定されていないため、客観的かつ明瞭な手続等の体系やメルクマールが存在していない。

したがって、委託業務の効率的かつ効果的な実施を行うために、委託先が第2次委託先に再委託することの可否については、実務上一義的に個々の契約事例ごとに契約担当者が判断すべきものとされる。

しかしながら、あらかじめ一定程度の県として統一された基準や指針がないと、契約担当者は契約の都度、再委託の可否について、常に高度な法令解釈及び判断を行うことを強いられることとなる。また、受託する業者側としても、常に当該契約を行おうとする事業について、事前に下請けに行わせることができるかどうかの予測ができないという不安定さが残る。さらに、実際には審査・指導室では個々の事業につき、再委託を入れて行われたものか否かが分からないということであるならば、結果的に再委託の可否の判断については、個々の契約担当者に委ねられることとなるため、担当者ごとの取扱いにバラツキがあることが予想される。

このような状況では、県としての統一した判断がなされず、不公平または不公正な取扱いを看過することにもなりかねない。また、再委託の可否について事務判断に質的量的な客観的基準がないことから、審査・指導室のモニタリングが効きづらい状況といえ、再委託の履行が見逃される可能性が高いということになっては、原則的に再委託を禁止する本来の趣旨が減殺されることになる。

このような事務環境下においては、再委託の可否について適切な判断を行わない場合が考えられるし、委託先もあえて再委託を行うことを事前に申し出ることを行わなくても、担当者がそれを看過してしまう可能性がある。その場合には、県としてもそのような実態にあることを把握できずに本来の委託の趣旨が大きく損なわれる可能性が想定される。

上述した観点から、契約事務規則第8条の明文と委託契約書に再委託の禁止が明記されるという法律関係の明確化のみならず、県として再委託、すなわち履行委託等の禁止の実効性を担保する仕組みにかかる基準や指針を事前に明文化して、契約担当課及び受託予定者が安定した判断を合理的に行うことができるように、明文化された他の地方公共団体の事例を参考にする等して整備されることが望ましい。

第6. 庁舎等管理における委託契約状況

1. 庁舎等の管理における委託契約状況

大分県における施設のうち、庁舎等に関して通常管理を行うことが想定される典型的な業務内容について、主にどのような管理形態を採用しているか、対象となる委託業務がある場合にその契約形態はどのようになっているかという観点で総務部にヒアリングを行ったところ、全庁的な管理業務の対象の有無、契約が単年度か複数年（長期継続契約）かの情報を総括的に取りまとめていなかった。

そこで、各部署の協力を得て全庁悉皆調査を行い、上記の観点でどのような現状となっているかについて総括的に取りまとめた結果を集計した概要は次のとおりとなっている。

【全庁】

管理形態・契約方法	契約単位（形態）	清掃業務	跡地管理	樹木植栽管理	（機械）警備	エレベーター保守管理	冷暖房空調設備保守	ゴミ収集運搬	環境衛生管理
長期継続契約	単独	47	1	4	50	22	13	32	9
	振興局で一括契約	2	-	-	2	2	-	3	-
	土木事務所局で一括契約	7	-	1	7	2	-	7	2
	用度管財課で一括	3	-	-	3	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	62	2	3	-	3
単年度契約	単独	68	-	99	18	37	26	86	27
	振興局で一括契約	-	-	1	-	-	2	-	1
	土木事務所局で一括契約	1	-	5	1	-	7	1	1
	用度管財課で一括	1	-	4	1	-	-	3	-
	その他共同	9	-	1	6	3	4	44	5
指定管理		15	3	14	13	8	12	12	12
管理代行		3	-	3	-	-	-	2	2
その他		10	4	21	12	8	13	123	10

管理形態・ 契約方法	契約単位 (形態)	産業廃棄 物収集運 搬	浄化槽 維持管理	貯水槽等 給水施設 清掃点検	自家用電 気工作物 保安管理	電話交換 設備保守 管理	消防用設 備(非常通 報装置)	給食	計
長期継続 契約	単独	12	15	14	42	31	26	3	322
	振興局で一括 契約	-	-	-	2	1	-	-	12
	土木事務所局 で一括契約	3	1	1	7	1	-	-	39
	用度管財課で 一括	-	-	-	-	-	-	-	4
	その他共同	-	3	3	6	-	3	-	86
単年度契 約	単独	67	82	44	115	10	108	12	801
	振興局で一括 契約	-	2	16	-	-	21	-	43
	土木事務所局 で一括契約	1	7	8	4	1	6	-	43
	用度管財課で 一括	3	-	-	-	-	-	-	10
	その他共同	4	27	10	12	-	37	7	169
指定管理		10	11	12	11	9	13	1	156
管理代行		2	3	2	-	-	-	-	17
その他		20	98	40	13	14	17	1	404

(注) 1. 上記数値は、各部局それぞれで管理対象となる庁舎等を1件ごとに回答したものを表として取りまとめ、それを形態等の別に集計した施設数を表す。

2. 「管理代行」とは、地方公共団体又は地方住宅供給公社が、他の地方公共団体の管理する公営住宅又は共同施設について、当該地方公共団体の同意を得て、その管理（家賃の決定、請求、徴収等を除く。）の一部を代わって行うことができるもので、管理委託制度や指定管理者制度で実施できる補助的行為や事実行為に加えて、入居者の決定や入居者に対する各種承認などについても、事業主体と管理代行者との取り決めによって、事業主体に代わってその権限の一部を行使することできるものをいう。

3. 「その他」とは、上記の分類によらない特殊な管理形態を取っているものであり、例えば次のような場合が含まれている。

- ・マンションの区分所有のため管理組合が入居者から徴収する管理費で実施しているもの。
- ・PFI特定事業契約による施設賃借。
- ・他の管理組合が管理しており、県は部分所有として管理費を負担金として支払うもの。

上記を、知事部局、企業局及び病院局、教育庁、警察本部の別に集計分類したものは次のとおりである。

【知事部局】

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	清掃業務	跡地管理	樹木植栽管理	(機械)警備	エレベーター保守管理	冷暖房空調設備保守	ゴミ収集運搬	環境衛生管理
長期継続契約	単独	35	1	3	38	12	8	23	7
	振興局で一括契約	2	-	-	2	2	-	3	-
	土木事務所局で一括契約	7	-	1	7	2	-	7	2
	用度管財課で一括	3	-	-	3	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	1	2	3	-	3
単年度契約	単独	31	-	28	11	7	11	17	5
	振興局で一括契約	-	-	1	-	-	2	-	1
	土木事務所局で一括契約	1	-	5	1	-	7	1	1
	用度管財課で一括	1	-	4	1	-	-	3	-
	その他共同	5	-	-	4	-	-	3	-
指定管理	13	3	12	11	7	10	10	10	
管理代行	3	-	3	-	-	-	-	2	2
その他	10	4	14	12	8	10	10	9	

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	産業廃棄物収集運搬	浄化槽維持管理	貯水槽等給水施設清掃点検	自家用電気工作物保安管理	電話交換設備保守管理	消防用設備(非常通報装置)	給食	計
長期継続契約	単独	7	9	7	31	9	11	1	203
	振興局で一括契約	-	-	-	2	1	-	-	12
	土木事務所局で一括契約	3	1	1	7	1	-	-	39
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	4
	その他共同	-	3	3	6	-	3	-	25
単年度契約	単独	23	36	11	36	6	36	3	263
	振興局で一括契約	-	2	16	-	-	21	-	43
	土木事務所局で一括契約	1	7	7	4	1	6	-	42
	用度管財課で一括	3	-	-	-	-	-	-	10
	その他共同	-	2	5	2	-	11	1	33
指定管理	8	9	10	9	7	11	1	131	
管理代行	2	3	2	-	-	-	-	17	
その他	13	10	18	12	11	15	1	157	

知事部局においては、各部局の対象施設ごとに性質を異にしており、維持管理形態は様々である。

【企業局及び病院局】

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	清掃業務	跡地管理	樹木植栽管理	(機械)警備	エレベーター保守管理	冷暖房空調設備保守	ゴミ収集運搬	環境衛生管理
長期継続契約	単独	5	-	-	6	3	3	3	-
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	-
単年度契約	単独	-	-	6	-	1	-	2	3
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	-
指定管理	-	-	-	-	-	-	-	-	
管理代行	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	産業廃棄物収集運搬	浄化槽維持管理	貯水槽等給水施設清掃点検	自家用電気工作物保安管理	電話交換設備保守管理	消防用設備(非常通報装置)	給食	計
長期継続契約	単独	3	2	5	3	1	6	-	40
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	-
単年度契約	単独	2	3	-	-	-	5	-	22
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	-
指定管理	-	-	-	-	-	-	-	-	
管理代行	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	

企業局及び病院局では、長期継続契約に移行しているものが多いが、単年度契約によっているものも相当数見受けられる。

【教育庁】

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	清掃業務	跡地管理	樹木植栽管理	(機械)警備	エレベーター保守管理	冷暖房空調設備保守	ゴミ収集運搬	環境衛生管理
長期継続契約	単独	7	-	1	5	7	2	6	2
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	61	-	-	-	-
単年度契約	単独	18	-	50	7	23	7	56	18
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	1	-	1	3	1
指定管理	2	-	2	2	1	2	2	2	
管理代行	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	3	-	-	-	-	-	

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	産業廃棄物収集運搬	浄化槽維持管理	貯水槽等給水施設清掃点検	自家用電気工作物保安管理	電話交換設備保守管理	消防用設備(非常通報装置)	給食	計
長期継続契約	単独	1	4	2	8	21	9	2	77
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	61
単年度契約	単独	27	34	33	66	4	62	9	414
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	1	-	-	-	-	1
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	3	12	-	3	-	3	-	27
指定管理	2	2	2	2	2	2	-	25	
管理代行	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	7	-	8	-	3	-	-	21	

教育庁では、教職員住宅、校長等宿舎などが多く存在し、それらは維持管理業務の該当がない所が多い。

【警察本部】

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	清掃業務	跡地管理	樹木植栽管理	(機械)警備	エレベーター保守管理	冷暖房空調設備保守	ゴミ収集運搬	環境衛生管理
長期継続契約	単独	-	-	-	1	-	-	-	-
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	-
単年度契約	単独	19	-	15	-	6	8	11	1
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	4	-	1	1	3	3	38	4
指定管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理代行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	4	-	-	3	113	1

管理形態・契約方法	契約単位(形態)	産業廃棄物収集運搬	浄化槽維持管理	貯水槽等給水施設清掃点検	自家用電気工作物保安管理	電話交換設備保守管理	消防用設備(非常通報装置)	給食	計
長期継続契約	単独	1	-	-	-	-	-	-	2
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	-	-	-	-	-	-	-	-
単年度契約	単独	15	9	-	13	-	5	-	102
	振興局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木事務所局で一括契約	-	-	-	-	-	-	-	-
	用度管財課で一括	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他共同	1	13	5	7	-	23	6	109
指定管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理代行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	88	14	1	-	2	-	226	

警察本部は、全県に交番、駐在所、宿舎、職員住宅、寮、署長等公舎が多数存在している。

(意見)

① 庁舎等の管理業務状況の総体的把握と指導性の発揮

庁舎等の施設管理について、上表のような個々の維持管理業務などの委託契約形態がどうであるかといった現況の総体的な把握が不足しているため、今後は、契約形態や委託仕様、技術的基準等の関係部署が連携して総体的な情報把握等を行うとともに、個々の管理業務の契約等のあり方等について各庁舎等管理者に対する指導性を発揮することが望ましい。【意見 全般－8】

大分県では、総務部県有財産経営室が中心となり、「大分県新県有財産利活用推進計画」により更なる県有財産の利活用を推進している。その一環として「維持管理費の最適化」を掲げており、平成25年度に改訂した「庁舎管理マニュアル」をもとに、維持管理業務の実態把握や委託仕様の標準化や集約化の検討なども行っている。

その検討や業務履行は真摯に行われているものと評価されるが、上表のような維持管理業務契約等の状況を総体的に把握した一覧性のある資料は存在しなかった。

維持管理業務情報を網羅的に把握しなければ、個々の業務履行や契約に直接的な支障を来すものではない。しかし、そうした情報を集約し、共有することで、より効率的かつ効果的な業務に応用できる情報が得られると考えられる。つまり、総体的かつ網羅的に把握した情報を一元的に集約することで、一覧性のある概観を行うことができるだけでなく、その情報をもとに気づきなどのナレッジマネジメントを実業務に応用展開することが可能になる意義があると言える。

今回実施した調査の委託契約形態把握に加え、委託仕様や積算方法等の情報も把握することで、前述の「大分県新県有財産利活用推進計画」に基づく「維持管理費の最適化」の取り組みにも活用できると考える。庁舎管理担当部署を中心に関係課が密に連携して、庁舎等の管理に係る情報を総体的に把握し、それらのあり方等を検討して、必要と認められる契約形態や仕様、積算方法などの有用な情報を各庁舎等管理者にフィードバックし、より有意義な指導性が発揮されることが望ましい。

② 単年度契約から長期継続契約への移行

庁舎等管理に係る委託契約については、「大分県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する内容に該当することから、長期継続契約に移行した場合のメリットとデメリットを総合的に勘案したうえで、特段の弊害がないものについては、業務の履行や事務の効率化に資するため、積極的に長期継続契約に移行することが望ましい。【意見 全般－9】

上表のとおり、委託契約を締結している業務のうち、平成25年度で長期継続契約によっているものは延べ463件、単年度契約によっているものは延べ1,066件となっており、単年度契約によっているものが長期継続契約によっているものの約2.3倍の件数となっている。

年間を通しての継続した管理業務がない場合や、庁舎の売却や管理方法の変更の可能性など施設ごとの固有の事情により、単年度契約とすることが適切であると判断しているものも多数含まれているため、長期継続契約の方が画一的に望ましいと

は一概に言えない。

しかし、過去から単年度契約によっているものについても、契約更新時に長期継続契約に移行することが望ましいかどうかを十分に検討すべきと考える。

また、職員が直接実施する直営方式で管理を行っているものがあれば、その直接人件費や諸経費を行政コストとして計算し、民間委託等との経済比較を行うとともに、管理に要している業務効率も勘案して検討することが望ましい。

第7. 土木設計等の委託業務に関する成績評定通知制度

1. 土木設計等の委託業務に関する成績評定通知制度の概要

大分県では、「大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について」という規定により建設工事に係る成績評点通知という制度がある。

また同様に「大分県土木設計等委託業務成績評点要領(以下「評点要領」という。)」という規定により、建設工事に係る設計等の委託業務の成績評定を行っている。

(1) 目的

農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事(ただし営繕工事を除く。)に係る測量、調査、設計等の委託業務の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、成績評点通知を行っている。

(2) 評定の対象

評定の対象となる委託業務は、原則として1件の最終設計委託業務額が500万円以上の次に掲げる委託業務について行っている。

- ① 測量業務共通仕様書に定める測量業務
- ② 地質調査業務等共通仕様書に定める地質・土質調査、試験業務及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務
- ③ 設計業務等共通仕様書に定める設計業務、調査業務及び計画業務
- ④ 設計共通仕様書に定める設計業務

(3) 評定の方法

評定は委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、評定の結果は、評点要領別記様式1の委託業務成績評点表に記録して行う。

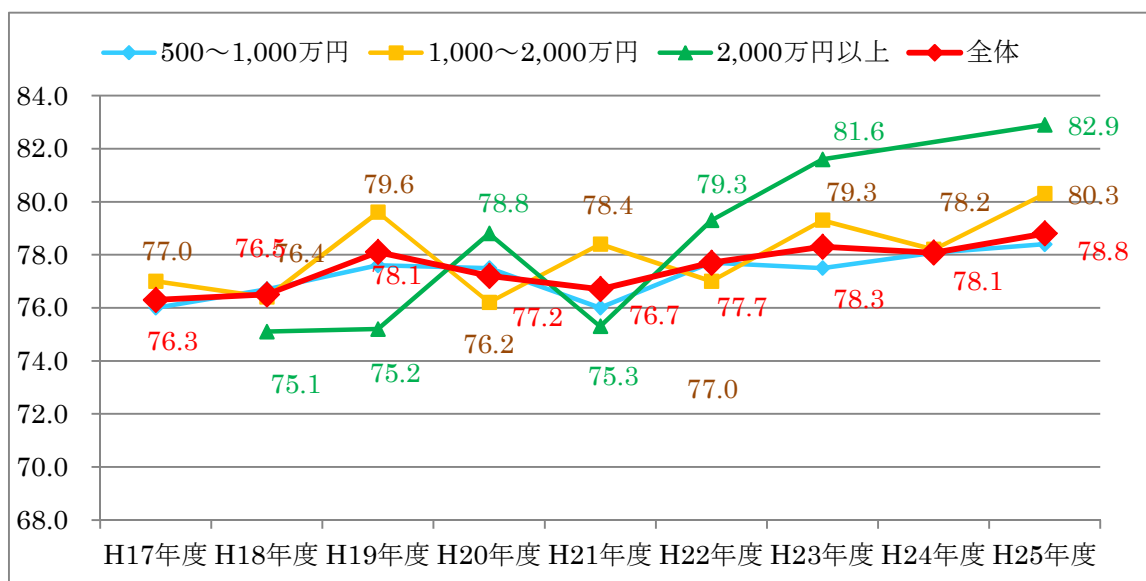
評定は、検査員は完了検査を実施したとき、調査職員は当該委託業務を完了した時に行い、評定者はその評定表を遅滞なく発注者に提出するものとしている。

2. 成績評定の状況

平成17年度から平成25年度までの成績評定の状況のうち、平均点の推移は次のとおりとなっている。

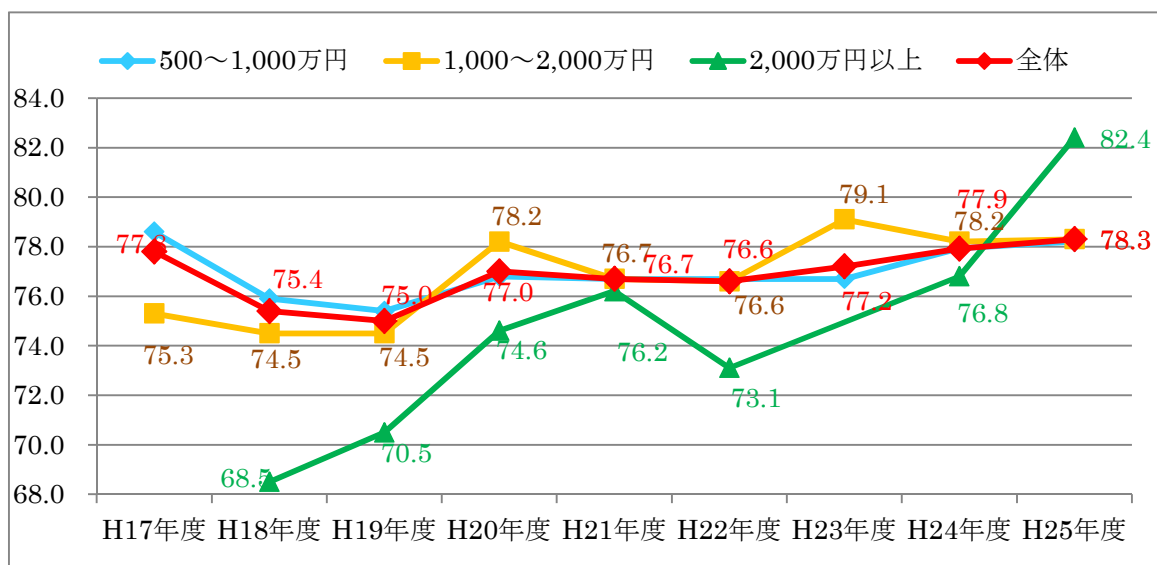
(1) 地質調査業務

最終設計額	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
500～1,000万円	76.0	76.7	77.6	77.5	76.0	77.7	77.5	78.1	78.4
1,000～2,000万円	77.0	76.4	79.6	76.2	78.4	77.0	79.3	78.2	80.3
2,000万円以上	—	75.1	75.2	78.8	75.3	79.3	81.6	—	82.9
全体	76.3	76.5	78.1	77.2	76.7	77.7	78.3	78.1	78.8



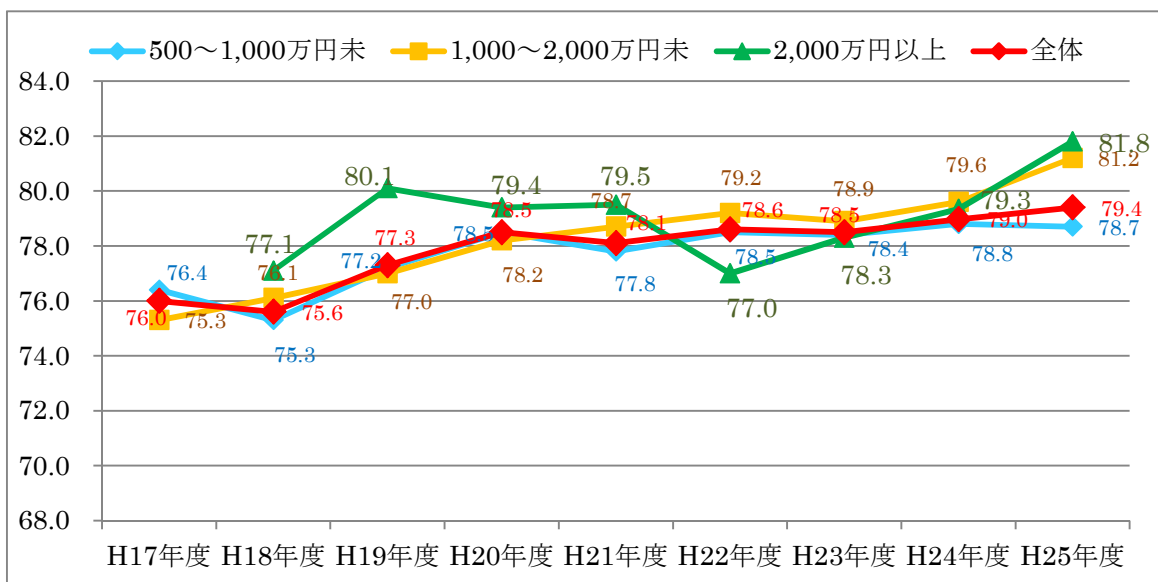
(2) 測量業務

最終設計額	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
500～1,000万円	78.6	75.9	75.4	76.8	76.7	76.7	76.7	77.9	78.2
1,000～2,000万円	75.3	74.5	74.5	78.2	76.7	76.6	79.1	78.2	78.3
2,000万円以上	—	68.5	70.5	74.6	76.2	73.1	—	76.8	82.4
全体	77.8	75.4	75.0	77.0	76.7	76.6	77.2	77.9	78.3



(3) 設計業務

最終設計額	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
500～1,000万円未	76.4	75.3	77.2	78.5	77.8	78.5	78.4	78.8	78.7
1,000～2,000万円未	75.3	76.1	77.0	78.2	78.7	79.2	78.9	79.6	81.2
2,000万円以上	—	77.1	80.1	79.4	79.5	77.0	78.3	79.3	81.8
全体	76.0	75.6	77.3	78.5	78.1	78.6	78.5	79.0	79.4



上表のとおり、統計的な成績評定の推移は概ね次第に増加している傾向にあり、委託業務を実施する民間企業の技術力等が総じて良化していることが窺える。

(意見)

① 設計等委託業務成績評点制度の運用のあり方

大分県土木設計等委託業務成績評点要領に基づく評点制度が、民間の技術力や競争力を培い、県の求める業務品質の改善をもたらすよう、より経済的意義が大きく、客観性と実効性のある制度運用となるように必要な制度運用面の手当を検討された。【意見 全般－10】

個別の選定委託契約の監査を実施している過程で、総務部の出先機関である各振興局並びに土木建築部の出先機関である各土木事務所において、当該評定の対象となる契約についてヒアリングを実施したところ、実務担当者からは次のような意見が聞かれている。

- ・ 評定結果は評定者の主観や能力にも依存するため、実際の評定の客観性がどこまで確保されているか、あるいは評定を行う組織単位で評価レベルの均一性が保持されているかについて疑問に思うことがある。
- ・ 評定結果を通知している対象企業がその点数の結果に対してどれだけ興味を抱いているかは疑問である。実際、評定に対して、なぜ上がったか、下がったかという質問をされたことはなく、評価が業務の受注や技術力等の向上にどれくらい寄与する制度なのか、その実効性についての意義がよく分からない。

測量等の委託業務以外の建設工事の成績評定制度は65点の基準点というものがあり、工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合は指名しないなど、一定の事務判断基礎としてのメルクマールを有している。しかし、調査業務などの委託の成績評定は、その評価いかんにかかわらず、指名基準など民間企業の受注機会等に直結するような影響がないため、工事の評点制度ほどの厳格な運用がされにくい背景にあるといえる。

実際、評定を行う考課者の研修やトレーニングは継続的に取組みが行われており

評価できるところではあるが、評点を行う者の能力や主観に依存する側面はあり、評価を行う人や組織によってバラつきがあると言わざるを得ない状況にある。

そして、本来は、当該成績評点を行うことで、民間の技術力の高さを奨励したり、満足度が低かった内容を改善したりする形で評価や事業実施の有効性や効率性、技術力の改善や向上に結びつき、民間の競争力を培い、県の求める業務のクオリティも上げていくためのアプローチとして有用と位置づけられるものである。しかし、現実的には決められた事務手続として淡々と形式的に行われているという側面が否定できない。

このような現状では、制度の目的が必ずしも充足されない結果となっており、制度運用の実効性が不十分であれば、かえって事務を過重にしている状況になっている側面も否定できない。

今後も引き続き評価基準の明確化や充実した評価者トレーニングにより、深化された客観性が評定結果に具備されるとともに、成績評定を受け取る事業者も時系列比較や同業他社比較といったベンチマーキングに寄与することで、評価されている点と改善すべき点も明確になり、事業者にとって経営上有用な動機づけや成長のための源泉となる情報として機能することが期待される。

より経済的意義が大きく、客観性と実効性のある制度運用となるように必要な制度運用面の手当を検討されたい。

第5部. 個別の選定委託契約の外部監査の結果

1. 総務部

(1) 知事公舎土流防止植栽業務委託 (A3)

(担当課：県有財産経営室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

知事公舎において、雨天時に、通用門横の植え込みから雨水排水により土が流出していることから、その土の流出を防止するため植栽を行うもの。

② 委託する理由

知事公舎の植栽に関し、樹木医の専門的な知識が必要となるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	公益財団法人森林ネットおおい
契約期間	—	—	平成 25 年 10 月 25 日 ～ 平成 25 年 11 月 13 日
予定価格	—	—	75
契約金額	—	—	73
出資の有無	—	—	出捐金 3,200,000 円
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	2名

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	—	—	契約事務規則第33条6号により、予定価格が100万円を超えない契約をするとき。

(外部監査の結果)

① 支出負担行為決議書の決裁日について

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果1-1】

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織とし

て意思決定がなされた日付が確認できない状況であった。

支出行為負担決議書の決裁日は支出の原因となるべき契約その他の行為を行うことを組織として意思決定した一つの重要な日付を明示するものだけでなく、その他の手続との日付の前後関係を示すものであり、決裁手続や処理が適正に行われたか否か（不正な遡り処理などが行われていないか等。）を確認するためのコンプライアンス上、最低限の必要な情報である。

また、仮に情報公開請求や裁判資料として提出が求められたとき等に、事後的に日付を書き込むこともできず、どうやって組織として意思決定がなされた日付やその他の手続との前後関係を証明するのかという問題も生ずる。

上記を鑑みて、単純な事務処理漏れとは考えず、今後は漏れなく決裁日の記載をされたい。

(2) 旧大分県立三重病院自家用電気工作物保安管理業務委託（A5）

（担当課：県有財産経営室）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

自家用電気工作物の電気事業法に基づく法定点検及び臨時点検等の実施を行うものの。

② 委託する理由

県の保安規程により、電気工作物について、定期的な点検、測定及び試験を専門的見地から行う必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(財)九州電気保安協会 大分支部	(財)九州電気保安協会 大分支部	(財)九州電気保安協会 大分支部
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	220	220	206
契約金額	110	109	109
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	2 者	2 者	2 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	契約事務規則第 33 条 6 号により、予定価格が 100 万円を超えない契約をするとき。	同左	同左

(外部監査の結果)

① 契約保証金に関する事項の契約書への明記について

委託契約書に契約保証金に関する事項が記載されていないため、契約事務規則の規定に照らして不適切である。【結果 1 - 2】

契約事務規則第 3 条第 4 号の規定に基づいて、委託契約書には契約保証金に関する事項を記載しなければならないが、当該文言が記載されていなかった。

この契約においては同規則第 5 条第 3 項の規定に基づいて、契約保証金を免除することが可能であるが、その場合でも契約保証金に関する項に「免除」と明記することが相当であり、契約事務規則の規定に違反しており不適切である。

同規則で記載が要求されている項目については、契約書にもれなく記載する必要があるため、契約書の文言を改善する必要がある。

(意見)

① 契約書文言の明記について

委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。【意見 1 - 1】

委託契約書に再委託の禁止の文言が記載されていなかった。

当該文言が記載されていない場合でも、契約上の瑕疵があるわけではなく、また、(財)九州電気保安協会大分支部から、さらに第三者へ一括再委託を行うような事実等もなく、実質的な弊害は認められないものの、法的な適用関係の明瞭性や履行義務の喚起の観点から、契約書に再委託の禁止の文言を明記しておくことが望ましい。

(3) 県報 PDF ファイル作成委託 (A 1 2、A 1 3)

(担当課：法務室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分県報に登載するための原稿を PDF ファイルとして作成する業務。

② 委託する理由

大分県報に登載する原稿の準備を効率的に実施するため。

③ 契約方法及び委託先の状況 (A 1 2)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
委託先	佐伯印刷株式会社	大野印刷株式会社	株式会社明文堂印刷
契約期間	平成 23 年 4 月 2 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 3 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 2 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日

予定価格(単価:円) (金額:千円)	9,765.0 11,718	9,694.7 10,664	9,547.7 11,457
契約金額(単価:円) (金額:千円)	9,381.8 10,325	9,376.5 10,501	9,371.3 9,268
落札率(%)	96.1	96.7	98.2
入札参加者数(者)	6者	6者	6者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況 (A13※)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約期間	(省略)	(省略)	平成25年4月1日 ～ 平成25年4月12日
予定価格(単価:円) (金額:千円)	(省略)	(省略)	9,378.6 1,031
契約金額(単価:円) (金額:千円)	(省略)	(省略)	9,376.5 290
見積取得(プロポーザル参加者)数	(省略)	(省略)	1者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	(省略)	(省略)	令第167条第1項第6号競争入札に付することが不利と認められるとき。

※ 年度初めの4月当初発行分の大分県報のPDFファイル作成は、短期間に多大な分量を処理する必要があるため、格別に円滑かつ適切な履行ができる体制を確保する必要があるため、期間を限定して前年度の業者と随意契約を行っているもの。

(外部監査の結果)

① 検査調書の作成

当該委託は県報PDFファイルという目的物の引渡しが行われるものであり、毎月の支出ごとに百万円以上となる場合は、検査調書を作成する必要があると解されるが、作成されていない場合が見受けられた。【結果1-3】

平成26年3月単月における支出金額は2百万円以上となっているため、契約事務規則第16条の規定により検査調書を省略することができないが、同条第2項の検査調書の省略による取扱いで実務が行われており、検査調書が作成されていない。

所定の場合に、任命された検査員による検査調書という証跡が残されないと、契約上の目的物の引渡しが行われる仕様等に基づいて適切に履行されているかどうかに関する内部の正式な確認手続が行われないことになりかねない。

当該委託契約は県報PDFファイルという目的物の引渡しが行われるものであり、単価契約の場合においても、毎月の納品請求額によって「検査調書の省略」が可能かどうかを判定することになると考えられる。原則どおり、支出ごとに百万円以上となる場合は、検査調書を作成する必要がある。

② 検査調書の省略手続

検査調書の省略を行う場合は、納品書に所定の記載を行うべきところ、請求書に記載されているため適切ではない。

【結果 1 - 4】

契約事務規則第 16 条第 2 項の規定により、検査調書の作成を省略する場合には、検査員が契約者から提出された「納品書(納品書を徴さないときは請求書)」に所定の事項を記載し、記名押印することとなっているが、納品時に交付された納品書ではなく、請求書に検査月日や検査員氏名印の記載等を行う実務になっていた。

原則的には、納品後の代金の請求時ではなく、納品時に検査員による検査を行うことが望ましいことから、契約事務規則どおりの取扱いを徹底されたい。

また、納品と請求が同時になされるような場合も想定されるが、納品書は請求書と一緒に編綴して、原則どおり納品書に検査省略の記載等を行う実務とするよう徹底されたい。

(意見)

① 実施伺の起票について

事業実施伺(起案書)は、毎年の委託事業の実施のための起案に当たって、年度ごとに文書で明示的に当該委託事業を必要とする開始根拠を明確化して運用する必要があると考えられるため、当該起案書は事業の開始に当たって起票することが必要である。【意見 1 - 2】

② 簿冊の編綴方法について

一件簿冊とは別に支出命令書の簿冊を作成しているが、一件簿冊に納品書を編綴するかどうかの取扱いが年度ごとで変わっている。簿冊の編綴方法の一貫性の観点から、支出負担行為決議書兼支出命令書とその添付書類を含めて、同一の簿冊に編綴することが望ましい。【意見 1 - 3】

(4) 独身・単身者住宅管理業務委託 (A 1 5)

(担当課 : 人事課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県内 5 施設ある県職員独身・単身者住宅の管理業務(清掃、入居者のための炊事、その他の業務)を行うもの。

② 委託する理由

独身・単身者住宅管理(清掃、入居者のための炊事、その他の業務)のため寮母を配置するものであり、福祉的就労促進のために委託するもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(財) 大分県母子寡婦福祉連合会	(一財) 大分県母子寡婦福祉連合会	(一財) 大分県母子寡婦福祉連合会
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	13,383	11,330	11,383
契約金額	13,383	11,330	11,383
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	独身・単身者住宅管理のため寮母を配置するものであるが、福祉的就労促進及び契約内容の履行可能性の観点から、全ての条件を満たす母子及び寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する県内唯一の母子福祉団体である財団法人大分県母子寡婦福祉連合会に委託する	独身・単身者住宅管理のため寮母を配置するものであるが、福祉的就労促進及び契約内容の履行可能性の観点から、全ての条件を満たす母子及び寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する県内唯一の母子福祉団体である一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会に委託する	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 概算払における委託費精算時の検査の充実等について

概算払を行っている委託先との委託費精算時においては、精算額の妥当性を十分に検討し、その検討結果を書面により適切に保管する必要がある。【意見 1-4】

本契約では、予定価格をベースに 4 回分割の概算払が行われており、年度末において「精算の結果、既に支払を受けた委託料に過払いが生じた場合は、その超える金額について、県の指示に従って返還しなければならない」という義務がある。

県は精算を行うため、年度末に委託先から「収支精算書」を入手している。この精算書には費目別の金額が記載されているが、支出内容の内訳は不明である(備

考欄に内訳の記載がある人件費等を除く)。また、予定価格（概算払の金額合計）と実績（精算額合計）が円単位で一致しており、やや不自然な面も見受けられる。

このような状況であるにもかかわらず、支出の内訳まで詳細に検討された形跡が認められず、結果として委託費の精算額（返還額）はゼロであった。

今後は、精算額の妥当性を十分に検討し、その結果を書面により適切に保管する必要がある。なお、支出の内訳及び金額の妥当性を検討しておけば、翌期の予定価格を設定する際の十分な判断根拠になると考えられる。

(5) H25参院選 啓発用テレビ広報業務委託 (A19)

(担当課等 : 市町村振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

テレビ・ラジオ・映画館上映・インターネットテレビ (Gyao)・Yahoo エリアターゲティングプライムディスプレイスポット放送用の啓発広告の制作業務及び放送業務。

② 委託する理由

第23回参議院議員通常選挙について、テレビ・ラジオ・映画館上映・インターネットテレビ (Gyao)・Yahoo エリアターゲティングプライムディスプレイ放送により啓発広報を行う。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社 TOS エンタープライズ
契約期間	—	—	平成25年6月18日 ～ 平成25年7月21日
予定価格	—	—	4,287
契約金額	—	—	4,286
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	不明

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	19者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	プロポーザルの結果、最も優れた案を提出した業者との随意契約を行う。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 審査委員の審査表の記載方法について

審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。【意見1-5】

一部の審査委員の審査表が鉛筆書きで行われていた。各審査委員の審査表は、審査結果の透明性を確保するうえで重要な書類である。当該重要な書類が鉛筆書きで行われた場合、審査委員以外の第三者が審査表を書き換えることが可能であり、審査結果の透明性が確保できない可能性がある。

したがって、不正防止や審査の透明性を高めるため、審査委員の審査表はペン書きすることが望ましい。

② 履行確認について

履行確認は、書類上だけでなく、実際に委託した内容どおりにCMが放送されたのかどうかまで確認し、確認結果を文書として作成・保存することが望ましい。

【意見1-6】

履行確認は、請求書の写しなど書類上で放送回数などの確認を行っている。また、テレビや映画館で実際にCMが放送されているか実際に確認しているとのことであるが、実際にCMが放送されたかどうかについて文書として作成・保存されていない。

したがって、実施した履行確認は、確認結果を文書として作成・保存することが望ましい。

(6) 総務事務システム改修委託 (A 2 1)

(担当課：総務事務センター)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

平成19年10月から運用開始した「総務事務システム」について、旅費制度改正に伴う機能追加が必要であるため、システムを改修すること。

② 委託する理由

総務事務システムの開発を行った業者に委託することで、専門的かつ効率的に事業目的を達成することができるため。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	日本電気株式会社 大分支店
契約期間	—	—	平成 26 年 1 月 30 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	13,597
契約金額	—	—	13,597
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	不明

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）による。

(外部監査の結果)

① システム改修内容の事前レビューについて

システム改修が決定してから改修期限までに時間がなかったため、改修内容について「情報システム構築部会」による審査を受けていない。【結果 1 - 5】

大分県においては、電子県庁の推進に関する重要事項の検討及び総合調整及び国・市町村との連携を図る組織として副知事を本部長とする大分県電子県庁推進本部を設置している。その中の部会である「情報システム構築部会」では、新規開発や改修の可否について専門的な見地から審査を行っている。

ここでは、全庁の情報システム開発・改修案件について必要性・緊急性・経費の妥当性を審査され、不要不急のシステム開発を抑制する働きを負っている。

しかしながら、本件は改修が決まってから本番稼働開始日までの期限が迫っていたということで、事務レベルでの一定程度のレビューは受けたものの、改修内容に対する「情報システム構築部会」による審査を受けていなかった。改修内容や経費の妥当性について、正式な手続による専門的な見地からの審査が行われて

おらず、このような事態が続くと、不適切な内容や経費でシステム改修が行われてしまうおそれがある。

システム改修を行う場合は、「情報システム構築部会」による審査を受けることができるような日程で作業を進めるべきである。

(意見)

① システム改修業務の単価について

システム開発に係る単価については、例えば、上級SE、初級SE、プログラマなど作業担当者に求められる能力に応じ細分化して定めることが望まれる。

【意見1-7】

システム改修の各工程における業務には、SEが行う概要設計や詳細設計の他にプログラマが行う製造/単体テストや結合テストがあるが、全ての業務を同じSE単価で積算している。

しかしながら、各業務における作業内容は簡単なものから複雑なものまであり、求められる業務遂行能力も平易なものから高度なものまでであると考えられる。そのため、同一単価で積算すると、簡単な作業に対し必要以上に高い金額で委託契約が結ばれるおそれがある。

全ての業務を同一単価で積算しているのは、現行の財政課作成の「基準単価表」に、システム開発単価が一種類しか定められていないことが原因であると思われる。

上級SE、初級SE、プログラマ、オペレータなど業務担当者に求められる能力に応じ、単価を細分化して定めることが望まれる。

② 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム改修を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見1-8】

総務事務センター担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

システム改修にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が100%の契約になることは通常考え難い。

そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(7) 国東総合庁舎機械警備業務 (A 2 2)

(担当課：東部振興局)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

国東総合庁舎の防犯・防災体制の維持向上及び財産の保全と人身の安全を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。通信回線による集中監視システムにより、火災・ガス漏れ・侵入等の異常を検知した場合、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容を確認し、必要な処理をしらしめるとともに、必要と認めたときは電話等にて警察機関または消防機関に通報し、緊急出動の要請を行う。

② 委託する理由

特殊機器及び技術が必要となるため。また、火災等 24 時間体制の監視を要する業務もあり、職員では行うことができない性質のものであるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指名競争契約 (長期継続契約)	指名競争契約 (長期継続契約)	指名競争契約 (長期継続契約)
委託先	セコム株式会社	セコム株式会社	セコム株式会社
契約期間	平成 23 年 6 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	1,784	2,141	2,141
契約金額	177	212	212
落札率 (%)	9.9	9.9	9.9
入札参加者数(者)	3 者 (2 者辞退)	3 者 (2 者辞退)	3 者 (2 者辞退)
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

(注) 平成 23 年度の数値は、平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月までの 10 ヶ月分の金額を表示している。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 予定価格の積算方法について

予定価格の積算方法のうち、直接労務費の積算方法に問題があり、契約設計積算については実態に即した計算方法に見直しを行うことが必要である。【意見 1－9】

当該契約は、予定価格に対する落札率が約 10%と極端に低いものとなっている。原因を調査すると、直接労務費の積算に問題があると推察される。すなわち、設計

時の積算で直接労務費を計算しているが、計算の基礎が年間 57 日で、かつそれらは終日直接業務を行う算定方法としている。しかしながら、実際の人的直接業務が必要とされるアラーム発生による出動は月平均で 2～3 回で、かつそれによる業者の作業は終日行うようなものではなく、1 回あたりの業務時間は数時間以内で積算すれば十分かと想定されるものである。

現状の算定方法では、業者が現在の約 10 倍の金額で入札しても理論的に契約できる可能性があり問題があると考えられる。

したがって、契約設計積算については実態に即した計算方法に見直しを行うことが必要である。

② 機械警備の長期継続契約について

庁舎の機械警備にかかる保守は、長期継続契約期間を上限が 3 年と定められているが、規定上の最長期間である 5 年を基礎として契約する方が好ましいと言えるため、契約事務規則の改定を検討することが望ましい。【意見 1－10】

契約事務規則第 51 条の 2 において『大分県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 3 号に規定する規則』で定める契約は、次に掲げるものとする」として列挙されているもののうち、本契約は第 4 号の庁舎その他の施設に付随する設備の保守管理業務を委託する契約に該当するものとして取り扱われる。本契約も長期継続契約期間を 3 年として事務を行っており正当である。

しかしながら、庁舎の機械警備にかかる保守は、機械の経済的耐用年数が 5 年以上見込まれるものであり、いったん機械を導入した業者が 3 年スパンで更新投資することは通常ありえないことや、業者が 3 年で契約が切れる可能性を考慮した場合に、その機械の投下資本回収期間（ペイバックピリオド）で減価償却費相当額を計算するとコストが相対的に高く計算されてしまうというデメリットも想定される。つまり現状の方法では、経済的に不利に働く可能性が想定されるのである。

したがって、機械警備に関して、通常は長期継続契約期間を 3 年とするよりも 5 年とする方が経済性アプローチで有利に働くと考えられ、長期継続契約として締結する現状の最長期間である 5 年を基礎として契約できる状況とする方が好ましいと言えるため、当該契約事務規則の改定を検討することが望まれる。

(8) 25 ストマネ東部施設機能診断（調査）委託業務（A23）

（担当課：東部振興局）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

県営土地改良事業で造成された施設の機能診断調査である。近接目視、コンクリート強度推定、中性深さ試験等の調査試験を行い、機能診断を行う委託である。

② 委託する理由

機能診断は、老朽化による建造物の欠損やそれを構成する材料の劣化とそれに伴う、性能の変化を適切に評価する必要があるため、評価方法のみならず、材料から構造

設計に至る幅広くかつ、高度な技術、知識が求められるため、専門的な技術を有する者に委託する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	NTC コンサルタント株式会社大分支店
契約期間	—	—	平成 25 年 10 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 17 日
予定価格	—	—	5,177
契約金額	—	—	4,851
落札率 (%)	—	—	93.7
入札参加者数 (者)	—	—	6 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	3 人

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 指名競争入札の指名業者の選定方法について

東部振興局の現状の指名競争入札の指名業者の選定方法は、年間を通して所定の条件を満たす指名対象候補リストを使用しており、かつその選定方法が自動的な名簿順ローテーションによっている。今回の監査過程で、他の発注者でも、同様の方法で選定していると思われる事例が散見されたが、機械的に選定することで、発注機関の恣意性が排される一方、掲載されている特定の業者の前後の業者が同時に選定される可能性が高く、指名業者の顔ぶれや関係が固定化しやすい可能性があるため、指名業者の選定方法を更に工夫することが望ましい。【意見 1-11】

大分県では、県営土地改良事業で造成された施設の機能診断調査委託業務等の指名業者の選定については、次のように本庁で基本方針としている。

- ・当該業務と同種又は類似業種について相当の実績があること
- ・当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似の業務について実績があること
- ・当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格者が確保できると認められること

また、参考資料として建設コンサルタントのリストを発注機関である振興局等に配布している。

このリスト中から、発注機関である振興局等がそれぞれの指名委員会で、個別の委

託契約毎にふさわしい指名業者を選択することとなる。

東部振興局では、基本的には直近の指名状況を勘案して、指名機会が均等となるようにするために、当該リストの登載順序に従ったローテーションにより指名委員会で決定することとしている。この方法は、他の部局における発注者でも、同様の方法で選定していると思われる事例が散見されている。

しかし、現在の方法では、例えばある業者を基準にすると、その業者の前後の順位の業者とが同一の事業の入札に当たって同時に選定されやすく、指名業者の顔ぶれや関係が固定化しやすいついという問題点を内在している。

指名業者の選定方法については、発注機関の恣意性が介入しないような客観的な基準であることが好ましいものの、機械的に選定することによって指名業者の選定傾向が固定化され易くなるようでは、指名競争の趣旨が減殺される可能性が考えられるため、指名業者を機械的な名簿順のローテーションにより無条件に抽出することは好ましくなく、指名業者の選定方法を更に工夫して実施することが望まれる。

なお、改善策を例として掲げると、【意見 全般－5】「(ウ) 競争入札の事務執行をより適正化するための手法の導入」で記載したうち、次の方法が一定の効果があるものと考えられる。

- (ア) 指名競争入札に必要な参加者数を増やす。
- (イ) 指名業者名の事後公表を実施する。
- (ウ) 指名候補者から無作為な選定を行う「ランダム・カット」式指名選考を実施する。

一概にどの方法が最も望ましいとは言えないものの、(ア) 指名業者数を増やしつ、(イ) 指名業者名の事後公表を実施したり、一部の起工実施に当たって試験的に指名機会の均等化を踏まえて(ウ)の方法を導入したりすることは、指名業者の選定において恣意性を排除したり、競争性を高める方策となり得るため、導入の長短を十分に吟味したうえで適切な手法を継続的に検討していくことが望ましい。

(9) 2 4 経通基幹奈狩江 3 工区用地測量委託業務 (A 2 4)

(担当課：東部振興局日出水利耕地事務所)

(委託契約の概要)

- ① 委託契約の内容
農道工事に必要な用地の測量業務。
- ② 委託する理由
測量面積も大きく、また、筆数も多数あることから直営での実施は困難であるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	指名競争契約	—
委託先	—	東洋測量設計株式会社	東洋測量設計株式会社
契約期間	—	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 9 月 24 日	同左 (繰越明許)
予定価格	—	19,980	—
契約金額	—	19,425	—
落札率 (%)	—	97.2	—
入札参加者数(者)	—	8 者	—
出資の有無	—	なし	—
出向者の有無	—	なし	—
県 OB の有無	—	不明	—

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 再委託の有無の確認について

再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対して、再委託に関して契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実に行う必要がある。【意見 1 - 1 2】

再委託の有無については、委託先が再委託をしていないという認識のもとで事業を実施しているが、積極的に委託先に確認を行っていない。現状では、境界確認の立会には必ず県職員が同行するため、委託先に所属していない者については身分証明書等で容易に識別できるため、再委託の可能性はないと確認している。しかし、単純な路線測量や地形測量などについては、全て職員が同行するわけではないため、確認していない以上、再委託がないとは言い切れないのも事実である。

再委託の有無の確認を確実に行わないと、県が認識していないところで委託先が再委託により作業を行わせた可能性を否定できず、委託契約の履行の適切性等の問題を内包する可能性がある。

事業の実施内容から考えて、確証的な確認を行っていないことから、再委託をしていない保証もできないし、委託先が再委託する場合には県に事前申出と承認が必要であるという認識に立っていない可能性もある以上、委託先に対しては、再委託に関して契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実に行う必要がある。

(10) 2 5 障害宇佐水車井路頭首工測量設計委託業務 (A 2 5)

(担当課：東部振興局日出水利耕地事務所)

この契約に関連する契約

- ・ 2 5 障害宇佐亀山井路頭首工測量設計委託業務 (A 2 6)

についても表題の契約とほぼ同種の内容となっており、外部監査の結果も同様である。

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

頭首工の築造工事が実施可能な詳細設計、設計に必要な測量（用地測量含む）、及び河川協議資料を作成するもの。

② 委託する理由

委託内容を行うには、専門的知識を要し、現場作業から根拠資料作成・整理、作図に至るまで煩雑で多大な時間を要し、直営での実施が困難であるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	西日本コンサルタント株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 7 月 22 日 ～ 平成 26 年 12 月 18 日
予定価格	—	—	25,249
契約金額	—	—	23,940
落札率 (%)	—	—	94.8
入札参加者数 (者)	—	—	8 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	2 名

(外部監査の結果)

① 支出負担行為決議書の決裁日

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 1 - 6】

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が確認できない状況であった。

支出行為負担決議書の決裁日は支出の原因となるべき契約その他の行為を行うことを組織として意思決定した一つの重要な日付を明示するものだけでなく、その他の手続との日付の前後関係を示すものであり、決裁手続や処理が適正に行われたか否か（不正な遡り処理などが行われていないか等。）を確認するためのコンプライアンス上、必要な最低限の必要な情報である。

また、仮に情報公開請求や裁判資料として提出が求められたとき等に、事後的に日付を書き込むこともできず、どうやって組織として意思決定がなされた日付やその他の手続との前後関係を証明するのかという問題も生ずる。

上記を鑑みて、単純な事務処理漏れとは考えず、今後は漏れなく決裁日の記載をされたい。

(11) H25 豊局農振第 4 号 県営林素材生産事業委託（搬出間伐）（A 3 3）

（担当課：豊肥振興局）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

県営林の選木調査・伐倒・造材・運材・作業路開設などの素材生産である。

② 委託する理由

本事業は素材生産（選木調査・伐倒・造材・運材・作業路開設など）を行う技術及び事業能力を有している必要がある。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	大野郡森林組合
契約期間	—	—	平成 25 年 8 月 23 日 ～ 平成 26 年 1 月 31 日
予定価格	—	—	4,746
契約金額	—	—	4,718
落札率（%）	—	—	99.4
入札参加者数（者）	—	—	4 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

（外部監査の結果）

① 支出負担行為決議書の決裁日

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 1－7】

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が確認できない状況であった。

支出行為負担決議書の決裁日は支出の原因となるべき契約その他の行為を行うことを組織として意思決定した一つの重要な日付を明示するものだけでなく、その他の手続との日付の前後関係を示すものであり、決裁手続や処理が適正に行われたか否か（不正な遡り処理などが行われていないか等。）を確認するためのコンプライアンス上、必要な最低限の必要な情報である。

また、仮に情報公開請求や裁判資料として提出が求められたとき等に、事後的に日付を書き込むこともできず、どうやって組織として意思決定がなされた日付やその他の手続との前後関係を証明するのかという問題も生ずる。

上記を鑑みて、単純な事務処理漏れとは考えず、今後は漏れなく決裁日の記載をされたい。

(意見)

① 予定価格公表対象判断の適否について

当該契約は、工事に係る委託として内部的に整理しているが、執行通知書どおり、予定価格は公表していない。工事に係る委託として整理しているのに予定価格を公表しないのは論理的に矛盾があるため、工事に関する委託の定義に合致するかどうかを再度確認したうえで、必要な整理と対応を検討されたい。【意見 1-13】

② 入札書の記載文言の統一化について

入札書に記載されている誓約文が入札者によって異なっているため、入札書のフォームの統一的な運用を図る必要がある。【意見 1-14】

入札者によって入札書に記載されている入札に当たっての誓約文に関して、「大分県契約事務規則および」まではいずれも記載文言が一致しているが、以降の文言が、

- ・ 治山事業森林整備工事請負契約
- ・ 大分県営林規則
- ・ 県営林素材生産事業委託契約条件（2社）

を承諾のうえ、上記のとおり入札します、となっており、入札業者により入札に当たって承諾する規則や条件がバラバラである。

入札書には「大分県契約事務規則および県営林素材生産事業委託契約条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。」とする文言が正しく、入札書のフォームについて周知を徹底する必要がある。

③ 契約変更事務の効率的な進め方について

当初の契約始期の段階での事務の進め方いかんで、後に変更契約を行うことを回避できる可能性があるため、効率的に事業と事務の実施を行えるような業務の進め方を再確認する必要がある。【意見 1-15】

当該契約は工期が2回延長されているが、そのうち1回目の変更は台風が数度現場に影響したことによる作業の遅れでありやむを得ない。しかし、もう1回の変更は、森林組合は私有地権者に内諾を得ていたが、途中で素材置場の広さ等に関して合意されていたはずの内容が白紙となり、新規の場所を模索する必要性が生じたもので、工期の始期から中途にかけて十分な協議確認が行われていなかったことにより、契約終期になって問題が発覚したものである。

契約始期の段階で十分な事前合意の内諾を得て確認しておけば、このような事態にならなかったものと推察されるため、内部の人為的な理由により変更契約の手間と素材の売却時期の遅延をもたらした可能性があるといえ、事務手続が結果として非効率であるといえる。

契約事務の効率性と事業期間の短縮について常に念頭に置いたうえで、効率的に事業と事務の実施を行えるような業務の進め方を再確認する必要がある。

④ 再委託の有無の確認について

再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対して、再委託に関して少なくとも契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実に行う必要がある。【意見 1-16】

委託先である組合が事業の実施に当たって再委託していないという確認が現実的に行えていない。県としては伐採地域ごとに組合員であるグループで作業を行っているものとの認識に立っている。よって、当然に当組合の組合員が作業しているとの認識でいたが、作業員名簿や実施体制に関する書類の提出を求めたことはなく、再委託に抵触するかどうかの確認はできていないのが実情である。

かかる状況では、現場で事故等が発生したときに説明責任を十分に果たしえない可能性も想定される。

よって、作業の実施体制の確認とともに作業員や作業主体に組合員外の者が含まれていないかどうかの確認を確実に行うことで、再委託の有無についてきちんと把握する必要がある。

(12) 24 線中山間両院 2 期有徳原パイプライン測量委託契約 (A36)

(担当課等 : 北部振興局)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

昭和 40 年から昭和 54 年にかけて国営事業で整備したパイプラインが、経年変化により老朽化したため、破損、漏水が多発し用水不足が生じている。これを解消するため、中山間地域総合整備事業で、改修工事を行うための測量業務を委託するものである。

② 委託する理由

測量業務は専門性と経験等が必要なことから委託を行っている。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	松本技術コンサルタント株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 9 月 18 日 ～ 平成 26 年 3 月 20 日
予定価格	—	—	16,193
契約金額	—	—	15,382
落札率 (%)	—	—	95.0
入札参加者数 (者)	—	—	8 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	2 名

(外部監査の結果)

① 伺い書における決裁日の未記入について

委託起工伺い書（変更伺を含む）に決裁日の記入がなされていなかった。契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。【結果 1－8】

委託起工伺い書（変更伺も含む）には決裁された日付を記入する必要があるが、当該案件においては委託起工伺い書（変更伺も含む）に決裁日の記載がされていなかった。

委託起工伺い書（変更伺も含む）に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に証明することはできない。

そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

(13) 24 繰中山間両院 2 期有徳原パイプライン設計委託契約 (A 3 7)

(担当課等 : 北部振興局)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

昭和 40 年から昭和 54 年にかけて国営事業で整備したパイプラインが、経年変化により老朽化したため、破損、漏水が多発し用水不足が生じている。これを解消するため、中山間地域総合整備事業で、改修工事を行うための設計業務を委託するものである。

② 委託する理由

設計業務は専門性と経験等が必要なことから委託を行っている。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	東洋技術株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 9 月 21 日 ～ 平成 26 年 3 月 20 日
予定価格	—	—	14,956
契約金額	—	—	14,206
落札率 (%)	—	—	95.0
入札参加者数(者)	—	—	8 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	4 名

(外部監査の結果)

① 伺い書における決裁日の未記入について

委託起工伺い書（変更伺も含む）に決裁日の記入がなされていなかった。契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。【結果1－9】

委託起工伺い書（変更伺も含む）には決裁された日付を記入する必要があるが、当該案件においては委託起工伺い書（変更伺も含む）に決裁日の記載がされていなかった。

委託起工伺い書（変更伺も含む）に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に証明することはできない。

そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

2. 企画振興部

(1) 旅券申請受付、作成及び交付等業務委託（B1）

（担当課：パスポート室）

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分県パスポートセンターでの旅券申請受付、作成及び交付業務、②北部地区パスポートセンター及び市町村で受け付けた旅券の作成、③その他上記に付随する業務を行うもの。

② 委託する理由

平成 25 年 3 月 18 日に移行した新旅券発給管理システムのもとで旅券申請受付、作成及び交付等業務を円滑かつ適正に遂行し、また宇佐市への旅券業務の権限移譲を円滑に行う必要があるため、現任委託業務従事者の過半数の雇用確保を条件として、平成 24 年度の委託先である府内産業株式会社と随意契約による業務委託を行う。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約	一般競争契約	随意契約
委託先	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター	府内産業株式会社	府内産業株式会社
契約期間	平成 23 年 6 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 6 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	12,481	12,544	12,824
契約金額	11,860	10,665	12,806
落札率 (%)	95.0	85.0	—
入札参加数 (者)	2 者	3 者	—
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	—	—	平成 25 年 3 月 18 日に移行した新旅券発給管理システムのもとで旅券申請受付、作成及び交付等業務を円滑かつ適正に遂行し、また、宇佐市への旅券業務の権限委譲を円滑に行う必要があるため、現任委託業務従事者の過半数の雇用確保を条件と

			して、平成 24 年度の委託先である府内産業株式会社と随意契約による業務委託を行う。
--	--	--	--

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 予定価格の設定について

合理的な根拠に基づく数値を用いて、每期、予定価格の見直し・積算を行う必要がある。【意見 2-1】

当該委託契約では、予定価格に含まれている管理費は人件費総額に一定率（以下、「想定率」とする。）を乗じて算定されている。この想定率は、平成 17 年度から民間委託（随意契約）を始めた際に設定された数値である。

平成 23 年度に、随意契約から一般競争入札方式に変更されたことに伴い予定価格が見直されている。しかし、管理費については、平成 22 年度以前の随意契約における実績率が想定率を上回っており、想定率は変更されていない。また、これ以降、想定率の見直しが行われていない。

予定価格は、契約金額の決定基礎となる重要なものである。このため、合理的な根拠に基づく数値を用いて、每期、予定価格の見直し・積算を行う必要がある。

(2) 平成 25 年度めじろん放送局運営管理委託 (B 5)

(担当課等 : 広報広聴課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

めじろん放送局の運営。

② 委託する理由

メディアが多様化する時代に応じた広報活動を行うため、視聴者が増加する動画サイトに注目し、大分の地域情報などを提供する「めじろん放送局」を運営する。運営に当たっては、おおいた国体・障スポ大会で活躍したビデオボランティアとの協働により、大分の観光、歴史、伝統、まちづくりやスポーツなど県内各地の魅力あふれる幅広い地域情報を発信する。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先	大分合同新聞社・デジタルバンク共同企業体	大分合同新聞社・デジタルバンク共同企業体	大分合同新聞社・デジタルバンク共同企業体
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	6,219	4,625	4,620
契約金額	4,725	4,620	4,515
落札率 (%)	75.9	99.9	97.7
入札参加者数(者)	1 者	1 者	1 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 履行確認について

履行確認時において、書面によらず口頭による確認などを行った場合においては、実施した確認事項や適正と判断した過程など確認結果を文書として作成・保存し事後にプロセスが確認できるようにすることが望ましい。【意見 2-2】

履行確認時において、事業費内訳を入手している。人件費以外の事業費については、請求書の写し等で内容及び金額を確認しているが、人件費については質問することで事業費の適正性を確認している。

委託業務の事業費の実態把握を行い、次年度以降の予定価格に反映させることで業務の経済効率性を上げることが可能となる。しかし、事業費の適正性についての判断や過程が文書として作成・保存されていないため、知識が蓄積されず、次年度以降の予定価格に反映されにくい状況となっている。

したがって、実施した履行確認は、確認結果を文書として作成・保存することが望ましい。

(3) 県政広報テレビ番組制作放送委託契約 (B 6)

(担当課等： 広報広聴課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

テレビ媒体を使用した広報活動。

② 委託する理由

県の施策、事業、取り組みや県民の活動をテレビ番組を通してお知らせするため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	株式会社大分放送	株式会社大分放送	株式会社大分放送
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	19,813	19,423	19,423
契約金額	19,813	19,423	19,423
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 性質又は目的が競争入札に適さないときに該当するとして随意契約している。随契ガイドライン 1 (2)ウで定める契約の相手方をその技術、技能等により特定する必要があるときに該当。	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託料の妥当性の検討について

業務の内容を把握し、どの業務にいくらかかったか検討を行うべきである。また、委託料について過年度比較等を実施して適切な水準か確認することが必要と考える。

【意見 2-3】

現状はテレビ会社へ見積依頼を行い、その金額が結果として積算額、予定価格、契約額と同額となっている。委託金額の妥当性については、県の情報番組制作放送を依頼している他社や九州他県のテレビ会社と比較を行っている。最終的に制作した映像は、放送前に試写を行い確認し、また、放送後にも放送確認書により放送実績の確認を記録として残している。しかし、見積書上の金額のうち制作料の内訳に

については、制作料の金額が示されているだけであり、その内訳を文書として作成・保存されていないため記録が残らず、どのような作業にいくらかかるのかが記録として把握できていない状況である。

このように制作料の内訳を記録していなければ、テレビ会社が契約に定められた業務を実施しているかどうか、効率的に行っているかどうかについて管理することはできないおそれがある。また、業務内容に見合った適切な価格で契約を締結することができない可能性もある。

このため、制作料の内容について把握し、過去の実績や他社との比較を行うことが望ましい。

(4) おおいた安心県政情報番組制作放送業務委託契約（B7）

（担当課等：広報広聴課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

AMラジオ媒体を使用した広報活動。

② 委託する理由

情報社会が進展し、情報伝達手段が多様化していく中、高齢者等インターネット等になじまない情報弱者に対して、AMラジオにおいて県政情報を迅速にかつ印象的に提供していくため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託先	—	株式会社大分放送	株式会社大分放送
契約期間	—	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	3,780	3,780
契約金額	—	3,780	3,780
出資の有無	—	なし	なし
出向者の有無	—	なし	なし
県 OB の有無	—	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するとして随意契約している。 すなわち、県政の広報に利用できる AM ラジオ放送会社は、当該会社 1 社しかいないため、随意契約ガイドライン 1－（2）－アの契約の相手方が特定されるに該当するため。	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託料の妥当性の検討について

業務の内容を把握し、どの業務にいくらかかったか検討を行うべきである。また、委託料について過年度比較等を実施して適切な水準か確認することが必要と考える。

【意見 2－4】

現状、株式会社大分放送から提示された見積書で具体的な業務内容の確認は行われていない。また、見積書上の金額が結果として予定価格となり随意契約を締結している。

このように契約における業務内容を把握していなければ、委託先が契約に定められた業務を適切に実施しているかどうか管理することはできない。また、業務内容に見合った適切な価格で契約を締結することができない可能性もある。

このため、業務内容の把握、委託料の妥当性を検討することが望まれる。

(5) OASIS ひろば 21 管理委託業務 (B 1 5)

(担当課等 : 芸術文化スポーツ振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

OASIS ひろば 21、その敷地及び付属設備の管理に関する業務。

② 委託する理由

管理規約において、株式会社エフ・ティ・シー大分が管理者となる旨が定められているため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	株式会社エフ・ティ・シー大分	株式会社エフ・ティ・シー大分	株式会社エフ・ティ・シー大分
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	103,435	104,316	104,689
契約金額	102,435	104,316	104,689
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	管理規約において、株式会社エフ・ティ・シー大分が管理者となる旨が定められているため。	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託料の支払時期について

履行確認手続完了前に委託料のすべてを概算払により支払うことは、履行担保の観点から望ましいものではないため、少なくとも一部は履行確認手続完了後に支払うことが望ましい。【意見 2-5】

当該業務は最終的に精算される契約となっているが、概算払の方法により平成 25 年 4 月、同年 7 月、同年 10 月にそれぞれ 27 百万円を上限として、また残額を平成 26 年 1 月に支払うものとされており、履行確認手続完了前に概算払によって委託料すべての支払いを行っていた。なお、履行確認手続において、事業費を精算し、概算払いした委託料の一部が返納されている。

概算払を複数回にすることで一定の履行担保は図られていると考えられるが、履行確認手続完了前に委託料のすべてを概算払により支払うことは、履行担保の観点から望ましいものではない。また、最終的に精算されるとはいえ、履行確認手続完了前に委託料のすべてを概算払いすると返納されない可能性がある。

したがって、履行担保の観点から、委託料のすべてを概算払いするのではなく、委託料の一部については、履行確認手続完了後に支払うよう支払時期を改めることが望ましい。

(6) 国東半島アートプロジェクト 2013 事業委託業務 (B 1 7)

(担当課等 : 芸術文化スポーツ振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

- (ア) 国東半島（豊後高田市及び国東市）等で実施するプロジェクトの実施及び管理
- (イ) 作品披露のためのイベントの企画立案及び運営
- (ウ) 作品に係るマップなどの印刷物の制作。なお、印刷物には「平成 25 年度文化庁地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を記載する。
- (エ) 国東半島の魅力をアーティストの視点を通して再発見するプロジェクトの実施及び運営
- (オ) 地域住民も参加できる公募企画の実施及び運営
- (カ) 事業全体の進行管理及び運営
- (キ) 国東半島アートプロジェクト 2012 で制作した作品等の運営管理
- (ク) 文化庁報告用 DVD 及び本件保存用 DVD の編集・制作及び納品
- (ケ) 委託業務に係る支出証拠書類・帳簿等の整備及び保管

② 委託する理由

- (ア) 国東半島（豊後高田市及び国東市）等で実施するプロジェクトの実施及び管理
- (イ) 作品披露のためのイベントの企画立案及び運営
- (ウ) 作品に係るマップなどの印刷物の制作。なお、印刷物には、「平成 25 年度 文化庁地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を記載する。
- (エ) 国東半島の魅力をアーティストの視点を通して再発見するプロジェクトの実施及び運営
- (オ) 地域住民も参加できる公募企画の実施及び運営
- (カ) 事業全体の進行管理及び運営
- (キ) 国東半島アートプロジェクト 2012 で制作した作品等の運営管理
- (ク) 文化庁報告用 DVD 及び本件保存用 DVD の編集・制作及び納品
- (ケ) 委託業務に係る支出証拠書類・帳簿等の整備及び保管

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	国東半島芸術祭実行委員会
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	80,000
契約金額	—	—	76,412
出資の有無	—	—	—
出向者の有無	—	—	—
県 OB の有無	—	—	—

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	国東半島の魅力を再発見しアートと地域を融合させる本事業を遂行するにあたって、平成 24 年度に設立し国東半島アートプロジェクト 2012 事業の実施実績のある国東半島芸術祭実行委員会を従来の芸術文化振興のみならず、地域の活性化という観点からも選定することが最適である。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 起案書に関する規定化について

起案書に関する規定を整備し、運用していくことが望ましい。【意見 2－6】

事業実施に当たっては、起案書により上長の承認を得ることが審査・指導室により推奨されている。これに従い、芸術文化スポーツ振興課では、委託業務の実施伺や変更契約書の伺い等に係る起案書が作成・承認されていた。この事業実施伺及び変更契約書の伺いの決裁者は課長であったが、額の確定通知（委託金額の通知）の決裁者は部長であった。

現状、起案書に関する規定がないため、事業実施伺や変更契約の伺いの起案書は担当課の判断で作成されているのが実情であり、書類ごとの決裁権者についても明確な定めがない。

したがって、事業実施伺等の起案書に関する規定を整備し、県全体で運用していくことが望ましい。

② 支出負担行為決議書の決裁者について

変更契約をひとつの契約とみなし、変更契約額を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定しているが、変更契約を含めた契約額全体を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定することが望ましい。【意見 2－7】

大分県事務決裁規程（昭和 43 年大分県訓令甲第 11 号）によれば、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託料については、5,000 万円以上が部長決裁、5,000 万円未満については課長決裁となっている。また契約等の変

更及び解除についても、この表の決裁区分の例によるとされている。

そのため、当初契約 5,500 万円の委託契約は、部長決裁であるが、一方、当初契約が 4,500 万円で、その後、1,000 万円の増額変更契約をして計 5,500 万円の契約になったとしても、当初契約及び増額契約いずれも課長決裁で済んでしまうことになる。

現行の大分県事務決裁規程上は問題がないとのことであるが、本来部長決裁が必要な契約について、後において増額契約を行うことを前提に、課長決裁で済む契約金額で当初契約を締結し、その変更契約という形で、課長決裁のみで済ませられてしまうことになる。

(7) 大分銀行ドームを活用したがん検診受診率向上啓発事業委託業務 (B18)

(担当課等 : 芸術文化スポーツ振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分銀行ドームで開催される大分トリニータのホームゲームの場を活用してがん検診の受診を広く呼び掛け、がん検診の受診率の向上を図り「がんの予防」と「がんの早期発見」を推進するため次の啓発事業を委託する。

(ア) ピッチ看板広報

(イ) マッチデイプログラムへの広報

(ウ) 大型ビジョンでの広報

② 委託する理由

当該事業の実施にあたり、ホームゲームでのピッチ看板広報や大型ビジョン広報などを行うため、運営管理を行う株式会社大分フットボールクラブに委託するもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社大分フットボールクラブ
契約期間	—	—	平成 25 年 5 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日
予定価格	—	—	6,090
契約金額	—	—	6,090
出資の有無	—	—	あり
出向者の有無	—	—	あり
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	自治法 234 条第 2 項及び同施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 項に該当

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① がん検診受診率向上に関する広報啓発の方法について

がん検診受診率向上に関する広報啓発に際し、他の広報の方法についても検討を行うことが望ましい。【意見 2－8】

本業務委託は、大分トリニータのホームスタジアムである大分銀行ドームでのホームゲームの場を活用して、がん検診受診率向上に関する広報啓発を実施し、「がんの予防」と「がんの早期発見」を推進することを目的としている。

大分銀行ドームの利用を前提としており、他の広報方法については検討がなされていない。確かに県内での集客力は高いと考えられるが、他の方法についても比較・検討を行い、より経済的・効果的な方法を採用することが望ましい。

（8） 大分銀行ドームを活用した自殺予防広報啓発事業委託業務（B 1 9）

（担当課等：芸術文化スポーツ振興課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

大分銀行ドームで開催される大分トリニータのホームゲームの場を活用して自殺予防に関する次の広報啓発事業を実施し、県民への周知・浸透を図る。

- （ア） 広報映像制作及び大型ビジョン放映
- （イ） マッチデイプログラムへの広報掲載
- （ウ） 自殺予防啓発グッズの作成及び配布

② 委託する理由

当該事業の実施にあたり、トリニータ選手を起用した広報啓発ビデオの作成やホームゲームでの大型ビジョン広報などを行うため、チーム及びホームゲームの運営管理を行う株式会社大分フットボールクラブに委託するもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社大分フットボールクラブ
契約期間	—	—	平成 25 年 5 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	15,000
契約金額	—	—	15,000
出資の有無	—	—	あり
出向者の有無	—	—	あり
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	自治法第 234 条第 2 項及び同施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 項に該当

(外部監査の結果)

① 支払期日の遵守について

契約書に記載されている支払期日が遵守されておらず、契約違反の状態となっている。【結果 2-1】

契約書の第 11 条 2 項に「請求があったときは、その日から 14 日以内に支払うものとする」と規定されている。しかしながら、請求日が 6 月 6 日であるのに対し、会計課支払済印は 6 月 26 日となっており、契約書違反となっている。事務処理の遅れが原因との事であるが、契約書で支払期日を定めている以上、当事者間で何らかの契約変更等の合意がない限り、その日を超過することは契約違反である。

契約担当課において、契約相手方の提出すべき書面についての事前指導や、場合によっては事前に審査・指導室との協議やアドバイスを受け、事務が滞りなく進むよう準備をすべきである。事前の準備をすること等により、滞りなく会計審査を終了するように努め、支払期日を遵守しなければならない。

(意見)

① 自殺予防に関する広報啓発の方法について

自殺予防に関する広報啓発に際し、他の広報の方法についても検討を行うことが望ましい。【意見 2-9】

本業務委託は、大分トリニータのホームスタジアムである大分銀行ドームでのホ

ームゲームの場を活用して、自殺予防に関する広報啓発を実施し、県民への周知・浸透を図ることを目的としている。

大分銀行ドームの利用を前提としており、他の広報方法については検討がなされていない。確かに県内での集客力は高いと考えられるが、他の方法についても比較・検討を行い、より経済的・効果的な方法を採用することが望ましい。

(9) 緊急雇用アート活用ブランド創出事業委託契約（B20）

（担当課等：芸術文化スポーツ振興課）

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

ゆるやかな統一デザイン（イメージ）によって、県産品（約50品）のリパッケージを行うとともに、情報誌やWEBなどを活用した多面的な情報発信を行う。

② 委託する理由

厳しい雇用情勢の中、失業者を雇い入れて雇用機会を創出するとともに、地域の雇用の受け皿となる中小企業等の事業拡大を支援するため、地域産品に芸術文化による付加価値をつけ、ブランド力向上を図ることを目的としている。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	NPO法人 BEPPUPROJECT
契約期間	—	—	平成25年8月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	—	—	18,544
契約金額	—	—	19,074
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	委託先は国際的なアートイベントの運営などアートを活用した事業を多岐にわたって行なっており、地域の新たな魅力を発信する情報誌の制作や地域産品のリパッケージ事業の実績を有する。その他にも国内外のアート系団体との幅広いネットワークを持っており、本事業の実施に必要なノウハウ等を有する県内唯一の業者であることから、当該委託先への随意契約を行っている。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 契約金額の変更について

契約金額の変更は、理由・内容等を明確に記載し、理由の合理性や内容の妥当性を十分に検討した証跡を残す形で決裁することが望ましい。また、同様の事業を展開するうえでも、当初計画と実績の比較等の分析は有効であり、適切に文書化することが望まれる。【意見 2-10】

当該委託契約では、平成 26 年 3 月 20 日に「委託業務変更届」が提出され、「収支予算書（変更後）」上、一定の増減率を超える項目について変更理由を記載したうえで契約金額の変更が行なわれている。しかし一定の増減率を超える「役務費」については、増減分析のコメントは記載されていたものの、その最大の増減要因の記載がなかった。

増減要因が明確に記載されていない場合は、金額変更の是非に関して、決裁者が適切な判断を行うことが出来ない可能性がある。また、今後、同様の事業を展開していく場合にも、当初計画と実績を対比し、その差異原因を分析することは、委託業務の経済性や有効性を評価する上で有用な方法といえる。

よって、計画と実績の対比等の分析結果や、契約金額の変更理由とその内容等を明確に記載した文書を作成・保管することが望ましい。

(10) 大分県立総合文化センター及び県立美術館管理委託業務 (B 2 1)

(担当課：芸術文化スポーツ振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分県立総合文化センター及び県立美術館の管理に関する基本協定書第9条第1項に掲げる次の業務を行うもの

- 大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例第4条の2各号に掲げる事業の実施に関する業務
- センターのネーミングライツ履行に必要な以下の業務
- 大分県立美術館の設置及び管理に関する条例第5条各号に掲げる事業の実施に関する業務

② 委託する理由

大分県と指定管理者との基本協定書(平成25年10月1日～平成30年3月31日)に基づき、年度協定を定め、施設の管理を指定管理者に委託する必要があるため

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約(任意指定)	随意契約(任意指定)	随意契約(任意指定)
委託先	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成25年9月30日 平成25年10月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	125,058	125,058	125,058 85,452
契約金額	125,058	125,058	75,150 85,452
出資の有無	大分県100%	大分県100%	大分県100%
出向者の有無	役員1名、職員2名	役員1名、職員5名	役員1名、職員10名
県OBの有無	1名	2名	3名

(注) 平成25年10月1日付で、指定管理範囲に美術館を含めて再指定している。

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	<p>令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、次の理由により公募によらず、当法人を指定管理者として任意指定している。</p> <p>大分県立文化施設用議会のとりまとめ団体として、県内市町村立施設との共同広報や共同研修の実施など、県内文化施設の中核的役割を果たしており、芸術文化を通じたネットワークづくりと芸術活動の融合、情報発信に取り組んでいる。また、総合文化センターの管理では、高い施設利用率と効率的な管理を両立しており、当該指定管理で十分な実績がある。さらに、当財団は県が全額出捐しており、県と十分な連携が取れる。</p>		

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(財)大分県文化振興財団	(財)大分県文化振興財団	(財)大分県文化振興財団
予定価格	236, 515	221, 184	135, 599
契約金額	236, 515	221, 184	135, 599

(注) 上述したとおり、平成 25 年 10 月 1 日付で指定管理範囲に美術館を含めて再指定しており、仕様範囲と金額については単純比較を行うことはできない。

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	県が品質面も含めた詳細な業務仕様を作成し、これを基礎に標準コストを積算し、適正な競争や履行確認を行う必要がある。	平成 18 年度から任意指定による指定管理者制度に移行したところであり、指定に当たっては、サービス面を含め、詳細な管理運営業務仕様書を定め、また、アンケート調査の実施や月例の業務報告書の提出などにより、施設の適切な履行管理に努めている。	指定管理者制度への移行により、詳細な管理運営業務仕様書とその積算価格に基づき協定を締結されており、改善されている。 また、月次の業務報告書の提出とともに実地確認を行っており、履行の適切性も担保されている。
(2)	自主文化事業に係る光熱水費や人件費について、委託料で費用が負担されており、妥当ではない。	平成 18 年度から、自主文化事業に係る人件費については、委託料と区分して支出する。 また、光熱水費等の管理費については、事務室の費用等、区分することがかえって事務が煩雑となるものを除き、負担区分処理を行うこととする。	自主文化事業との区別は適切に行われている。 また、管理費については、指定管理事業とそれ以外のものとを区分して把握するようにしている。

(3)	積極的に利用者の要望を徴取するとともに県と財団が要望やクレームに関する情報を共有し、協働して事業の質を高める取組が必要である。	指定管理者との基本協定により、指定管理者は管理業務の実施状況や、利用者からの苦情とその対応状況等を毎月報告するほか、主催公演ごとのアンケート調査やホームページによる県民意見の聴取を行うこととしており、これらの情報を共有することにより、協働してサービスの向上に努めることとしている。	指定管理者は管理業務の実施状況、利用者からの苦情対応、アンケート調査やホームページによる県民意見の聴取を行っており、サービス向上の施策は改善されている。
(4)	委託元と同水準の経済性を保持する必要があるため、県と同様の入札による競争原理の導入が必要である。	契約締結の方法を原則入札とするよう財団の会計規程を改める。	契約締結の方法を原則入札とするよう財団の会計規程を改めたため、改善されている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 財務実績報告の方法について

決算の実績報告に際しては、指定管理に係る事業だけではなく、その他の事業も含めた全体の事業別収支報告書の提出について協力を受けることにより、財務報告数値の透明性を高めることが望ましい。【意見 2-11】

年度の決算においては、当該施設の指定管理分のみで財務数値の実績報告が行われている。

しかし、役員報酬をはじめとした特に一般管理費については、当該施設管理事業とその他の事業との案分や振り分けいかににより数値が変動するものである。したがって、基本協定時に前提とした按分基準などについては、合理的かつ継続的に適用する必要があり、案分に恣意性が介入したり継続性が損なわれたりするようなことになると、委託料の精算金額に大きな影響を与える可能性がある。

したがって、実績報告数値の明瞭性や客観性を高めるため、指定管理に係る事業だけではなく、その他の事業も含めた全体の事業別収支報告の提出について協力を受けることにより、財務報告数値の透明性を高めることが望ましい。

(11) 緊急雇用しいきアルゲリッチハウス開館準備事業委託 (B22)

(担当課：芸術文化スポーツ振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

世界的ピアニストであるマルタ・マルゲリッチと別府アルゲリッチ音楽祭の功績を顕彰するとともに、後世に引き継いでいくために建設される「しいきアルゲリッチハウス」を活用して、音楽家をはじめこれからの芸術文化を担う人材の育成、地

域経済への貢献を目的とし、企業実習など各種研修や学校等教育機関や商店街等様々な団体との連携を通して運営スタッフの育成を行うもの

② 委託する理由

県が公募した緊急雇用企業支援型地域雇用創造事業委託業務に本事業の企画提案が提案協議を経て有効な事業として採択したため

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	公益財団法人別府アルゲリッチ芸術振興財団
契約期間	—	—	平成 26 年 2 月 14 日 ～ 平成 27 年 2 月 28 日
予定価格	—	—	10,325
契約金額	—	—	10,325
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	1 名

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当する。つまり、県が公募した緊急雇用企業支援型地域雇用創造事業委託業務に本事業の企画提案が提案協議を経て採択されたため、当法人と随意契約するものとしている。

(外部監査の結果)

① 消費税率の適用誤りについて

平成 25 年度分の委託料確定額の事務手続において消費税率 5%を適用しているが、適用すべき消費税率は 8%が正当であった。【結果 2-2】

緊急雇用にかかる委託契約のうち締約日が平成 25 年 10 月 1 日以降のもので、かつ委託契約の終期が平成 26 年 4 月 1 日以降のものは、全体として消費税率 8%が適用されることとなる。

よって、本契約の平成 25 年度中の委託料の額は消費税率 8%を適用することが相

当であり不適切であり、精算金額が過少となっている。

平成 25 年度の出納は閉鎖しているため、消費税率を正しく適用した金額との差額（41,811 円と 26,132 円との差額 15,679 円）については、平成 26 年度において精算手続を行う必要がある。

② 委託契約書に貼付された印紙税額の誤りについて

緊急雇用にかかる委託契約書に貼付すべき印紙税額が過大であった。【結果 2 - 3】

本契約は通常の委託契約と同様、委託契約書に 20,000 円の収入印紙が貼付されている。担当者は印紙税法で定める請負に関する契約書（2号文書）に該当するものと判断したようであるが、本契約は緊急雇用にかかる委託業務契約であり、委託の目的と内容から判断して、一定の仕事の完成や成果物の提供を求めるような請負に準ずる内容は一部であることから、貼付された収入印紙の税額が過大であった。

なお、委託契約書を再作成する場合を除き、過誤納申請手続により当該過大税額について還付を受けることができる。

(12) 国内圏域別誘客促進事業委託契約（B 3 0）

（担当課等：観光・地域振興課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

福岡圏域、関西圏域、首都圏域それぞれのニーズや特性に応じた効果的な誘客促進を図る。

② 委託する理由

福岡圏域、関西圏域、首都圏域それぞれのニーズや特性に応じた効果的な誘客促進を図る。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	公益社団法人ツーリズムおおいた
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	80,820
契約金額	—	—	80,820
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	あり
県 OB の有無	—	—	あり

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	<p>圏域別の誘客対策を実施するにあたり、各層に対して地域の情報を発信するには、平素から全県下の情報を網羅し、ニーズにあった魅力的な情報を選択できる体制が必要である。また、旅行会社や交通関係事業者等関係機関へのアプローチにあたっては、相手方へ与える信用度や継続的なアプローチの必要性から、県内業界団体の代表としての機能と、圏域にわたる事業を行政と連携する機能を持つ機関でなければならない。</p> <p>公益社団法人ツーリズムおおいたは、県全体の観光の振興を目的に設立された法人であり、長年積み重ねた観光振興のためのノウハウとネットワーク構築により、様々な観光誘客事業を実施している。</p> <p>また、当該団体には、全ての市町村が会員になっているほか、各観光協会や観光業界、地域団体などの民間団体を会員に擁し、県全体の関係者が一体となって事業促進を図る組織となっている。そのため、様々な情報を把握することが可能であり、その中からさらに国内圏域別誘客促進事業に係る各層が必要としている情報に加工し、時宜にあった提供ができる唯一の機関である。</p> <p>以上のことから、実績と広範な知識、ノウハウとネットワーク、市場の分析力や専門性、公正さに関して、当該団体と同等の能力を有する業者はいないことから随意契約を行うものである。</p>

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 起案書の適切な承認について

契約書(案)として起案書の承認が行われていたが、審査・指導室のチェックにおいて契約内容の誤りを指摘され、契約書を手書きで修正されていた。起案書の承認時に誤りを発見すべきであり、起案書の内容について上席者は適切なチェックを行うことが望まれる。【意見2-12】

また、審査・指導室は契約書のチェック機能という役割を果たすだけでなく、室内で蓄積したノウハウを担当課へ提供することで、担当課が自ら誤りを発見できるような取り組みをすることが望まれる。【意見2-13】

契約書(案)として起案書の承認が行われていたが、審査・指導室のチェックにおいて契約内容の誤りを指摘され、契約書を手書きで修正されていた。起案書の承認時に上席者が適切なチェックを行っていれば、契約書(案)を修正することが十分可能な誤りであった。なお、双方合意の基に契約書は修正されているため、契約書の法的要件に問題はない。

また、審査・指導室はチェック機能としての役割を果たしているが、審査・指導室はチェック機能としての役割を果たしていえるが、さらに、担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践を発揮するよう、指導力を発揮すべきである。審査・指導室は課内で蓄積しているノウハウを担当課へフィードバックすることで担当課が同様の誤りをしないような指導機能としての取り組みを行い、県全体として、業務の効率化を行うことが望まれる。

(13) 緊急雇用おんせん県パワーアップ事業委託契約 (B31)

(担当課等 : 観光・地域振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

おんせん県の認知度を向上させるための情報発信強化を図るとともに、夏に開催される北部九州総体や平成26年大河ドラマを契機とした誘客促進、またMICE (Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会)) の誘致を図ることを目的とした業務。

② 委託する理由

日ごろから県内の地域情報を網羅し、また、県内各地の様々な情報を、新鮮なうちに把握し、発信するという特殊性のある業務内容であり、委託することにより効率的・効果的な情報発信が行われるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	公益社団法人ツーリズムおおいた
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	15,043
契約金額	—	—	14,761
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	3名
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	公益社団法人ツーリズムおおいたは、県全体の観光の振興を目的に設立された法人であり、各観光協会や観光業界、地域団体等の民間団体を会員に擁し、様々な情報を新鮮なうちに把握することが可能であり、その中から選定して、さらに魅力的な情報に加工し発信ができる唯一の機関であるため。

(外部監査の結果)

① 起案書について

委託業務の変更同時の起案書において、決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 2 - 4】

委託業務の変更同時に、規定どおり支出負担行為決議書で組織としての意思決定を行っているが、これに加えて情報共有のために通常の起案システムを使用して、決裁ライン以外の担当者への共有を図っている。このため、書類上では2つの意思決定書類が混在しているように見える。

共有にあたっては、その旨を起案システムの伺いに記載するなどの対応が必要である。

(意見)

① 契約前における委託内容の見積りからの変更について

契約前に金額等の変更があった場合は、契約書とともに契約書と合致した見積・積算書を編綴することが望ましい。【意見2-14】

当該委託契約では、契約前に一部委託内容の見直しが行われているにもかかわらず、修正後の積算書・見積書が編綴されてなかった。

先方とは変更後の金額・内訳に基づいて合意し、契約は行っているものの、変更前の積算書・見積書しか残っていない場合、相互に実施内容について認識のズレが生じる可能性がある。

よって、契約前に金額等の変更があった場合は、契約書とともに契約書と合致した見積・積算書を編綴することが望ましい。

② 契約金額の変更について

契約金額の変更は、理由・内容等を明確に記載し、理由の合理性や内容の妥当性を十分に検討したうえで決裁することが望ましい。また、同様の事業を展開するうえでも、当初計画と実績の比較等の分析は有効であり、適切に文書化することが望まれる。【意見2-15】

契約の途中で契約金額の変更が行われているが、契約変更時に支出明細の添付はあるものの、契約額の変更理由について記載がなかった。

日頃から先方とやり取りしている担当者であれば変更理由を把握することは容易であると考えられるが、通常、決裁者は支出明細の添付のみでは変更理由を把握することが難しい。このため、適切に変更理由が把握されていない場合、稟議において決裁者による適切な判断がなされない可能性がある。

今後、同様の事業を展開していく場合にも、当初計画と実績の比較等の分析は委託業務の経済性や有効性を評価する上で参考となる有用な方法といえるため、計画と実績の比較等の分析結果や、契約金額の変更理由とその内容等を明確に記載した文書を作成・保管することが望まれる。

3. 福祉保健部

(1) 大分県社会福祉介護研修センター管理業務（C1）

（担当課：地域福祉推進室）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

大分県社会福祉介護研修センターの管理に関する基本協定書及び基本協定書第26条の規定により定めた業務計画書記載の管理業務及びサービス改善提案事業

② 委託する理由

大分県と指定管理者との基本協定書（平成23年4月1日～平成28年3月31日）に基づき、年度協定を定め、施設の管理を指定管理者に委託する必要があるため

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県社会福祉協議会	大分県社会福祉協議会	大分県社会福祉協議会
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	150,305	150,305	150,305
契約金額	150,305	150,305	150,305
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	職員1名	職員1名	職員1名
県OBの有無	役員1名、職員5名	役員1名、職員5名	役員1名、職員5名

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1者	1者	1者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	令第167条第1項第2号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、公募により、当法人を指定管理者としている。上記のとおり期間5年の基本協定書を締結しているため、平成23年4月1日からの各年度は、基本協定書に基づく年度協定により随意契約している。		

⑤ 平成17年度の監査対象契約

（ア）契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県社会福祉協議会	大分県社会福祉協議会	大分県社会福祉協議会
予定価格	69,786	65,973	63,249
契約金額	69,786	65,973	63,249

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	業務の質の改善と合理化につながるという外部委託の効果が十分に発揮されていないので、業務仕様を基礎として求められる品質を確保するために必要な標準的なコストを積算する方法へ移行する必要がある。	平成 18 年度からの指定管理者制度の導入に伴い、「社会福祉介護研修センター運営費」、「高齢者総合相談センター運営費」、「介護実習・普及センター運営費」及び「福祉人材センター運営費」について詳細な業務仕様書を定めたうえで基準価格を設定した。	指定管理者制度への移行により、運営業務ごとの詳細な管理運営業務仕様書とその積算価格に基づき協定を締結されており、改善されている。
(2)	業務改善のためには、県と県社会福祉協議会が要望やクレームに関する情報（内容、件数等）を共有し、両者が協力してその対応を業務改善に結びつける等、事業の質を高める取組が必要である。	平成 18 年度からの指定管理者制度の導入に伴い、毎月定期モニタリングを実施することとしており、管理業務の実施状況に関する報告事項の中に「利用者からの苦情と対応状況」を定めている。	月次の業務報告書の提出とともに実地確認等の定型的なモニタリングを行っており、履行の適切性が担保されている。
(3)	再委託について、ア 業務の効率化の観点から、毎年、仕様の見直しを行うとともに、金額の妥当性について検討する必要がある。イ 清掃業務等、電気・機械設備等保守管理及び室内環境測定業務の 2 業務については、業務の効率化、適正化の観点から、適正な競争を促進するように入札方法を改善する必要がある。ウ 樹木管理業務、空気調和器・冷温水器保守管理業務の 2 業務について、最低でも 2 者以上から見積を取得し、更に競争入札への移行を検討する必要がある。	18 年度のすべての再委託については仕様書の見直しを行い金額の妥当性について検討した。 「清掃業務等委託」及び「電気・機械設備等保守管理及び室内環境測定業務委託」については指名競争入札を実施し契約金額を抑制した。 「樹木等管理業務委託」については「樹木管理業務委託」と「除草業務委託」の 2 つの委託に分離し、それぞれ 2 者以上から見積を取得した。 「空気調和器・冷温水器保守管理業務委託」については、「空気調和機管理委託」と「冷温水器保守管理業務委託」の 2 つの委託に分離し、それぞれ 2 者以上から見積を取得した。 今後も、再委託を行う場合については、競争入札（競争見積）等により競争性、公正性の向上に努めるよう指定管理者に指導を行っていく。	施設の維持管理に関する業務については、管理運営業務仕様書の記載事項に基づき、再委託されている。 金額の妥当性についても、「清掃業務等」、「飲料水水質検査業務」、「空気環境測定業務」、「電気・機械設備保守管理業務」の業務は、7 者による指名競争入札を実施し、「エレベーター管理業務」や「冷温水機保守管理業務」のような施設設置業者が実施する方が安い費用で済む業務を除き、「消防用設備等保守業務」などの業務は、3 者以上による見積もり合わせを実施し、競争性、公正性の向上に努めている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 再委託先の契約状況等の把握と適切な管理について

少なくとも年に1回は再委託実施の協議を徹底し、その際に、再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の現地調査を行う等し、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。【意見3-1】

指定管理者が再委託している先との契約方法は、ほとんどの契約が随意契約となっている。これらは金額基準による随意契約や性質による特定の相手先との随意契約など内容により随意契約理由は様々であり、一定の基準によって見積合わせなどは行われているものの、直接的な確認手続を行っていないのが現状である。

再委託先の契約状況や管理状況が適切に把握されないと、委託契約の経済性や履行の適切性が損なわれる可能性が考えられる。

再委託先の契約状況は年によって変更になる可能性があることから、適切な再委託先の管理の履行のために、再委託先の契約状況について、見積合わせなどを行っているかどうかといった付属情報も併せて報告書に記載してもらうなど、書面による具体的な把握と確認を実施するほか、一次委託先の現地調査などにより、契約状況や再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。

② 事業評価のための目標指標設定のあり方について

平成23年から事業評価のための目標指標を利用者数から利用者満足度に変更しているが、これら量と質の両面により目標指標評価される方が望ましい。【意見3-2】

本事業の目標指標は県のマスタープランに記載されているが、平成23年3月11日に指定管理に係る目標指標の変更起案書により、利用者数53,500人とした従来の目標指標から、利用者満足度「評価レベル4」に評価方法を変更している。この変更は量的な評価指標から質的なものにシフトしたことを意味している。

かかる観点についても一定の理解はできるところであるが、社会福祉介護研修センターの運営である以上、利用者満足度は十分得られている場合に事業としての有効性が高いと評価されることになるが、一方で仮にも利用者が大きく減少しては本末転倒であり、施設としての利用そのものが減少する一方では事業の有効性が高まったとは必ずしも言えないだろう。

よって、本事業は多くの方に利用される施設で、かつ利用者満足度も高めていくという量と質の両面により目標指標評価される方が望ましい。

(2) おおいた地域医療支援システム構築事業 (C4)

(担当課：医療政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

- ・小児科・産婦人科医療に対するニーズの分析
- ・域密着型後期研修プログラムを運用した小児科・産婦人科医療の確保
- ・安心して子どもを生育てられる保健・医療の充実に資する情報発信又は助言

等を実施して、大分の地域医療支援を構築・運営する。

② 委託する理由

医療提供体制の確保は、国と並んで県が担うべきものであるが、県は必要なノウハウを有していないため、県内の地域医療状況に精通し、かつ、高度な医療を提供する体制を持つ外部機関に委託する必要がある。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	国立大学法人大分大学	国立大学法人大分大学	国立大学法人大分大学
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	27,000	27,000	27,000
契約金額	27,000	27,000	27,000
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	あり (人数不明)	あり (人数不明)	あり (人数不明)

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	<p>令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約を行っている。すなわち、随契ガイドライン 1 (2)か で定める「契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠であるとき」に当たり、県内の地域医療状況に精通し、かつ、高度な医療を提供する附属病院を有しており、本事業を遂行するために必要な専門的知識の提供が見込まれるのは、大分大学だけであることを理由としている。</p>		

(外部監査の結果)

① 委託契約書の記載文言と請求払の方法の関係について

契約書に具体的な支払時期と支払金額が記載されていない中、委託料の支払いについて、別途県が作成した「委託料支払計画」に合わせて支払われていることは、相手方との合意に基づく請求・支払となっておらず問題である。【結果 3-1】

当該委託料の支払について、契約書に具体的な支払時期等が記載されていないが、実際には、県が一方的に作成した「委託料支払計画」に基づいて、平成 25 年 7 月、10 月、12 月の 3 回にわたって行われている。

契約書に具体的な支払時期と支払金額が明記されていない以上、本来は相手方からの任意の請求に基づいた支払いの方法によるべきところであるが、実務的には相手の意向を踏まえ、県が作成した支払計画に基づいて支払を行っていることは

問題があると考えられる。

本件の主な目的は医師の地域医療派遣であり、人件費が先行することを根拠として業務完了前における100%の分割払いに一定の合理性が認められることから、現行の契約書の規定に従い、相手方の任意の請求に基づく支払の方法によるか、支払時期と支払金額を契約書に明記するように改めるかのいずれかの方法によることが必要である。

② 委託料の積算方法について

委託料の積算方法は3か年を通じた算定期間による考え方によっているため、平成23年度から平成25年度の間は同額となっているが、県の事業となって平成25年度で6年目であり、積算方法は直近の実績とその年度の仕様に基づいて毎年積上げにより算定することが必要である。【結果3-2】

平成20年度から平成22年度の間と平成23年度から平成25年度の間は、3か年で委託金額を積算することとしており、3か年のうちのそれぞれの年度の委託積算金額は同額となっている。当初は研究費等の初期投資などが必要となることも考えられ、一定の期間の平均で積算を行うことにも一定の合理性は見いだせるが、平成23年度から平成25年度までの期間も3か年平均で計算することは初期投資からの経過年数も踏まえて、同一の積算額に基づいて予定価格とすることには疑問を感じる。

この方法によった場合には、実際の稼働日数の変動や具体的な研究費、消耗品費、使用料等の発生いかにかわらず、無条件に予定価格が同額とされる危険性がある。また、この委託の相手先としか随意契約を締結することができないため、実質的に3年の長期継続契約となるような契約の保証が行われることにもつながりかねず、経済的なアプローチがないがしろになる危険性があると考えられる。

したがって、委託料の予定価格の積算方法は、直近の実績とその年度の仕様に基づいて、毎年積上げにより算定することが必要である。

委託料の積算方法のうち、研究費が小児科と産婦人科の双方でいずれも平均的に発生する計算方法になっている。また、積算総額に対する掛け目を使用して予定価格を算定していることから、積算方法は客観性と合理性に欠けるといえ、年度の業務仕様に基づいて毎年積上げにより算定することが必要である。【結果3-3】

研究費のうち、消耗品費は2科（小児科と産婦人科）で毎月57千円発生する計算方法となっているが、その具体的な根拠は必ずしも明確とは言えない。また、使用料及び賃借料は、パソコンやいす机・ロッカー・ソファなど実際のリース契約明細の追跡調査が厳密に行われているわけではなく、当該研究目的のみの帰属性を確かめていともいえない。また、積上げられた積算総額を算定対象期間である3年で除したうえで、その額に1.1倍を乗じて予定価格を計算することは、掛け目による調整と捉えられかねず、合理性に欠けるものである。

本業務は主に医師の人件費が大半を占めるため、上記金額の構成に重要性はない

ものの、直接経費について積算根拠に具体性を持たないことは妥当とは言えず、契約金額の経済性が損なわれる危険性がある。

したがって、積算方法は客観性と合理性に欠けるといえ、年度の業務仕様に基づいて毎年積上げにより算定することが必要である。

なお、この点については、平成 26 年度の契約の積算において、研究費の計算の見直しを行っている。

③ 実施変更計画書の記載内容について

実施変更計画書の提出が必要である場合、その変更内容が具体的で、かつ客観性・合理性に問題がないか、また変更内容の記載が網羅されているかどうかを厳密にチェックし、その変更計画の承認を行うことが必要である。【結果 3-4】

委託契約書第 3 条第 3 項に基づき、経費の各支出科目間の配分が 20%を超えて変更になるとして実施変更計画書が提出されているが、総額が変更されることなく費目の内訳が変わっただけで、具体的にそのうちの何がどのように変更になったのかが必ずしも判然としない。その内容には、「関連学会出張費、県内旅費節減のため」との記載はあるが、節減した金額がそのまま他の費目に振り替わっているだけであり、その積極的な根拠が詳述されていない。

このような記載方法では、当該変更計画書を提出する趣旨を満たすものではないし、十分かつ合理的な説明がなければ積み上げられた積算内容が当該委託事業に本当に直接的に支出されたのかどうかの心証は十分に得られず、委託料が過払いになる可能性があるといえる。

また、当初計画時の主任担当者は医学部長 O 氏となっている一方、平成 26 年 3 月 31 日付実施報告書の主任担当者は医学部長 M 氏と変更になっていることから、主任担当者が契約期間中に変更になる場合は、上記変更計画書の提出に併せて、当該変更の事実について事前に通知を受ける必要がある。

実施変更計画書の提出が必要である場合、その変更内容が合理的かつ客観的であるか、変更内容の記載が網羅されているかどうかを厳密にチェックし、その変更契約の承認を行うことが必要である。

(意見)

① 調査報告書の内容の応用展開について

委託事業の有効性を高めるため、小児科・産科の地域医療としての医師派遣という一義的な役割のみならず、委託の成果物としての調査報告の活用度を高めるため、国や市町村との情報共有や連携協議といったフィードバックとともに、調査報告内容を有効なナレッジマネジメントのツールとして応用展開していくことが望まれる。

【意見 3-3】

当該委託業務の完了時に調査報告書が提出され、小児科・産科の地域医療における現状分析や今後の課題などの研究が行われている。これらの情報については、5 年ごとの医療計画の一部という位置づけとして大分県の地域医療に資するように一

定の反映を行い、その計画をホームページで公表し、各自治体等とも共有している。

一定のアクションとして意義は見出せるところであるが、特に小児科・産科に関する地域医療は全国的にも課題が多く、国や市町村、地域医療機関との連携や情報共有を積極的に図っていく必要があるため、大分県には積極的に多方面との協議や連携の場を設けたりするなど、ナレッジを活用する応用展開を行うための役割がより一層期待される場所である。

当該委託事業の有効性を高めるため、小児科・産科の地域医療としての医師派遣という一義的な役割のみならず、委託の成果物としての調査報告の活用度を高めるため、国や市町村との情報共有や連携協議といったフィードバックとともに、調査報告内容を実行可能なレベルの医療のプランニングに活用できるようなPDCAナレッジマネジメントとして、年度ごとに効果的にローリングする具体的な実践が望まれる。

② 契約書における再委託の禁止の文言記載について

委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。【意見3-4】

委託契約書に再委託の禁止の文言が記載されていなかった。

これらが記載されていない場合でも、契約上の瑕疵があるわけではなく実質的な弊害は認められないものの、法的な適用関係の明瞭性や履行義務の喚起の観点から、契約書にこれらを明記しておくことが望ましい。

(3) 歯科在宅当番医制事業運営委託（C5）

（担当課：医療政策課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始並びにこれらの日の夜間において、二次医療圏ごとに歯科診療を行う郡市歯科医師会の会員である医療機関開設者の当番日の調整及びその他歯科在宅当番医制事業運営に関して必要な業務を行うとともに、地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発を行うもの。

② 委託する理由

歯科医療は歯科医師のみが提供できるものであり、休日等における歯科の救急医療を確保するため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	一般社団法人大分県歯科医師会	一般社団法人大分県歯科医師会	一般社団法人大分県歯科医師会
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	18,460	13,320	13,135
契約金額	18,460	13,320	13,135
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当している。すなわち、歯科医療は歯科医師のみが提供できるものであり、県内 9 医療圏、13 郡市歯科医師会を対象として実施する本事業に参加する歯科医師が所属する郡市歯科医師会及び歯科医師会間を対象として、包括的に当番日の調整を行うことができる期間は、一般社団法人大分県歯科医師会のみであるため、随意契約による。		

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県歯科医師会	大分県歯科医師会	大分県歯科医師会
予定価格	31,374	31,581	31,998
契約金額	31,374	31,581	31,998

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	再委託について承認を受ける必要があるが文書等が作成されていない。 また、契約書において守秘義務等に関する注意事項が設けられていない。	委託内容を歯科医師の当番日の調整及び本事業運営に必要な業務として、県歯科医師会が実施する委託業務とした。 また、契約書に守秘義務に係る条項を追加した。	歯科医師に対する再委託は当番医表の計画提出により、包括的に再委託の承認が行われており、措置のとおり適切に執行されている。 また契約書における守秘義務の記載を確認している。
(2)	委託料積算方法等の見直しが必要である。	業務量を基準として委託料を算定した。	業務量を基準とした委託料の算定は行われている。

(意見)

① 委託契約書の文言と請求書の様式について

委託契約書第5条の規定における請求書(第1号様式)は精算払を指しているが、実際の第1号様式は「概算払請求書」となっており、矛盾がある。【意見3-5】

委託契約書第5条において、『前条に定める委託料は精算払の方法によるものとし、「乙からの請求書(第1号様式)」を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができる。』との規定となっているが、実際の第1号様式は「概算払請求書」となっており、矛盾がある。

契約書の記載文言とその添付様式とに食い違いがあると、実務上の混乱を及ぼしかねないため、両者の関係が整合するように契約書を整備されたい。

なお、平成26年度の当該契約における第1号様式は「請求書」となっており、「概算払」の文言は削除されているため改善されている。

② 委託する事業の目的の記載について

「地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発」という委託事業目的については、現に事業を行っているものとはいえず、実際に、委託料の積算においても当該項目は考慮されていない等、一定の役割を終えていると考えられるため、委託する事業目的から削除することが必要である。【意見3-6】

委託する事業目的のうちの一つに「地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発」との記載があるが、この委託事業は昭和50年から継続していることから、当初は普及啓発という目的が中心的役割であったという側面が事実として認められるものの、当初から約40年経過している近年において「普及啓発」という役割は、もはや主たる事業目的とはいええない面が認められる。

実際に、地方新聞の掲載、市町村広報誌掲載などで普及啓発の活動を副次的には行っているものの、委託料の積算において当該項目は考慮されていない。この点、平成15年度まで国庫補助事業だったため、当該普及啓発事業も積算対象としていたが、現在は積算対象としておらず、現時点では一定の役割は終えたと解釈していいものと考えられる。

主たる事業目的で併記するのは誤解を招くおそれがあるため、委託する事業目的から削除することが相当である。

③ 予定価格の積算方法について

予定価格の積算方法のうち、一部の計算方法で合理性に欠ける点が見受けられるため、積算基準を見直すことが必要である。【意見3-7】

予定価格の積算については次のとおり釈然としない点が認められる。

積算が合理的に行われないと、委託料の契約金額に経済性を欠く場合が想定されるため、合理的な積算基準に見直すことが必要である。

- ・ 3時間診療（午前診療）を行う3施設については、8時間診療（休憩時間を含む。）を行う他の診療施設の日額23,000円に対して8,000円と相対的に少額である。合理的に算定した場合には、23,000円に「3時間÷7時間」を乗じて算定すべきである。
- ・ 医師・歯科衛生士・事務職員の大分県立病院雇いあげ単価に基づく1日当たりの人件費に対して、本事業を受託することで得られる診療報酬（診療報酬単価に外来患者数を乗じて得られる額）の方が下回ることから、これらの差引により得られる金額を、受託する歯科医師の収入不足額として本件委託料の算定基礎としている。しかし、過去からの積算例に倣って、当該金額に積極的な根拠のない0.95という掛け目を乗ずるなどの調整計算を行っているため合理性に欠け、客観的な根拠に基づく積上げ計算に改めるべきである。
- ・ 平成19年度における県病の歯科医師雇いあげ単価と患者数実績（3,273人）を用いて積算の基礎としているが、直近年度の県病の歯科医師雇いあげ単価と本事業における患者数実績（直前の平成24年度の実績は2,991人）により算定すべきである。
- ・ 端数処理が大雑把であり、精緻に計算すると金額が10%以上変動するものが見受けられる。例えば、1日当たりの外来患者実績数を4.0人として積算しているが、その算定根拠は「3,273人÷72日÷10施設」すなわち約4.55人となるため、これを4.0人とすると13%以上数値が変動することになる。端数処理はより慎重に行うべきである。

④ 全額概算払時の確認調書について

委託業務履行完了前に全額の概算払を行う場合に確認調書の提出が必要とされているが、現状では確認調書に併せて提出すべき説明資料等の文書添付要件がないため、業務完了時点において業務履行が確実に完了する根拠を説明する文書を添付するように改善することが望まれる。【意見3-8】

委託事業の終期は平成26年3月31日であるところ、平成26年2月末における概算払請求で委託料の全額を支払う場合には、概算払請求書のほか内部的に会計手続のための「確認調書」の提出を求める取決めとなっている。しかし、事業は同年3月も継続するところ、この確認調書が何をもって「委託金額が過払いにならないことを確認しました」と言えるのかが必ずしも判然としない。

出納閉鎖期間前に概算払で委託料の全額を支払うことは、事務の効率化に資する一方で、過払いとなった場合に返納決議を必要とする事務の非効率を生ぜしめる可能性があるため当該確認調書を要求しているものの、履行完了期日前に契約金額に見合う業務の履行を確認する手続となっていることから、ややもすると事務の効率化のために積極的な確認手続を行わないモラルハザードを惹起しかねない。

よって、確認調書に併せて提出すべき説明資料等の文書添付要件は設けられていないものの、一定の業務履行状況を確認する証拠がないと客観性と確実性が具備されないため、3月末時点における業務履行の見込みを説明する文書を添付するように改善することが望まれる。

(4) 急性心筋梗塞医療調査研究事業委託 (C6)

(担当課等 : 医療政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

- (ア) 症例の登録・解析
- (イ) 症例登録会議の開催
- (ウ) 事務補助員による症例登録会議等のための調査研究補助
- (エ) その他調査研究に必要な機器等の賃借及び消耗品購入

② 委託する理由

症例登録・解析は、県内の医療機関において個々の患者の急性心筋梗塞及びその治療等についてのデータを登録し、そのデータを解析室で一元的に集約・急性心筋梗塞に係る因子等の分析を行うものであり、県内の医療機関との密接な連携や情報共有、医学的な助言や専門的な分析能力等が必要であるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	国立大学法人大分大学 (再委託先：タクトシステムズ株式会社)	国立大学法人大分大学 (再委託先：タクトシステムズ株式会社)	国立大学法人大分大学 (再委託先：タクトシステムズ株式会社)
契約期間	平成 23 年 10 月 17 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	10,207	6,202	9,915
契約金額	7,907	5,230	9,916
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	あり	あり	あり

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得 (プロポーザル参加者) 数	1 者	1 者	1 者
随意契約の (プロポーザル方式を採用した) 理由	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	同左	同左

(外部監査の結果)

① 契約書の様式について

再委託を行う場合に、委託先と県との間で事前協議・承諾が必要となる契約であるにもかかわらず、契約書に記載がなかった。【結果 3 - 5】

本件は「医学的な助言や専門的な分析能力等が必要」として国立大学法人大分大学

にこそその能力があるとして、随意契約がなされたものである。そのため原則的には国立大学法人大分大学が委託業務を遂行すべきである。一部をやむなく再委託に出す場合においては、国立大学法人大分大学の能力を信頼したからこそ随意契約を締結した県との事前協議・承諾が本来は必要となる。

しかしながら、再委託を行う場合に、委託先と県との間で事前協議・承諾が必要となる旨が記載されている様式があるにもかかわらず、当該事項が記載されていない様式を用いて契約書が作成されていた。

契約以前に審査・指導室で、事前協議・承諾が必要な旨の記載の様式が作成されていたが、過年度の様式を引き継いで契約書を作成していたことが原因であり、適切な様式を用いて契約書の作成をすべきである。

(意見)

① 再委託先の契約状況等の把握と適切な管理について

再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の現地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。【意見 3-9】

一次委託先である大学側で、見積合わせの方法により再委託先を決定しているという認識はあるものの、再委託先の選定手続が、業務履行や経済的な面を十分に検討したうえで合理的に行われているかどうかについては適切に把握できていない状況である。

このような管理状況では、重要な業務を再委託先に任せていたとしても、その業務実態を十分に把握できないことで、専門的な能力を認めて県が大学と契約を締結しているという契約意思とは異なる業務履行状況になる可能性も十分に考えられる。

したがって、まずは再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の現地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。

また、管理状況のレビューにあたって、当該業務はデータの解析などシステムに関する専門的な知識が必要であるため、担当課では再委託先の業務履行の確実性等の主体的な検討の実施が難しい場合も考えられる。このような場合には、専門的な知識を有する情報政策課に必要な助言を仰ぐなど、内部で十分な連携をとって、必要と認められる業務面やコスト面の把握や確認などの管理手続を協調して実施することが望ましい。

(5) 地域医療教育・研修推進事業委託 (C7)

(担当課等 : 医療政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

豊後大野市民病院を拠点にして、医学生及び研修医に対し、地域医療に関する実地指導を通じて教育・研修プログラムを策定する。

② 委託する理由

医療提供体制の確保は、国と並んで県が行うべきものであるが、県は必要なノウハウを有していないため、県内の地域医療状況に精通し、かつ、高度な医療を提供する体制を持つ大分大学医学部に委託するもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	国立大学法人 大分大学	国立大学法人 大分大学	国立大学法人 大分大学
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	42,400	41,686	41,686
契約金額	42,400	41,686	41,686
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	あり	あり	あり

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約を行なっている。すなわち、随契ガイドライン 1 (2) かで定める「契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠であるとき」に当たり、県内の地域医療状況に精通し、かつ、高度な医療を提供する附属病院を有しており、本事業を遂行するために必要な専門的知識の提供が見込まれるのは、大分大学だけであることを理由としている。	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 支出金額の妥当性について

実施報告書添付の収支明細の金額の妥当性について検討を行うべきである。

【意見 3-10】

実施報告書添付の収支明細の金額の妥当性について検討が行われていない。

収支明細の支出と収入金額が同額となっており、また契約書上、上限を決めているのみであるため、不要な支出が明細に入り込んでいる可能性がある。

平成 26 年度以降は、県の方で報告書の添付資料として領収書等を添付してもらい、金額の妥当性についても検討する方針であるとのことであるため、収支明細の金額の妥当性について検討されたい。

(6) 大分県ナースセンター事業委託契約 (C8)

(担当課等 : 医療政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下、「看護職員」という）で、未就業者の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等の PR 事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業（以下「大分県ナースセンター事業」という）を行い、医療機関等への看護職員の就労促進及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

大分県ナースセンター事業は、次に掲げるとおり。

- (ア) 就労促進事業
- (イ) 看護力再開発講習会事業
- (ウ) 訪問看護専門分野講習会事業
- (エ) 訪問看護の実態把握事業
- (オ) 大分県ナースセンター事業運営委員会の開催
- (カ) 「看護の心」普及事業
- (キ) その他付随する業務

② 委託する理由

本契約では、未就業の看護職員に対し就業促進に必要な事業、看護業務の PR 事業及び訪問看護に従事する看護職員の資質の向上等訪問看護に必要な支援事業が行われるため、看護に係る専門的知識が必要である。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	公益社団法人大分県看護協会	公益社団法人大分県看護協会	公益社団法人大分県看護協会
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	14,068	13,863	13,863
契約金額	14,068	13,863	13,863
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	—
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	<p>未就業の看護職員に対し就業促進に必要な事業、看護業務の PR 事業及び訪問看護に従事する看護職員の資質の向上等訪問看護に必要な支援事業が行われるため、看護に係る専門的知識が必要である。</p> <p>① 大分県看護協会は、県内の看護職員を総括している団体であり、看護の知識を有する者が運営しているため、事業の運営が効果的・効率的に実施できる。</p> <p>② 大分県看護協会は、看護に係る専門的知識を有し、上記目的を達成できる唯一の団体である。</p>	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 見積書等を徴取しない理由等の記載について

精算を伴う委託契約で見積書等を徴取しない場合には、その理由等について事業実施時に明確に記載して決裁を受けるべきである。【意見 3-11】

精算を伴う委託契約の場合、契約に対する予定価格を定め、県が契約書に金額を記載して誘引を行い、契約書に相手方が押印し、契約担当者への提出をもって契約の申込とされている。

このため、事業実施伺である「平成 25 年度大分県ナースセンター事業の委託について（誘引）」の中で予定価格が記載され、所定の決裁を得て、委託先への誘引が行われている。

一方で、契約事務規則第 34 条では、随意契約の場合、原則として見積書等を徴することが規定されている。しかし、上記の事業実施伺では、見積書等を徴取しない理由等の記載が行われていない。本委託契約のように、精算を伴う委託契約で見積書等を徴取しないことは、例外的な対応と考えられるため、その理由等についても事業実施伺に明確に記載して決裁を受けるべきである。

② 収支精算書の検討について

概算払を行っている委託先との委託費精算時においては、予定価格及び精算見込額の妥当性を十分に検討し、その結果を検討調書として適切に保管する必要がある。

【意見 3-12】

本契約では、予定価格をベースに 2 回分割の概算払が行われているが、年度末において、確定額が支払いを受けた委託料を下回る場合は、その差額を県に返還しなければならないという義務がある。

県は精算を行うため、年度末に委託先から「収支精算書」を入手している。同精算書では、事業内容別に費目別の金額が記載されているが、千円単位未満はすべてゼロである（金額が丸まっている）。

このような状況であるにもかかわらず、予定価格の基礎となったコストの積算資料との対比や支出内訳が詳細に検討された調書は作成されておらず、委託先との精算（委託料の返還）は行われていない。

また、支出の内訳及び金額の妥当性を検討しておけば、翌年度以降の予定価格を設定するための十分な判断根拠になると考えられる。

したがって、予定価格及び精算見込額の妥当性を十分に検討し、その結果を検討調書として適切に保管する必要がある。

(7) 明るい長寿社会づくり推進事業委託（C10）

（担当課等：高齢者福祉課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

- （ア）第 24 回豊の国ねんりんピック開催事業
- （イ）第 26 回全国健康福祉祭こうち大会派遣事業
- （ウ）生きがい健康づくり推進協力員事業
- （エ）その他、上記業務に付随する業務。

② 委託する理由

高齢者のスポーツと文化の祭典である「ねんりんピック」の開催等、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業であり、社会福祉法人大分県社会福祉協議会(旧大分県長寿いきいきセンター)は大分県における地域福祉の増進を目的に設立された団体である。各種団体や対象高齢者との調整機能を有する団体は県内唯一であるため委託するもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社会福祉法人大分県 社会福祉協議会	社会福祉法人大分県 社会福祉協議会	社会福祉法人大分県 社会福祉協議会
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	31,157	31,179	25,449
契約金額	31,157	31,179	25,449
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	あり	あり	あり
県 OB の有無	あり	あり	あり

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	自治法施行令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号に該当	同左	同左

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社会福祉法人大分県 社会福祉協議会	社会福祉法人大分県 社会福祉協議会	社会福祉法人大分県 社会福祉協議会
予定価格	49,134	49,183	40,132
契約金額	49,134	49,183	40,132

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	契約書に守秘義務、個人情報に関する注意事項が設けられていなかった。 また、検査調書が作成されていなかった。	今後、契約書を改め、守秘義務、個人情報保護に関する規定を設けることとした。 また、検査調書も作成することとした。	契約書に個人情報保護及び機密保持義務に関する規程を設けている。また、委託業務終了後に提出する実績報告書で実施内容について確認している。

(2)	民間企業が運営する同類施設の普及により県として当事業に対する関与の方法を見直す時期にある。	今後、委託先である大分県社会福祉協議会の平均賃金を標準人件費とし、それを基礎に委託料を算定することとした。	県社協職員の平均賃金を基礎として人件費を計上し、委託料を算定している。
(3)	業務改善のため、利用者からの要望を聴取するとともに、県と委託先が協働して事業の質を高める必要がある。	今後、健康づくり推進協力員養成事業の質を高めるよう、県と社会福祉協議会の間で年3回(年度当初、中間期、終了時)会合をもって調整することとした。 また、豊の国ねりんピックについて会合やアンケート調査等を通じ利用者の満足度を系統的に把握することとした。	県と県社協の間で、年に3～4回程度、各種打合せを実施している。また、豊の国ねりんピックについて競技団体等の要望を聴取しており、平成25年度に1つの競技種目(協賛イベント)を追加している。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 積算書について

毎期、実績を分析し、翌期の積算に反映することが望まれる。【意見3-13】

積算根拠である委託料算定資料を閲覧したところ「豊の国ねりんピック開催事業」に関する積算については、前年と同じ場所・規模という理由のみで、前年の金額と同額で積算が行われている。毎期、実績を分析し、翌期に向けて費用の削減を図れないか検討を行い、翌期の積算に反映することが望まれる。

② 収支計算書について

委託先の支出金額について正確に把握し、根拠資料を入手することが望ましい。【意見3-14】

収支計算書の収入と支出の金額が同額となっているが、実際は、社会福祉協議会が委託料を越えた部分を負担しているとのことである。しかし、社会福祉協議会がどれだけ負担しているかを県では把握できていない。収支計算書の支出金額については、実際に要した支出の金額を記載してもらい、県で把握することが望まれる。

また収支計算書の金額の根拠資料(領収書等)については、委託先である社会福祉協議会で領収書等を入手するように依頼はしているが、県での入手は行っておらず、根拠資料についても県で入手することが望ましい。

(8) 地域介護実習・普及センター運営事業委託契約 (C12)

(担当課等 : 高齢者福祉課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

主に県北地域（中津市、日田市、宇佐市、豊後高田市）の一般市民及び家族介護者を対象として、老人介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢化は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発することを目的とする。

【委託事業内容】

- (ア) 県民各層に対する老人介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の習得
- (イ) 家族介護者に対する介護知識・技術の習得
- (ウ) 介護を中心とした高齢者のニーズに係る情報提供
- (エ) その他介護実習・普及に関する事業

② 委託する理由

この事業は、介護の実習等を通じて、地域住民への介護予防、介護知識・介護技術の普及を図るものであり、介護に関するノウハウを十分に有し、かつ介護実習のための施設・設備を有する機関に委託する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社会福祉法人九州キリスト教福祉事業団	社会福祉法人九州キリスト教福祉事業団	社会福祉法人九州キリスト教福祉事業団
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	9,500	9,500	9,500
契約金額	9,500	9,500	9,500
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	社会福祉法人九州キリスト教福祉事業団は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、地域包括支援センター、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、通所介護、訪問介護、訪問看	同左	同左

	<p>護、診療所、24時間定時巡回訪問介護等を有し、保健・福祉サービスを総合的に提供している県北地域唯一の法人である。このため、介護に関するノウハウを十分有し、かつ介護実習のための施設・設備を有するなど、本事業を行うにあたり、もともと条件の整備された団体である。</p> <p>県北地域では、他に本事業を実施できる機関がない。</p> <p>平成4年度から当法人と委託契約を締結し、事業を実施しており、適正な運営が行われていることが確認されている。</p>		
--	--	--	--

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託事業費の実態把握について

委託事業の精算書の内容を実態的に把握することが望ましい。【意見3-15】

委託料と精算書の支出が同額となっている点について、積算時における概況等のヒアリングの際には、支出超過によって赤字になる見込みであるとのことであった。

目的等を考えると、当該委託契約は今後も継続していくことが予想されるうえ、当該委託先は県北で唯一の業者であるため、仮に委託事業で採算が取れず、事業継続が困難になるなどの事態になった場合、今後継続的に委託できない可能性が生じるおそれがある。

将来の事業の継続性を確保する観点から、委託事業の精算書の内容については、詳細かつ実態的に把握することが望ましい。

(9) 児童養護施設退所者等相談支援事業（退所児童等アフターケア事業）（C13）

（担当課：こども子育て支援課）

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際に様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども（18才以上の者を含む。）に対し、生活や就業に関する

相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

事業実施内容は、退所を控えた子どもに対する支援及び退所後の支援である。

② 委託する理由

本事業は、児童養護施設等の出身児童に対する支援技術や知見を有している必要があり、かつ県内に9か所ある児童養護施設を退所する全児童、里親に委託されている児童を公平に支援活動する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社会福祉法人 清浄園	社会福祉法人 清浄園	社会福祉法人 清浄園
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	7,155	7,398	7,350
契約金額	7,155	7,398	7,350
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約を行っている。すなわち、随契ガイドライン 1(2)オ「高度の専門性を有するとき」に該当するものとして、児童養護施設等の出身児童に対する支援技術や知見を有している必要があり、かつ県内に9か所ある児童養護施設を退所する全児童、里親に委託されている児童など、県内全域をその活動範囲にする必要があり、特定の施設の出身児童に偏ることなく公平な支援を行う必要があるため随意契約としている。		

(外部監査の結果)

① 実施変更契約書の手続について

事業経費の科目ごとに20%超の増減が発生する場合には、契約書第3条の規定に基づき実施変更計画書を作成し、県の承認を受ける必要があるが、当該手続が行われていない。【結果3-6】

事業経費の科目ごとに20%超の増減が発生している。この場合、契約書第3条の規定に基づき実施変更計画書を作成し、県の承認を受ける必要があるが、当該手続が行われていない。

これは当初の実施計画書から重要な変動が生じた場合に、受託者が委託者である

県に重要な変動事由と変動による影響の報告と承認手続を行うことが相当であるとして契約書で定めたものであり、場合によっては委託金額の変更を伴う変更契約事由に該当する可能性もある重要な手続である。

最終的に委託金額に影響するものではないものの、契約書の規定の不遵守と内部手続の瑕疵をもたらすものであるため、上記事由に該当した場合は、確実に実施変更計画書を作成提出し、県の承認を受ける必要がある。

(意見)

① 契約書における再委託の禁止の文言記載について

委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。【意見 3-16】

委託契約書に再委託の禁止の文言が記載されていなかった。

これらが記載されていない場合でも、契約上の瑕疵があるわけではなく実質的な弊害は認められないものの、法的な適用関係の明瞭性や履行義務の喚起の観点から、契約書にこれらを明記しておくことが望ましい。

(10) 児童家庭支援センター運営事業委託契約 (C15)

(担当課等 : こども子育て支援課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

- (ア) 児童の福祉に関する問題につき必要な助言を行う
- (イ) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
- (ウ) 施設入所までは要しないが要保護性がある児童等、継続的な指導が必要な児童及び家庭について、指導措置の委託を受ける
- (エ) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、中央、中津の両児童相談所毎に1箇所のセンターを設置する

② 委託する理由

児童問題が複雑、多様化する中で、地域に密着した相談・支援体制を強化するため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社会福祉法人別府光の園 社会福祉法人清浄園	社会福祉法人別府光の園 社会福祉法人清浄園	社会福祉法人別府光の園 社会福祉法人清浄園
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	9,281	9,314	9,263
契約金額	9,281	9,314	9,263
出資の有無	なし	なし	なし

出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

① 文書の正確な記載について

実施伺上の業者名と異なる業者と契約を行っている。【結果3-7】

児童家庭支援センター運営事業は同種の契約がふたつあり、それぞれ別業者に委託している。「社会福祉法人清浄園」との委託に関する実施伺について、記載されていた業者は「社会福祉法人光の園」となっており法人名を誤っていた。

実施伺は、契約書等のように外部に出る書類ではない。しかし、実施伺上の業者名を誤っていることは、実施伺に対するチェックが有効に機能していないことを示唆するものである。業者名を誤るといった初歩的なミスがあれば、業務の内容や契約金額等についてもチェックを行っているのかといった疑念が生じる。

このため、実施伺の記載は正確に行い、また、正確な記載を行うよう上位者がチェックをする必要がある。

(意見)

① 委託料の妥当性の検討について

委託業者に対して、収支精算書への正確な記載を促し、業務に係る収支実態を適切に把握することが望まれる。【意見3-17】

委託業者が業務終了後に県へ提出する収支精算書を閲覧したところ、見積書と同額の支出額が記載されていた。この点、担当者によれば、実際は業者側の赤字業務と推測されるとのことである。

本委託業務は社会福祉の向上を目的としており、損益面のみで受託の是非が判断されるものではないものの、仮に収支精算書が収支実態を反映していなければ、業者側に多額の赤字が発生し、事業の継続が困難になる可能性もある。

したがって、適正な委託料を決定し、事業の継続性を確保するためには、委託業者に対して収支精算書の正確な記載を促し、委託業務に係る収支実態を適切に把握することが望まれる。

(11) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (C17)

(担当課：こども子育て支援課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱及び大分県母子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づく次の事業を実施する。

- (ア) 就業支援事業（母子自立支援プログラム策定事業を含む）
- (イ) 就業情報提供事業

② 委託する理由

母子家庭の母等に対する就業支援や生活指導を総合的に行う必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会	一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会	一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	3,999	4,004	5,019
契約金額	3,999	4,004	5,019
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	<p>令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約を行っている。すなわち、随契ガイドライン 1 (2)ウ「契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき」に該当するものとして、各地域母子寡婦福祉会の上部団体である一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会は、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援を講ずることができ、県内の母子家庭及び寡婦の福祉の増進と自立の増進と促進を図る県内で唯一の母子寡婦福祉団体であること、また、大分県母子福祉センター指定管理者として、平成 23 年度から母子福祉センターの管理運営を行っており、母子相談と就業支援を一体的に行うことができるものであり、他に本事業の実施主体として適当と認められるものがないため随意契約する。</p>		

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 収支精算書提出時の収支明細書の添付について

委託料収支精算書（第 5 号様式）に、収支明細書が添付されていないため、精算書の記載内容の真実性と明瞭性の担保のために、収支内訳明細書の添付を求めることが望ましい。【意見 3 - 1 8】

委託料収支精算書（第 5 号様式）に、収支明細書が添付されていないため、支出明細が明瞭でない。

現状では、契約上委託先からの提出が求められていないため、形式的には不要とする実務としていることは理解できるものの、精算書の記載内容の真実性と明瞭性の担

保を図る必要がある。

委託先には委託料収支精算書に収支内訳明細書を添付して提出していただけるように指導改善することが望ましい。

② 戦略的な目標指標の設定について

事業効果を高めていくために、県が戦略的な目標数値を設定し、更なる努力により当センターの認知度を高めるとともに制度の啓発を効果的に行うことで、質的・量的な事業の有効性を高めていくためのマネジメントサイクルの取組を継続的に実施することが望ましい。【意見 3-19】

本事業は国庫補助事業であるが、政府として一定の誘導目標を有していないし、県においても当該事業の誘導目標など、事業の有効性を高めるための検証可能な目標数値を有していない。一方委託先は定型的な業務を真摯に執行して、できるだけ寡婦などが抱える就業等のニーズの解決を行うことを主眼として事業実施しており、事業施策に関する企画立案や戦略的なデザインを委託先に期待するのは酷である。

本質的に、県が当該事業にかかる事業効果を高めていく責任があるといえるため、戦略的な目標数値を設定し、更なる努力により当センターの認知度を高めるとともに制度の啓発を効果的に行って、当該事業の対象者の

- ・就職率を高めるためのマッチングのあり方の追求

- ・ハローワークだけでなく、当センターに直接事業者からの求人情報を入手できるような認知度向上への取組み（就職助成金制度の周知を含む。）

など、効率的かつ有効と認められる行動の探求を行い、全体としての質的・量的な事業の有効性を高めていくための戦略的な目標の設定とアクションプランのデザインを行い、その実績に対する検証・分析を綿密に行うというPDCAサイクルの取組を継続的に実施することで、より結果に結びつくための手法に関する予測と仮説の精度を高めていくことが望まれる。

③ 次期の指定管理範囲の検討について

委託先は母子福祉センターの管理運営を行っているため、母子相談と就業支援をより一体的、効率的かつ有効に行うため、当センターの指定管理制度の中の一事業として統合することも一案であるため、メリットとデメリットを慎重に検討したうえで指定管理範囲を検討することが望ましい。【意見 3-20】

本事業の委託先は、大分県母子福祉センターの指定管理者として、平成 23 年度から母子福祉センターの管理運営を行っているため、母子相談と就業支援をより一体的、効率的、かつ有効に行うためには、当センターの指定管理制度の中の一事業として統合することも一案である。

この点において県では、施設管理は必ずやらなければいけない事業である一方、センター事業は政策的に行っている事業であるという点で、センター事業を指定管理の仕様範囲に含めることは相当ではないと現状では位置づけている。もちろん、指定管理範囲に含めると 5 年間にわたり事業費が固定化され、本業務を拡大する必要性が生じた場合に柔軟に対応できないというリスクもあるため、現状どおり指定

管理制度とは別の委託契約で継続する方が好ましいという考え方もある。

次の更改時期となる平成 28 年度からの新しい指定管理の協定に当たっては、事業の効率性と有効性を慎重に検討したうえで、施設管理と当該事業を一体的に行うことによるメリットを享受することも十分可能であると考えられるため、これらを統合した管理範囲を新たに指定することも検討されたい。

(12) 給食業務委託（C18）

（担当課：こども・女性相談支援センター）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

こども・女性相談支援センターに設置されている児童一時保護所及び婦人一時保護所並びに婦人寮において給食を提供する。

② 委託する理由

安全でおいしく一定の摂取基準を満たす給食の提供に関してノウハウを有していることが必要であるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約 （長期継続契約）	一般競争契約 （長期継続契約）	一般競争契約 （長期継続契約）
委託先	株式会社あんしん	①株式会社安心 ②株式会社ニューメ ディカルフーズ	株式会社ニューメ ディカルフーズ
契約期間	平成 22 年 3 月 1 日 ～ 平成 25 年 2 月 28 日	①平成 24 年 3 月 1 日 ～ 平成 25 年 2 月 28 日 ②平成 25 年 3 月 1 日 ～ 平成 28 年 2 月 29 日	平成 25 年 3 月 1 日 ～ 平成 28 年 2 月 29 日
予定価格	26, 140	① 26, 140 ② 14, 301	14, 301
契約金額	11, 623	① 11, 623 ② 10, 363	10, 363
うち単年度	3, 874	① 3, 551 ② 287	3, 454
落札率（％）	44. 5	① 44. 5 ② 72. 5	72. 5
入札参加者数（者）	4 者	① 4 者 ② 3 者	3 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

① 支出負担行為決議書兼支出命令書の出納員の審査印

支出負担行為決議書兼支出命令書に出納員の審査印が押印漏れとなっているものがある。【結果 3-8】

平成 25 年 9 月分の支出負担行為決議書兼支出命令書において、出納員の審査印が押印漏れとなっていた。

支出行為負担決議書兼支出命令書の審査印は出納機関による審査の根拠となるものであり、単純な事務処理漏れであるが、もしこれが押印漏れになると、出納員の審査機能が想定どおりに働いているかどうか不明確である。

よって、出納員の審査印を徹底すべきである。

(意見)

① 設計金額の積算方法について

設計積算金額の算定に当たっては、直近の実績を斟酌した算定方法により実施する必要がある。【意見 3-21】

設計金額の算定に当たって、全体の積算税込合計に前年度の平均入札率を乗じて予定価格を算定している。積算に当たっては、財政単価等に基づく直接人件費で設計が構成されていることから、積上げられた設計額に経済的合理性があれば、当該金額に過去の平均入札率を掛け目として調整することは合理性に欠けると考えられるため、積上げを行う各項目、例えば栄養管理士の業務時間、調理員の業務時間の実態に即した積算の積上げとするなど、積算そのものが実態を反映するような方法に改善することが望ましい。

実際に調理員の業務時間を調べたところ、設計の積算においては 1 日あたり延べ労働時間を 18 時間としていたが、実際の労働時間は 14.5 時間となっているため、設計積算金額の算定に当たっては、直近の実績を斟酌した算定方法により実施する必要がある。

② 内容の異なる支出負担行為決議書の記載方法の区別について

給食業務委託分と食材費分のいずれの支出負担行為兼支出命令書も同様の記載方法によっているため、文書上の内容の峻別がつきにくい。客観的に明瞭かつ容易に峻別できるよう記載を改めることが望ましい。【意見 3-22】

③ 照合確認の証跡について

食材分については、食数と入所者の一致確認の証跡がない。日々の業務においては、食数増減連絡票を起票して集計し、請求書の食数と合致しているかどうかをチェックしているが、日々の事実に基づく記録と、請求書記載の食数の一致確認を行ったことを明確にするため、照合のチェックの証跡を残すことが望ましい。

【意見 3-23】

(13) 発達障がい者支援センター運営事業委託業務 (C20)

(担当課：障害福祉課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

発達障がい者支援センター運営事業実施要綱に基づき、自閉症児施設等に「発達障がい者支援センター」を附置して、自閉症等の発達障がいを有する児(者)(以下、「発達障がい児(者)」という。)に対する支援を専門に担当する職員を配置して、次の事業を実施する。

- (ア) 発達障がい児(者)及びその家族等に対する相談支援
- (イ) 発達障がい児(者)及びその家族等に対する発達支援
- (ウ) 発達障がい児(者)に対する就労支援
- (エ) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

② 委託する理由

発達障がい児(者)等に対するライフステージに応じた支援を専門的に行う必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社会福祉法人 萌葱の郷	社会福祉法人 萌葱の郷	社会福祉法人 萌葱の郷
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	23,625	23,732	22,944
契約金額	23,625	23,732	22,944
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 随意契約(プロポーザル)の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1者	1者	1者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	令第167条第1項第2号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約を行っている。すなわち、随契ガイドライン1(2)ウ「契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき」に該当するものとして、社会福祉法人 萌葱の郷が経営する障がい者支援施設「めぶき園」は、県内唯一の自閉症専門施設として18年間の運営実績があり、同法人は自閉症を主とした発達障がい児(者)等に対し、ライフステージに応じた支援を行うことのできる唯一の団体であると認められることから、他に本事業の実施主体として適当と認められるものがないため随意契約する。		

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 実施計画書と実施報告書の関連性について

現状は実施報告書における報告数値と実施計画書に記載された計画数値との関連性が必ずしもはっきりしないため、事業の有効性を高める計画と実績の対応関係となるような文書のあり方を検討することが望ましい。【意見3-24】

実施計画書は県と委託先との間で定めた様式に基づいて作成・提出されているが、現状は実施報告書における報告数値と実施計画書に記載された計画数値との関連性が必ずしもはっきりしない。これは実施報告書で報告することを求めている内容と行政として把握すべき計数の項目や内容に対応した計画書との関連づけが必ずしもなされていないためである。

現状では、実施計画がどのように実績に結びついたのか、その関係性を評価することは難しいと考えられる。目標を達成するためにより効果的な方法を計画として策定し、実績報告内容との対応関係を把握することにより、計画実績対比によって何が評価できて何を改善すべきかという気づきを得られるような計画書と報告書の関係でないと、十分な有効性評価ができないという懸念がある。

確かに障がい児(者)支援内容のうち一部の実施内容は、数値目標を持つことが適切でないものもあるが、数値目標を高めていくことが好ましい事項もある。よって、実施報告書の内容とそれを導くアクションや目標を事業実施計画書として関連付けられるような文書の対応関係のあり方を検討することが望ましい。

(14) 第33回大分国際車いすマラソン大会開催事業委託契約(C23)

(担当課等 : 障害福祉課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

「第33回大分国際車いすマラソン大会実施要綱(案)」に基づく開催業務委託。

② 委託する理由

当大会は国際パラリンピック委員会の公認を受けた国際大会であり、障がい者スポーツとしても高い専門知識が求められている。また本大会は多額の協賛・寄付を受けている。このため障がい者スポーツ及び経理に精通した団体に開催事業を委託する。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県障がい者体育協会	大分県障がい者体育協会	大分県障がい者体育協会
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	25,000	25,000	25,000
契約金額	25,000	25,000	25,000
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポージャー参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の(プロポージャー方式を採用した)理由	「大分県障がい者体育協会」が、昭和 36 年に設立された「大分県身体障害者体育協会」を元として、平成 17 年 9 月に三障がいを統合し設立された団体であり、障がいのある方の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする団体である。過去 30 回の大分国際車いすマラソン大会は全てこの大分県障がい者体育協会(前身であり旧大分県身体障害者体育協会及び旧大分県障害者体育協会を含む)へ委託実施しており、大会開催のノウハウを全て持っている。したがって、障がい者スポーツに関する業務を専門的に遂行し、かつ、本大会について継続的な実施・運営実績のある当該協会以外には受託可能な団体がないため、第 31 回大会を大分県障がい者体育協会に委託するもの。	同左	同左

(外部監査の結果)

① 委託費の確定処理について

委託費の金額の確定に当たっては、会計管理者等への事前合議が必要とされており、事業完了後速やかに精算することが求められている。しかし、当該契約においては事業完了後4ヶ月を経過しても合議先である会計管理者等の決裁が得られておらず、事務処理が遅延していた。【結果3-9】

会計規則では、委託費の金額の確定（国庫支出金を財源としないもので、かつ、概算払のものに限る）には、会計管理者等への事前合議が必要とされており、これを事業完了後速やかに精算することが求められている（会計規則第5条第5項、第63条第1項・第2項）。

当該委託契約では、委託業務終了後に委託先から提出される「委託業務実績報告書」の検査後に、県が適正であると認めた場合に委託金額が確定する。

調査日（平成26年8月6日）現在、「委託業務実績報告書」の検査は終了しており、委託金額の確定に関する起案書について障害福祉課課長による決裁は得られていたが、合議先である会計管理者等の決裁は得られていなかった。これに伴い、委託先である大分県障がい者体育協会への「委託料の額の確定通知書」は発行されていなかった。

今後は、会計規則に従い、事業完了後速やかに委託金額の確定に関する決裁を得る必要がある。

4. 生活環境部

(1) 大分県内の地形・地質調査委託（D1）

（担当課等：生活環境企画課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

県が支援するジオパーク活動の推進に係る基礎資料の補完のため、県内ジオパーク地域の天然記念物としての学術的な評価を目的とした調査を実施し、そのデータ化を図る。

② 委託する理由

地形・地質の調査や測量、平面図の作成など専門性を必要とする業務である。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	株式会社木崎工業
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	11,403
契約金額	—	—	11,162
落札率（%）	—	—	97.9
入札参加者数（者）	—	—	3 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

（外部監査の結果）

① 徴取した見積書の編綴

積算の基礎とするために業者から参考見積を入手しているが、見積書の提出依頼文書のみが残っているのみで、見積書が簿冊に編綴されておらず不適切である。積算の根拠や基礎とした文書はもれなく編綴されたい。【結果 4-1】

② 積算基礎とした諸経費率の変更

当初契約の積算基礎とした諸経費率を変更契約段階で変更することは妥当とはいえない。【結果 4-2】

仕様設計変更に伴う直接費の変動とそれに付随する諸経費が変動することとなるが、当初設計で用いた調査費の諸経費率は 31.39%であるにもかかわらず、当初設計分も含めて 34.91%に変更しており適切とは言えない。この点につき担当者は、諸経費率 35%の範囲内であれば、変更契約時に諸経費率を変更しても、契約変更になっ

たことで前提に変化があったと考え、増率変更したとのことである。

しかしながら、積算基準としての諸経費率は35%以内が許容される範囲とはいえ、予定価格を設定することで当初契約の基礎として確定させていることを考えると、変更契約において諸経費率を34.91%で全体を再計算すると、当初設計積算金額の諸経費を増額することにつながる。

したがって、当初契約の積算基礎とした諸経費率を変更契約段階で変更することは妥当とはいえない。

③ 文書に記載された日付の修正

支出負担行為決議書（変更）起票の一連の事務の遅れによって、決裁日・施行日の強制的な修正の証跡が行われているため適切とはいえず、変更契約事務の進め方など事務の改善が必要である。【結果4-3】

支出負担行為決議書（変更）において、公印押印済の箇所はいつたん平成26年2月5日となっており、決裁日・施行日も強制的な修正の証跡が見られる。これは、内部事務の遅れにより、最終決裁までに相当の時間を要し、支出負担行為の変更決議日を当初その日付で記載していたが、変更契約締結日前となるべきであるため、同年1月7日に修正した。この点については、先方との間では変更契約は既に有効となっていると解し、公印の捺印日と変更決議の決裁日を変更したと担当者は考えている。

しかし、内部事務の協議や手続に相当の時間を要したことは理解できるものの、事務の遅れにより、当初契約の履行期限が到来した段階で、工期延長の変更契約が成立していたと解せられるかは法的に微妙な問題があるといえ、仕様範囲の変更の必要性を認識した時点があまりにも遅かったこと、その後の調整に相当な時間を要したことなど内部的な変更契約事務に問題があったものであることは事実である。

時間軸の調整も含めて事務の改善が必要である。なお、決裁や承認行為が必要な文書の文言や日付の訂正は、必ず見え消しにより、変更証跡を残す必要がある。

（意見）

① 予定価格の決定方法について

予定価格決定に当たり、設計積算金額に掛け目を乗じて調整決定することは好ましくない。【意見4-1】

予定価格調書の決定は当課課長の専決事項となっており、採用した設計の諸経費率については、土壌分析関係の委託業務の過去数件の平均落札率98%を乗じて算定している。設計積算金額と予定価格は一致することが原則であり、経済的に合理性のある設計積算であれば、予定価格調書作成段階で掛け目により調整することは好ましくないと考えられる。

② 前払金の請求根拠の徴取について

委託事業の遂行のために重要性が認められる前払金の請求に当たっては、その根

拠となる合理性や真実性を挙証する文書を徴取することが望ましい。【意見4-2】

委託契約書第15条「前払金」の項で、契約受託者である乙は、甲に対して委託金額の4分の3以内の前払金の支払いを請求することができるという規定となっているが、これは本事業において音波探査機などの特殊機材を使用するため、審査・指導室との協議を十分重ねたうえで前払金の実際の請求額を70%としたとのことである。理論的には、会計規則第64条第2号の規定により100%の前払いをすることも可能と考えられている。

しかし、事業を遂行するために資金調達することは、本来は経営を行う企業の財務活動そのものに他ならず、前払金の支払いが結果としてファイナンス機能となるような結果は必ずしも好ましいものとはいえない。

したがって、当該案件のように特別なプロジェクトによる固有の物品の調達が必要と想定されるケースにおいては、その適切な委託業務の履行に必要な物品の調達により固有の資金が必要とされることの合理性や真実性を確認することが望ましい。すなわち、前払金の契約金額に占める割合が一定のラインを超える場合には、「前払金が必要となる理由を記載した申出書」や当該物品の「請求書」などを併せて添付することが望まれる。

③ 仕様と成果物の対応関係の明瞭化について

本件においては仕様に記載されている現地調査や平面図作成といったプロセスの可視化がなされていないため、仕様に対応するプロセスと成果との対応関係の把握と特定が困難であり、端的に言えば、県が仕様で求めた物が成果物として上がってきていたのかが、にわかには判然としない状況であった。仕様と成果物の対応関係がより明瞭となるような業務範囲と成果物の業務完了要件を客観的かつ具体的に分かりやすく仕様設計書に整理したうえで、十分な成果物の受領による業務完了を行う必要がある。【意見4-3】

業務委託報告書のうち、仕様書の範囲に入っている「豊後大野市エリア」の成果物が、変更契約の原因となった「花粉分析(土壌分析)」しか資料が見当たらないし、花粉分析以外の変更契約の原因となった成果物はどこに対応しているかが必ずしも判然としない。この豊後大野市の土壌分析に関する成果物は文章によるテキストベースのもののみになっているが、仕様に記載されている現地調査や平面図作成といったプロセスの可視化がなされていないため、このような成果物の提出方法によると、仕様のうちのどの部分がどの報告書に対応しているか、変更契約分に対応する成果物がどの部分であるかを特定することが困難である。つまり、本件では、どの仕様に対して、どのようなプロセスに基づいて、どのような成果が挙げたのかを客観的・合理的に判断し挙証することが困難である。

報告書の成果物としてこれらを明示的に報告する義務を課していないものの、第三者がこれらの業務成果を客観的に判断できない状況は適切とはいえない。したがって、仕様と成果物の対応関係がより明瞭となるような業務範囲と成果物の業務完了要件を客観的かつ具体的に分かりやすく仕様設計書に整理しておく必要がある。

(2) NPO総合支援体制強化事業委託契約 (D7)

(担当課等 : 消費生活・男女共同参画プラザ)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

NPO活動全般に係る来所及び電話相談業務や「運営アドバイザーの派遣」等ボランティア・NPOセンターの運営に係る業務全般。

② 委託する理由

本事業は、NPOとして十分な活動実績や安定した運営を行っているNPO自身が、NPOのニーズや現状に即した事業内容や手法を取り入れて実施することで、一層の事業効果が期待できる。また、NPO同士が互いに支え合い協働しながら事業を実施する事で、センター事業全体の活性化を図り、実践を通じたNPO自身の中間支援団体としての能力の向上を目指すため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	おおいたNPO研究所	①おおいたボランティアNPOセンター運営事業 …特定非営利活動法人ふれあい囲碁ネットワーク大分 ②協働推進コーディネート事業 …非営利活動法人地域環境ネットワーク ③NPO運営講座・交流会開催事業 …特定非営利活動法人おおいたインディーズネットワーク	一般財団法人おおいた共創基金 (平成25年10月から公益財団法人)
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	①②平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日 ③ 平成 24 年 5 月 2 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	6,206	6,709	9,734
契約金額	6,206	6,707	9,727
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 運営アドバイザーの派遣業務について

NPO法人による運営アドバイザーの利用度を増やすための広報等に力を入れるべきである。【意見4-4】

NPO法人を支援するため、運営アドバイザーの派遣を行っている。しかし、運営アドバイザー派遣業務の利用状況は、運営アドバイザー派遣業務が予算額810,000円に対し精算額は246,619円であった。積算上の派遣回数は108回であったが実際は34回であった。中には日程調整がつかず、相談業務を行っていない相談員もいる。NPO法人の重要性が増している状況において、NPO法人の運営を円滑に行うためにも運営アドバイザーの活躍が期待される場所である。

しかし、現状ではNPO法人の運営アドバイザーに対する知名度がまだ高いとはいえない。このため、今後NPO法人による利用頻度を挙げるため広報に力を入れ、知名度を上げる必要があると考える。

(3) 平成25年度緊急雇用不法投棄監視活動委託業務 (D10)

(担当課等 : 廃棄物対策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県内6保健所3保健部の9地域を2つのエリアに分け、それぞれ3名ずつの不法投棄監視員を配置し、早朝・夜間及び休日の不法投棄防止対策として不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図る。

② 委託する理由

パトロールの実施が県内全域に及び、その実施時間帯が早朝・夜間及び休日であるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	一般競争契約	一般競争契約
委託先	—	大分総合警備管理株式会社	大分総合警備管理株式会社
契約期間	—	平成24年5月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月15日
予定価格	—	45,576	—
契約金額 ※	—	20,790	—
落札率 (%)	—	45.6	—
決算額 ※	—	9,948	10,841
入札参加者数(者)	—	8者	—
出資の有無	—	なし	なし
出向者の有無	—	なし	なし
県OBの有無	—	なし	なし

※ 平成24年度と25年度にまたぐ債務負担行為である。

(外部監査の結果)

① 個別の不法投棄結果の確実な集計報告

日次の業務結果は件数等を月報や実績表に確実に集計報告するとともに、顛末記録等の整理・報告等も確実に行われるよう徹底する必要がある【結果4-4】

北部保健所の平成25年4月18日の業務実施の日報にて、「かわらの大量投棄がある」との記載があるにもかかわらず、不法投棄が0件として実施結果報告書(月報)が提出されており内容に食い違いが認められるが、報告の訂正が行われずそのまま編綴されている。また課長承認対象となる文書として位置づけられる実績表においても、不法投棄件数に反映されていない。

これでは、当該不法投棄が顛末(てんまつ)管理の対象から除外されるリスクがあり、適切とは言えない。

日次の業務結果が月報や実績表に適切に反映されない状況では管理が適切に行われないおそれがあるため、適切な報告に基づいて確実に集計報告するとともに顛末までの業務管理を徹底する必要がある。

② 文書に記載された数値の訂正方法

報告数値の訂正は、訂正者の押印に基づく見え消しを徹底されたい。【結果4-5】

平成25年7月分実績表(月報)は課長承認対象となる文書として位置づけられる文書であるが、報告数値の訂正を修正テープにより行っており適切とは言えない。

修正テープ等によると、誰がいつ修正したか、上席者レビュー前に修正されたものであるかどうかの時点的な面でも判然としないといえるため、数値の訂正を行う場合には、訂正者の押印に基づく見え消しを徹底されたい。

③ 文書査閲の押印

平成26年3月分実績表(月報)において、一般廃棄物班の班員や対策監の回議の査閲の押印が証跡として残されておらず不適切である。【結果4-6】

平成26年3月分実績表(月報)において、一般廃棄物班の班員や対策監の回議の査閲の押印が証跡として残されていなかった。

査閲の押印がないと、文書の回議及び査閲の証跡が不明確となるため、実際に査閲が行われたかどうかを客観的に判断できないこととなる。

したがって、査閲印はもれなく押印しなければならない。

(意見)

① 設計積算の根拠の明確化について

設計積算の根拠は具体性と明確な根拠を具備する必要がある。【意見 4-5】

設計積算における直接経費については、全体的に積算根拠が必ずしも明確でなく、例えば、燃料費が2地域について1地域あたりで月15万円要する積極的な根拠は明示されていない。

積算に当たっては、警備会社の意見を参考にしたものの、その根拠となるバックデータに基づいて根拠を明確にしていない点は改善する必要がある。

② 発見された不法投棄の顛末管理について

不法投棄が発見された場合、その後のフォローといった業務管理にどのように活かされているのかが判然としない。

個別に顛末管理が必要な事象については「要フォロー業務対象リスト」などの業務管理表を作成し、適切に業務管理となるような管理手法を構築し適切に対処することが望ましい。【意見 4-6】

③ 今後の事業のあり方の検討について

当該事業の有効性を評価し、様々な業務手法の費用対効果を見極めつつ、夜間のパトロールの必要性についても継続的に検討を行っていくことが望ましい。

【意見 4-7】

緊急雇用制度を活用して本事業を行ったが、平成26年度はパトロールの事業予算について緊急雇用の措置がなくなったため以降は委託事業として実施していない。県単独予算としては、事業の優先順位の検討のなかで当該事業そのものは継続しないこととし、監視カメラを今後18カ所に設置する予定となっている。

人的なパトロールは昼間において常時実施しているが、事業の有効性の優先順位から、夜間早朝のパトロールとして行っていないとしているものの、産業廃棄物の不法投棄は夜間に行われることが多く、昼間のパトロールは状況確認程度の意義しか見いだせないという考え方もあることから、費用対効果を見極めつつ、夜間のパトロールの必要性については継続的に検討を行っていくことが望ましい。

(4) 県民安全・安心メール配信業務委託 (D14)

(担当課：防災対策室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

災害時等における安全・安心の確保を図るため、登録した県民や関係機関に対して、防災情報や災害時緊急情報などを迅速・確実に伝達する「県民安全・安心メール」を配信するシステムを運用すること。

② 委託する理由

気象庁の発表する気象警報等情報や県が発表する河川情報を自動的にメール配信し、また、その他にも手動での配信を行う本システムを管理運用するためには、サーバ管理、データベース管理等の情報処理技術や専任職員が必要となることから、効率性確保のため委託により実施するもの。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約	—	随意契約
委託先	一般財団法人 日本気象協会 九州支社	—	一般財団法人 日本気象協会 九州支社
契約期間	平成 23 年 6 月 1 日～ 平成 25 年 9 月 30 日	—	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 28 年 9 月 30 日
予定価格	178	—	174
契約金額	165	—	174
出資の有無	なし	—	なし
出向者の有無	なし	—	なし
県 OB の有無	なし	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）による。

(外部監査の結果)

① 積算書の内容について

積算書に記載された項目ごとの数量が、月を単位にまとめられた表記となっているため、一部の計算内容が不明確であり、適切に積算されたかどうかを確認できない。

【結果 4－7】

積算書に数量が 1 月あたりで一式等と内訳を記載しておらず、まとめられた表記があるため一部計算内容が不明確であり、適切に積算されたかどうかを確認できない。

積算の内訳が明確でないまま金額が計算されると、誤った又は不適切な計算方法で積算されても発見されずに、不適切な金額で委託契約が結ばれてしまうおそれがある。

運用保守料更新の伺い書を作成する際には、委託契約金額の積算が十分な根拠に基づいて合理的に行われているか判断できるエビデンス（証憑・証跡）を添付する必要がある。

（意見）

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見 4－8】

防災対策室担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が 100%の契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

5. 商工労働部

(1) 花きグループにおける地熱エネルギー利用状況調査事業委託業務（E2）

（担当課等：工業振興課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

（ア）熱水蒸気量等の把握

花きグループの温泉井戸の熱水蒸気量については、昭和59年の掘削当時の推定値があるのみのため、正確な熱水蒸気量と温度、圧力を把握したうえで、利用可能な最大エネルギー量を算出する。

（イ）既存施設における利用エネルギー量、損失エネルギー量の把握

現在、温泉井戸の熱水蒸気は、既存のハウスや花きグループ本館の暖房として利用の後、住宅の温泉用として共有されている。これらのエネルギーの利用状態を把握し、その結果を数値として把握する。また、結果を踏まえて、現状の機能を維持するために必要な最低限の熱水蒸気エネルギー量を検討、算出する。

（ウ）熱水蒸気の成分等による腐食等の影響調査

メンテナンスコストの低減を図るため、熱水蒸気の成分等を調査士、配管の腐食やスケール付着などに必要な対策を検討する。

（エ）電規模の算出

（ア）から（エ）の結果を踏まえ、実現可能な発電規模を算出する。

② 委託する理由

農林水産研究指導センター農業研修部花きグループ（以下、「花きグループ」）の泉源を活用して、地熱資源を発電、空調、給湯などの方法で最も効率よく利用するモデルを創出し、地熱資源を大切に利用することの意義、及び地熱発電と温泉の共存共栄の可能性を広く県民に発信し、地熱開発に対する理解の促進に資する。

本調査は、県有施設である農林水産研究指導センター（農業研究部花きグループ）において、小型の地熱発電（湯けむり発電システム等）を導入するため、花きグループ内にある温泉井戸のもつエネルギー量、現在のエネルギーの使用状況等について調査を行い、導入の可能性、さらには最適なシステムの在り方を導き出すことを目的として実施するものである。

調査の実施には、エネルギー全般、地熱資源、温泉の性質等に関する専門的な知識や経験、測定のための機器類を保持していることが必要になるが、こうした調査の実施事例は少なく、公開されている情報などからだけでは、その優劣を判断することは難しい。

競技提案を採用することにより、企画提案の審査を通して、確実な実施能力を有する事業者の採択が可能となり、結果として、本県が求める事業成果を得ることができる。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社エディット
契約期間	—	—	平成 25 年 10 月 9 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日
予定価格	—	—	6,915
契約金額	—	—	6,915
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	同種の調査事例が少なく、提案競技により実施能力を判断する必要があるため。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 審査委員の審査表の記載方法について

審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。【意見 5-1】

一部の審査委員の審査表が鉛筆書きで行われていた。各審査委員の審査表は、審査結果の透明性を確保するうえで重要な書類である。当該重要な書類が鉛筆書きで行われた場合、審査委員以外の第三者が審査表を書き換えることが可能であり、審査結果の透明性が確保できない可能性がある。

したがって、不正防止や審査の透明性を高めるため、審査委員の審査表はペン書きすることが望ましい。

(2) 緊急雇用ロボットスーツ関連産業振興支援事業委託業務（E3）

(担当課：産業集積推進室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

ロボットスーツによる機能改善へ向けたトレーニングの普及推進、既存の介護保険事業との一体的な運用によるリハビリテーションの提供および、東九州メディカ

ルバレー構想との連携によるものづくりを実践する等、ロボットスーツ関連産業の振興を支援することを目的とする。

② 委託する理由

厳しい雇用情勢の中、失業者を雇い入れて雇用機会を創出するとともに、地域の雇用の受け皿となる中小企業等の事業拡大を支援する

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	大分ロボケアセンター株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 10 月 30 日 ～ 平成 27 年 2 月 28 日
予定価格	—	—	91,602
契約金額 ※	—	—	91,600
決算額 ※	—	—	21,149
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

※ 平成 25 年度と 26 年度にまたぐ債務負担行為

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	15 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもので、随契ガイドライン 1 (19) 「提案競技を経て契約の相手方を特定するとき」に該当するため随意契約としている。

(外部監査の結果)

① 契約書の規定と様式の整合性

契約書の雛形の一部様式に混乱があると思われ、契約書の規定文言とそれに添付する様式が整合するように整備する必要がある。【結果 5 - 1】

委託契約書においては、第 14 条第 1 項で精算払、第 2 項で概算払を規定し、第 3 項は「第 2 項の規定により委託料の支払いを請求するときは、請求書（第 4 号様式）を甲に提出しなければならない」と規定されているものの、第 4 号様式は精算払の様式であることから、契約上の第 3 項の規定と様式に食い違いがある。また第 5 号様式（概算払）は契約書に添付されていない。

契約書の雛形の一部様式に混乱があると思われ、契約書の規定文言とそれに添付する様式が整合するように整備し、締結前には確実にチェックを行う必要がある。

(意見)

① 消費税の課税事業者の確認手続について

新設後間もない法人と委託契約を締結する場合、県様式の「課税事業者届」のほか、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者であることを確認する手続とすることが望ましい。【意見5-2】

委託契約の締結を行う場合、消費税等を外税で支出負担するかどうかを確認するために、委託先から「課税事業者届」の提出を受けることとなっている。現在の手続上では、県様式の書類に消費税の課税事業者である旨の届出を行えば足りる。

しかしながら、特に新設法人の場合、消費税法上当然に課税事業者となる設立時資本金が1千万円以上の場合や、課税売上高等の金額要件を満たしている場合を除き、およそ設立後2期もしくは3期以内に新設された法人では、通常基準期間となる会計年度においては課税事業者を選択して届出しないと課税事業者にならないこととされる。現状の県の規定及び事務手順では、その確認手続を行う決まりとなっていない。もちろん県に対して誤った届出を行った場合には虚偽記載となるものの、事後的にその事由を把握できなければ外税で支出した消費税等相当額が不当な益税となる可能性があるため、その可能性を事前に除去することが必要と考えられる。

したがって、今後は上述した一定の基準を満たす事業者から「課税事業者届」の提出を受ける場合には、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」を必ず確認する手続とすることが望ましい。

(3) 豊の国ハイパーネットワーク運用管理業務委託 (E5)

(担当課：情報政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

豊の国ハイパーネットワークを構成する電気通信設備が安定したデータ通信を行えるよう24時間の状態監視、障害を事前に防ぐための定期点検やログ監視、障害が発生した場合の原因調査やネットワークの復旧、電気通信設備の安定稼働のための構成管理や障害管理や性能管理、サーバやネットワーク機器のセキュリティ対策や不正アクセス等に対するログの監視。

② 委託する理由

豊の国ハイパーネットワークは、一般行政事務、防災、教育等の各種行政業務を遂行するにあたり必要となるアプリケーション・システムが多数稼働する重要な通信基盤であることから、24時間365日の監視等により常時安定的な稼働が求められ、かつ、その運用においては、高度な専門知識が必要であるため。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	ソフトバンクテレコム株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	45,643	44,740	43,962
契約金額	45,113	44,274	43,476
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び随契ガイドライン 1(2)オ（高度の専門性を必要とするとき）による。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号、及び随契ガイドライン 1(2)オ（高度の専門性を必要とするとき）による。	同左

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託先	—	C 株式会社	C 株式会社
予定価格	—	78,733	81,982
契約金額	—	78,624	81,975

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	履行管理において、委託先から毎月、業務報告書を入手しているものの年間トータルの作業量については、特に検討を行っていない。次年度以降の仕様を、より効率的・経済的なものにするためには、積算の基礎となった業務（作業内容・時間）と実際の業務を詳細に比較・検討し、仕様書に定められた業務が実際に必要であったかを確認する必要がある。	平成 19 年度以降の仕様書を作成する際に、前年・前々年度の作業報告書に基づき作業内容を詳細に検討し、作業内容の切り分けや必要な作業の絞込みなど、仕様書への適切な反映を行う。	情報政策課担当者にヒアリング及び関連文書を閲覧して、運用保守業務は毎年「運用保守審査書」を作成して積算内容（作業内容・時間）について情報政策課別担当者による事前審査を受ける体制となっており、その中で前年業務の実績時間数と現年度の予定時間数について作業項目毎に審査していることを確かめた。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見 5-3】

情報政策課担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が毎年ほぼ 100%に近い契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(4) 行政情報システム維持管理及び電算システム維持管理支援業務委託 (E 6)

(担当課：情報政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

富士通株式会社が委託開発等をおこなった業務システムの維持管理・運用保守 (16 業務：行政情報システム、セキュリティシステム、人事給与システム、ストレス診断システム、大分県人事管理システム、予算編成システム、県有財産管理システム、住

民基本台帳ネットワークシステム、薬務情報システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、農業農村整備事業管理システム、林業水産土木事業総合システム、流通情報ネットワークシステム、公共事業業務システム、財務会計システム、企業局行政情報システム)。

② 委託する理由

行政事務を行うに欠かせない各業務システムの安定稼働、障害発生時の迅速な復旧作業等には、高度な技術力とシステムの細部にわたる高度な知識が必要であるため。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	富士通株式会社	富士通株式会社	富士通株式会社
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	68,583	68,075	86,768
契約金額	68,544	68,065	86,692
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）第 10 条第 1 項第 1 号（他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。）による。	同左	同左

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約
 (ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	A 株式会社	A 株式会社	A 株式会社
予定価格	109, 749	86, 006	90, 066
契約金額	108, 638	85, 732	89, 964

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	<p>当委託契約については、業務報告書を手入しているが、年間トータルの作業量については、特に検討を行っていない。次年度以降の仕様をより効率的・経済的なものにするためには、積算の基礎となった業務（作業内容・時間）と実際の業務を詳細に比較・検討し、仕様書に定められた業務が実際に必要であったかを確認する必要がある。</p> <p>また、当委託契約では、プログラムの変更やデータ処理等の多岐にわたる業務が一括契約されており、システムエンジニアでなくても可能なオペレーション業務を切り分け、それぞれの業務に応じた要因単価を用いた積算を行うことも検討する必要がある。</p>	<p>平成 19 年度以降の仕様書を作成する際に、前年・前々年度の作業報告書に基づき作業内容を詳細に検討し、作業内容の切り分けや必要な作業の絞込みなど、仕様書への適切な反映を行う。</p>	<p>情報政策課担当者へのヒアリング及び関連文書を閲覧して、運用保守業務は毎年「運用保守審査書」を作成して積算内容（作業内容・時間）について情報政策課別担当者による事前審査を受ける体制となっており、その中で前年業務の実績時間数と現年度の予定時間数について作業項目毎に審査していることを確かめた。</p>
(2)	<p>業務の適正性を維持していくためには、IT 推進課と各業務担当課とが連携して、各システムの基本設計やプログラムを管理し、仮に他の事業者に交代することがあっても業務に支障がないように、システムの管理機能を維持していく必要がある。</p>	<p>IT 推進課において必要なドキュメント類の整備支援等を行い、システムの可視化を図ることによって適切な管理体制作りを推進していく。</p>	<p>ドキュメント類の整備や管理の重要性を記した運用保守手引書を公表しており、運用保守審査等のタイミングで各業務担当課に再認識させるなど、システムの管理機能の維持に努めていることを確認した。</p>

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 積算時の単価について

システム開発・運用に係る単価については、例えば、上級 SE、初級 SE、プログラマ、オペレータなど業務担当者に求められる能力に応じ細分化して定めることが望まれる。【意見 5-4】

「業務設計書」中の委託管理業務について、全て同じSE単価で積算している。しかしながら、各業務の内容は簡単なものから複雑なものまであり、求められる業務遂行能力も平易なものから高度なものまでであると考えられる。

そのため、同一単価で積算すると、簡単な業務に対し必要以上に高い金額で委託契約が結ばれるおそれがある。

全ての業務を同一単価で積算しているのは、現行の財政課作成の「基準単価表」に、システム開発単価が一種類しか定められていないことが原因であると思われる。

上級SE、初級SE、プログラマ、オペレータなど業務担当者に求められる能力に応じ細分化して定めることが望まれる。

② 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見5-5】

情報政策課担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が毎年ほぼ100%に近い契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(5) 大分県ヘルプデスク運営委託（E9）

（担当課：情報政策課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

職員が使用している公用パソコンを利用するうえでの職員からの問い合わせ対応、障害対応、台帳管理及び行政文書管理システムヘルプデスク等の業務一切を包括的に業務委託するもの。

② 委託する理由

専門業者に委託することにより、円滑なサポート体制を確立するとともに、事務の効率化及び行政サービスの向上を図るため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度
契約方法	随意契約	一般競争契約	随意契約	一般競争契約(長期継続契約)	一般競争契約(長期継続契約)
委託先	株式会社大分県自治体共同アウトソーシングセンター		株式会社大分県自治体共同アウトソーシングセンター		株式会社大分県自治体共同アウトソーシングセンター
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 6 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 4 月 30 日	平成 24 年 5 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	3,497	14,679	2,184	45,580	同左
契約金額	3,381	14,223	2,133	35,910	同左
落札率 (%)	—	96.9	—	78.8	同左
入札参加者数(者)	—	2者	—	2者	同左
出資の有無	なし	なし	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1者	1者	—
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	<p>令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもの、すなわち、随契ガイドライン 1 (2)ウ「契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき」に該当するものとしている。人事異動時期はパソコントラブルや質問が多くサポートに関する受付業務が殺到することから、本県のパソコン設定作業、ネットワーク及び各種システムに精通した業者に委託しなければ職員の業務遂行に支障が生ずるおそれがあるため、当該期間は随意契約を行っている。</p>		同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 長期継続契約とする取扱いの根拠の明確化について

本事業委託の業務内容は、契約事務規則の第 51 条の 2 第 5 号に規定する業務とは異なる業務も多く含まれることから、規定解釈と運用の明確化の観点から、当該規定に含まれることを公的に確認できる文書で明示的に運用することが望ましい。

【意見 5－6】

契約事務規則第 51 条の 2 において「大分県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 3 号に規定する規則」で定める契約は、次に掲げるものとする、として列挙されているもののうち、本契約は「第 5 号 情報処理システムの保守及び運用の業務を委託する契約」に該当するものとして取り扱っている。

もちろん本事業委託の目的と内容については、上記第 5 号に該当する業務の仕様も含まれるが、一般的なパソコンデスクでの解決業務やパソコン・ソフト等の設定業務は、これに規定する業務とは異なると解されるため、厳密に解釈すると本事業委託を長期継続契約とすることは一義的には微妙な問題があると推察される。

一方で、本業務の専門的かつ安定的な運営や事務の効率化に資することを勘案すると、当該契約を長期継続契約とすることが実質的に不相当であるとは言えない。したがって、契約事務規則の第 51 条の 2 第 5 号に準じて長期継続契約を締結することができることを、通達または解釈指針などの内部文書等で明示的に認められていることを確認できるような運用とすることが望ましい。

(6) 首都圏での県産品イメージアップ強化企画委託契約 (E 1 0)

(担当課等 : 商業・サービス業振興課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

「O I T A A G U R U」の更なる認知度アップと坐来大分を活用した商品開発や首都圏での PR 販売を実施することで、首都圏における大分県産品の魅力や認知度の向上を図ることを目的とし、(1)「O I T A A G U R U」を活用した販路開拓に対する企画、指導及び実施、(2) 坐来大分監修による県産品開発支援、(3) 大分県サテライトショップの開設、(4) 空港、J R 駅、港等での展示即売会に対する企画、実施を委託するもの。

② 委託する理由

おおいたブランドの確立等を目的に設置された大分県フラッグショップ「坐来大分」では、店舗及び「坐来大分」WEB サイトにおいて、首都圏と大分を繋ぐに相応しい洗練された情報発信を行っている。首都圏ニーズに沿った県産品開発支援や上質な大分県産品販売スペースの確保には、これまで坐来大分が蓄積してきた首都圏バイヤーや消費者意見等を参考にする必要がある。また、おおいた県産品のイメージアップとして開発された「O I T A A G U R U」の商品調査、開発を行い、当該商品に精通しており、こういった形で販路の拡大や PR を行って良いかというノウハウを持つと同時に、「O I T A A G U R U」の販売や商品管理のできる団体が実施する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	大分ブランドクリエイト株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	7,273
契約金額	—	—	7,273
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	—	—	大分ブランドクリエイト株式会社は、民間ノウハウを最大限に活用し、県産食材を使った料理を提供するレストランやギャラリーにおける県産品 PR、おおいブランドの確立を目指すため、県と J R 九州等との出資により設立された法人である。県が設置した首都圏における戦略拠点フラッグショップ「坐来大分」のほか、WEB サイトの運営を行う中で、首都圏と大分を繋ぐのに相応しい食をキーワードとする洗練された様々な情報を発信するとともに、販売等を通じて収集した情報の生産者へのフィードバックなどを行っている。また、県内事業者に関する情報や首都圏での売れ筋商品情報、首都圏の百貨店等のバイヤー情報などを保有しているほか、「O I T A AGURU」の開発、販売ノウハウや商品管理の機能を持っている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 検査内容の充実について

単に委託業務内容の履行検査を行うのではなく、翌年度以降の取組改善のための課題等についても必要な書類を入手・検討することにより、翌年度の委託業務の仕様書に反映させることが望ましい。【意見5-7】

仕様書に基づいて委託業務内容が実際に実行されたかどうかのチェックを行うのみではなく、翌年度以降の取組改善のための課題等についても委託先から書面で入手し、翌年度の委託業務の仕様書に反映させることが望ましい。そうすることにより、県産品イメージアップへの取組みの効果がより一層期待できると考える。

(7) おおいた産業人財センター運営委託 (E12)

(担当課：雇用・人材育成課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県内企業が持続、発展するためには、競争力の源泉となる人材の確保及び定着が不可欠である。そのため、「おおいた産業人財センター」において企業の人材の確保・定着とUJIターン希望者への就職を支援する。

- (ア) 県内企業の採用力向上支援に関すること
- (イ) 県内企業における即戦力人材の確保支援に関すること
- (ウ) 県内企業における人材ニーズ調査の実施
- (エ) 広報業務
- (オ) その他の業務

(注) UJIターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことをいう。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

② 委託する理由

民間職業紹介事業者のノウハウを活用した効果的で効率的な企業への採用・定着支援や人材紹介を行うため。また、大分県では職業紹介の許可を取得していないため、職業紹介を行うには、職業紹介事業者に事業を委託する必要がある。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社 日本マンパワー
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	29,569
契約金額	—	—	29,569
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	3 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもので、随契ガイドライン 1(19)「提案競技を経て契約の相手方を特定するとき」に該当するため随意契約としている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 情報のセキュリティについて

業務における個人情報の登録等は汎用系ソフトを使用しているため、USB等の外付けデバイスへの書き込みやメール添付などを比較的容易に行うことができるため、万が一の事態に対する予防的手段として、現状のセキュリティの方針を更に厳格化すべきかどうか検討を行うことが望まれる。【意見 5-8】

本事業は、雇用希望者の登録を募り、雇用機会の創出とマッチングを図るものであるため、多くの個人情報等の重要な情報を取り扱うこととなる。そのため、情報管理のセキュリティポリシー、スタンダード、プロシージャなどが明確に定められ、運用が適切に履行されている必要がある。

本業務に当たっては、受託者側における個人情報管理について、県の定める「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」と受託要件である「職業安定法第 4 条第 7 項に規定される職業紹介事業者」の二重の管理をしており、一定の情報セキュリティ確保に努めている。

具体的には、業務で使用するノートパソコンは、業務終了後に鍵をかけて保管することとしており、物理的な持出しができないようにしている。しかし、業務における個人情報の登録等は汎用系ソフトを使用しているが、そのデータベースはレンタルサーバ上にあり、従業者等が悪意をもってUSB等の外付けデバイスへの書き込みやメール添付などを行うことはできる環境にある。

現状でも一定のセキュリティが確保されている状況と認められるが、故意または悪意により情報を持ち出すことを企図した場合には、流出することが好ましくない個人情報などの重要な情報を持ち出すことが可能であるため、万が一の事態に対する予防的手段としての管理状況が問題となる可能性は残されるものと考えられる。

したがって、そのような故意または悪意を持って個人情報等の重要なデータを持ち出す可能性にまで踏み込んでセキュリティを強化すべきであるかどうかについて、リスクと監視手段の費用対効果を十分検討したうえで、セキュリティポリシー及びプロシージャの強化の可否を検討することが望まれる。必要と認められる場合には、例えば外付けデバイスへのデータの書き込みログの常時監視や、メールにファイルを添付して送信した場合にBCCで県の管理者に報告されるといった監視ツールの導入が考えられるため、厳格に徹底した運用を行う場合には具体的な手法についても検討されたい。

② U J I ターン委託事業の成果報酬配分方法について

U J I ターン求人の新規登録数の大幅な目標達成により委託料の成果報酬を配分しているが、実際の就職件数は目標の半数に満たない現況を踏まえ、求人の新規登録件数のみならず就職件数の目標の到達状況にもウェイトを置いた成果報酬の配分方法に変更することが望ましい。【意見5-9】

本事業のU J I ターン求人の新規登録数は、平成25年度において目標数の2.5倍以上となっており、委託先が成果報酬を得るなど活動成果が大きくみられるが、一方で実際の就職件数は目標の半数に満たない結果となっている。求人新規登録が多いことは潜在的なマッチングの機会の創出に寄与する礎として確かに重要な要素であるが、この事業の最も重要となる結果としての目標は、実際の就職件数によることがベターといえるところ、現状では実際の就職件数目標に大幅に未達でも成果報酬の減額査定となることはない算定の仕組となっている。

したがって、求人の新規登録件数のみならず就職件数の目標の到達状況にもウェイトを置いた委託先への成果報酬配分方針とするように変更することが望ましい。

③ 有効なU J I ターン事業のあり方について

U J I ターン事業の有効性を高めるため、マッチングの基礎となる県外の潜在的な求職者に雇用機会の情報提供等を行うとともに、受け皿となる潜在的な事業者の求人ニーズをいかに掘り起しキャッチするかなど、雇用のマッチング実績を高める取組みを展開するための戦略的アプローチの模索と委託先との協働を継続して推進していくことが望ましい。【意見5-10】

U J I ターン求人の登録者につき、就職件数の成果が十分にあがっていないとい

う点については、ハローワークの就職率約40%程度に対して、本事業では約20%程度であったことから、本事業の登録者は失業者でなく現に就職中の方が多かったことが、相対的に就職件数の伸び悩みの要因であると分析されている。新規登録は増加しているため、今後は就職のマッチングも増えていくことが期待される場所である。

特にUJIターンについては、マッチングの基礎となる県外の潜在的な求職者に雇用機会の情報提供等を行うことが重要である。観光行政等とのタイアップなど組織横断的な連携により、大分での仕事のやりがいや魅力をアピールしたり、県外で就職している子を持つ大分県在住の親、他県の大分県人会等に積極的に情報提供を行ったりするなどの継続的な努力が期待される。

一方で、雇用機会の創出のためには受け皿となる潜在的な事業者の求人ニーズをいかに掘り起しキャッチするかという点も重要である。

どのような手法が効果的であるかどうかについては、一概に論ずることはできないものであるが、求人と求職並びにそのマッチングというそれぞれの側面に対して、いかに効率的かつ効果的に実績を挙げていくのかという戦略的アプローチを綿密にプランニングし実行するとともに、予測と仮説の精度を高めていくためのノウハウや気づきを積み重ねて、委託先と協働してより有効な手法を模索していくことが望まれる。

6. 農林水産部

(1) 大分県農業文化公園管理運営事業（F 1）

（担当課：農地農振室）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

本事業は、「豊かな自然と親しみながら、農業・農村の文化等を学習する場を提供することにより、農業・農村及び自然環境に対する理解を深めるとともに、新しい農業・農村づくりに資する。」という公園の設置理念、「都市と農村との交流の促進を図るとともに、農村女性の能力の開発及びネットワークの形成に資する。」という研修館の設置理念に基づき、公園の持つ自然景観を活かした四季折々の季節感を創出する園地管理を行い、多くの県民に気軽に何度でも利用してもらえるよう、公園及び研修館の適正な管理を図ることを目的とする。

事業内容は、施設等の利用に関する業務、農業・農村に係る情報の提供及び都市と農村との交流促進に関する業務、施設等の維持管理及び修繕に関する業務などである。

② 委託する理由

本事業は、農業文化公園及び都市農村交流研修館の施設等の維持管理が主たる業務となるため、建造物や園内に植栽している樹木や農作物、飼育している動物の管理が必要であること。また、研修事業では農作物を使用した研修内容が求められるなど高度な知識、技術が要求されること。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約	一般競争契約	一般競争契約
委託先	公益社団法人大分県農業農村振興公社	公益社団法人大分県農業農村振興公社	公益社団法人大分県農業農村振興公社
契約期間 ※	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	132,076	132,076	132,076
契約金額	123,115	123,115	123,115
落札率（%）	93.2	同左	同左
入札参加者数（者）	2 者	同左	同左
出資の有無	県、市町村、農業関連団体	県、市町村、農業関連団体	県、市町村、農業関連団体
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	3 人	3 人	5 人

※ 指定期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。

④ 平成 17 年度の監査対象契約

(7) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	社団法人大分県農業農村振興公社	社団法人大分県農業農村振興公社	社団法人大分県農業農村振興公社
予定価格	199,502	199,094	163,141
契約金額	199,502	199,094	163,141

(4) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	個人情報保護条例に基づく「安全確保措置」に関する事項を設ける必要がある。	平成 18 年度から指定管理者による管理を行っているが、指定管理者協定書において「個人情報の取扱いに係る特記事項」を明記した。	措置状況のとおり改善されていると認められる。
(2)	完了届があつた日から 10 日以内に検査が行われていなかった。	平成 17 年度委託業務の完了検査については、規則に定められた期間内に検査を実施した。	措置状況のとおり改善されていると認められる。
(3)	県と委託先が協働して事業の質を高める取組みが必要である。	指定管理者の業務実施状況に係るモニタリング等を通じて十分な意思疎通を図り、指定管理者と協働して、質の高いサービスの提供に努めたい。	措置状況のとおり改善されていると認められる側面はあるものの、更に事業効果を高める取組みが期待される(意見 6-1 から 6-4 参照)。
(4)	植栽管理業務に係る再委託について、最低でも 2 者以上から見積書を取得し、更に競争入札への移行を検討する必要がある。	今後、再委託を行う場合については、複数の参加者による競争入札(競争見積)実施する等、競争性、公正性の向上に努めるよう、指定管理者に指導を行っている。	措置状況のとおり改善されていると認められる。

(外部監査の結果)

① 再委託先の申請承認手続

再委託先の管理にあたり、委託契約書の規定に基づき、指定管理期間内における当初年度である平成 23 年度の再委託の申請とその承認は行われているが、再委託する業務のうち除草管理業務の一部について、平成 24 年度で直営から再委託に変更となっているにもかかわらず、当該年度における再委託の申請承認手続が行われておらず、不適切である。【結果 6-1】

再委託先の管理にあたり、事務担当者は、平成 23 年度から 5 か年の基本協定書締結期間の初年度に当たる平成 23 年度の再委託に関する申請・承認手続を行えば、指定管理期間全体について再委託の承認があつたと判断できるものと解釈していたため、指定管理期間の 2 年目以降については、特段の再委託の申請・承認手続を行う必要はないものと判断して、当該再委託の手続を省略していた。

しかし、再委託の申請と承認は、一次委託先から再委託先に業務を行わせて良い

かどうかを県として確認し承認する行為であるため、新たな再委託業務を再委託先に行わせる場合には、当然にその都度、再委託の申請と承認が行われる必要があり、当該手続が行われないと申請と承認手続が合理的に確認できないため、従前と同様に再委託は行われていないと誤認した状態になるおそれがある。

よって、指定管理期間内において、直営から委託に変更される場合や、再委託する業務の仕様が変更、または再委託する相手先が変更となる場合においては、指定管理期間当初のみならず、その異動の都度、もれなく再委託の申請と承認手続を行うことが適切である。

(意見)

① サービス改善提案事業のあり方について

現在のサービス改善提案事業は物品の年度毎の逐次購入設置となっているが、必要とされるものであれば一時に購入した方が経済的に有利となる可能性があるうえ、複数年度にまたがって同じものを購入した場合には、設置物品ごとにどの年度で導入したものかを必ず単品で管理する必要性が生じ、資産管理面でも非効率となる可能性がある。【意見 6-1】

また、環境もニーズも変化する中で、毎年の実情に即した「サービス改善提案」に見合う事業を適時に実施することこそが重要であり、5年間の基本協定の中で、サービス改善提案事業の内容が固定されること自体が好ましくないと言えるため、サービス改善提案事業の本質的なあり方を再検討することが望ましい。

【意見 6-2】

基本協定にサービス改善提案事業が定められており、現在の指定期間である平成23年度から27年度までの5年間は、大分農業文化公園内に擬木樹脂製のベンチの設置(8基/年)と耐久性のあるパラソルの設置(4基/年)を行うこととしている。

この設置自体は公園利用者にとって利便性や満足度の向上につながるものであろうことは理解できる。しかしながら、サービス改善提案としての事業であるなら、利用者満足度につながるとはいえ、物品・設備を5年間に亘って同じものを少しずつ導入し続けることにどれくらいの意義があるか、ということは根本的に考えなければならないであろう。そもそも公園利用者にとって必要な物品であれば、必要数を一度に揃えることが望ましいし、物品であれば「サービス改善提案事業」として5か年にわたり、500万円(消費税等を除く。)の金額を物品購入・設置に支出するならば、単純に「物品購入」として支出したほうが、一定のまとまったロットによる注文により、経済的に有利となる可能性もある。しかも、同一のものを5年にわたって設置した場合、更新投資等の時期の見極めなどの資産マネジメントの観点から、設置物品ごとにどの年度で導入したものかを必ず単品で管理する必要性が生ずることとなる。

したがって、5年間の基本協定の中で、サービス改善提案事業の内容は固定されること自体が好ましくないともできるであろう。年度が変われば、環境もニーズも変化する中で、毎年の実情に即した「サービス改善提案」に見合う事業こそが時宜を得た実施といえるのではないであろうか。そのような観点からは、指

定管理の基本協定に現状どおりそのまま反映するとしても、「年度協定に基づく実施計画書により、その実施内容を定める。」といった文言を挿入したうえで、年度単位で実施することが望ましいと考えられるので、上記に関する今後の運用を検討することが望ましい。

② 当初計画に対する適時な修正計画への反映について

事業報告書を取りまとめた段階や新事業年度の一定時期におけるニーズの洗出しや気づきによってアクションの修正が必要と認められる場合には、迅速にアクションに取り組むなどの具体的な方法を当初計画に対する適時な修正計画として反映し実行することが望まれる。【意見 6-3】

翌年度分の当初事業計画は当事業年度の2月に提出されることから、当年度の実業報告書を取りまとめた段階における分析・再検証などの手続によって新しい気づきが発見される場合も想定されるが、提出された事業計画書に対して修正計画書が提出された事例はない。

事業報告書を取りまとめた段階や新事業年度の進行中の一定の時期におけるニーズの洗出しや気づきによってアクションの修正が必要と認められる場合には、修正計画として迅速にアクションに取り組むなどの方法も一案であり、そのような観点で指定管理先に積極的かつ戦略的なアプローチの指導性を発揮することが期待される。

③ 継続的な情報の整理と推移表の作成について

総括的な重要な情報のうち、施設ごとの利用者のデータなど一部の情報については、過去からの連続した年次の時系列で統計的な一覧性のある取りまとめが行われていないことから、今後の有用な現状把握と分析に資するために、必要と認められる情報を継続的かつ迅速に把握できるような一覧性のあるデータを作成しておくことが望ましい。【意見 6-4】

この公園の開園は平成13年であり10数年が経過している。入園者総数や売上額など全体数値の推移の資料はあるものの、施設ごとの利用者の年次推移表といった細分化されたデータについては、過去からの年次推移を一覧できるデータの作成が行われていない。

様々な計数を時系列にとりまとめて概観できる状態にすることで、過去情報の整理から変節点の把握や、今後活かしていくための現状把握とその分析などに有用なツールになると考えられるが、もしそのような推移データが必要となった時にそれらが作成されていなければ、情報の検索コストがかかるだけでなく、それらを再集計する手間が必要になってしまう可能性も想定される。

施設ごとの利用者や売上金額といった内訳の変遷やアンケートの集計など時系列で一覧的に把握しておくべき情報を特定し、それらの必要と認められた情報を継続的かつ迅速に把握できるように、必要な資料を収集したうえで一覧性のあるデータを作成しておくことが望ましい。

④ 目標達成のために必要なマネジメントのあり方について

農業文化公園の目標入園者 33 万人に対する実績が大きく未達となっている現状の中、目標達成に向けた取組みを中長期的に実現していくためには、公園そのもののあり方・存在意義を再確認するとともに、それらに合致する長期的なビジョン・目標に見合う戦略といったデザインを県が主体的に明示すべきである。それら包括的なデザインに基づいたアクションを単年度または中期の事業計画書として策定し、実行可能なレベルに落とし込まれたアクションを実行・検証・評価するというPDCAマネジメントサイクルのもと、コストという側面、利用者の満足度という側面をも総合的に勘案して、事業全体の有効性を継続的に高めるための取組みを推進することが望まれる。【意見6-5】

農業文化公園の入園者数は、開園した平成13年度に457,479人を記録した後減少していったが、平成17年1月に無料化した以降は増加傾向に転じ、平成21年度に320,499人を記録している。しかし、以降4年間は概ね減少傾向となっており、平成25年度は239,655人と平成21年度対比で約25%、前年対比でも約16%入園者数が減少している。大分県では目標入園者33万人を掲げているため、大きく未達となっている現状である。

担当課では、夏に猛暑日が多かったことや、10月には週末に台風や雨天が重なるなどの天候不順を主因としているが、イベントのマンネリ化なども一因に挙げられると分析している。

ただ、一定の分析は行われているものの、成果を生み出すためのマネジメントサイクルアプローチが十分に構築運用されているとはいえず、事業やアクションの有効性評価については不十分な取組み状況である。

最終的に目標入園者数を33万人とすることは既往の実績から考えても不可能とは言えないと思われる。そのためには、目標に対して結果を生み出す戦略的な取組みと効果的なマネジメントにより、ノウハウと気づき（ナレッジ）を醸成しつつ継続的な努力と結果を積み重ねて、マイルストーン（中間目標）に到達し、中長期のスパンで最終目標にも到達するという長い道のりになる。

そのためには、指定管理者が策定する単年度計画だけでなく、県が主体的に中長期の事業計画書を策定することが必要である。まずプランニングでビジョンと目標を明確化し、そのために必要なKGI（重要成功要因）と成功に導くための戦略を導き出すとともに、実行可能なレベルのアクションプランを明示することが前提となる。アクションプランに基づく実行を行い、その結果と現状把握及び分析のもとにナレッジを蓄積し必要に応じてプランの変更と改善実行を繰り返していくというPDCAマネジメントサイクルをまずは徹底することが第一歩といえる。そこにコストという側面と利用者の満足度という側面を総合して、事業全体の有効性を継続的に評価することが必要といえる。

例えば、現在アンケートは随時入手するようにしていて、利用者満足度調査などを通じて一定の分析は行っているが、回収できたアンケートは年間で500件程度にしか過ぎない。まずアンケートの回収目標が明確になっていないし、最終的には量だけで必要かつ十分な情報が得られたかどうかを評価できるという問題ではないで

あろう。つまり、利用者満足度の評価基準と比較対象となる過去情報はるか、得られた情報をどのようにデータベースとして積上げ、マイニングし、実際のアクションに結びつけて、それが来園者の増加や利用満足度の貢献にどのようにつながったか、というような一定のサイクルがなければ、アンケートによって得られる情報の相対的価値が薄れてしまうといえるだろう。

くしくも大分県では「くにさき半島宇佐地域世界農業遺産」の指定を受け、七島の工芸品など評価されるものも多い中、県民に農業文化という側面の豊かさをアピールしていくチャンスと捉えるべきであり、観光という側面との両輪で、大分農業文化公園の利用価値を高めていくことは重要なミッションと言えるであろう。是非とも上述したアプローチを一つの参考として、もっと戦略的な取組みを推進していくことを期待している。

(2) 平成 25 年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務 (F 2)

(担当課：工事技術管理室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

標準積算システム大分県補助版において、システム障害時の解析及び障害に伴い必要に応じて行うプログラムの保守、補助版の利用に必要なプログラム、基準データの配信等のシステム運用、システム環境の維持管理及び運用支援並びに積算システム Ver. 3 及び Ver. 2. 1 の安定稼働に向けての調整。

② 委託する理由

標準積算システムは、農林水産省が自ら積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを都道府県版に改変・配布する使用許諾を受けているのは、(一社) 農業農村整備情報総合センターのみであるため、本業務を行えるのは当該法人以外にはないため。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	3, 328	2, 715	4, 179
契約金額	3, 328	2, 709	4, 095
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）、及び随意契約ガイドライン 1－（2）－イ（特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係るもので、その特許権等の技術を要するものに係る契約をするとき）による。	同左	同左

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 「運用保守審査書」の記載内容について

「運用保守審査書」に記載する契約額は、全て機械的に「固定費」とするのではなく、例えば、ベンダーの説明会での資料等をもとに「運用保守状況」欄所定の運用保守項目に係る対応時間が把握でき「固定費」と「固定費外」を区別できる場合は、費用を分けて記載することが望まれる。【意見 6－6】

平成 25 年度の契約に先立ち作成した農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務の「運用保守審査書」（以下、「チェックリスト」と呼ぶ。）は、情報政策課からの指示に従い、チェックリストの特記事項欄に「全国一律のルールによる、定量、定額のサービスを利用したシステムである」と記載して、契約額を全額「固定費」に計上している。

また、チェックリスト内の作業区分欄（障害対応、セキュリティ対応、利用者支援、システム維持管理、運用保守計画、定常運用、システム監視、システム構成管理、システム構成管理、その他）は全て空欄（グレーアウト）としている。

しかしながら、当システムについては年度途中でプログラム改修（368,550 円（税込）県独自仕様分）も発生しており、固定的ではない作業も発生する可能性がある。そのため、全ての費用を「固定費」として扱うことは、実態にそぐわないと考えられる。

運用保守項目に係る対応時間が把握でき「固定費」と「固定費外」を区別できる場合は、費用を分けることが望まれる。

(3) 緊急雇用農業法人経営強化事業業務委託 (F 3)

(担当課：農山漁村・担い手支援課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

厳しい雇用情勢の中、失業者を雇い入れて雇用機会を創出するとともに、地域の雇用の受け皿となる中小企業等の事業拡大を支援するため、新規雇用者を対象とした農業生産・管理技術研修等の技術者育成を、起業後10年以内の農業法人に委託することで、地域における新規雇用の創出とその後の継続雇用を図るとともに、経営を支える有能な技術者を確保し、県内農業の中核的担い手となる農業法人の早期経営安定化につなげる。

具体的には、新規雇用者に対し、農業生産・管理技術等をOJT及びOFF-JTを通じて修得させる。

② 委託する理由

本事業の目的である、民間事業者の創意工夫により、失業者の雇用・就業機会の創出に資する事業の実施のため、公募型提案競技により、応募のあった民間事業者の中から審査会の審査を経て委託した。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社 ohana 本舗
契約期間	—	—	平成 25 年 11 月 1 日 ～ 平成 27 年 2 月 28 日
予定価格	—	—	15,486
契約金額	—	—	15,486
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	9 者
随意契約の (プロポーザル方式を採用した) 理由	—	—	令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもので、随契ガイドライン 1 (19) 「提案競技を経て契約の相手方を特定するとき」に該当するため随意契約としている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 消費税の課税事業者の確認手続について

新設後間もない法人と委託契約を締結する場合、県様式の「課税事業者届」のほか、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者であることを確認する手続とすることが望ましい。【意見 6－7】

委託契約の締結を行う場合、消費税等を外税で支出負担するかどうかを確認するために、委託先から「課税事業者届」の提出を受けることとなっている。現在の手続上では、県様式書類に消費税の課税事業者である旨の届出を行えば足りる。

しかしながら、特に新設法人の場合、消費税法上当然に課税事業者となる設立時資本金が1千万円以上の場合や、課税売上高等の金額要件を満たしている場合を除き、およそ設立後2期もしくは3期以内に新設された法人では、通常基準期間となる会計年度においては課税事業者を選択して届出しないと課税事業者にならないこととされる。現状の県の規定及び事務手順では、その確認手続を行う決まりとなっていない。もちろん県に対して誤った届出を行った場合には虚偽記載となるものの、事後的にその事由を把握できなければ外税で支出した消費税等相当額が不当な益税となる可能性があるため、その可能性を事前に除去することが必要と考えられる。

当法人は平成24年度(平成25年3月期)が第1期事業年度であり、資本金が888万円、第1期の課税売上高が16千円であることから、「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に届出しない限り、消費税の課税事業者となることはないが、「課税事業者届」が委託先から提出を受けた段階では「消費税課税事業者選択届出書」の確認を行っていなかった。ただし、監査の一環で担当課等が当法人に確認した結果、税務署に提出された「消費税課税事業者選択届出書」が確認されたため、何ら問題はなかった。

したがって、今後は上述した一定の基準を満たす事業者から「課税事業者届」の提出を受ける場合には、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」を必ず確認する手続とすることが望ましい。

② 事業の有効性評価方法について

緊急雇用制度を利用した結果、本当に農業法人が経営強化できたかどうかは事業の有効性が認められるかどうかは鍵であるため、事業終了段階の会員数の聞き取り確認を行い、可能であれば以降の経営状況を聴取することなどを通じて、実際の農業の経営体基盤が構築されたかどうかという側面で事後的においても事業の有効性評価を行うことが望ましい。【意見 6－8】

この緊急雇用制度は、緊急雇用した者のうち、自助努力により新規雇用者の1/2以上を継続雇用する場合は、当該事業により発生した収入の返還は要しないとされており、委託業務の目的である継続雇用を図る趣旨からも継続雇用が達成されるこ

とが結果として経営強化に資することとなる。

毎月、遂行状況報告書の提出は求められているうえ、既に終わった事業については、雇用人材育成課からの照会をかけた調査を行う決まりとなっているため、収入の返還の要否の把握と判定についての手続が脱漏することはないであろう。

一方で、緊急雇用制度を利用した結果、本当に農業法人が経営強化できたかどうかは事業の有効性が認められるかどうかの鍵となる。

当法人は、野菜の頒布について、関東を中心にPRや販売促進を行っているところであり、緊急雇用制度の申込時の企画書に記載されている平成28年の会員3,500名に向けてのマイルストーンとして、事業終了段階の会員数の聞き取り確認を行い、可能であれば以降の経営状況を徴取することなどを通じて、実際の農業の経営体基盤が構築されたかどうかという側面で事後的に事業の有効性評価を行うことが望ましい。

(4) 24 繰震災対策大分第2 農業用ダム耐震一次診断委託契約 (F5)

(担当課等 : 農村基盤整備課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

東日本大震災では、農業用ダムやため池等が被災し甚大な被害が発生しており、本県においてもこのような農業水利施設が地震によって損壊することにより、農用地はもとより地域住民の生命、財産等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

また、現在のダムの設計基準は昭和56年に制定されているが、県内には昭和55年以前に旧設計基準により造成されたダムが多数存在しており、耐震性能について確認が必要である。

このため、耐震性能照査に必要となる農業用ダムの諸元等の資料整理、不足する情報等の収集を行うものである(性能低下状況を把握する機能診断)。

② 委託する理由

本事業は、ダムの耐震性能を確認するための資料収集・整理であり、高度な専門知識を必要とするため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	NTCコンサルタンツ株式会社
契約期間	—	—	平成25年8月7日 ～ 平成26年3月25日
予定価格	—	—	66,572
契約金額	—	—	62,475
落札率(%)	—	—	93.8
入札参加者数(者)	—	—	8者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	あり

(外部監査の結果)

① 起案書における決裁日の未記入について

見積書依頼の起案書について決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であったため、決裁日を確実に記載する必要がある。

【結果 6 - 2】

起案書には決裁された日付を記入する必要があるが、当該案件においては起案書に決裁日の記載がされていなかった。

起案書に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に示すことはできない。

そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

(5) 25 震災対策ため池緊急一斉点検委託業務 (F 6)

(担当課等 : 農村基盤整備課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

受益面積 2.0ha 以上の受益を有する県内のため池について、老朽化や漏水等の現状を早急に点検し、対策を講ずるべきため池を把握し、効率的な防災減災対策の推進に資する調査業務。

② 委託する理由

本業務は現地において、既存ため池施設の調査診断を主体とする業務で、県内 1,435 箇所という多数の調査を短期間で最も適切な成果を確保するため、特に技術者の技術力や経験に基づく点検診断能力が必要となることから、事業者へ委託を行うもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	大分県土地改良事業団体連合会
契約期間	—	—	平成 25 年 10 月 25 日 ～ 平成 26 年 3 月 28 日
予定価格	—	—	78,750
契約金額	—	—	78,750
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	あり
県 OB の有無	—	—	あり

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	2 号一性質又は目的が競争入札に適さない場合 随契ガイドライン 1（19） 技術提案を経て契約の相手方を特定する

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 審査委員の審査表の記載方法について

審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。【意見 6－9】

一部の審査委員の審査表が鉛筆書きで行われていた。各審査委員の審査表は、審査結果の透明性を確保するうえで重要な書類である。当該重要な書類が鉛筆書きで行われた場合、審査委員以外の第三者が審査表を書き換えることが可能であり、審査結果の透明性が確保できない可能性がある。

したがって、不正防止や審査の透明性を高めるため、審査委員の審査表はペン書きすることが望ましい。

（6） 森林 GIS データ作成委託事業(2)（F 8）

（担当課等：林務管理課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

国土調査法に基づいて地方公共団体が行った地籍調査の地図を使用して、筆界及び地番を記入した森林計画図をデータ化する。当該データと、森林簿データ（地番毎に森林所有者、林齢及び面積等の情報をまとめたデータ）を、現在運用している森林GIS（森林地図情報システム）に取り込む。これにより、データ化した森林計画図と森林簿データを結びつけ、様々な情報を重ね合わせて表示・編集したり、検索・分析が可能なデータを作成するものである。

今年度は、事前に作成した森林計画図データ並びに編成調査結果を森林GISに取り組みと共に、生じたアンマッチ箇所（隙間や筆界、林班界と森林簿データの整合が取れていない箇所）について訂正し、その情報を森林GISに反映する。

② 委託する理由

本委託事業は森林計画図をデータ化し、当該データと、森林簿データを、現在運用している森林GIS（森林地図情報システム）に取り込む。これにより、データ化した森林計画図と森林簿データを結びつけ、様々な情報を重ね合わせて表示・編集したり、検索・分析が可能なデータを作成する一連の事業である。

この森林GISは開発コンペディションで選定された業者（株式会社オーイーシー）が、平成14年から16年の期間にプログラム開発（知的財産権を所有）し、県は平成17年度から運用している。

また、森林GISデータ作成では、地図情報と資源情報を結びつける高度な技術が必要とし、本委託事業の成果品を作成できるのは、森林GISの開発元であり、当該システムを唯一保持している株式会社オーイーシーのみである。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	株式会社オーイーシー	株式会社オーイーシー	株式会社オーイーシー
契約期間	平成23年10月13日 ～ 平成23年12月15日	平成24年10月1日 ～ 平成24年12月20日	(1)平成25年7月30日 ～ 平成25年12月20日 (2)平成25年7月30日 ～ 平成25年12月20日
予定価格	3,399	2,820	(1)3,769 (2)5,247
契約金額	3,307	2,782	(1)3,691 (2)5,145
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1者	1者	1者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約ガイドライン1-（2）-ウ）森林GISの開発元であり、当該システムを唯一保持しているため。	同左	同左

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 積算について

翌年度の積算に反映させるため、実績報告を受ける際に各業務に従事した人数の実績等を把握することが望ましい。

【意見6-10】

予定価格を算定する際、SEの人数についても県で積算後、委託先に提示し、見積を行っている。

しかし、実際に作業に従事したSEの人数や作業時間の実績を把握できていない。

委託先に業務日誌等を付けてもらい、実際に作業に従事したSEの人数や作業時間を把握して、翌年度の積算に反映させることが望ましい。

(7) 森林づくりボランティア支援センター事業 (F9)

(担当課等 : 森との共生推進室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

多くの県民に森林づくりに興味をもってもらい、森林ボランティア活動への参加を促すために、以下のような森林ボランティア活動情報の収集・発信等を行う。

- (ア) 森林ボランティア情報の収集・発信
- (イ) 森林づくりボランティア支援センターHPの管理
- (ウ) 森林ボランティア通信、森林ボランティア通い帳の発行
- (エ) 森林づくり指導者安全講習会の開催 等

② 委託する理由

県内の森林ボランティア活動の実態や、森林ボランティア活動に関する技術やフィールドを熟知している団体に委託することで、効率的な事業実施が可能となる。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	NPO法人グリーンインストラクターおおいた	NPO法人グリーンインストラクターおおいた	NPO法人グリーンインストラクターおおいた
契約期間	平成23年4月14日 ～ 平成24年3月26日	平成24年4月18日 ～ 平成25年3月26日	平成25年4月19日 ～ 平成26年3月26日
予定価格	3,012	2,986	3,040
契約金額	2,887	2,982	3,040
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	6名	6名	4名

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用されるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さない場合」 随意契約ガイドライン 1-（2）-カ 「契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠であるとき。	同左	同左

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 契約金額の妥当性について

他県との比較を行うなどして、委託金額の妥当性について検討を行うべきである。

【意見 6-11】

委託金額の妥当性について、過去（平成 22 年）に他県との比較が行われているが、委託する内容が大きく変わっていないため、それ以降は行われていない。また、過去に行われた他県との比較では、大まかな項目ごとの内訳までの把握にとどまっており、詳細な積算内訳の把握及び委託金額の妥当性の検討が十分に行われていない。

よって、他県の入手可能な情報を把握したうえで、定期的に委託金額の妥当性について他県との比較等を行うことが望ましい。

② 積算の妥当性

翌年度の積算に反映させるため、実績報告を受ける際に各業務に従事した人数の実績等を把握することが望ましい。【意見 6-12】

積算が妥当であったかという検討が行われておらず、実際に各業務に従事した人

数等を把握できていない。

適宜、委託先の状況については確認を行っているとのことであるが、積算資料を見ると、「HP管理・通信の発行等」および「森林ボランティア通い帳の発行等」の賃金の「人役」については過去3年間変わっていない。

実績報告を受ける際に、各業務に従事した人数の実績も把握し、積算の妥当性を検討し、翌年度の積算に反映させることが望ましい。

(8) 県民有林事業委託契約 (F 1 3)

(担当課等 : 森林整備室)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県下全域の県民有林の保育事業及び作業道開設の実施。

② 委託する理由

林業公社の解散に伴い、平成19年9月から公社有林を県民有林として県が管理することとしたが、現行の体制では適切な管理を行うことが困難であるため、旧林業公社職員を再雇用した(財)大分県森林整備センター(現:(公財)森林ネットおおいた)に森林経営委託契約により管理を委託する。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位:千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	公益財団法人森林ネットおおいた	公益財団法人森林ネットおおいた	公益財団法人森林ネットおおいた
契約期間	平成23年4月27日～	平成24年5月7日～	平成25年4月26日～
予定価格	67,137	69,321	65,946
契約金額	当初 67,095 最終 63,294	当初 69,195 最終 63,588	当初 65,835 最終 77,532
出資の有無	出捐金 3,200,000	出捐金 3,200,000	出捐金 3,200,000
出向者の有無	1名	なし	なし
県OBの有無	1名	2名	2名

④ 随意契約(プロポーザル)の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1者	1者	1者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	県民有林の森林施業を適正に実施するには、境界等の地況や林況に精通し、40年間にわたる長期の施業履歴を正確に把握したうえで実行する必要があるため。	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 検査調書における結論の記載について

検査調書における結論部分である「完成に関する意見」や「手直し等の検査意見」の欄に担当者の意見に関する記載がなく、結論が不明である。

森林保全課において、検査結果について質問したところ、検査結果については、手直し等もなく良好とのことであるが、良好であったか否かを明確に示し、不要な誤解を避けるためにも、検査調書における意見の欄には結論の記載が必要である。

【意見6-13】

(9) 大分県マリンカルチャーセンター運営事業委託契約 (F14)

(担当課等 : 漁業管理課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県有施設である「大分県マリンカルチャーセンター」の管理・運営を行うため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者に指定した業者へ管理業務を委託している。

② 委託する理由

多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者を含めた中から最も適したものに公の施設の管理を代行させることによって、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度
委託先	株式会社サンテツ	株式会社プランニング 大分・おおいたインフォ メーションハウス株式 会社共同事業体	株式会社プランニング 大分・おおいたインフォ メーションハウス株式 会社共同事業体
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	76,500	77,400	75,500
契約金額	76,000	77,400	78,884
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(財)マリンカルチャーセンター	(財)マリンカルチャーセンター	(財)マリンカルチャーセンター
予定価格	208,211	203,936	192,936
契約金額	208,211	203,936	192,936

※ 最終精算金額は、平成 14 年度 185,400 千円、平成 15 年度 186,171 千円、平成 16 年度 176,204 千円。

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	検査調書が作成されていなかった。	平成 17 年度業務委託については、検査調書を作成した。	現在は指定管理者制度に移行しているため、検査調書の作成ではなく、月次及び年次の業務完了報告書によって適正に報告されている。
(2)	外部委託の効果を得るために、詳細な業務仕様を作成し、適正な競争に基づく契約や履行管理を行う方法へ移行する必要がある。	平成 18 年度からの指定管理者制度の採用に伴い、詳細な仕様書に基づき指定管理者の希望者を公募し、民間会社を指定管理者として指定することとなった。	措置状況に記載のとおり、改善されている。
(3)	再委託の契約方法について、最低でも 2 者以上から見積書を取得し、さらに、競争入札への移行を検討する必要がある。	今後、再委託を行う場合については、複数の参加者による競争入札(競争見積)を実施するなど、競争性、公益性の向上に努めるよう、指定管理者に指導を行っている。	措置状況に記載のとおり、改善されている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 財政状態・損益状況等の把握について

指定管理期間は 5 年間に及ぶことから指定管理者としての継続的・安定的な委託業務の履行能力を確認するため、法人全体の財政状態・損益状況等について定期的に財務書類の提出について協力を受けることができるようにすることが望ましい。

【意見 6-14】

平成 24 年度から委託先が変更されており、現在の委託先となってから 2 年が経過している。現状、委託業務に関する収支状況については、毎年確認を行っているも

の、委託されている法人全体の財政状態や損益状況等については、定期的な確認が行われていない状況である。5年間といった長期間、安定的に委託業務を継続するためには、委託業務の収支状況のみならず、法人全体の財政状態・損益状況等に懸念のないことが重要と考えられる。

そのため、財務書類の提出につき協力を受け、財務状況の著しい悪化等により、委託業務の遂行が困難となるおそれがないかどうか、定期的に検討を行うようにすることが望ましい。

(10) 入津湾漁場改善工法調査業務委託（F 1 7）

（担当課等：水産振興課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

佐伯市入津湾において環境調査等を実施するとともにシミュレーションによる工法の比較検討等を行うことにより、入津湾における漁場環境を改善するための最適な工法を明らかにする。

② 委託する理由

本業務は、入津湾における漁場環境を改善するための最適な工法を明らかにすることを目的としているが、工法の選定にあたっては精度の高いシミュレーションを行う必要があるため、高度な専門性やノウハウの蓄積を有する者を委託先とする必要がある。このため、公募型プロポーザルにより、工法選定等に係る企画・実施案を競わせることにより、事業成果が最も見込まれる者を契約候補者として選定する。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社東京久栄
契約期間	—	—	平成 25 年 9 月 9 日 ～ 平成 26 年 3 月 28 日
予定価格	—	—	15,000
契約金額	—	—	14,952
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	4 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号一性質目的が競争入札に適しないもの随意契約ガイドライン 1（19） （提案競技を経て契約の相手方を特定するとき） 平成 25 年度入津湾漁場改善工法調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、株式会社東京久栄が一位となり、契約候補者として選定されたため。

（外部監査の結果）

① 契約書の訂正方法について

契約書の訂正の際に、適切な訂正方法で行われていない。【結果 6 - 3】

契約書の（解除を伴う措置）第 46 条において、前払金返還時の利率が 3.1%から 3.0%にボールペンで上から訂正されていた。

このような状況では、訂正が両者の合意に基づくものか及び権限を有する者による訂正かが判然としない状況である。

正式には、二重線で訂正後、訂正印の押印、何字抹消・何字挿入の記載が必要であり、適切な手続を踏み訂正を行うべきである。

7. 土木建築部

(1) 道維環単別委第24-18号大分空港道路交通管理業務委託契約（G4）

（担当課等：別府土木事務所）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

大分空港道路について、安心して安全な交通環境の確保のため道路パトロールを行い迅速な情報収集と応急簡易な除草、清掃作業を委託するもの。

② 委託する理由

道路を良好な状態に適切に維持管理することは地方公共団体の責務である。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	一般競争契約	一般競争契約	一般競争契約
委託先	第一ビル管理株式会社	第一ビル管理株式会社	第一ビル管理株式会社
契約期間	平成23年12月1日 ～ 平成24年11月30日	平成24年12月1日 ～ 平成25年11月30日	平成25年12月1日 ～ 平成26年11月30日
予定価格	40,279	41,302	47,416
契約金額	40,194	40,215	41,364
落札率（%）	99.8	97.4	87.2
入札参加者数（者）	1者	1者	1者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 平成17年度の監査対象契約

（ア）契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県道路公社	大分県道路公社	大分県道路公社
予定価格	72,799	72,799	60,612
契約金額	72,799	72,799	60,612

※ なお、本年度の監査対象とした「道維環単別委第24-18号大分空港道路交通管理業務委託契約」と平成17年度の監査対象契約の仕様は異なっている。

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	積算において、公社の管理財産を一部含めて積算していることは適切でない。また、塩化カルシウム購入代金は必要経費として積算に組み込むべきである。	平成 18 年度の委託分について、業務内容の再検討を行い、県と公社における管理区分(負担区分)を明確にした。これを受けて変更契約処理を行うことにしている。	措置状況に記載のとおり、改善されている。

(外部監査の結果)

① 伺い書における決裁日の未記入について

検査員の任命の決裁伺い書では決裁日の記入が漏れていた。実施前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。【結果 7-1】

決裁伺い書には決裁された日付を記入する必要があるが、当該案件においては決裁伺い書に決裁日の記載がされていなかった。

決裁伺い書に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に証明することはできない。

そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

(2) 道維環単大委第 24-22号 道路維持補修業務委託 (G5)

(担当課等 : 大分土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

草刈工、支障木伐採工、側溝清掃工、側溝補修工、路面清掃工、歩道修繕工、落石・崩土除去工、交通安全施設補修工、雪氷対策工、異常気象対応、動物の死骸処理等。

② 委託する理由

平成 12 年度から新道路維持管理体制への移行に伴い、道路維持補修業務は民間への委託となったことによる。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	利光建設工業株式会社	利光建設工業株式会社	利光建設工業株式会社
契約期間	平成 23 年 8 月 26 日 ～ 平成 24 年 8 月 31 日	平成 24 年 8 月 29 日 ～ 平成 25 年 9 月 2 日	平成 25 年 9 月 1 日 ～ 平成 26 年 9 月 1 日
予定価格	30,945	30,962	34,435
契約金額	30,240	30,345	33,600
落札率 (%)	97.7	98.0	97.5

入札参加者数(者)	7者	7者	5者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 契約書のチェックについて

契約書の日付について、適切にチェックすべきである。【意見7-1】

第1回目の変更契約書の契約日付が平成24年3月26日と1年前の日付となっていた。業者が変更契約書を出力して、県に提出するが、その段階で年度記載を誤っており、県のチェックでも気がつかなかったものである。

契約書の日付を誤ると、事実経過の証跡としての締約日を誤導するおそれがあるため契約書の日付は誤りがないように確実にチェックすべきである。

② 出来高確認通知書のチェックについて

出来高確認通知書の請求可能額は委託先に発送する前に適切にチェックすべきである。【意見7-2】

契約では平成25年3月まで(前半)の委託料は、10,531,368円(税込み)となっていたが、平成24年度の出来高確認通知書の請求可能額は17,351,271円とされていた。本来であれば、請求可能額は10,531,368円と記載すべきであった。

実際には上限の10百万円で適切に請求されているものの、請求可能額の記載を誤ると請求支払事務の判断を誤ることにもつながりかねない。

よって、出来高確認通知書の請求可能額は委託先に発送する前に適切にチェックすべきである。

(3) 交付国改白委第1-14号 建物等調査委託(G8)

(担当課：白杵土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

国道217号平岩松崎バイパスの建設に必要な起業地内にある支障となる物件について、建物や営業実態等の調査を実施し、移転方法の決定や補償額の算出を委託するものである。

② 委託する理由

当所職員は補償業務の資格を有していないため、補償業務の資格を有している入札参加資格業者に委託した。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	指名競争契約	同左
委託先	—	株式会社白石総合コンサルタント	同左
契約期間	—	平成 25 年 3 月 29 日 ～ 平成 26 年 3 月 17 日	同左
予定価格	—	8,946	同左
契約金額	—	8,468	同左
落札率 (%)	—	94.7	同左
入札参加者数(者)	—	5 者	同左
出資の有無	—	なし	同左
出向者の有無	—	なし	同左
県 OB の有無	—	1 人	同左

(外部監査の結果)

① 委託起工伺いの決裁日

委託起工伺いの決裁日が記載されていない。【結果 7-2】

平成 25 年 3 月 5 日起案の委託起工伺いについて、決裁日の記載がない。

委託起工伺いの決裁日は当該委託事業の実施について事前に決裁を得ていることを示す明確な根拠となるものであり、単純な事務処理漏れであるが、決裁日が記載されていないければ、事前に承認を得ているのかが不明確である。

よって、今後は決裁日の記載を徹底すべきである。

(意見)

① 変更契約の回数が多いことによる事務の非効率性について

工期変更は予測できなかった事情の変化等により起こりうるものであるが、本契約は工期変更が 4 回行われていることから、委託起工段階や契約始期の段階での業務調整の段取りなど業務の進め方そのものが好ましくなかった結果、事務効率性が阻害されるな事態をまねいている可能性があるため、特殊な事情が仮にあったにせよ、結果として事務効率性が阻害されている点は十分認識したうえで今後の契約事務を改善する必要がある。【意見 7-3】

本契約は工期変更が 4 回行われているため、事務手続の効率性が著しく阻害されている。当初は、当初工期のなかで本件調査対象企業に現地調査に協力してもらえようとしたが、結果的に現地調査の日程が調わなかったことや、倉庫の移転工法の検討追加の必要性により仕様変更したことなどの理由で、工期が最終的に 4 回延長している。

しかし、本件の工期の変更回数は異常であり、委託起工段階や契約始期の段階での業務調整の段取りなど業務の進め方そのものが好ましくなかったといえ、変更契約事務回数が多くなることにより、結果として事務効率性が阻害されている点は十分認識したうえで今後の契約事務を改善する必要がある。

(4) 交付地改野委第10号測量委託 (G11)

(担当課：豊後大野土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

本業務は、豊後大野市三重町上田原における一般県道百枝浅瀬野津線の道路改良計画に伴う用地測量業務一式を委託するものである。

② 委託する理由

本業務は、用地幅杭設置測量、復元測量、面積計算、図面作成等を行うものであり、測量業務に対する技術的な知見と手腕を有している必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	角栄測量設計株式会社
契約期間	—	—	平成25年6月29日 ～ 平成26年1月28日
予定価格	—	—	当初 14,106 変更後 17,831
契約金額	—	—	当初 13,398 変更後 16,934
落札率(%)	—	—	95.0
入札参加者数(者)	—	—	8者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 再委託の有無の確認について

再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対して、再委託に関して契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実に行う必要がある。【意見7-4】

再委託の有無については、委託先が再委託をしていないという認識のもとで事業を実施しているが、積極的に委託先に確認を行っていない。現状では、境界確認の立会には必ず県職員が同行するため、委託先に所属していない者については身分証明書等で容易に識別できるため、再委託の可能性はないと確認している。しかし、単純な路線測量や地形測量などについては、全て職員が同行するわけではないため、確認して

いない以上、再委託がないとは言い切れないのも事実である。

再委託の有無の確認を確実に行わないと、県が認識していないところで委託先が再委託により作業を行わせた可能性を否定できず、委託契約の履行の適切性等の問題を内包する可能性がある。

事業の実施内容から考えて、確証的な確認を行っていないことから、再委託をしていない保証もできないし、委託先が再委託する場合には県に事前申出と承認が必要であるという認識に立っていない可能性もある以上、委託先に対しては、再委託に関して契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実に行う必要がある。

(5) 道維環単野委第25-10号道路維持補修業務委託 (G12)

(担当課：豊後大野土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

草刈工、支障木伐採工、側溝清掃工、側溝補修工、路面清掃工、歩道修繕工、落石・崩土除去工、交通安全施設補修工、雪氷対策工、異常気象対応、動物の死骸処理等

② 委託する理由

平成12年度から新道路維持管理体制への移行に伴い、道路維持補修業務は民間への委託となったことによる。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
委託先	株式会社笠原建設	株式会社笠原建設	株式会社笠原建設
契約期間	平成23年10月4日 ～ 平成24年9月30日	平成24年9月28日 ～ 平成25年9月30日	平成25年10月1日 ～ 平成26年9月30日
予定価格	当初 19,876 変更後 25,324	当初 19,672 変更後 22,473	当初 23,995 変更後 28,968
契約金額	当初 19,740 変更後 25,150	当初 19,530 変更後 22,309	当初 23,940 変更後 28,899
決算額 ※	10,852	12,050	15,381
落札率 (%)	99.3	99.3	99.8
入札参加者数(者)	8者	7者 (1者辞退)	7者 (1者辞退)
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

※ 毎年同様の道路維持補修業務委託が発注されており、表記の契約分は平成25年度と26年度にまたいで業務が執行されている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 指名競争の契約事務について

この契約は極めて高い落札率となっている点や、仕様の変更による大幅な増額変更契約の事務手続のあり方など疑問の残る点が見受けられるため、指名入札業者を大幅に入れ替えるなど指名基準の見直しや、仕様範囲の見直しが行われることが望ましい。【意見 7-5】

当委託契約が指名競争入札であるのは、地域のことに精通し緊急性と機動性を有している企業であるべきだという理由によっている。

この入札結果は、落札者が 23,940 千円で落札率が 99.77%と極めて高い落札率となっており、入札の次点者の入札が 23,992 千円、残りの 5 者がいずれも 23,995 千円と予定価格どおりの入札（1 社入札辞退）となっている。

この点につき担当課は、この事業内容の中に国道の緊急補修が含まれるため、夜間も対応しないといけないことから、指名入札業者はできるだけ高く入札しようという誘因が働いているという可能性があると考えている。しかしながら、道路維持補修業務委託は同様の契約は多数あり、本件だけの特殊性で説明のつくものでなく、落札率の高止まりの説明としては疑問の残るところである。

しかも、平成 25 年度 26 年度のいずれも仕様増による大幅な変更増額となっており、最終的には当初契約金額の 57.25%増しとなっている。この平成 25 年度の変更契約は、年度終了直前の 3 月 27 日に変更契約を行い、翌日の 3 月 28 日に出来形確認要求となっており、変更理由そのものは一定の合理性が見いだせるものの、手続の時系列は疑問の残るところである。

このような契約内容は業務の履行面で問題があるわけではないが、経済性の面で劣る事務手続を採用していると考えられ、今後は契約事務を工夫する必要がある。考えられる対処法として、指名入札業者を大幅に入れ替えることや、仕様の分割により委託業務を分散することなどが考えられるため検討されたい。

(6) 道維環単玖委第 2 2-5 号 道路環境整備委託 (G 1 3)

道維環単玖委第 2 5-6 号 道路環境整備委託 (G 1 4)

(担当課：玖珠土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

主要地方道 別府一の宮線道路維持作業（路面清掃、草刈り等）及び雪氷対策（除雪、凍結防止剤散布等）を行うもの。

② 委託する理由

平成 11 年度に道路補修班が解消され道路の維持管理業務を民間に委託するようになった。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約 (長期継続契約)	同左	随意契約 (長期継続契約)
委託先	有限会社辛島組	同左	有限会社辛島組
契約期間 ※	平成 22 年 10 月 1 日 ～ 平成 25 年 9 月 30 日	同左	平成 22 年 10 月 1 日 ～ 平成 25 年 9 月 30 日 平成 25 年 10 月 1 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日
予定価格	162,933	同左	179,860
契約金額	161,595	同左	178,762
決算額	51,183	55,436	61,880
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

※ 表記契約のうち、「道維環単玖委第 2 2 - 5 号 道路環境整備委託 (G 1 3)」は平成 22 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで、「道維環単玖委第 2 5 - 6 号 道路環境整備委託 (G 1 4)」は平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までが契約期間となっており、いずれも 3 年の長期継続契約となっている。

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	同左	1 者
随意契約の (プロポーザル方式を採用した) 理由	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもので、随契ガイドライン 1 (19) 「提案競技を経て契約の相手方を特定するとき」に該当するため随意契約としている。	同左	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもので、随契ガイドライン 1 (19) 「提案競技を経て契約の相手方を特定するとき」に該当するため随意契約としている。

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(財)大分県建設技術センター	(財)大分県建設技術センター	(財)大分県建設技術センター
予定価格	62,941	62,175	58,672
契約金額	62,941	62,175	58,672

※ なお、本年度の監査対象とした「道維環単玖委第 2 2 - 5 号及び道維環単玖委第 2 5 - 6 号道路環境整備委託」は上記のとおり 3 年の長期継続契約であり、かつ平成 17 年度の監査対象契約の仕様とは一致しない。

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	中間履行実績について履行状況の報告を文書化し、委託先との協議内容を明確にするなど、継続的に業務内容の改善に資する仕組みを整備する必要がある。	平成 18 年度の委託分から四半期ごとに業務の履行状況等を書面により報告させ、住民のニーズに即した業務が提供できるよう改善した。	3 か月ごとに委託業務完了届による業務履行状況の報告と出来形確認要求書が提出され、業務履行確認が行われており、改善されているものと認められる。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① プロポーザル方式から一般競争入札への移行検討について

契約 2 期（6 年間）続けて 1 社参加のプロポーザルによる採択が継続しており、競争原理が充足されないことで、プロポーザルの意義が減殺される結果となっているため、一般競争入札への移行を検討することが望ましい。【意見 7-6】

この委託の実施はプロポーザル方式によっており、ホームページで公表して公募した結果、本件委託先のみが応募した。入札管理室が所管しているプロポーザルの運用の解釈上、明文の規定はないため、現在は 1 社のみの参加でも有効に取り扱うものとしている。つまり、本方式の委員会の採点結果が一定の基準（その客観的な点数などの基準は特にない。）を満たす場合には、委員会が総合的に採用の可否を判定することとされている。

しかしながら、3 年の長期継続契約となるこの委託業務契約において、2 期続けて 1 社参加のプロポーザルが継続しており、プロポーザルの趣旨といえども競争原理が充足されないことで、その意義が減殺される結果となっている。

したがって、次期の契約においては一般競争入札に付することが相当であると考えられるので検討することが望ましい。

(7) 砂改玖委第 4-2 号砂防施設改修事業測量委託 (G 1 5)

(担当課：玖珠土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

用地の測量。

② 委託する理由

測量業務は高い専門性（技術）を要する業務であり、土木事務所の工務職員では対応できない（困難）なため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	指名競争契約	同左
委託先	—	精巧エンジニアリング株式会社	同左
契約期間	—	平成 25 年 1 月 11 日 ～ 平成 25 年 9 月 30 日	同左
予定価格	—	17,046	同左
契約金額	—	16,506	同左
決算額	—	2,900	13,606
落札率 (%)	—	96.8	同左
入札参加者数(者)	—	8 者	同左
出資の有無	—	なし	なし
出向者の有無	—	なし	なし
県 OB の有無	—	なし	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 変更契約事務について

関係者の立会等の調整が難航したことにより、やむを得ず面積など仕様増の確定に時間を要したため変更契約事務が遅れたとはいえ、仕様の変更による増加分の業務を変更契約の決裁前に進めることは妥当でないため、変更契約事由となる仕様増が生じた場合には速やかに変更契約事務を進められたい。【意見 7-7】

第 2 回変更契約日が平成 25 年 8 月 23 日決裁となっているが、変更後の工期終了が 9 月 30 日であることを考えると、仕様増に基づく変更分の業務は決裁前に順次行われていたと推察される。変更契約の原因となった仕様増に伴う設計金額の合理的な見積については、関係者の立会等の調整で、面積等が確定するのが遅れたことが変更契約事務の遅れを招いたものである。

しかし、仕様の変更による決裁手続を待たずして業務が進められていたことは事実であり、本来は、変更契約の決裁手続が完了してから、増加分の業務に着手することが正当である。

したがって、関係者の立会等の調整が相当の期間内に完了することが困難であると判明し、かつその事象により工期内に終了しないことが明らかな場合は、速やかに変更契約事務を進める必要がある。

② 国土調査成果の利用と市町村との連携について

効率的な事業の実施と市町村との連携不足による経済的なロスを抑制する観点から、市町村との連携を強化し、市町村が実施する国土調査成果をできるだけ活用するとともに、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ま

しい。【意見 7-8】

第2回変更契約において、当初、玖珠町が併行して行っている国土調査成果を利用し、同時に境界確認等を行う予定だったとしていたが、国土調査の進捗が遅れていたため、本事業と同時に境界確認等を行うことが困難となったことも変更理由として掲げられている。

国土調査の状況について口頭で確認したとのことであるが、玖珠町には文書による照会確認を行ったわけではないことから、本契約の事業の該当箇所について、証拠を明らかにするため文書による照会を行い、照会文書を保管することが望ましい。

また国土調査を随時実施している市町村については、国庫補助事業としての国土調査計画があらかじめ決められている。よって、効率的な事業の実施と行政の連携不足による経済的なロスを抑制する観点から、当該計画と進捗状況については市町村に協力をお願いし、関連する必要な情報を文書で確認しておくことが望ましい。

(8) 道維環単中委第 1-11 号道路維持補修業務委託 (G16)

(担当課等 : 中津土木事務所)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

草刈工、支障木伐採工、側溝清掃工、側溝補修工、路面清掃工、歩道修繕工、落石・崩土除去工、交通安全施設補修工、雪氷対策工、異常気象対応、動物の死骸処理等。

② 委託する理由

平成 12 年度から新道路維持管理体制への移行に伴い、道路維持補修業務は民間への委託となったことによる。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	指名競争入札	指名競争入札
委託先	—	株式会社都工業	株式会社都工業
契約期間	—	平成 24 年 9 月 8 日 ～ 平成 25 年 9 月 6 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	6,949	6,949
契約金額	—	5,967	7,523
出資の有無	—	なし	なし
出向者の有無	—	なし	なし
県 OB の有無	—	なし	なし

(外部監査の結果)

① 完了報告書の記入について

完了報告書に記入漏れがあった。【結果 7-3】

委託業者が完了報告書を提出した後、県側で検査を行い合格・不合格の欄に○を記入する必要があるが漏れがあった。契約書第7条第2項において「甲は、前項の規程による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知しなければならない。」とある。しかし、現状は県側での検査が行われたかどうか、委託業者への通知が適切に行われたかどうかわからず、形式上は契約書第7条第2項を遵守していないと見られる。

このため、完了報告書に記入漏れがないよう注意することが必要である。

(意見)

① 完了報告書の修正について

完了報告書の修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正印を押すべきである。【意見7-9】

委託業者が提出する完了報告書の日付が、修正テープで修正されていた。訂正印もなく、県が修正したのか業者が修正したのかわからない状況である。また、契約書第7条第2項により、完了報告書の日付から10日以内に内容を検査しなければならないため、その日付を改ざんしたとの疑念を生じかねない。

修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正印を押すべきである。

(9) 土木積算システム運用業務委託 (G18)

(担当課：建設政策課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

土木建築部の各発注機関が工事発注の際に積算で使用する土木積算システムにおいて、国土交通省が運用を開始した施工パッケージ型積算方式に対応するため、歩掛データや単価データの改定・追加及びデータ改定後のエラーチェック並びに電算基準書等の資料作成を行うもの。

② 委託する理由

高度な専門的知識・技術・経験を必要とする上に守秘制が求められるため、県の指導・監督権限が及び、かつ成果品に高い信頼性が期待できるため。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	財団法人 大分県建設技術センター	財団法人 大分県建設技術センター	公益財団法人 大分県建設技術センター
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日 平成24年12月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日 平成25年10月17日 ～ 平成25年3月31日

予定価格	6,217	6,301 4,553	6,301 4,957
契約金額	6,195	6,300 4,546	6,300 4,966
出資の有無	20,000	20,000	20,000
出向者の有無	4名	4名	3名
県OBの有無	3名	3名	4名

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）による。	同左	同左

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、落札契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見 7-10】

建設政策課担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

データの追加業務を行うためには、県と共通の「基準改定システム」が必要であるが、当システムは県以外には大分県建設技術センターしか所有していない。そのため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が毎年ほぼ 100%に近い契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(10) H25 用地取得事務委託国道 212 号(日田拡幅) (G 23)

(担当課等 : 道路建設課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

国道 212 号(日田拡幅)の用地取得事務(用地交渉、契約、登記嘱託事務、支払事務)を委託するもので、事業区間(約 3 km)を 2 つに分けて、土地開発公社が起点側(中津市寄りの郊外部)、日田土木が終点側(日田市街地部)の用地取得を行う。

② 委託する理由

本事業は、平成 30 年度末の完成供用を予定しており、早期に用地取得を完了させる必要があるが、権利者が多数(全体で約 270 名)に及ぶことから、日田土木事務所用地課のみの体制では対応できないため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位:千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県土地開発公社	大分県土地開発公社	大分県土地開発公社
契約期間	平成 23 年 12 月 13 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 24 年 5 月 11 日 ～ 平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年 8 月 20 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日
予定価格	219, 129	45, 448	172, 034
契約金額	219, 129	45, 448	172, 034
出資の有無	あり	あり	あり
出向者の有無	あり	なし	なし
県 OB の有無	あり	あり	あり

④ 随意契約(プロポーザル)の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	2 号: 契約の性質又は目的が競争に適さない場合、随契ガイドライン: 1 (2) ウ(経験、知識を特に必要とする場合) 大分県土地開発公社は、公共用地の取得、管理のため大分県が設立した公社(大分県土地開発公社定款第 1 条及び第 3 条)であり、用地取得業務に関する豊富な知識と経験を有している。また、過去に用地取得事務を受託した実績があり、業務に精通している。(※)	同左	同左

※ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号）に、「公有地の取得は地方公共団体又は土地開発公社が行うこと。」とあり、同法第17条第1項第1号口の規定において、土地開発公社は「道路の用に供する土地の取得を行うことができる。」とされている。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 実績報告に基づく委託料の支払いについて

用地取得事務の委託先から月次で報告される実績報告を基に委託料の支払いを行っているが、実績報告のみでなく、その実績の裏付けとなる、用地取得契約書の写しを確認したうえで委託料の支払いを行うことが望ましい。【意見7-11】

当該委託については、用地取得予定地を有する地主と契約できた場合に、委託料を支払う契約となっている。委託先から月次で報告される実績報告を基に委託料の支払いを行っているが、すでに地主と契約を締結しているのであるから、当該契約書の写しを確認したうえで委託料を支払うことが望ましい。なお、年度末において、該当期間分の契約書の写しを確認しているとのことである。

② 業務効率化について

用地取得事務委託契約については、一部物件の移転未済により委託期間が延長されており、委託契約に係る用地取得契約をすべて締結した後も実績報告が月次で提出されている。また、県においても当該実績報告書を確認しているが、新たな用地取得契約の実績がないため、当該実績報告書は形式的なものであり、事務手続の非効率を招いている。このため、契約書で用地取得契約完了後の実績報告書の提出は不要の旨を規定しておくことや変更契約を行うことにより、県及び受託者双方の事務手続の効率化が望まれる。【意見7-12】

実績報告書には、地主との用地取得契約の実績が記載されている。平成26年2月までの実績報告書で当該委託業務に係る用地取得契約は完了しているが、平成26年3月以降も契約内容に基づき実績報告書が提出されている。実績報告書の内容を考えると、平成26年3月以降の実績報告書には何も記載されないことから、平成26年3月以降の実績報告書に係る県及び受託者双方の事務手続は何ら意味のないものとなっている。当初契約書に用地取得契約完了後は実績報告書の提出は不要の旨を規定しておくことや変更契約を行うことにより、県及び受託者双方の事務手続の効率化が望まれる。

当該委託契約の用地取得契約の期間は平成26年3月31日までとされており、平成26年4月1日から委託期間終了時までの期間は、地主が物件を移転したことを確認することが主な委託内容となっている。

(11) 工事委託 大分挾間線踏切拡幅工事 (G 2 4)

(担当課：道路保全課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

本路線は、大分市と由布市挾間町を結ぶ一般県道であり、沿線住民の生活道路として利用されている。また近隣小学校等の通学路にも指定されており、歩行者の交通需要も多い路線である。

今回締結する工事は、J R 久大本線の上を通過する一般県道大分挾間線（豊後国分・賀来間踏切）において、踏切内のみ道路が未改良であり、自動車及び歩行者等の安全確保のために、車道の拡幅及び歩道の設置を行うものである。

② 委託する理由

当該施工箇所は、J R 久大本線の上を通過する県道の踏切拡幅工事であり、営業線に営業する部分の工事となるため、列車の運転保安上、鉄道施設の管理者である九州旅客鉄道株式会社（以下、「J R 九州」という。）に委託する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	J R 九州
契約期間	—	—	平成 25 年 5 月 15 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	60,718
契約金額	—	—	60,718
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもの、すなわち、随契ガイドライン 1 (2)カで定める「契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠であるとき」で、当該施工箇所は、J R 久大本線

			の上を通過する県道の踏切拡幅工事であり、営業線に営業する部分の工事となるため、列車の運転保安上、鉄道施設の管理者であるJR九州に委託する必要があるため、随意契約としている。
--	--	--	--

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託起工開始前の文書の編綴について

JR九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。【意見7-13】

(12) 豊肥本線 朝地～緒方間 98K500m 第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事 (G25)

(担当課：河川課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

一級河川大野川水系大野川のうち、河川をまたぐ豊肥本線の鉄道橋橋台付近の河川災害復旧を行うもの

② 委託する理由

工事の施工箇所は九州旅客鉄道株式会社により鉄道敷として占用管理されており、営業中のJR豊肥本線への影響を考慮し、JR九州に委託するもの

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	JR九州
契約期間	—	—	平成25年1月10日 ～ 平成25年6月30日
予定価格	—	—	77,766
契約金額	—	—	77,766
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもの、すなわち、随契ガイドライン 1 (2)カで定める「契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠であるとき」で、当該工事は、一級河川大野川水系大野川を横過する JR 豊肥本線の鉄道橋橋台に近接する河川災害復旧工事のため、列車の運転保安上、鉄道施設の管理者である JR 九州に委託する必要があるため、随意契約としている。

(外部監査の結果)

① 契約書等の記載金額単位

協定書や資金決済関係書類については、必ず円単位で記載する必要がある。

【結果 7 - 4】

協定書第 3 条の工事費の金額記載（負担額調書・資金計画表）が、全て「千円」単位になっている。そのため必ず円単位で記載されるべき消費税等の額の記載が正しくならないため、適切とは言えない。

よって、協定書や資金決済関係書類については、必ず円単位で記載しなければならない。

② 業務委託伺の決裁日

業務委託伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 7 - 5】

平成 25 年 5 月 7 日付で起案された業務委託伺の決裁日の記載が漏れていた。

業務委託伺は、当該委託事業の実施について事前に決裁を得ていることを示す明確な根拠となるものであり、単純な事務処理漏れであるが、決裁日が記載されていないければ、事前に承認を得ているのかが不明確である。

よって、今後は決裁日の記載を徹底すべきである。

(意見)

① 委託起工開始前の文書の編綴について

J R九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。【意見 7-14】

J R九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。

② J R九州との仕様と契約変更の合意について

J R九州に対して協定により委託した場合、当初の詳細設計の段階から協議を重ね協定を締結し、変更が生じた場合には事前に協議することが協定書で定められている。当該工事の最終段階において、大分県との事前協議も承諾もなしに J R九州の判断により仕様範囲を変更しており、妥当な変更内容であるとはいえ、結果として県が負担する工事費が増加している状況にあるため好ましくない。よって、当初協定の目的の範囲にない事業内容を追加する場合には、必ず当事者間で施工前に協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の対象とすべきである。

【意見 7-15】

災害復旧は国庫補助事業となるが、当初の申請内容に基づく査定によるものしか認められず、災害復旧に必要な申請されたもの以外については県の単費となる。当初の国庫補助事業は 62,207,250 円(税込、以下同じ。)で県単費は 18,246,750 円であったが、変更後は、国庫補助が 53,189,850 円、県単費が 24,576,555 円となっており、国庫補助は補助対象面積の減となったため減額となったが、県単費は大きく増加している。

J R九州に対して協定により委託した場合、実質的には必要とされる範囲の対象工事の包括的な事務委託を協定書で締結するという形式となっており、当初の設計以降については、プロセスにおいて事前に大分県と協議が行われることなく、J R九州の独断で対象工事の増加が行われる。

大分県の承諾を得ることなく、J R九州の専決的な判断により仕様範囲を変更し県単費が増加するのは明らかに好ましくないと言える。少なくとも当初協定の目的の範囲にない事業内容を追加する場合には、必ず当事者間で施工前に協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の内容とすべきであり、J R九州に改善を求めることが必要である。

なお、現時点においては J R九州と協議を重ね、大分県独自の事前防止策として、J R九州が工事施工に入る前の段階で詳細な設計を策定してもらい、そのデータに基づいて実施協議に入り基本協定を結ぶという協議フローに変えるなど、当社との協定事務フロー改善の努力はなされている点は付言する。

③ J R九州との協議や根拠資料の入手等の事務手順のあり方について

J R九州との協定（工事に関する委託）については、主に

- ・事前協議の透明性の確保
- ・事後における資料の適切な入手

という点に関して、業務内容の客観性と検証可能性を担保するために必要と認められ、かつ保存すべき根拠資料の入手等の事務手順のあり方を再検討し、委託業務に見合う証拠力や挙証可能性を高めていく努力を継続していく必要がある。

【意見7-16】

(13) 治ダ委第2-54号 玉来ダム本体工関連全体実施設計委託（G28）

（担当課等：河川課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

本業務は、玉来ダムの本体工事発注に向けたダム基本設計会議（本体実施設計）に諮ることを目的として、主として以下の業務を行うものである。

（ア）現状における地質調査・解析，ダム配置設計上の課題に対して、別途実施中の地質調査、解析業務と連携して最新の地質情報を整理・取りまとめるとともに、ダム建設における地質上の課題解明や設計対応検討を地質調査（現地作業）の進捗を踏まえて効率よく（段階的に）実施する。

（イ）上記（ア）を踏まえ、平成22年度より継続実施中であるダム本体・貯水池止水対策工の設計業務を見直すとともに、別途実施中の水理模型実験や関連設計業務との整合を図った新規検討を含む統括的業務を行い、ダム本体及び貯水池止水工の配置設計を総括する。

（ウ）配置設計の検討内容について「ダム基本設計会議」に諮るための所定様式に取りまとめるとともに、その過程においては関係機関との事前打合せに使用するための資料としても整理する。また、打合せを円滑に進めるための打合せ補助も行う。

② 委託する理由

専門的な技術等を必要とするため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社建設技術研究所
契約期間	—	—	平成25年3月28日 ～ 平成26年3月28日
予定価格	—	—	185,942
契約金額	—	—	185,900
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性質又は目的が競争入札に適さないもの ・ 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・ 本業務は、プロポーザル方式による技術提案競技を実施し、その審査の結果、契約予定者を特定したものであるため、その契約予定者と随意契約を締結するもの。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 審査委員の審査表の記載方法について

審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。【意見 7－17】

一部の審査委員の審査表が鉛筆書きで行われていた。各審査委員の審査表は、審査結果の透明性を確保するうえで重要な書類である。当該重要な書類が鉛筆書きで行われた場合、審査委員以外の第三者が審査表を書き換えることが可能であり、審査結果の透明性が確保できない可能性がある。

したがって、不正防止や審査の透明性を高めるため、審査委員の審査表はペン書きすることが望ましい。

（14）平成 24 年度 地特街連都委第 1 号 鉄道残存敷利活用検討プロセス支援業務委託（G 3 5）

（担当課等：都市計画課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

現在、大分県が推進している大分駅付近連続立体交差事業完了後、旧鉄道敷が新たな公共用地として利用可能となる。その利活用手法検討にあたっては、関係機関や有識者で構成される鉄道残存敷利活用検討協議会（以下「協議会」という）を設置し、様々な方面からの知恵を持ち寄り議論・検討を進める計画である。本業務は、協議会や作業部会など市民との意見交換を通じて、ニーズを捉え、機能性に優れ周辺環境や景観と調和したデザイン案を検討するとともに、議論の活性化を促す効果的な資料作成や、多様な意見・アイデアの実現に向けた提案・課題整理など、利活用手法検討プロセスを支援する業務である。

② 委託する理由

上記における空間デザインや市民との意見交換の場でのファシリテーションなどについて、高い創造性や調整力を要するため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	随意契約	同左
委託先	—	株式会社エイト日本技術開発	同左
契約期間	—	平成 24 年 8 月 24 日 ～ 平成 25 年 9 月 13 日	同左
予定価格	—	18,196	同左
契約金額	—	18,186	同左
出資の有無	—	なし	同左
出向者の有無	—	なし	同左
県 OB の有無	—	なし	同左

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	5 者	同左
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	—	2号一性質目的が競争入札に適しないもの 随契ガイドライン1 (19)(提案競技を経て契約の相手方を特定するとき) 業務は、協議会や小集会(作業部会)など市民との意見交換を通じて、ニーズを捉え、機能性に優れ周辺環境や景観と調和したデザイン案を検討するとともに、議論の活性化を促す効果的な資料作成や、多様な意見・アイデアの実現に向けた提案・課題整理など、利活用手法検討プロセスを支援する業務であり、高い創造性や調整力を必要としている。 また、上記内容から、発注者による業務仕様の作成が困難であり、プロポーザルによる技術提案により仕様を作成するほうが、特に優れた成果が期待できる。	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 審査委員の審査表の記載方法について

審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。【意見 7-18】

一部の審査委員の審査表が鉛筆書きで行われていた。各審査委員の審査表は、審査結果の透明性を確保するうえで重要な書類である。当該重要な書類が鉛筆書きで行われた場合、審査委員以外の第三者が審査表を書き換えることが可能であり、審査結果の透明性が確保できない可能性がある。

したがって、不正防止や審査の透明性を高めるため、審査委員の審査表はペン書きすることが望ましい。

(15) スポーツ公園管理運営委託 (G37)

(担当課等 : 公園・生活排水課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

指定管理者へ委託する管理業務の内容は以下のとおり。

- (ア) スポーツ公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (イ) スポーツ公園の利用の受付及び案内に関する業務
- (ウ) スポーツ公園の施設の利用許可に関する業務
- (エ) スポーツ公園の利用の促進に関する業務
- (オ) スポーツ公園のネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務

② 委託する理由

スポーツ公園の管理について民間の能力を活用することによりサービスの向上や経費の節減を図るため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指定管理 (公募)	指定管理 (公募)	指定管理 (公募)
委託先	株式会社大宣	株式会社大宣	株式会社大宣
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	365,819	365,819	365,819
契約金額	365,205	365,205	365,205
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 平成 17 年度の監査対象契約
 (ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	(財)大分スポパーク 21
予定価格	—	—	274,162
契約金額	—	—	274,162

※ 平成 16 年度の上記金額は当初のものであり、最終精算金額は 269,312 千円である。

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	県が品質面も含めた詳細な業務仕様書を作成のうえ標準コストを積算し、適正な競争に基づく契約及び履行管理を行うこと。	平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者に管理運営業務を代行させている。指定管理者の募集に当たっては、詳細な業務仕様書及び基準価格を提示し、応募のあった 3 事業者について、「利用者の平等な利用の確保及び法令等の遵守」、「施設の効用の最大化」、「維持管理経費の縮減」及び「管理運営の安定性」の 4 項目の審査基準に基づき、総合的に評価し選定した。 なお、委託後は、月例の業務報告書及び四半期ごとの財務状況報告書等のモニタリングにより、適切な履行管理に努めている。	措置状況に記載のとおり改善されている。
(2)	管理運営業務の再委託に当たっては、委託元と同等の経済性を保持する必要があることから、入札による競争原理を導入すること。	指定管理者の選定に当たっては、施設管理の効率化・経費節減はもとより、公の施設のサービス向上といった観点を含め総合的に評価し選定したところであり、指定管理者がその業務の一部を委託する事業者を選定するに当たっても、同様の観点から事業者を選定している。	措置状況に記載のとおり改善されている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託業者の業況の確認について

委託業者が業務を適切に遂行することができる状況かどうか確認するため、委託業者からの財務情報の提出につき協力を受けることが望ましい。【意見 7-19】

委託業者の業況について県の監査事務局が、業者から 2 年に 1 回の頻度で財務書類の提供を受けている。しかし、公園・生活排水課では財務書類を入手して委託業者の業況の把握を行うこととしていない。

担当課においても、基本協定書で指定の取消し事由として定められている「財務状況の著しい悪化により、乙による管理業務の遂行が困難と認められる」かどうかを定期的に検証評価することによって、委託先の業務遂行能力を定期的に確認することが望まれるところ、現状では適時適切にこれを判断するのは困難といえる。

よって、本件委託業務について責任を負う担当課が主体となって、少なくとも年に1回は財務書類提出につき協力を受けることが望ましく、委託業者の業況をより主体的に把握されたい。また、現状では契約書上で財務書類の提出義務が明記されていないが、今後契約書に年1回の財務書類の提出に関する項を明記することも検討することが望ましい。

(16) ハーモニーパーク管理運営委託 (G 3 8)

(担当課等 : 公園・生活排水課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

指定管理者へ委託する管理業務の内容は以下のとおり。

- (ア) ハーモニーパークの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (イ) ハーモニーパークの利用の受付及び案内に関する業務
- (ウ) ハーモニーパークの施設の利用許可に関する業務
- (エ) ハーモニーパークの利用の促進に関する業務

② 委託する理由

ハーモニーパークの管理について民間の能力を活用することによりサービスの向上や経費の節減を図るため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指定管理 (任意指定)	指定管理 (任意指定)	指定管理 (任意指定)
委託先	株式会社サンリオエンターテイメント	株式会社サンリオエンターテイメント	株式会社サンリオエンターテイメント
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	64,707	64,707	64,707
契約金額	64,325	64,325	64,325
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託業者の業況の確認について

委託業者が業務を適切に遂行することができる状況かどうか確認するため、委託業者からの財務情報の提出につき協力を受けることが望ましい。【意見 7-20】

委託業者の業況について県の監査事務局が、業者から2年に1回の頻度で財務書類の提供を受けている。しかし、公園・生活排水課では財務書類を入手して委託業者の業況の把握を行うこととしていない。

担当課においても、基本協定書で指定の取消し事由として定められている「財務状況の著しい悪化により、乙による管理業務の遂行が困難と認められる」かどうかを定期的に検証評価することによって、委託先の業務遂行能力を定期的に確認することが望まれるところ、現状では適時適切にこれを判断するのは困難といえる。

よって、本件委託業務について責任を負う担当課が主体となって、少なくとも年に1回は財務書類提出につき協力を受けることが望ましく、委託業者の業況をより主体的に把握されたい。また、現状では契約書上で財務書類の提出義務が明記されていないが、今後契約書に年1回の財務書類の提出に関する項を明記することも検討することが望ましい。

② 支出命令書の訂正について

支出命令書の押印の訂正が修正テープによって行われていたが、修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正後の押印をすべきである。

【意見 7-21】

(17) 県営住宅等管理委託 (G 4 0)

(担当課：建築住宅課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

入居者の公募並びに入居及び退去、入居者の指導及び連絡、家賃及び駐車場使用料の収納、県営住宅等の維持管理及び修繕及び知事が特に必要と認める業務

② 委託する理由

指定管理者と平成 21 年 3 月 26 日締結した県営住宅、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書による管理委託

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県住宅供給公社	大分県住宅供給公社	大分県住宅供給公社
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	366, 287	366, 287	366, 287
契約金額	361, 900	361, 900	361, 900
出資の有無	大分県 1, 000 万円	大分県 1, 000 万円	大分県 1, 000 万円
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	2 名	2 名	2 名

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	任意指定		
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、当法人を指定管理者として任意指定しているため、営住宅、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書による指定管理者として、年度協定により随意契約を行っている。		

※ 平成 26 年度からの 3 年間は、「指定管理者制度」から公営住宅法の「管理代行制度」に移行し、公営住宅法の適用のない特定公共賃貸住宅及び改良住宅は、直営により行うこととされている。

⑤ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	大分県住宅供給公社	大分県住宅供給公社	大分県住宅供給公社
予定価格	764, 230	779, 642	732, 217
契約金額	764, 230	779, 642	732, 217

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	実績報告を 5 月 15 日までに提出しなければならないのに 5 月 16 日に提出されている。また、検査調書が作成されていない。	平成 17 年度の実績報告は期限内に提出完了、検査を行ったうえで、検査調書も作成した。平成 18 年度以降についても、期限内に完了報告を提出させるよう指定管理者へ指導している。	平成 25 年度分は、平成 26 年 5 月 9 日に事業報告書が提出されている。また管理委託であり、現行規定では検査調書の作成は不要である。
(2)	当委託契約では、履行の一部再委託が存在するにもかかわらず、その承認を行った際の文書が作成保存されていない。	平成 18 年度からの指定管理者制度導入に伴う協定書に第三者への委託について定めており、協定書に基づき第三者委託申請及び承諾書を作成保存している。	協定書に記載のとおり、再委託を行う場合は、申請及び承認手続が行われている。

(3)	<p>県営住宅に関連する業務分担について、委託先との協働によって委託による事業効果を高めるという観点からは、必要なサービスの品質、コスト、県職員数の中長期的な見直し等を総合的に検討し、今後の中長期的な委託方針を明確にする必要がある。</p>	<p>事業効果、サービスの向上、経費の削減という点について、総合的に検討した結果、全庁的な取組みとして平成18年度から指定管理者制度を導入したものである。</p>	<p>概ね措置に記載のとおり、指定管理者との協働で経費の削減や満足度調査などを推進しており、管理状況のモニタリングも適切に行われている。</p>
(4)	<p>按分経費は按分割合の合理性が不明確になりがちな性質を有するため、その計算に際しては実態に即するように合理的な計算根拠を定め、積算と精算で整合性を持たせるようにする必要がある。</p>	<p>平成18年度からの指定管理者制度導入に当たっては、平成17年度当初予算を基に算定した基準価格を設定し、具体的な委託額は申込みのあった各団体が管理に必要として積算された提案価格をもって検討されている。</p> <p>また、委託金額内の使途は管理者に委ねられており、修繕費を除き、精算は行われない。</p> <p>したがって、外部監査の結果にあるような問題については今後発生しないものである。</p>	<p>措置に記載のとおり、現行の指定管理者制度においては、外部監査の結果として記載されていることは現状に当てはまらないといえる。</p>
(5)	<p>業務遂行上必要な各費用を項目ごとに詳細を検討することによって、業務の実態に応じた適切な積算を行う必要がある。</p>	<p>前記と同様に、指定管理者の募集において、各団体が必要として提示された価格をもとに契約を行うため、外部監査の結果にあるような問題については今後発生しないものである。</p>	<p>措置に記載のとおり、現行の指定管理者制度においては、外部監査の結果として記載されていることは現状に当てはまらないといえる。</p>
(6)	<p>業務改善のためには、より積極的に利用者の要望を聴取するとともに、県と公社が要望やクレームに関する情報（内容、件数等）を共有し、両者が協力してその対応を業務改善に結びつけるなど、県と委託先が協働して事業の質を高める取組みが必要である。</p>	<p>平成18年度からの指定管理者との協定書に基づき、運営協議会を設立した。この協議会において、毎月、県と指定管理者により要望やクレームに関する情報を共有し、綿密な連絡を取りながら事業の質を高める取組みを行っている。</p>	<p>概ね措置に記載のとおり、目標指標の達成状況に関する事項・入居者等の苦情・相談の対応・入居者満足度調査に基づく課題分析結果と業務改善の実施状況とその自己評価が定期的実施されており、事業の質を高める取組みが行われていると評価できる。</p>
(7)	<p>再委託において、積算方法の見直しを行うとともに、設計額の根拠が明確な設計書の作成が必要である。</p>	<p>平成18年度からの指定管理者との協定書において、管理業務の一部を再委託する場合は、指定管理者の責任において実施することとなっている。今後県としては、外部監査の結果の内容を踏まえ、モニタリングを通じ、設計額の根拠が明確になっているかなど、第三者委託の積算内容を確認のうえ必要な指導を行っていく。</p>	<p>再委託の申請・承認手続は適正に行われているが、再委託先との契約方法や金額の積算方法については、十分把握できていない。</p> <p>この点も含めて、【意見7-22】に記載している。</p>

(8)	定期的に行われる計画修繕工事の指名競争入札の指名基準について、見直しを行う必要がある。	平成 18 年度からの指定管理者制度導入により、計画修繕工事は県において執行されることとなった。今後は、県の指名基準により執行されることとなるので、指摘のあった基準は適用されない。	措置のとおり、現時点で委託の問題とはならない。
-----	---	--	-------------------------

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 再委託先との契約状況等の確認について

少なくとも年に 1 回は再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の現地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。【意見 7-22】

再委託先との契約が、競争入札によっているか、随意契約によっているか、随契理由は何か、金額の積算方法はどのように行っているかなど、直接的な確認手続を十分に行っていないのが現状である。

再委託先の契約状況や管理状況が適切に把握されないと、委託契約の経済性や履行の適切性が損なわれる可能性が考えられる。

再委託先の契約状況は年によって変更になる可能性があることから、適切な再委託先の管理の履行のために、再委託先の契約状況について、見積合わせなどを行っているかどうかといった付属情報も併せて年次の実績報告書に記載してもらうなど、書面による具体的な把握と確認を実施するほか、一次委託先の現地調査などにより、契約状況や再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。

(18) 施委第 6-24 号 県立美術館工事監理等業務委託 (G 4 3)

(担当課：施設整備課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県立美術館新築工事に係る工事監理業務及び設計意図伝達業務

② 委託する理由

専門性の高い業務であること及び業務量が多いことにより美術館の設計者に業務を委託した。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社坂茂建築設計
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 16 日 ～ 平成 26 年 11 月 28 日
予定価格	—	—	166,421
契約金額	—	—	165,900
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもの、すなわち、随契ガイドライン 1 (2) かで定める「契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠であるとき」で、設計内容の特殊性から美術館の設計者に委託する必要があるため、随意契約としている。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 契約事務の効率性について

変更契約の対象となった業務はペDESTリアンデッキの工事監理は当初予算の資料にも記載されているため、当初設計内容として反映することが妥当であるところ、変更契約の仕様追加として処理しているため変更契約事務は本来不要であったと考えられることから、契約事務の効率性を十分に考慮することが必要である。

【意見 7-23】

変更契約の対象となった業務はペDESTリアンデッキの工事監理となっているが、当初予算の資料にも記載されているため当初設計段階から業務として発生することが分かっており、当初設計内容として反映することもできたといえる。

変更契約を行うことを前提として委託起工を進めたのは事実であり、変更契約事

務による非効率性までは考えて進めなかったと考えられる。

よって、できるだけ変更契約を行わないことが契約事務の効率性に資することを十分認識して契約事務を行うことが必要である。

(19) 施委第56-21号 教育センター大規模実施設計委託 (G44)

(担当課：施設整備課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

- ・教育センター大規模改造工事に係る実施設計一式
- ・教育センター耐震補強計画
- ・教育センター情報教育棟および情報棟別館の設計意図伝達業務

② 委託する理由

大規模改造工事に伴う設計業務であり専門性が高いため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社塩塚アトリエ
契約期間	—	—	平成25年9月10日 ～ 平成26年3月20日
予定価格	—	—	26,404
契約金額	—	—	26,250
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県OBの有無	—	—	なし

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	7者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	—	—	令第167条第1項第2号性質目的が競争入札に適しないもの、すなわち、随契ガイドライン1(2)ウ「契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき」で、本案件は、過去の実績や本案件に対する技術提案から設計者を決定する、指名型プロポーザル方式により設計者を選定したため、随意契約を行っている。

(外部監査の結果)

① 委託起工伺いの決裁日

委託起工伺いの決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 7-6】

平成 25 年 8 月 29 日起案の委託起工伺いのほか複数の書類で、決裁日の記載が漏れている。

委託起工伺い等は、当該委託事業の実施について事前に決裁を得ていることを示す明確な根拠となるものであり、単純な事務処理漏れであるが、決裁日が記載されていないならば、事前に承認を得ているのかが不明確である。

よって、今後は決裁日の記載を徹底すべきである。

(意見)

① 1 者のみが参加した場合のプロポーザル方式の取扱いについて

プロポーザル参加が 1 者のみとなった場合の取扱いを明確にするため、「要領」等にて当該取扱いを定めるなど、あらかじめ明示的に規定して合理的に運用することが望ましい。【意見 7-24】

本契約はプロポーザル方式により契約先を選定している。

本件は 7 者の参加によりプロポーザルが実施されているため直接の関係はないが、本質的なプロポーザルの趣旨からすると、2 者以上の参加がないとそもそも成立しないという考え方が合理的である。一方で、もし参加者が単独の場合に当該制度を採用する実質的な効果が減殺されることになりかねないため、その評価いかんのみで採否を決定できるかどうかという点について、現状では「要領」等で明文の規定が存在しない。

そこで、もしプロポーザル参加が 1 者のみとなった場合の取扱いについては、実務上は解釈論となり、事務上の解釈や運用が不安定となるおそれがある。

よって、「要領」等にて当該取扱いを定めるなど、あらかじめ明示的に規定して合理的に運用することが望ましい。

8. 企業局

- (1) 平成 25 年度北川ダム、北川水系発電所及び関連施設除草・維持管理業務委託 (H2)
(担当課：総務課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

北川ダム、北川発電所、下赤発電所、桑原発電所及び関連施設の除草、各発電所取水口の塵芥除去業務、施設周辺側溝の土砂除去等を業務委託するもの

② 委託する理由

通常職員は、各施設内の機械等の点検を毎月数回行うが、施設周辺にある環境整備は現状の職員数では対応できないため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
委託先	(有) 赤嶺コンクリート工業	(有) 赤嶺コンクリート工業	(有) 児玉建設
契約期間	平成 23 年 6 月 4 日 ～ 平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 6 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 5 月 24 日 ～ 平成 26 年 3 月 15 日
予定価格	7,103,250	6,865,950	7,532,700
契約金額	7,035,000	6,809,250	7,460,250
落札率 (%)	99.0	99.2	99.0
入札参加者数 (者)	7 者	7 者	8 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

※ 平成 25 年度は、入札 2 回目までは予定価格超過のため不落札だったため、3 回目に入札に準じた見積書の提出により決定を行っている。

(外部監査の結果)

① 業務委託伺の決裁日

業務委託伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 8-1】

平成 25 年 5 月 7 日付で起案された業務委託伺の決裁日の記載が漏れていた。

業務委託伺は、当該委託事業の実施について事前に決裁を得ていることを示す明確な根拠となるものであり、単純な事務処理漏れであるが、決裁日が記載されていなければ、事前に承認を得ているのかが不明確である。

よって、今後は決裁日の記載を徹底すべきである。

(2) 平成 25 年度北川ダムへい死に伴う状況等調査委託 (H 3)

(担当課：総務課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

平成 25 年 12 月 8 日に北川ダムにて魚類へい死が確認されたことに伴い、この発生原因を早期に推定するための状況調査をするもの。

② 委託する理由

魚類へい死の原因を早期に推定するために緊急に業務を開始する必要があるため、当該地域での業務実績があり、またダムに精通し、早急に対応が可能な事業者に随意契約にて委託を行った。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	指名競争契約
委託先	—	—	九州建設コンサルタン ト株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 12 月 20 日 ～ 平成 26 年 3 月 28 日
予定価格	—	—	1,513
契約金額	—	—	1,512
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の (プロポーザル方式を採用した) 理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」、すなわち一刻も早く魚類へい死の原因を究明し、北川ダム周辺住民の不安解消を要したことから随意契約を行っている。

(外部監査の結果)

① 支出負担行為決議書の決裁日

支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 8-2】

平成25年12月20日付で起算された支出負担行為決議書の決裁日の記載が漏れていた。

支出行為負担決議書の決裁日は契約行為について事前に決裁を得ていることを示す明確な根拠となるものであり、単純な事務処理漏れであるが、決裁日が記載されていなければ、事前に承認を得ているのかが不明確である。

よって、今後は決裁日の記載を徹底すべきである。

(意見)

① 対応マニュアルの整備とモニタリングやマネジメントの活用について

魚類へい死事故対応マニュアルなど対応方針書と手続書の整備と併せて、定期的かつ継続的なモニタリングを実施することで、適切に運用しノウハウを醸成していくとともに、当該ナレッジを他のダムにおけるモニタリングやマネジメントにも活用または応用していくことが望ましい。【意見8-1】

今回の北川ダムにおける低酸素濃度を起因とした魚類へい死を踏まえ、今後の課題として

- ・魚類へい死事故対応マニュアルの整備
- ・今後の工事の進め方と水質の監視体制の構築

が掲げられており、工事の時期、水位低下の方法、水質等の監視体制の構築を行うために、酸素濃度を測定する水質計を設置してモニタリングを行うとともに、水質改善装置の設置や酸素溶解装置を使用して、底面付近の低酸素水に酸素を送る、などといった対応を行う、またはその予定となっている。

これらの実効性の担保のためには、定期的かつ継続的なモニタリングが必要であり、酸素濃度の測定値に応じた対応方針書と手続書を整備するとともに適切に運用しノウハウを醸成していくことが望まれる。

また、ダムにより構造や環境が異なるため一概に言えないものの、県内の他のダムにおいても同様の事象が発生する可能性も否定できないため、本事業の調査結果、その研究やモニタリング体制について、魚類へい死事故対応マニュアルを整備するとともに費用対効果の高い手法を検討して、他のダムにおけるモニタリングやマネジメントにも活用または応用していくことが望まれる。

(3) ポリ塩化アルミニウム購入 (H4)

(担当課等 : 総務課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

工業用水浄化用ポリ塩化アルミニウム(PAC)は、処理水中の汚濁物質を凝集することにより水を浄化するために使用される。降水があった場合濁水が発生するため、PACが使用される。当該PACの購入を委託するもの。

② 委託する理由

PACを扱っている業者から購入する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約	一般競争契約	一般競争契約
委託先	井上喜株式会社大分支店	井上喜株式会社大分支店	井上喜株式会社大分支店
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 3 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 15 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	36,750	30,450	31,500
契約金額	33,390	30,240	28,350
落札率 (%)	91.9	99.3	90.0
入札参加者数 (者)	7 者	6 者	5 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 反社会勢力の確認について

一般競争入札参加者が反社会的勢力に該当しないか事前に検討を行うべきである。

【意見 8-2】

現状、一般競争入札参加者が反社会的勢力に該当するかどうかの検討はなされていない。

契約書（契約の解除）第 9 条第 1 項 5 号において「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第 2 条 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき」には契約解除の規定がある。

かかる検討が十分に行われないと、もしこれに該当する者が入札に参加した場合、事前に排除することができない可能性がある。

しかし、事前に検討を行う必要があると考えられるため、一般競争入札の公告を行う際に「暴力団等については参加を認めない」旨を記載するなどし、事前に確実な検討が行われる必要がある。

(4) 判田浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託（H6）

（担当課等：総務課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

企業局では、企業に供給するための工業用水を大野川から取水している。工業用水は、条例（大分県工業用水道事業の給水に関する条例）により一定基準の水質を満たしたものでなければならない。判田浄水場では、基準を満たすため水を浄化したうえで企業に供給しているが、浄化の過程で生じた不純物を含んだ汚泥ケーキを処分することを目的とする（当該委託先には、運搬能力がないため、運搬については、当該業者が指定した業者（龍南運送）が実施）。

② 委託する理由

本事業は、大分県の産業廃棄物の処分に係る許可を有する業者が行う必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	太平洋セメント株式会社九州支店	太平洋セメント株式会社九州支店	太平洋セメント株式会社九州支店
契約期間	平成 23 年 4 月 5 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 4 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 5 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	2,625	2,625	2,625
契約金額	2,625	2,625	2,625
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号：その性質又は目的が競争入札に適しないもの。 汚泥脱水ケーキの処理については、安定的な処理体制を確保する観点から、大津留浄水場とは異なる業者が行う必要があり、また、判田浄水場は大津留浄水場に比べて排出量が多く、その処理能力を有する業者を選定する必要があるため。	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 反社会勢力の確認について

委託先が反社会勢力でないか事前に検討を行うべきである。【意見 8-3】

反社会勢力でないかの確認が行われていない。過去 40 年以上にわたり、契約しており、信頼のある業者であるとのことであるが、事前に反社会勢力でないかという検討はなされるべきである。

(5) 大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託 (H111)

(担当課：総務課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分県企業局財務会計システムに関する維持管理のための支援業務。

② 委託する理由

当該システムは、日次処理、月次処理、随時処理及び年次処理を一貫して行っており、運用の中で誤操作等によるデータの損傷や機器の誤作動等の様々なトラブルを解消し財務会計システムをスムーズに運用させるために、システムに精通したエンジニアによる年間を通じた保守が必要不可欠である。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	富士通株式会社 大分支店	富士通株式会社 大分支店	富士通株式会社 大分支店
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	1,411	1,366	2,904
契約金額	1,366	1,366	2,846
出資の有無	不明	不明	なし
出向者の有無	不明	不明	なし
県 OB の有無	不明	不明	なし

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得 (プロポーザル参加者) 数	1 者	1 者	1 者

<p>随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由</p>	<p>自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）による。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
-------------------------------	--	-----------	-----------

（外部監査の結果）

① 積算書の評価体制について

I T 調達の見積の積算結果の妥当性について、企業局内では知事部局のように評価できる体制が整備されていない。【結果 8 - 3】

ベンダーから受領した参考用見積書を元に積算を行っているが、担当課には、商工労働部情報政策課の職員のような I T に知見がある人間がおらず、参考にした見積書及び積算金額の妥当性について評価できる体制になっていない。

現評価体制が放置されていると、誤った、又は不適切な計算方法で積算されても発見されずに、不適切な金額で委託契約が結ばれてしまうおそれがある。

企業局内で委託金額が評価できない場合は、例えば、商工労働部情報政策課に支援を依頼するなどして、適切な積算及び見積金額の評価ができる体制を整備する必要がある。

（意見）

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見 8 - 4】

総務課担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が毎年ほぼ 100% に近い契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

9. 病院局

(1) 病院局全体に共通した事項

(意見)

① 書類の決裁日欄の検討と決裁日の明示について

病院局においては、委託同等に決裁日欄がないため、決裁日が記載されていない。

大分県立病院会計規則及びその規則様式においては、決裁日の記載欄が設けられていないものの、起票日と決裁日が一致するとは限らず、事前にいつ決裁を受けているかを明示する根拠となることから、決裁の時点確定的な証跡を明示するために、決裁日の記載欄を設けることを検討することが望ましい。【意見9-1】

② 有効な内部牽制組織のあり方について

契約担当課等が会計管理課となっている委託契約については、会計管理課の中に会計班と物品・施設管理班とが並列的に組織されているため、契約の承認者と支出事務担当者、承認者と合議者が同一の担当課等内となっている。

これらが同一組織内となっている場合には、承認機関と審査機関と支出機関とが一致するため、実質的に内部牽制が機能しづらい組織構造となってしまう。

したがって、物品管理班と施設管理班を会計管理課から分離するなどにより、組織を見直すか、代位決裁者を定めるなどの方法により、内部牽制機能の有効性を担保する仕組みづくりが必要と考えられる。【意見9-2】

(2) 病院総合情報システム運用保守業務委託（I 1）

（担当課：県立病院）

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

電子カルテを含む病院総合情報システムの運用に関し、システムの障害対応や各種マスタのメンテナンス、データの抽出作業のほか、パソコンの管理や操作に関する問い合わせ等に対し、24時間365日対応するため、業務に精通したSEを電算室に常駐させるもの。

② 委託する理由

病院のシステムは24時間365日安定した稼働が求められている。電算室は、システムの監視や障害対応、システムの操作方法の説明、パソコンの管理などのほか、病院の全職員に対するヘルプデスクとして早期対応を行うため、高度かつ複雑で専門的知識が必要であり、医療業務に精通したSEでなければ対応が困難なため。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約 (長期継続契約)	随意契約 (長期継続契約)	随意契約 (長期継続契約)
委託先	株式会社ユビキタステ クノロジー	株式会社ユビキタステ クノロジー	株式会社ユビキタステ クノロジー
契約期間	平成 22 年 9 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	44,510	38,997	37,190
契約金額	33,980	37,190	37,190
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポ ーザル参加者）数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロ ポーザル方式を採 用した）理由	自治法施行令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号（不 動産の買入れ又は借入 れ、普通地方公共団体 が必要とする物品の製 造、修理、加工又は納 入に使用させるため必 要な物品の売払いその 他の契約でその性質又 は目的が競争入札に適 しないものをするとき。）による。	同左	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見 9-3】

県立病院担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめた
が、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯
を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要で
あるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が毎年ほぼ 100%に近い契約になること

は通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(3) 血液検査支援システム保守委託 (I 2)

(担当課：県立病院)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

血液検査支援システム(製品名：ADMS-H)の障害対応(365日24時間)、各種要望へのプログラム改修対応、増設検査機器の接続設定業務、マスターデータ管理業務、定期点検など。

② 委託する理由

当システムは医療用専門システムであり、開発ベンダーだけが改修・設定等が可能である。システムに不具合が発生した場合、直ちにその原因を究明し、復旧させ、再度利用できる状態にできる業者は開発ベンダーのみであり、365日24時間医療の安全性を担保する必要がある。なお開発ベンダーは大分県に拠点がないので、指定代理店である株式会社アステムと契約している。

③ 契約方法及び委託先状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託先	—	株式会社アステム	株式会社アステム
契約期間	—	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	1,341	1,341
契約金額	—	1,341	1,341
出資の有無	—	なし	なし
出向者の有無	—	なし	なし
県OBの有無	—	なし	なし

④ 随意契約(プロポーザル)の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	1 者	1 者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	—	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)による。	同左

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見9-4】

県立病院担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が毎年100%の契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(4) 磁気共鳴断層撮影装置保守委託 (I3)

(担当課：県立病院)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

磁器共鳴断層撮影装置の定期点検及び機器保守

② 委託する理由

患者の診断をするにあたり、重要な診断用精密機器であり、常時、正常稼働を維持する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	株式会社バイオメディカル	株式会社バイオメディカル	株式会社バイオメディカル
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	10,000	10,000	10,000
契約金額	10,000	10,000	10,000
出資の有無	なし	なし	なし

出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	この超電導 MRI は、シメンス旭メディック製であり、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、当機器の代理店以外では対応できないため。	同左	同左

(外部監査の結果)

① 予定価格の根拠となる内容の明確化

設計額の基礎として入手した参考見積書には、「内容別紙」と記載されているものの、フルメンテナンス年間保守契約における点検の回数など内容の明示がない。

内容が明確になっていないままこの参考見積書の金額どおり予定価格を決定するのは適切といえないことから、設計の根拠となる内容は明確にしたうえで契約事務を進める必要がある。【結果 9 - 1】

(意見)

① リモート診断 24 時間対応業務の履行確認について

委託業務の仕様の一つに「リモート診断 24 時間対応」の業務があるが、当該業務にかかる成果物が保管されていないため、業務の履行を客観的かつ明瞭に確認できるよう業務の経過を明示した成果物を入手することが必要である。【意見 9 - 5】

委託業務の仕様の一つに「リモート診断 24 時間対応」の業務があるが、当該業務にかかる診断対応報告書といった成果物がなんら存在していない。

適切な診察の履行のため、装置のリモート診断 24 時間対応が委託内容に含まれるべきことと、実際に装置に異常が発生していないため円滑な診察に供用できていることは理解できるものの、実際に日々どのような診断結果となっているかを客観的に把握することができない。

したがって、当該業務にかかる事実の経過をトレースするために、日々や月次で異常が検知されなかった場合であっても、当該経過を明示した成果物は入手して、委託業務の履行を客観的かつ明瞭にすることが必要である。

② 保守実施報告書の日付の訂正について

委託先から提出された保守実施報告書のうち平成 26 年 3 月分について、担当者による日付の強制修正の痕跡が見受けられた。担当者は報告書の提出者でないのであるから、日付が妥当でない場合は原則として、委託先に再提出を求めるか、委託先に日付の訂正してもらいたい。【意見 9 - 6】

(5) 全身用X線コンピューター断層撮影装置 (I5)

(担当課：県立病院)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

全身用X線コンピューター断層撮影装置の定期点検及び機器保守

② 委託する理由

患者の診断をするにあたり、重要な診断用精密機器であり、常時、正常稼働を維持する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	一般競争契約	一般競争契約
委託先	—	株式会社アステム	株式会社アステム
契約期間	—	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	同左
予定価格	—	88,200	同左
契約金額	—	77,700	同左
落札率 (%)	—	88.1	同左
入札参加者数(者)	—	1 者	同左
出資の有無	—	なし	なし
出向者の有無	—	なし	なし
県 OB の有無	—	なし	なし

※ 装置そのものの取得が同時に行われているため、特定調達契約 (WTO) の公示手続のうえ、一般競争入札が実施されている。したがって、物品と保守の同時契約となっている。なお、2回目までの入札が予定価格を超過していたため、不落札により見積書の提示による随意契約に移行している。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 予定価格調書の金額修正について

予定価格調書であらかじめ印字した金額を専決権限者が訂正する場合は、余白に記入するだけでは数値が2つ存在し紛らわしいため、訂正前の金額は訂正印を付して無効処理したことを明示することが望ましい。【意見 9-7】

本件の機器メーカーの参考見積 (平成 22 年 7 月 16 日付) を徴したうえで、「予定価格算定書」を作成 (同 11 月 18 日) し、11 月 26 日に病院長により決裁されている。12 月 10 日施行の一般競争入札に先立ち、12 月 8 日に作成された「予定価格調書」は、紙の印字によると、税抜 150,000 千円 (装置 65,000 千円、保守 14,800 千

円×5年)となっているが、手書きで税抜139,000千円と記載されている。予定価格の決定は病院長の専決事項であるため、病院長の独自の判断により減額した予定価格で決定するために手書きで修正した模様である。

しかしその状態では、印字された金額と手書きの金額が予定価格欄に併記された状態となっており、予定価格調書の最終結果が多少分かりづらいものとなっているし、手書きされた金額の記入者を客観的に特定するのは難しい。

したがって、権限者の専決権限により当初の予定価格を修正し決定する場合は、専決権限者が手書き修正する前の金額を確実に二重線で取消し修正印を明示し無効処理したうえで、決定する予定価格を記入しておくことが望ましい。

② 再委託が通常見込まれる場合の契約書の文言について

100%の再委託が予定されている契約においては、再委託の禁止が明文化されるのは不自然であるため、「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」と契約書において規定する方が望ましい。【意見9-8】

委託契約書に再委託の禁止が明文化されているが、県の承諾を得た場合にはその限りではないという文言になっている。しかし、この委託契約は、契約者がA社、委託業務を実際に行うのが機器メーカーであるB社となっており、再委託割合は100%となっている。

本契約は、契約の相手方が機器メーカー代理店で、実際の作業を行うのは機器メーカーであることが事前に明白であるため、契約書の文言は、本文にて「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」という文言記載にする方が望ましい。

③ 再委託の申請承認文書の編綴について

上述した再委託の申請文書の提出を受け承認しているが、契約関係簿冊と別の簿冊に編綴しており、一覧性を高めるためできるだけ同一の簿冊に編綴するよう留意されたい。【意見9-9】

(6) 施設維持管理業務 (I10、I11)

(担当課：県立病院)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

設備運転監視、施設及び設備機器の保守点検及び軽微な補修の業務

② 委託する理由

外部委託が経済的かつ効率的であるため

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 22～25 年度	平成 25 年度	平成 25～28 年度
契約方法	一般競争契約	随意契約	一般競争契約
委託先	株式会社オーチュー大 分支店	株式会社オーチュー大 分支店	株式会社オーチュー大 分支店
契約期間	平成 22 年 6 月 1 日 ～ 平成 25 年 5 月 31 日	平成 25 年 6 月 1 日 ～ 平成 25 年 6 月 30 日	平成 25 年 7 月 1 日 ～ 平成 28 年 6 月 30 日
予定価格	412,974	10,019	438,571
契約金額	407,389	9,345	438,480
落札率 (%)	98.6	93.3	99.9
入札参加者数(者)	5 者	—	4 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度		平成 25 年度	
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	1 者	—
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	—	令第 167 条第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」	—

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 再委託が通常見込まれる場合の契約書の文言について

多くの再委託が通常見込まれる契約においては、契約書において再委託の禁止が明文化されるよりも、「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」と規定する方が望ましい。【意見 9－10】

委託契約書第 18 条によると、「乙は委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たものについてはこの限りではない。」との規定となっているが、本件施設管理業務については、再委託を行うことが通常見込まれる契約である。

したがって、「乙はあらかじめ書面により甲の承認を得たものについては、委託業務の処理を第三者に委託することができる。」としたうえで、「乙は再委託先の業務が適切に行われるよう管理監督する責任を有し、再委託による業務履行の結果は乙に帰属する。」などの文言を加えるなどの文言の方が適切であるとする。

② 効率的な契約更新事務について

本件では平成 25 年 6 月の 1 か月間だけ随意契約により業務を行っているが、契約更新のための十分な準備を実施しておけば当該契約は回避できた可能性も想定されるため、スムーズで効率的な更新契約手続が行われるような事務の調整のあり方を検討されたい。【意見 9-11】

本業務委託において、平成 25 年 5 月末までの 3 年間の長期継続契約と、平成 25 年 7 月からの 3 年間の長期継続契約との間、平成 25 年 6 月の 1 か月間のみ随意契約で委託している。この随意契約となった理由書には、平成 22 年における契約の発注では、平成 22 年 5 月 24 日に入札し、5 月末までを引き継ぎ期間としていたが、例年と比較して、引継ぎの立会、指導等に多くの時間を要したため、引継ぎに際し十分な指導・説明が行えるようにするため、入札から引継ぎに関する業務を、年度開始時期の業務が一段落する 6 月とすることとした旨が記載されている。

当該長期継続契約そのものは一般競争入札によっており、委託先の変更の可能性に備えて、引継ぎに際し十分な指導・説明期間を確保すべきという方針の下で 1 か月間の随意契約を行ったものであるが、契約更新時期はあらかじめ分かっていたことであり、契約更新のための事務準備を計画的かつ効率的にスケジューリングしておけば、当該随意契約は回避することは可能であったと推察される。

契約更新事務に当たっては、十分な準備期間を設けて、スムーズで効率的な更新契約手続が行われるように事務の調整を進めるように留意することが望ましい。

(7) 医事業務等 (I 1 5)

(担当課等 : 県立病院)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分県立病院における外来受付、入院説明、入院受付、外来・入院計算及び総合案内での外来案内等の業務。

② 委託する理由

下記の理由により病院としてのメリットが非常に高いため、専門業者へ委託している。

- (ア) 医事業務については、事務内容が極めて複雑で専門的である。とりわけ、外来・入院の計算業務は、診療報酬請求に関する豊富な知識・経験及び迅速・正確な事務処理能力が求められる。
- (イ) また、病院での外来受付、入院説明、入院受付業務等については、定型なものなので、専任的に行う方が効率的である。
- (ウ) さらに、患者への対応を行うにあたっては、接遇などの研修も必要であり、専門研修の充実した業者であればさらに経費の削減となる。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争入札 (長期継続契約)	一般競争入札 (長期継続契約)	一般競争入札 (長期継続契約)
委託先	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館
契約期間	平成 23 年 10 月 1 日 ～ 平成 26 年 9 月 30 日	平成 23 年 10 月 1 日 ～ 平成 26 年 9 月 30 日	平成 23 年 10 月 1 日 ～ 平成 26 年 9 月 30 日
予定価格	542,991	542,991	542,991
契約金額	534,533	534,533	534,533
落札率 (%)	96.7	96.7	96.7
入札参加者数(者)	2 者	2 者	2 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

※ 平成 25 年度における当該決算額は 179,839 千円である。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 追加業務の統一的取扱いについて

同一業務を複数業者（委託契約先）に変更契約等で追加する場合には、部局内で協議し、統一的に変更契約事務を行うことが望ましい。【意見 9-12】

大分県立病院において、文書搬送業務の追加業務が発生し、当該追加業務を当委託先と警備委託先の 2 者へ委託している。しかし、両者の変更契約において、当該追加業務の取扱いが異なる。具体的には、当委託先への委託については、当委託との関連性はないとの理由から、新たな委託契約とみなして変更契約している。他方、警備委託先については、警備委託契約を変更するとの理由から、当初落札率を用いて変更契約している。両者の当該追加業務の取扱いが部局内で統一されておらず、変更契約額についての公平性が保たれていないと考えられる。

したがって、同一業務を複数業者（委託契約先）に変更契約等で追加する場合には、部局内で協議し、統一的に取扱い、変更契約について公平性を保つことが望ましい。

(8) 患者給食業務委託 (I 1 6)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

患者給食材料管理、調理、盛付け、配膳、食器洗浄等。

② 委託する理由

入院患者の給食管理を適正、迅速に実施するため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	指定管理 (任意指定)	指定管理 (任意指定)	指定管理 (任意指定)
委託先	株式会社ニチダン	株式会社ニチダン	株式会社ニチダン
契約期間	平成 23 年 7 月 1 日 ～ 平成 26 年 6 月 30 日	平成 23 年 7 月 1 日 ～ 平成 26 年 6 月 30 日	平成 23 年 7 月 1 日 ～ 平成 26 年 6 月 30 日
予定価格	354,469	354,469	354,469
契約金額	319,410	319,410	319,410
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

※ 平成 25 年度における当該決算額は 178,376 千円である。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 積算の根拠資料について

積算に用いた単価を変更した場合は、変更が承認された文書を作成した上で保管することが望ましい。【意見 9-13】

予定価格を積算するにあたり、一般食の単価は当初@211 円で計算していたが、最終的には@220 円で計算されている。しかし、鉛筆書きで@220 円で計算した金額を積算額としており、@220 円に変更したことが適切に承認されたかどうか不明瞭である。

この状況であれば、いったん@211 円で承認を受け、その後担当者の自己判断で@220 円に変更したと疑念をもたれるおそれもある。

したがって、単価を変更したのであれば、鉛筆書きでの計算結果を積算額とするのではなく、新たに積算の根拠資料を作成した上で承認を得る必要があると考える。

10. 教育庁

(1) 緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託 (J2)

(担当課：教育財務課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

県立高校の統廃合により生じた未利用の教育財産及び廃校予定の教育財産について、今後の有効活用にあたり必要となる、不動産の表示に関する登記のために必要な調査、測量、申請等の業務を行う。

② 委託する理由

土地家屋調査士法により、登記に関する業務を行えるのは、土地家屋調査士として登録された者に限られるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	35,938
契約金額	—	—	35,934
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

④ 随意契約 (プロポーザル) の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	—	—	1 者
随意契約の (プロポーザル方式を採用した) 理由	—	—	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約を行っている。すなわち、随契ガイドライン 1 (21)「法令等の根拠により契約の相手方が特定されるとき」に該当するものとして、土地家屋調査士法により、公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、「官公署の依頼を受け、不動産の登記に関する事務を行う事をその業務とする」とされている。

(外部監査の結果)

① 完了検査通知書の日付の記載

緊急雇用チェックリストに基づく完了検査の雇用人材課あて通知決裁日と施行日の記載がない。特に決裁日の記載がなされていないと、組織として意思決定がなされた日付が不明となる。起案日は平成26年6月13日であり、6月15日までに雇用人材課あて通知することからおよその推定は成立するものの、必要な項目は確実に記入されたい。【結果10-1】

(意見)

① 金額把握のための明瞭表示について

委託先から入手している見積書の記載のうち、各項目の金額における消費税の内税・外税の関係や、表上部のまとめの記載金額と下の明細内訳の金額との関係性が分かりにくい。明瞭性と検証可能性を高めるため、もっと総括金額と明細金額との関連性、特に内税と外税が簡潔に分かるようなフォームを先方に要望することが望ましい。【意見10-1】

② 遊休資産の有効活用について

未利用教育財産台帳整備の対象となった遊休資産の利活用や売却などの有効活用のスキームをできるだけ効果的かつ迅速に策定することが望ましい。【意見10-2】

本件の対象となっている廃校舎屋や跡地といった遊休の県有財産については、その有効活用やスキーム策定については契約事務担当課で一義的に対応することとなる。全体のとりまとめやデザインは県有財産経営室が行うが、関連する実務は担当課で行い、有効活用の案の検討も行うこととされている。

このような廃校舎屋や跡地では基本的には、国庫補助との関連性もあり、地元の自治体に売却（利活用）を優先することとし、次に一般競争入札による売却を検討することとなるが、鑑定額に鑑定料を加算した額を基礎として売却するため、売却は容易とは言えない。本件対象土地のうち、農地などは大分県からは相対の売却交渉を行っていない。

未利用教育財産台帳整備を委託で行ったのも、遊休資産の利活用や売却を促進するためであり、担当課においてはより有効な手段でかつできるだけ早期に今後の対応方針やスキームを策定していく必要がある。

(2) 平成25年度学校図書館活用教育支援事業学校図書館機能アップ支援業務委託（J5）

（担当課：社会教育課）

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

学校図書館を「読書センター」、「学習・情報センター」として活性化し、学校司書の配置と学校図書館活用教育の充実に取り組む市町村を支援するため、指定校に学校図書館アドバイザーを派遣し、学校図書館の整備や授業における活用について

評価を行い、作成した改善プランに基づき指導・助言を行う。また、学校司書等を対象に、意識改革と技術的なスキルアップを目的として、研修会の企画及び運営を行う。

② 委託する理由

本事業は、学校図書館に関する専門的な技術や知見を有している必要があり、かつ県内6教育事務所管内での研修会の実施と、指定校へのアドバイザー派遣を通じての分析をもとに、効果的な指導・助言の必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	随意契約
委託先	—	—	株式会社リブネット
契約期間	—	—	平成 25 年 4 月 23 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	28,000
契約金額	—	—	28,000
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

※ 当初予定価格及び契約金額はいずれも 18,900 千円である。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 委託業者の業況について

委託業者の業況を把握し、委託業者が業務を継続して遂行できるかどうかを検討することが望ましい。【意見 10-3】

本委託業務の委託業者は、平成 24 年 3 月期において 39 百万円の債務超過となっていた。直近財務諸表では、グループ会社（親会社）から出資を受けたため自己資本は 59 百万円まで回復している。しかし、県では委託業者を選定するにあたりグループ会社の財務状況については、特に把握していない。

今回はグループ会社から支援を受けたケースであるが、仮にグループにおける主要な会社の業績が悪化し倒産に至るといった状況になれば、委託会社の業務遂行に重大な影響を与える可能性がある。

このため、状況によっては委託業者のグループ会社を把握し、財務書類の提供などの協力を得て、グループ全体の業務遂行能力を検討することが望まれる。

(3) 大分県立図書館サービス業務委託（J6）

（担当課：社会教育課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

県立図書館業務のうち公権力の行使や高度の専門性を要する業務以外を委託するもの。

○カウンター（中央・貸出）対応業務

（貸出、返却、配架、書架整理、各種受付、利用者登録等）

○市町村カウンター対応業務

（団体貸出、協力貸出、返却、配架、書架整理等）

○事務的業務

（逐次刊行物の配架、延滞督促、資料補修・クリーニング、資料整備期間業務等）

② 委託する理由

委託業務の拡大を検討するという行財政改革の趣旨に基づき、貸出・返却業務等外部委託可能な業務を委託することにより、効率的な図書館運営を目指す。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先	株式会社 図書館流通センター	株式会社 総合人材センター	株式会社 総合人材センター
契約期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日
予定価格	131,184	137,152	137,152
契約金額	130,788	104,107	104,107
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（意見）

① 委託業者の決定方法について

適切な業者を選定するため、仕様書の内容や契約方法を工夫すべきである。

【意見 10-4】

平成 24 年 4 月 1 日付の契約から委託業者が変更されている。

委託業者からの月報を閲覧したところ、人員数は確保できたが実務経験の乏しい人員が多く、利用者に対し説明（誘導）が不足するなど、業務の一部に支障が生じて

いる。また、落札額は予定価格の75%程度であり、人件費を大幅に削減していることが考えられる。

本委託契約は一般競争入札で入札が行われているが、入札にあたり業務を適切に遂行できる委託業者を選定することが必要である。そこで、仕様書においてカウンター業務につき必要な従業員数の配置基準を示すなど工夫の余地があったと考える。

また、適切な委託業者を選定するため、企画提案方式で契約を行うなどの工夫も考えられる。

(4) 風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃 (J11)

(担当課：歴史博物館)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

宇佐風土記の丘（免ヶ平地区を除く）の芝生内除草・芝刈り及び園路・広場等の清掃を行う。

② 委託する理由

施設の景観維持をもって、利用者の利便性を図るため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約 (長期継続契約)	随意契約 (長期継続契約)	随意契約 (長期継続契約)
委託先	(社)大分県手をつなぐ 育成会	(社)大分県手をつなぐ 育成会	(社)大分県手をつなぐ 育成会
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格	19,770	19,770	19,770
契約金額	19,770	19,770	19,770
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1者	1者	1者
随意契約の(プロポーザル方式を採用した)理由	令第167条第1項第7号時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときに該当するとして、随意契約を行っている。大分県が知的障害者のために適した仕事内容・勤労の場を提供し、在宅知的障害者の自立の途を図るという立場から、昭和57年3月の県議会において、当館の一部もその対象にしてほしいとの請願がなされ、採択された(県福祉保健部からも障がい福祉施設に対する発注等の配慮について依頼を受けている。)。さらに、当該業者は、団体の性質(設立趣旨・運営方針等)上、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが可能である。		

(外部監査の結果)

① 実施伺の決裁日の記載

平成23年3月23日に起票された当該委託業務の実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。起票日と決裁日が一致するとは限らないため、決裁の時点確定的な証跡を明示すべきである。【結果10-2】

② 年次委託業務完了届の確実な提出

委託先である(社)大分県手をつなぐ育成会から、月次業務完了報告書は入手していたが、年間の委託業務完了届が提出されていなかった。委託業務全体の完了を確認するため、確実に提出を求め保管する必要がある。【結果10-3】

(意見)

① 設計金額の見直しについて

予定価格決定段階で予算上の制約を勘案するのではなく、設計積算の段階でこれを念頭に置いて積算根拠となる業務数量または単価を見直すことが合理的である。【意見10-5】

年間の委託設計積算額は7,225,633円に対して、予定価格は6,590,000円となっているが、この理由は、設計額が予算金額を超えたため、予算に合わせて減額して予定価格としたとのことである。

委託契約事務において、適正に積算された設計金額と契約判断の基礎となる予定価格は一致することが原則であるため好ましくない。

予算の制約は事務の開始時点で明らかであるのだから、予算上の制約を念頭に置いて、積算そのものの業務数量または単価を見直すことが合理的である。

11. 警察本部

(1) 緊急雇用初動捜査強化対策事業委託契約（K3）

（担当課等：刑事企画課）

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

厳しい雇用情勢の中、失業者を雇い入れて雇用機会を創出するとともに、重要犯罪捜査に有効な防犯カメラ設置場所の調査を委託し、設置場所情報の収集を委託するもの。

② 委託する理由

厳しい雇用情勢の中、失業者を雇い入れて雇用機会を創出するとともに、大分県が受託者に対し重要犯罪捜査に有効な公共空間等の防犯カメラ設置場所調査を委託し、防犯カメラの設置場所情報を収集するため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	—	—	一般競争入札
委託先	—	—	鬼塚電気工事株式会社
契約期間	—	—	平成 25 年 7 月 1 日 ～ 平成 26 年 1 月 31 日
予定価格	—	—	15,393
契約金額	—	—	13,072
落札率（％）	—	—	84.9
入札参加数（者）	—	—	4 者
出資の有無	—	—	なし
出向者の有無	—	—	なし
県 OB の有無	—	—	なし

(外部監査の結果)

① 決裁日付の記入について

事業実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 11-1】

事業実施伺の決裁日付が未記入のため、オーソライズされた日付関係が不明瞭である。起案日もしくはその翌日には決裁を受けているとの事であるが、県の契約事務規則に従った事務手続の実施状況を適切に記録・保管するため、決裁日付を確実に記載する必要がある。

(2) 捜査支援（緊急配備支援）システム保守点検委託契約（K4）

（担当課等：刑事企画課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

捜査支援（緊急配備支援）システムの定期保守点検業務、定期交換部品取替業務を委託するもの。

② 委託する理由

当該システムは、県内幹線道路を中心とした主要箇所を設置したカメラ等の路上装置により、手配車両等を選別発見・通報するというものであるが、このシステムの路上装置等を常に良好な状態で機能させるため、保守点検業務を専門業者に委託する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	日米電子株式会社	日米電子株式会社	日米電子株式会社
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 1 月 31 日
予定価格	3,983	14,996	6,478
契約金額	3,838	14,952	6,478
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

④ 随意契約の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	1 者	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	当該装置は、三菱電機株式会社の独自技術により開発し、設置した特殊精密機器である。なお、本システムの保守点検業務については、「保守点検業務の移管届け H20. 3. 10」のとおり、三菱電機株式会社から日米電子株式会社に移管されており、保守点検業務を履行可能な業者は他にいないことから、一者による随意契約としたもの。	同左	同左

(外部監査の結果)

① 決裁日付の記入について

事業実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。【結果 1 1 - 2】

事業実施伺の決裁日付が未記入のため、オーソライズされた日付関係が不明瞭である。起案日もしくはその翌日には決裁を受けているとの事であるが、県の契約事務規則に従った事務手続の実施状況を適切に記録・保管するため、決裁日付を確実に記載する必要がある。

(3) 免許センター設備保守 (K 1 1)

(担当課等 : 運転免許課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

運転免許センターの建物や設備機器の機能維持、安全性の確保及び衛生的な環境の確保を図ることを目的に、電気、空調、給排水衛生、消防等の各設備の点検及び保守管理を委託するもの。

② 委託する理由

業務の実施に当たっては、電気主任技術者等の有資格者や専門的技術を有する者による作業が不可欠であり、これらの資格を有する者に委託するもの。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約	一般競争契約	一般競争契約
委託先	大分県総合ビルメンテナンス協同組合	大分県総合ビルメンテナンス協同組合	大分県総合ビルメンテナンス協同組合
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
予定価格	14, 136	14, 017	14, 017
契約金額	14, 067	14, 011	14, 011
落札率 (%)	99. 0	99. 0	99. 0
入札参加者数 (者)	4 者	3 者	3 者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県 OB の有無	なし	なし	なし

(外部監査の結果)

① 支払期日の遵守について

契約書に記載されている支払期日が遵守されておらず、契約違反の状態となっている。【結果 1 1 - 3】

契約書の第13条第3項にて、「請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。」と規定されている。

しかし、1月分の請求書（平成26年2月10日）の会計課支払済印が平成26年3月12日となっており、30日を越えて支払いが行われている。

請求書等の不備があり、委託先へ訂正を依頼するため、事務処理に時間を要したのが原因ではないかとのことであるが、契約書で支払期日を定めている以上、当事者間で何らかの契約変更等の合意がない限り、その日を超過することは契約違反である。

よって、迅速に所定の事務処理を行い、支払期日を遵守すべきである。

(4) 運転者管理システム改修委託（K12）

（担当課：運転免許課）

（委託契約の概要）

① 委託契約の内容

道路交通法の改正等に伴い、同法の施行に併せてシステム改修を行い、警察庁運転者管理システムと連動して総合的な運転者管理を行う必要があるため、専門業者に委託するもの。

② 委託する理由

改修を行うシステムは、日本電気株式会社が開発したもので、同社独自のプログラム言語で構築されている現行システムの解析、改修等が同社しかできないため。

③ 契約方法及び委託先状況

（単位：千円）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約	—	随意契約
委託先	日本電気株式会社 大分支店	—	日本電気株式会社 大分支店
契約期間	平成23年9月16日 ～ 平成24年3月31日 平成24年1月10日 ～ 平成24年3月23日	—	平成25年6月3日 ～ 平成25年8月31日 平成25年10月24日 ～ 平成25年11月30日
予定価格	26,227 16,546	—	5,460 1,697
契約金額	26,227 16,546	—	5,460 1,697
出資の有無	なし	—	なし
出向者の有無	なし	—	なし
県OBの有無	なし	—	なし

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得（プロポーザル参加者）数	1 者	—	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）による。	—	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）による。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 契約金額の妥当性の明確化について

随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。【意見 1 1 - 1】

運転免許課担当者にヒアリングして、正規の手続に則って契約したことは確かめたが、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう具体的な経緯を記した文書等がなかった。

既存システムの運用保守にあたっては、既存システムに関するノウハウが必要であるため、随意契約を結ぶことには合理的な理由があると考えられる。

しかしながら、事前の協議がなく落札額が 100%の契約になることは通常考え難い。そのため、外見上見積額に合わせて積算された、もしくはその逆で契約金額が決定したように見えかねない。

契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるように、手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。

(5) 更新時講習業務委託 (K14、K15)

(担当課：運転免許課)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

運転免許証の更新を受けようとする満70歳未満の者、特定失効者又は特定取消処分者は、公安委員会が行う更新時講習を受けなければならないと義務づけられており、優良運転者、一般運転者、初回更新者又は違反運転者等の区分に応じた講習を委託している(道路交通法第101条の3、同法第108条の2第11項、同法施行規則第38条11項)。

② 委託する理由

本事業は、県民の利便性を図ることから、広く県下全域で実施することが求められており、年間約14万人もの県民が受講する。更新時講習は、適切な組織及び能力を有する法人において、高水準の講習を維持する必要がある(道路交通法第108条の2第3項)。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約方法	随意契約 (長期継続契約)	随意契約 (長期継続契約)	随意契約 (長期継続契約)
委託先	公益財団法人大分県交通安全協会	公益財団法人大分県交通安全協会	公益財団法人大分県交通安全協会
契約期間	平成23年3月1日 ～ 平成26年2月28日 —	平成23年3月1日 ～ 平成26年2月28日 —	平成23年3月1日 ～ 平成26年2月28日 平成26年3月1日 ～ 平成26年3月31日
予定価格(単価)	優良 469.35 一般 619.50 違反等 871.50 —	同左 —	同左 優良 467.25 一般 617.40 違反等 869.40
契約金額	優良 467.25 一般 617.40 違反等 869.40 —	同左 —	同左 優良 467.25 一般 617.40 違反等 869.40
決算額	106,989 —	92,610 —	79,320 7,388
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	25人	27人	26人

※ 平成23年3月1日から平成26年2月28日までの契約については、一般競争入札が実施されたが、入札は1者のみで、かつ入札3回がいずれも不落札となったため、随意契約に移行したものである。

④ 随意契約（プロポーザル）の状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
見積取得(プロポーザル参加者)数	1 者	同左	1 者
随意契約の（プロポーザル方式を採用した）理由	令第 167 条第 1 項第 8 号競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく、該当したため、随意契約を行っている。	同左	令第 167 条第 1 項第 2 号性質目的が競争入札に適しないもの、随契ガイドライン 1 (2)オ「高度の専門性（知識、技術、経験）を必要とする契約をするとき」に該当するもの、すなわち講習指導員は、運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において適格性を有する者を持って充てることとされており、県下の警察署及び免許センターでの講習を賄う人員を確保できる法人がないため。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 積算における諸経費率の適用について

設計積算において、人件費以外に、詳細の講習機材・講習テキスト・車両費の物件費の積算によっており、必要経費が個別に積み上げられていることから勘案すると事業費に対する掛け目で諸経費を積算するのは不適當である。【意見 1 1 - 2】

設計積算において、人件費以外に、詳細の講習機材・講習テキスト・車両費の物件費の積算によっており、必要経費が個別に積み上げられていることから勘案すると、事業費に対する掛け目で諸経費を積算する積極的根拠が見いだせない。

さらに、諸経費率について、「土木工事における一般管理費率を適用」とあるが、当該業務は講師業務であり、全く根拠が不明である。

この点、平成 26 年 2 月末までの 3 か年の長期継続契約においてはこの問題点が指摘されるが、現在の平成 26 年度における契約については、手数料率の見直しとともに、委託契約の積算方法の見直しが行われ、上記諸経費は削除されている。

② 積算における物件費の参考見積の入手方法について

一部の物件費の設計積算に際して、1 者から参考見積を入手して算定しているが、できれば 2 者以上から参考見積を入手して、積算価格をより経済的かつ合理的に算定することが望ましい。【意見 1 1 - 3】

設計積算のうち、機器、印刷教材の物件費については、1者から参考見積を徴取して積算基礎としている。

当該手続自体は規則に照らし問題が存在するわけではないが、機器や印刷教材についての参考見積を1者のみから入手すると、当該内容について県で独自に単価表を有するわけではないため、場合によっては複数者から参考見積を入手した場合と比較して、経済的に不利になるケースも想定されうる。

これらの参考見積は、積算をより経済的かつ合理的に算定するために、できれば2者以上から参考見積を徴取して、物件費を積算する方法によることが望ましい。

(6) 庁舎設備等運転管理業務委託契約 (K16)

(担当課等 : 大分中央警察署)

(委託契約の概要)

① 委託契約の内容

大分中央警察署・本部別館庁舎設備等の運転・監視及び日常点検・保守並びに定期点検及び保守等を委託するもの。

② 委託する理由

大分中央警察署・本部別館庁舎の設備運転管理業務について、ビル設備運転管理専門業者に委託することにより、庁舎の電気、空調、衛生、機械等設備の維持管理を24時間行うとともに、定期的に保守、点検及び整備を行い適正な設備の運転、維持管理を行えるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
契約方法	一般競争契約	一般競争契約	一般競争契約
委託先	株式会社西日本総合メンテナンス	株式会社西日本総合メンテナンス	株式会社西日本総合メンテナンス
契約期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 1 月 31 日
予定価格	36,199	36,749	36,574
契約金額	35,280	35,280	35,280
落札率 (%)	95.0	96.0	96.5
入札参加者数(者)	8者	7者	8者
出資の有無	なし	なし	なし
出向者の有無	なし	なし	なし
県OBの有無	なし	なし	なし

④ 平成 17 年度の監査対象契約

(ア) 契約方法及び委託先の状況

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	株式会社R	株式会社R	株式会社R
予定価格	39,910	38,000	38,800
契約金額	38,850	37,800	38,304

(イ) 指摘・意見の概要並びにその改善状況

	報告書の指摘・意見の概要並びにその改善状況	公表された県の措置状況	改善の状況
(1)	<p>契約事務において作成すべき検査調書が未作成であった。業務実施結果報告書に検査印を捺印して検査調書の代用としていたが、契約事務規則に照らし適当ではない。</p>	<p>本年（平成20年）4月の契約事務規則の改正により、検査調書を作成すべき業務の対象が明確化され、目的物の引渡しが行われる業務については検査調書を作成するよう定められた。庁舎設備等運転管理業務委託については、目的物の引渡しがないことから検査調書を作成すべき業務ではないが、委託業者より、日々、報告書の提出を受けており、それに基づいて履行確認を行っている。</p>	<p>平成25年度の委託契約においては、検査調書が作成されており、改善されている。</p>
(2)	<p>設備保守業務の積算に関しては、用度管財課、施設整備課により「庁舎管理マニュアル」が作成されているが、必ずしも実務において活用されておらず、施設間のコスト比較や事務の効率化が十分に図られていない。</p> <p>マニュアルの内容を再検討し、積算単価や積算方法を統一することで、適正な業務コストを算定するとともに契約事務を効率化する必要がある。</p>	<p>関係部局により統一的な庁舎管理マニュアルが平成19年6月に示されたことから、平成20年度から本マニュアルに基づいた積算を実施する。</p>	<p>統一マニュアルに準じた積算を行い、適正な業務コストを算定するとともに契約事務を効率化しており、改善されている。</p>
(3)	<p>適正な競争を促進し、委託契約の効率性・経済性を高めるためには、施設の規模等に応じた統一的な入札参加基準を作成し、参加基準を満たす事業者は原則として入札に参加させる方法（制限付一般競争入札）へ移行する必要がある。</p>	<p>適正な競争を促進し、委託契約の効率性・経済性を高めるため、指名競争入札を見直し、平成20年度から一般競争入札に移行した。</p>	<p>一般競争入札に移行されており、改善されている。</p>

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(意見)

① 再委託に関する判断根拠の文書化

例外的に委託先から再委託先へ業務委託する場合には、判断根拠を文書化したうえで所定の決裁を受けるべきである。【意見11-4】

委託先から再委託先への業務委託は原則として禁止されているが、本契約書第4条では、「本業務の履行のために合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りではない」とされている。

現状、再委託先への業務委託については、「委託業務下請発注承認願」（平成 25 年 4 月 1 日付）を添付した決裁伺い書により署長決裁を得ているが、その判断根拠を示した書類は存在しない。

よって、再委託先への委託業務の内容等を個別に検討したうえで、再委託することが効率的かつ合理的であると結論付けたことが分かるように、その判断根拠を文書化しておくことが望まれる。

以 上